官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一〇）　四
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一一）　四
〔内閣官房令〕
○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房三）　五
〔府　令〕
○食品表示基準及び食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府三四）　六
○企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同三五）　六
○保険業法施行規則及び前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同三六）　八
〔府令・省令〕
○食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産三）　八
○経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・経済産業一）　八
○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通二）　八
〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一五）　九
〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務五三）　九
○消防団員等公務災害補償等共済基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則の一部を改正する省令（同五四）　一〇三
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（同五五）　一〇四
○外務職員の留学費用の償還に関する省令の一部を改正する省令（外務四）　一〇七
○住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（同五）　一〇
○子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（同六）　一一〇
○戦争等による特別事態の際の在勤手当に関する省令の一部を改正する省令（同七）　一一三
○在勤基本手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（同八）　一一三
○在勤基本手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（同九）　一一四
○在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則の一部を改正する省令（同一〇）　一一四
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（同一一）　一一七
○研修員手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（同一二）　一一七
○同行配偶者手当の支給に関する規則（同一三）　一一七
○同行子女手当の支給に関する規則（同一四）　一一八
○在外単身赴任手当の支給に関する規則（同一五）　一一八
○外務省組織規則の一部を改正する省令（同一六）　一一九
○外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令（財務三二）　一一九
○外国為替に関する省令の一部を改正する省令（同三三）　一二〇
○財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令（同三四）　一二一
○財務省組織規則の一部を改正する省令（同三五）　一二一
○狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七三）　一二三
○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（同七四）　一二三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同七五）　一二四
○家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三一）　一二四
○独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業三六）　一二六
○経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令（同三七）　一二六
○経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令（同三八）　一二五

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。

（前のページより続き）

○経済産業省組織規則及び経済産業省定員規則の一部を改正する省令（**同**三九）　一五一
○船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令及び船舶区画規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（**国土交通**三七）　一五五
○道路法施行規則及び特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令の一部を改正する省令（**同**三八）　一六〇
○航空法施行規則の一部を改正する省令（**同**三九）　一六七
○水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令（**同**四〇）　一七一
○自動車登録規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令（**同**四一）　一七二
○気候変動適応法施行規則の一部を改正する省令（**環境**一二）　一七三
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（**防衛**一〇）　一七四
○防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令（**同**一一）　二〇四
○防衛省定員規則の一部を改正する省令（**同**一二）　二〇九

〔**規　則**〕

○人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則（**人事院**八―一二―二四）　二〇五
○人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を改正する人事院規則（**同**九―七―二三）　二〇九
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（**同**九―一七―一七五）　二一〇
○人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則（**同**九―五四―一二）　二一三
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（**同**九―五五―一五六）　二一四
○人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（**同**九―一二三―四六）　二一三
○人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則（**同**一一―一一―六）　二一四
○人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則（**同**一六―〇―八一）　二一四

〔**法規的告示**〕

○特別会計に関する法律施行令第五十一条第七項第一号の内閣総理大臣が定める同号イに掲げる交付金に係る基準を定める件の一部を改正する件（**内閣府**三〇）　二二五
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件（**金融庁**一三）　二二八
○顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件及び金融商品取引業等に関する内閣府令第百三十条第四項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件の一部を改正する件（**同**一四）　二二八
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（**同**一五）　二二九
○特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準（**こども家庭庁**八）　二二九
○基幹放送普及計画の一部を変更する件（**総務**一五七）　二三〇
○放送法施行規則第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書及び事業収支見積書の変更の届出に関する事項を定める件（**同**一五八）　二三一
○令和八年度地方債計画（**同**一六〇）　二三一
○令和八年度地方債充当率（**同**一六一）　二三〇
○租税特別措置法施行令第四十四条の四第一項の土地を指定する件（**法務・国土交通**一）　二三五
○沖縄振興開発金融公庫の貸付金利息のうち未収貸付金利息、借入金利息及び寄託金利息並びに債券利息のうち債券発行差額償却、債券発行費償却、貸倒引当金への繰入れ及び固定資産減価償却費の算出方法を定める件の一部を改正する件（**財務**九八）　二三五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（**厚生労働**一七八）　二四〇
○避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示の一部を改正する告示（**経済産業**五三）　二四〇
○船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示等の一部を改正する告示（**国土交通**五〇九）　二四一
○空港の設備及び管理に関する基本方針の一部を改正する告示（**同**五一〇）　二四三
○学校等の建築物について防音構造としなければならない建築物の部分を建築物の種類に応じて指定する件の一部を改正する件（**同**五一一）　二六二
○平成十二年六月科学技術庁告示第三号（原子力災害対策特別措置法第二条第三号の規定に基づき原子力事業者から除かれる者を指定する件）の一部を改正する告示（**原子力規制委**三）　二六三
○装備移転船舶の配員の基準を定めた件（**防衛**九九）　二六四
○装備移転航空機の安全性に関する基準、装備移転航空機の運航に関する基準及び装備移転航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準を定めた件（**同**一〇〇）　二六五

〔**その他告示**〕

○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の規定により、注視区域及び特別注視区域を指定する件の一部を改正する件（**内閣府**三一、三二）　二七二
○総務大臣の権限又は事務を総合通信局長等に委任する件の一部を改正する件（**総務**一六二）　二七三
○情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律第八条第一項の規定に基づく指定納付受託者の指定の件の一部を改正する件（**同**一六三～一六五）　二七三
○奄美群島振興開発特別措置法施行令の規定により事業を指定する告示の一部を改正する件（**総務・農林水産・国土交通**二）　二七五

○ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（**外務**一一九）　二七六
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**財務**九九）　二七七
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件（**厚生労働・経済産業・環境**四）　二七〇
○租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件（**農林水産**四七五）　二八一
○航空安全プログラム（**国土交通**五一一）　二八二
○公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間（**観光庁**二）　二八六
○自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例に関する告示の一部を改正する告示（**防衛**一〇一）　二九五
○道路に関する件（**東北地方整備局**七四）　二九六
○道路に関する件（**関東地方整備局**一四七～一四九）　二九六
○道路に関する件（**北陸地方整備局**二二～二四）　二九七
○道路に関する件（**中部地方整備局**四三～四六）　二九七
○道路に関する件（**近畿地方整備局**六五～六九）　二九七
○道路に関する件（**中国地方整備局**五七～五九）　二九八
○道路に関する件（**四国地方整備局**三三一～三三五）　二九八
○道路に関する件（**九州地方整備局**六〇）　二九九
○道路に関する件（**北海道開発局**三一一）　三〇〇

〔**官庁報告**〕

官庁事項

人事院規則二一―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成二十一年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一五）　二九九
人事院規則二一―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（同一六、一七）　三〇〇
指定保安検査機関の指定に関する公示（中国四国産業保安監督部、九州同）　三〇〇
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　三〇一
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　三〇一
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　三〇一
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　三〇一
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　三〇一
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　三〇一

労　働

最低賃金の廃止決定に関する公示（奈良労働局最低賃金公示一）　三〇二

国家試験

令和八年度司法書士試験に関する公告（法務省）　三〇二
令和八年度検察官特別考試の施行（検察官・公証人特別任用等審査会）　三〇三
令和八年一級建築基準適合判定資格者検定の施行について（国土交通省）　三〇四
令和八年二級建築基準適合判定資格者検定の施行について（同）　三〇四
令和八年度における臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施について（環境省）　三〇五

本号で公布された法令のあらまし

◇災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百十号）（内閣府本府）

1　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十九号）の一部の施行に伴い、災害時に指定行政機関等から都道府県又は市町村に派遣された職員に対して国等が支給した手当のうち当該都道府県又は市町村が負担するものとして、第二種初任給調整手当等を追加する。（本則関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百十一号）（財務省）

1　令和八年に開催される愛知・名古屋アジアパラ競技大会を記念するため発行する千円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定める。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、五万枚とする。（別表第三関係）

3　1に掲げる記念貨幣で一枚を容器に入れたものの価額にあっては、三万千六百三十七円とする。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百十号

災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第二項及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「初任給調整手当、同法第十条の五第一項」を「第一種初任給調整手当、同法第十条の五第一項及び第三項の第二種初任給調整手当、同法第十条の六第一項」に改める。

一　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第十八条第八項

二　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第四十二条第八項

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百十一号

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

別表第一中第六十九号を第七十号とし、第五十号から第六十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四十九号の次に次の一号を加える。

五十　千円の貨幣のうち令和八年に開催される愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会を記念するため発行するもの

素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	 
直径	四十ミリメートル
彩色	白色、灰色、黒色、青色、青紫色、赤色、オレンジ色、黄色及び緑色

別表第三中第六十三号を第六十四号とし、第四十四号から第六十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四十三号の次に次の一号を加える。

四十四　令和八年に開催される愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣

素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	
直径	四十ミリメートル
彩色	白色、緑色、灰色、黒色、青色、赤色、オレンジ色、黄色及び
五万枚	
三万千六百三十七円	

別表第四第四十三号イ中「別表第一第六十二号」を「別表第一第六十三号」に改め、同表に次のように加える。

五十九　令和八年に開催される愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五十三号」を「第五十四号」に改める。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

内閣官房令

○内閣官房令第三号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（表一の項関係）	（表一の項関係）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］

4　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。	4　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　ＴＰＰ等総合対策本部に係る事務並びに同本部によるＣＰＴＰＰ（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）交渉等の方針に基づく交渉等の事務を処理するための事務局に置かれ、交渉チームを統括するもの	三　ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）に関する主要閣僚会議及び幹事会に係る事務を処理し、また、ＴＰＰ協定交渉等に関する方針等の企画及び立案並びに総合調整を行うための本部に置かれ、交渉チームを統括するもの
［四　略］	四　前号の本部に置かれ、分野別チームを統括するもの
五　［略］	［五　同上］
［号を削る。］	［六　同上］
	七　特定複合観光施設区域の整備の推進に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理するもの
［六　略］	［八　同上］
［5～7　略］	［5～7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

府　令

○内閣府令第三十四号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項及び第六条第八項並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）第七条第一項の規定に基づき、食品表示基準及び食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月一日　　内閣総理大臣　高市　早苗

食品表示基準及び食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

（食品表示基準の一部改正）

第一条　食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（横断的義務表示）	（横断的義務表示）
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　前二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる表示事項の表示は、同表の下欄に掲げる区分に該当する食品にあってはこれを省略することができる。	3　前二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる表示事項の表示は、同表の下欄に掲げる区分に該当する食品にあってはこれを省略することができる。

保存の方法	［1～5　略］
	6　食塩及びうま味調味料
	［7～10　略］

保存の方法	［1～5　同上］
	6　食塩
	［7～10　同上］

［略］	［同上］

（義務表示の特例）

第五条　前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあっては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。

［略］	
食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合	原材料名（特定保健用食品及び機能性表示食品の場合を除く。）　内容量又は固形量及び内容総量（特定保健用食品及び機能性表示食品の場合を除く。）　栄養成分の量及び熱量（栄養表示をしようとする場合並びに特定保健用食品及び機能性表示食品の場合を除く。）　食品関連事業者の氏名又は名称及び住所（指定成分等含有食品、特定保健用食品及び機能性表示食品の場合を除く。） 原産国名　原料原産地名　別表第十九の中欄に掲げる表示事項（食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。以下この項において同じ。）の項の中欄に掲げる事項、食肉製品（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十三条に規定するものに限る。以下この表において同じ。）の項の中欄に掲げる事項、乳に係る種類別、乳製品の項の中欄に掲げる事項、鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）の項の中欄に掲げる事項、切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）の項の中欄に掲げる事項、生かきの項の中欄に掲げる事項、ゆでがにに係る飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別、ふぐを原材料とするふぐ加工品の項の中欄に掲げる事項、冷凍食品の項の中欄に掲げる事項、容器包装に密封された常温で流通する食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）のうち、水素イオン指数が四・六を超え、かつ、水分活性が〇・九四を超え、かつ、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間に満たない条件で加熱殺菌されたものであって、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するために摂氏十度以下での保存を要するものに係る要冷蔵である旨を除く。）
不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合	［略］

2

（義務表示の特例）

第五条　前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあっては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。

［同上］	
食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合	原材料名（特定保健用食品及び機能性表示食品の場合を除く。）　内容量又は固形量及び内容総量（特定保健用食品及び機能性表示食品の場合を除く。）　栄養成分の量及び熱量（栄養表示をしようとする場合並びに特定保健用食品及び機能性表示食品の場合を除く。）　食品関連事業者の氏名又は名称及び住所（指定成分等含有食品、特定保健用食品及び機能性表示食品の場合を除く。） 原産国名　原料原産地名　別表第十九の中欄に掲げる表示事項（即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のものをいう。）に係る油脂で処理した旨、無菌充填豆腐（食品、添加物等の規格基準第1食品の部D各条の項の豆腐に規定する無菌充填豆腐をいう。以下同じ。）に係る常温での保存が可能である旨及び常温で保存した場合における賞味期限である旨の文字を冠したその年月日、食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。以下この項において同じ。）の項の中欄に掲げる事項、食肉製品（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十三条に規定するものに限る。以下この表において同じ。）の項の中欄に掲げる事項、乳の項の中欄に掲げる事項、乳製品の項の中欄に掲げる事項、乳又は乳製品を主要原料とする食品の項の中欄に掲げる事項、鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）の項の中欄に掲げる事項、切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）の項の中欄に掲げる事項、生かきの項の中欄に掲げる事項、ゆでがにに係る飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別、魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこの項の中欄に掲げる事項、ふぐを原材料とするふぐ加工品の項の中欄に掲げる事項、鯨肉製品に係る気密性のある容器包装に充てんした後、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法により殺菌したもの（缶詰又は瓶詰のものを除く。）の殺菌方法、冷凍食品の項の中欄に掲げる事項、容器包装詰加圧加熱殺菌食品に係る食品を気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌した旨（缶詰又は瓶詰の食品、清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）、容器包装に密封された常温で流通する食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）のうち、水素イオン指数が四・六を超え、かつ、水分活性が〇・九四を超え、かつ、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間に満たない条件で加熱殺菌されたものであって、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するために摂氏十度以下での保存を要するものに係る要冷蔵である旨、缶詰の食品に係る主要な原材料名、水のみを原料とする清涼飲料水に係る殺菌又は除菌を行っていない旨（容器包装内の二酸化炭素圧力が摂氏二十度で九十八キロパスカル未満であって、殺菌又は除菌（ろ過等により、原水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去することをいう。以下同じ。）を行わないものに限る。）及び果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであって、原料用果汁以外のものに係る「冷凍果実飲料」の文字を除く。）
不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合	［同上］

2

（義務表示）

第十条　食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないで、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

［一～十二　略］

［号を削る。］

十三～十六　［略］

［号を削る。］

十七～二十　［略］

［号を削る。］

二十一　［略］

［号を削る。］

二十二　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［2～4　略］

（義務表示の特例）

第十一条　前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあっては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

［略］	
容器包装に入れないで販売する場合	保存の方法　消費期限又は賞味期限　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称　アレルゲン　L－フェニルアラニン化合物を含む旨　指定成分等含有食品に関する事項　乳児用規格適用食品である旨　食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項　食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）に関する事項　乳に関する事項　乳製品に関する事項　鶏の液卵に関する事項　切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であって、生

（義務表示）

第十条　食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないで、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

［一～十二　同上］

十三　即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のものをいう。以下同じ。）に関する事項

十三の二　無菌充填豆腐に関する事項

十四～十七　［同上］

十八　乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項

十九～二十二　［同上］

二十三　魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項

二十四　［同上］

二十五　鯨肉製品に関する事項

二十六　［同上］

二十七　容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項

二十八　缶詰の食品に関する事項

二十九　水のみを原料とする清涼飲料水（以下「ミネラルウォーター類」という。）に関する事項

三十　果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであって、原料用果汁以外のもの（以下「冷凍果実飲料」という。）に関する事項

［2～4　同上］

（義務表示の特例）

第十一条　前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあっては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

［同上］	
容器包装に入れないで販売する場合	保存の方法　消費期限又は賞味期限　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称　アレルゲン　L－フェニルアラニン化合物を含む旨　指定成分等含有食品に関する事項　乳児用規格適用食品である旨　即席めん類に関する事項　食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項　食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）に関する事項　乳に関する事項　乳製品に関する事項　乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項　鶏の液卵に関する事項　切り身又はむき身に

食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項　生かきに関する事項　ゆでがにに関する事項　ふぐを原材料とするふぐ加工品に関する事項　冷凍食品に関する事項

2　［略］

（義務表示）

第十五条　食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項（酒類にあっては、第六号に掲げる表示事項を除く。）が第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書及び同項の表の名称の項の2の規定は適用しない。

［一～九　略］

［号を削る。］

十～十三　［略］

［号を削る。］

十四～十七　［略］

［号を削る。］

十八　［略］

［号を削る。］

十九　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

別表第三（第二条関係）

食品	用語	定義
［略］		
トマト加工品	［略］	
	トマトジュース	次に掲げるものをいう。 一　トマトの搾汁又はこれに食塩を加えたもの 二　濃縮トマト（この表の中欄に掲げる濃縮トマトに係るこの表の下欄二に規定するものを除く。）を希釈して搾汁の状態に戻したもの又はこれに食塩を加えたもの
［略］		
トマト		完熟したトマトの果実をいう。

した魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項　生かきに関する事項　ゆでがにに関する事項　魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項　ふぐを原材料とするふぐ加工品に関する事項　鯨肉製品に関する事項　冷凍食品に関する事項　ミネラルウォーター類に関する事項　冷凍果実飲料に関する事項

2　［同上］

（義務表示）

第十五条　食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項（酒類にあっては、第六号に掲げる表示事項を除く。）が第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書及び同項の表の名称の項の2の規定は適用しない。

［一～九　同上］

十　即席めん類に関する事項

十の二　無菌充填豆腐に関する事項

十一～十四　［同上］

十五　乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項

十六～十九　［同上］

二十　魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項

二十一　［同上］

二十二　鯨肉製品に関する事項

二十三　［同上］

二十四　容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項

二十五　缶詰の食品に関する事項

二十六　ミネラルウォーター類に関する事項

二十七　冷凍果実飲料に関する事項

別表第三（第二条関係）

食品	用語	定義
［同上］		
トマト加工品	［同上］	
	トマトジュース	次に掲げるものをいう。 一　トマトを破砕して搾汁し、又は裏ごし、皮、種子等を除去したもの（以下この表、別表第四、別表第十九及び別表第二十のトマト加工品の項において「トマトの搾汁」という。）又はこれに食塩を加えたもの 二　濃縮トマトを希釈して搾汁の状態に戻したもの又はこれに食塩を加えたもの
［同上］		
トマト		完熟した赤色の、又は赤味を帯びたトマト（Lycopersicum esculentum P.Mill）の果実をいう。

トマトの搾汁	トマトを破砕して搾汁し、又は裏ごし、皮、種子等を除去したものをいう。	
濃縮トマト	次に掲げるものをいう。 一　トマトの搾汁を濃縮したもの（粉末状及び固形状のものを除く。）で無塩可溶性固形分が八パーセント以上のもの 二　一にトマト固有の香味を変えない程度に少量のレモン又は水素イオン濃度調整剤を加えたもので無塩可溶性固形分が八パーセント以上のもの	［削る。］
		［削る。］
		［削る。］
		［削る。］
		［削る。］
		［削る。］
		［削る。］
		［略］
農産物漬物	農産物漬物	農産物漬物
	農産物（山菜、きのこ及び樹木の花、葉等を含む。以下農産物漬物の項において同じ。）を塩漬け（塩漬けの前後に行う砂糖類漬けを含む。）し、干し、若しくは湯煮したもの若しくはこれらの処理をしないもの又はこれに水産物（魚介類及び海藻類をいう。以下農産物漬物の項において同じ。）を脱塩、浸漬（せき）、塩漬け等の処理をしたもの若しくはしないものを加えたもの（水産物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。）を塩、しょうゆ、アミノ酸液（大豆等の植物性たんぱく質を酸により処理したものをいう。以下農産物漬物の項において同じ。）、食酢、梅酢、ぬか類（米ぬか、ふすま、あわぬか等をいう。以下農産物漬物の項において同じ。）、酒かす（みりんかすを含む。以下	

［加える。］		
濃縮トマト	トマトを破砕して搾汁し、又は裏ごし、皮、種子等を除去した後濃縮したもの（粉末状及び固形状のものを除く。）で無塩可溶性固形分が八パーセント以上のもの	
充てん液	次に掲げるものをいう。 一　トマトジュース、トマトピューレー又はトマトペースト 若しくはこれにセルリー、ピーマン、たまねぎ等の野菜類を細切したもの（野菜類の搾汁を含む。）を加えたもの 二　水 三　一又は二に食塩、砂糖類、香辛料等（野菜類以外の農畜水産物及び着色料を除く。）を加えたもの	
全形	果皮を除去し、又は除去しないトマトのへた及び果しんの硬い部分を除去したほぼ原形又は原形のものをいう。	
二つ割り	全形をほぼ二分の一に切断したものをいう。	
四つ割り	全形をほぼ四分の一に切断したものをいう。	
輪切り	全形をほぼ均一な厚さに切断した円形状のものをいう。	
くさび形	全形をほぼ均一な大きさに切断したくさび状のものをいう。	
立方形	全形をほぼ均一な大きさに切断した立方形状のものをいう。	
不定形	全形を不定形に破砕したものをいう。	
		［同上］
農産物漬物	農産物漬物	農産物漬物
	農産物（山菜、きのこ及び樹木の花、葉等を含む。以下農産物漬物の項において同じ。）を塩漬け（塩漬けの前後に行う砂糖類漬けを含む。）し、干し、若しくは湯煮したもの若しくはこれらの処理をしないもの又はこれに水産物（魚介類及び海藻類をいう。以下農産物漬物の項において同じ。）を脱塩、浸漬（せき）、塩漬け等の処理をしたもの若しくはしないものを加えたもの（水産物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。）を塩、しょうゆ、アミノ酸液（大豆等の植物性たんぱく質を酸により処理したものをいう。以下農産物漬物の項において同じ。）、食酢、梅酢、ぬか類（米ぬか、ふすま、あわぬか等をいう。以下この表及び別表第四の農産物漬物の項において同じ。）、酒かす（み	

	農産物漬物の項において同じ。）、みそ、こうじ、からし粉、もろみ若しくは赤とうがらし粉を用いたものに漬けたもの（漬けることにより乳酸発酵又は熟成しないものを含む。）又はこれを干したものをいう。
［略］	
たくあん漬け	農産物ぬか漬け類のうち、干しあげ又は塩押し（塩漬けにより水分を除くこと。）により脱水しただいこんを漬けたものをいう。
［略］	
農産物かす漬け類	この表の中欄に掲げる農産物漬物のうち、酒かす又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたもの（以下農産物漬物の項において「酒かす等」と総称する。）に漬けたものをいう。
［略］	
農産物みそ漬け類	この表の中欄に掲げる農産物漬物のうち、みそ又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたものに漬けたものをいう。
［略］	
ハム類	
骨付きハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のももを骨付きのまま整形し、塩漬（えんせき）し、及びくん煙し、又はくん煙しないで乾燥したもの 二　［略］ ［号を削る。］ 三　一又は二をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
ボンレスハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のももを整形し、塩漬（えんせき）し、骨を抜き、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの

	りんかすを含む。以下農産物漬物の項において同じ。）、みそ、こうじ、からし粉、もろみ若しくは赤とうがらし粉を用いたものに漬けたもの（漬けることにより乳酸発酵又は熟成しないものを含む。）又はこれを干したものをいう。
［同上］	
たくあん漬け	農産物ぬか漬け類のうち、干しあげ（天日干しで水分を除くこと。）又は塩押し（塩漬けにより水分を除くこと。）により脱水しただいこんを漬けたものをいう。
［同上］	
農産物かす漬け類	この表の中欄に掲げる農産物漬物のうち、酒かす又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたもの（以下この表及び別表第四の農産物漬物の項において「酒かす等」と総称する。）に漬けたものをいう。
［同上］	
農産物みそ漬け類	この表の中欄に掲げる農産物漬物のうち、みそ又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたもの（以下別表第四の農産物漬物の項において「みそ等」と総称する。）に漬けたものをいう。
［同上］	
ハム類	
骨付きハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のももを骨付きのまま整形し、塩漬（えんせき）し、及びくん煙し、又はくん煙しないで乾燥したもの 二　［同上］ 三　サイドベーコンのももを切り取り、骨付きのまま整形したもの 四　一、二又は三をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
ボンレスハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のももを整形し、塩漬（えんせき）し、骨を抜き、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの

二　豚のもも肉を分割して整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 三　［略］	ロースハム
次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のロース肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二　［略］	
次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚の肩肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二　［略］	ショルダーハム
次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のばら肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二　［略］	ベリーハム
次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚の肩肉、ロース肉又はもも肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、低温でくん煙し、又はくん煙しないで乾燥したもの 二　［略］	ラックスハム
次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　肉塊を塩漬したもの又はこれにつなぎを加えたもの（つなぎの占める割合が二十パーセントを超えるものを除く。）に調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え、又は加えないで混合し、ケーシングに充てんした後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二　［略］	プレスハム

二　豚のもも肉を分割して整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 三　［同上］	ロースハム
次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のロース肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二　［同上］	
次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚の肩肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二　［同上］	ショルダーハム
次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のばら肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二　［同上］	ベリーハム
次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚の肩肉、ロース肉又はもも肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装し又は包装しないで、低温でくん煙し、又はくん煙しないで乾燥したもの 二　［同上］	ラックスハム
次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　肉塊を塩漬したもの又はこれにつなぎを加えたもの（つなぎの占める割合が二十パーセントを超えるものを除く。）に調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え、又は加えないで混合し、ケーシングに充てんした後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 二　［同上］	プレスハム

肉塊	家畜又は家きんの肉を切断したもので、十グラム以上のものをいう。
つなぎ	家畜若しくは家きんの肉をひき肉したもの又はこれらにでん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たんぱく、卵たんぱく、乳たんぱく、血液たんぱく等を加えたものを練り合わせたものをいう。
家畜	豚、牛、馬、めん羊又は山羊をいう。
家きん	鶏、うずら、あひる、七面鳥、ほろほろ鳥その他の食用に飼育される鳥をいう。
［項を削る。］	

ソーセージ	ソーセージ
	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　家畜若しくは家きんの肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したもの（以下この表、別表第四及び別表第五のソーセージの項において単に「原料畜肉類」という。）に、家畜若しくは家きんの臓器及び可食部分を塩漬し又は塩漬しな

肉塊	畜肉（豚肉、牛肉、馬肉、めん羊肉又は山羊肉をいう。以下次項において同じ。）又は家きん肉を切断したもので、十グラム以上のものをいう。
つなぎ	畜肉、家兎肉若しくは家きん肉をひき肉したもの又はこれらにでん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たんぱく、卵たんぱく、乳たんぱく、血液たんぱく等を加えたものを練り合わせたものをいう。
［加える。］	［加える。］
混合プレスハム	混合プレスハム
	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　肉塊を塩漬したもの又はこれにつなぎを加えたもの（つなぎの占める割合が二十パーセントを超えるものを除く。）に調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え、又は加えないで混合し、ケーシングに充てんした後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの（魚肉（鯨肉を含む。以下この項において同じ。）を含まないもの及び魚肉の肉に占める割合が五十パーセントを超えるものを除く。） 二　一をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
肉塊	畜肉（豚肉、牛肉、馬肉、めん羊肉又は山羊肉をいう。以下次項において同じ。）、家兎肉、家きん肉又は魚肉を切断したもので、十グラム以上のものをいう。
つなぎ	畜肉、家兎肉、家きん肉又は魚肉をひき肉したもの又はこれらにでん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たんぱく、卵たんぱく、乳たんぱく、血液たんぱく等を加えたものを練り合わせたものをいう。
ソーセージ	ソーセージ
	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　家畜、家きん若しくは家兎の肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したもの（以下この表、別表第四、別表第五及び別表第二十二のソーセージの項において単に「原料畜肉類」という。）に、家畜、家きん若しくは家兎の臓器及び可

	いで、ひき肉し又はすりつぶしたもの（以下この表及び別表第四のソーセージの項において単に「原料臓器類」という。）又は魚肉若しくは鯨肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの（魚肉及び鯨肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が十五パーセント未満であるものに限る。以下この表及び別表第四のソーセージの項において単に「原料魚肉類」という。）を加え又は加えないで、調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えないで練り合わせたものをケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで加熱し又は乾燥したもの（原料畜肉類の重量が原料臓器類の重量を超えるものに限る。）
クックドソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージのうち、湯煮又は蒸煮により加熱したもの（セミドライソーセージ、ドライソーセージ及び無塩漬ソーセージを除く。）をいう。
加圧加熱ソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージのうち、摂氏百二十度で四分間加圧加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法により殺菌（以下別表第四のソーセージの項において「加圧加熱殺菌」という。）したもの（無塩漬ソーセージを除く。）をいう。
セミドライソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、塩漬した原料畜肉類を使用し、かつ、原料臓器類（豚及び牛の脂肪層を除く。ドライソーセージの項において同じ。）及び原料魚肉類を加えないものであり、湯煮若しくは蒸煮により加熱し又は加熱しないで、乾燥したものであって水分が五十五パーセント以下のもの（ドライソーセージを除く。）をいう。
ドライソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、塩漬した原料畜肉類を使用し、かつ、原料臓器類及び原料魚肉類を加えないものであり、加熱し又は加熱しないで乾燥したものであって水分が三十五パーセント以下のものをいう。
無塩漬ソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージのうち、使用する原料畜肉類、原料臓器類又は原料魚肉類を塩漬していないものをいう。
［略］	［二～五　略］

	食部分を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの（以下この表、別表第四及び別表第二十二のソーセージの項において単に「原料臓器類」という。）又は魚肉若しくは鯨肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの（魚肉及び鯨肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が十五パーセント未満であるものに限る。以下この表及び別表第四のソーセージの項において単に「原料魚肉類」という。）を加え又は加えないで、調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えないで練り合わせたものをケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで加熱し又は乾燥したもの（原料畜肉類中家畜及び家きんの肉の重量が家兎の肉の重量を超え、かつ、原料畜肉類の重量が原料臓器類の重量を超えるものに限る。）
クックドソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージのうち、湯煮又は蒸煮により加熱したもの（セミドライソーセージ、ドライソーセージ及び無塩漬ソーセージを除く。）をいう。
加圧加熱ソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージのうち、摂氏百二十度で四分間加圧加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法により殺菌（以下別表第四のソーセージの項において「加圧加熱殺菌」という。）したもの（無塩漬ソーセージを除く。）をいう。
セミドライソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、塩漬した原料畜肉類を使用し、かつ、原料臓器類（豚及び牛の脂肪層を除く。ドライソーセージの項において同じ。）及び原料魚肉類を加えないものであり、湯煮若しくは蒸煮により加熱し又は加熱しないで、乾燥したものであって水分が五十五パーセント以下のもの（ドライソーセージを除く。）をいう。
ドライソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、塩漬した原料畜肉類を使用し、かつ、原料臓器類及び原料魚肉類を加えないものであり、加熱し又は加熱しないで乾燥したものであって水分が三十五パーセント以下のものをいう。
無塩漬ソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージのうち、使用する原料畜肉類、原料臓器類又は原料魚肉類を塩漬していないものをいう。
［同上］	［二～五　同上］

レバーソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、原料臓器類（豚及び牛の脂肪層を除く。）として家畜又は家きんの肝臓のみを使用したものであって、その原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセント未満のものであり、かつ、原料魚肉類を加えていないものをいう。
レバーペースト	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄二又は三に規定するもののうち、原料臓器類（豚及び牛の脂肪層を除く。）として家畜又は家きんの肝臓のみを使用したものであって、その原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超えるものであり、かつ、原料魚肉類を加えていないものをいう。
［略］	
家畜	豚、牛、馬、めん羊又は山羊をいう。
家きん	鶏、うずら、あひる、七面鳥、ほろほろ鳥その他の食用に飼育される鳥をいう。
［略］	
混合ソーセージ	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　家畜若しくは家きんの肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したもの（以下混合ソーセージの項において単に「原料畜肉類」という。）又は家畜若しくは家きんの臓器及び可食部分を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの（以下混合ソーセージの項において単に「原料臓器類」という。）に、魚肉若しくは鯨肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの（魚肉及び鯨肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が十五パーセント以上五十パーセント未満であるものに限る。）を加え、調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えないで、練り合わせたものをケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで加熱したもの（原料畜肉類及び原料臓器類の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超えるものに限る。二及び三において同じ。） ［二～四　略］
混合ソーセージ	

レバーソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、原料臓器類（豚及び牛の脂肪層を除く。）として家畜、家きん又は家兎の肝臓のみを使用したものであって、その原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセント未満のものであり、かつ、原料魚肉類を加えていないものをいう。
レバーペースト	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄二又は三に規定するもののうち、原料臓器類（豚及び牛の脂肪層を除く。）として家畜、家きん又は家兎の肝臓のみを使用したものであって、その原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超えるものであり、かつ、原料魚肉類を加えていないものをいう。
［同上］	
家畜	豚、牛、馬、めん羊又は山羊をいう。
［加える。］	
［同上］	
混合ソーセージ	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　家畜、家きん若しくは家兎の肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したもの（以下この表及び別表第二十二の混合ソーセージの項において単に「原料畜肉類」という。）又は家畜、家きん若しくは家兎の臓器及び可食部分を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの（以下この表及び別表第二十二の混合ソーセージの項において単に「原料臓器類」という。）に、魚肉若しくは鯨肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの（魚肉及び鯨肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が十五パーセント以上五十パーセント未満であるものに限る。）を加え、調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えないで、練り合わせたものをケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで加熱したもの（原料畜肉類及び原料臓器類の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超えるものに限る。二及び三において同じ。） ［二～四　同上］
混合ソーセージ	

［略］			
家畜	豚、牛、馬、めん羊又は山羊をいう。		
家きん	鶏、うずら、あひる、七面鳥、ほろほろ鳥その他の食用に飼育される鳥をいう。		
［略］			
		ベーコン類	
		ベーコン	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のばら肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬し、及びくん煙したもの ［号を削る。］ 二　一をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
		ロースベーコン	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のロース肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬し、及びくん煙したもの ［号を削る。］ 二　一をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
		ショルダーベーコン	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚の肩肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬し、及びくん煙したもの ［号を削る。］ 二　一をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
［削る。］			
［削る。］			

［同上］			
家畜	豚、牛、馬、めん羊又は山羊をいう。		
［加える。］			
［同上］			
		ベーコン類	
		ベーコン	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のばら肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬し、及びくん煙したもの 二　ミドルベーコン又はサイドベーコンのばら肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの 三　一又は二をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
		ロースベーコン	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のロース肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬し、及びくん煙したもの 二　ミドルベーコン又はサイドベーコンのロース肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの 三　一又は二をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
		ショルダーベーコン	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚の肩肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬し、及びくん煙したもの 二　サイドベーコンの肩肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの 三　一又は二をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
		ミドルベーコン	次に掲げるものをいう。 一　豚の胴肉を塩漬し、及びくん煙したもの 二　サイドベーコンの胴肉を切り取り、整形したもの
		サイドベーコン	豚の半丸枝肉を塩漬し、及びくん煙したものをいう。

［削る。］	［削る。］	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰
		食肉鳥卵又はその加工品（調味、ばい焼又は塩漬したものを含む。）に調味液を加え又は加えないで、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したものをいう。
		［略］
		ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰
		畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家畜、家兎又は家きんの肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したものに、家畜、家兎若しくは家きんの臓器及び可食部分を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくはすりつぶしたもの又は魚肉若しくは鯨肉を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくはすりつぶしたもの（魚肉及び鯨肉の原材料及び添加物（調味液の原材料及び添加物を除く。以下この項において同じ。）に占める重量の割合が十五パーセント未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、調味料、香辛料等を加え、結着材料（結着材料の原材料及び添加物に占める重量の割合が十五パーセント未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、練り合わせたもの（グリンピース、パプリカその他の種ものを加えたものを含む。）をケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで、加熱し、又は乾燥したものをブロック、スライス若しくはその他の形状に切断し、又はそのままで詰めたものをいう。
		コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰
		畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉を塩漬し、煮熟した後、ほぐし又はほぐさないで、食用油脂、調味料、香辛料等を加え又は加えないで詰めたものをいう。
		［略］
		無塩漬コンビーフ缶詰又は無塩漬コンビーフ瓶詰
		畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、牛肉を塩漬しないで単に塩漬けし、煮熟した後、ほぐして、食用油脂、調味料、香辛料等を加え、練り合わせたものを詰めたものをいう。

半丸枝肉		畜産物缶詰又は畜産物瓶詰
豚のと体をはく皮し、又は脱毛し、内臓を摘出し、並びに頭部、尾部及びし端を除去し、これをせきついに沿って二分したものをいう。		食肉鳥卵又はその加工品（調味、ばい焼又は塩漬したものを含む。）に調味液を加え又は加えないで、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したものをいう。
胴肉		［同上］
半丸枝肉から肩及びももの部分を除いたもの又はこれを除骨したものをいう。		ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰
		畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家畜、家兎又は家きんの肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したものに、家畜、家兎若しくは家きんの臓器及び可食部分を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくはすりつぶしたもの又は魚肉若しくは鯨肉を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくはすりつぶしたもの（魚肉及び鯨肉の原材料及び添加物（調味液の原材料及び添加物を除く。以下この項において同じ。）に占める重量の割合が十五パーセント未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、調味料、香辛料等を加え、結着材料（結着材料の原材料及び添加物に占める重量の割合が十五パーセント未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、練り合わせたもの（グリンピース、パプリカその他の種ものを加えたものを含む。）をケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで、加熱し、又は乾燥したものをブロック、スライス若しくはその他の形状に切断し、又はそのままで詰めたものをいう。
		コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰
		畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉を塩漬し、煮熟した後、ほぐし又はほぐさないで、食用油脂、調味料、香辛料等を加え又は加えないで詰めたものをいう。
		［同上］
		無塩漬コンビーフ缶詰又は無塩漬コンビーフ瓶詰
		畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、牛肉を塩漬しないで単に塩漬けし、煮熟した後、ほぐして、食用油脂、調味料、香辛料等を加え、練り合わせたものを詰めたものをいう。

ランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉を塩漬し、ひき肉したものに、家畜、家兎又は家きんの臓器及び可食部分を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し、又はすりつぶしたものを加え又は加えないで、結着材料、食用油脂、調味料、香辛料等を加え、練り合わせたものを詰めたものをいう。	［略］	削りぶし
塩漬	食塩及び発色剤に香辛料等を加え又は加えないで調製したものに食肉を漬け込むことをいう。	［略］	
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	魚肉（鯨その他魚以外の水産動物の肉を含む。以下この表及び別表第四の魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において同じ。）の肉片を塩漬けしたもの（以下魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において「魚肉の肉片」という。）又はこれに食肉（豚肉、牛肉、めん羊肉又は家きん肉をいう。以下魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において同じ。）の肉片を塩漬けしたもの、肉様の組織を有する植物性たんぱく（以下魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において「肉様植たん」という。）若しくは脂肪層（肉様植たん又は脂肪層にあっては、それぞれ、おおむね五グラム以上のものに限る。）を混ぜ合わせたものにつなぎを加え若しくは加えないで調味料及び香辛料で調味したもの又はこれに食用油脂、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加えて混ぜ合わせたものをケーシングに充てんし、加熱したもの（魚肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超え、魚肉の肉片の原材料及び添加物に占める重量の割合が十パーセント以上であり、つなぎの原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセント未満であるものに限る。）（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）	［略］	次に掲げるものをいう。 一　ふし又はかれぶしを削ったもの

ランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉を塩漬し、ひき肉したものに、家畜、家兎又は家きんの臓器及び可食部分を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し、又はすりつぶしたものを加え又は加えないで、結着材料、食用油脂、調味料、香辛料等を加え、練り合わせたものを詰めたものをいう。	［同上］	削りぶし
塩漬	食塩及び発色剤に香辛料等を加え又は加えないで調製したものに食肉を漬け込むことをいう。	［同上］	
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	魚肉（鯨その他魚以外の水産動物の肉を含む。以下この表及び別表第四の魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において同じ。）の肉片を塩漬けしたもの（以下魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において「魚肉の肉片」という。）又はこれに食肉（豚肉、牛肉、めん羊肉又は家きん肉をいう。以下同じ。）の肉片を塩漬けしたもの、肉様の組織を有する植物性たんぱく（以下この表及び別表第四の魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において「肉様植たん」という。）若しくは脂肪層（肉様植たん又は脂肪層にあっては、それぞれ、おおむね五グラム以上のものに限る。）を混ぜ合わせたものにつなぎを加え若しくは加えないで調味料及び香辛料で調味したもの又はこれに食用油脂、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加えて混ぜ合わせたものをケーシングに充てんし、加熱したもの（魚肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超え、魚肉の肉片の原材料及び添加物に占める重量の割合が十パーセント以上であり、つなぎの原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセント未満であるものに限る。）（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）	［同上］	次に掲げるものをいう。 一　かつお、さば、まぐろ等の魚類について、その頭、内臓等を除去し、煮熟によってたんぱく質を凝固させた後冷却し、水分が二十六パーセント以下になるようにくん乾したもの（以下この表、別表第四、別表第十九及び別表第二十二の削りぶしの項において「ふし」という。）又はふし（かつおにあっては、表面を削ったもの）に二番かび以上のかび付けをしたもの（以下別表第四、別表第十九及び別表第二十二の削りぶしの項において「かれぶし」という。）を削ったもの

二　煮干し又は圧搾煮干しを削ったもの			
三　［略］			
ふし	魚類を煮熟によってたんぱく質を凝固させた後水分が二十六パーセント以下になるようにくん乾したものをいう。ただし、かつお及びまぐろにあっては、頭、内臓等を除去し、煮熟によってたんぱく質を凝固させた後水分が二十六パーセント以下になるようにくん乾したものをいう。		
かれぶし	ふし（かつおにあっては、表面を削ったもの）に二番かび以上のかび付けをしたものをいう。		
煮干し	魚類を煮熟によってたんぱく質を凝固させて乾燥（くん乾を除く。）したものをいう。		
圧搾煮干し	魚類を煮熟によってたんぱく質を凝固させた後圧搾して魚油を除去し乾燥したものをいう。		
［略］			
うに加工品	うにの生殖巣に食塩を加えたもの（以下うに加工品の項において「塩うに」という。）又はこれにエチルアルコール、砂糖、でん粉、酒かす、調味料（アミノ酸等）等（以下うに加工品の項において「エチルアルコール等」と総称する。）を加えたものであって、うにの製品に占める重量の割合が五十パーセント以上のものをいう。	［略］	［略］
しょうゆ	次に掲げるもの（これらに砂糖類（砂糖、糖蜜及び糖類をいう。）、アルコール等を補助的に加えたものを含む。）をいう。 一　大豆（脱脂加工大豆を含む。以下しょうゆの項において同じ。）若しくは大豆及び麦、米等の穀類（これに小麦グルテンを加えたものを含む。）を蒸煮その他の方法で処理して、こうじ菌を培養したもの（以下しょうゆの項において	［略］	しょうゆ

二　いわし、あじ等の魚類を煮熟によってたんぱく質を凝固させた後乾燥したもの（以下別表第四、別表第十九及び別表第二十二の削りぶしの項において「煮干し」という。）又はこれらの魚類を煮熟によってたんぱく質を凝固させた後圧搾して魚油を除去し乾燥したもの（以下別表第四、別表第十九、別表第二十及び別表第二十二の削りぶしの項において「圧搾煮干し」という。）を削ったもの			
三　［同上］			
［加える。］			
［加える。］			
［加える。］			
［同上］			
うに加工品	うにの生殖巣に食塩を加えたもの（以下この表、別表第四、別表第十九、別表第二十及び別表第二十二のうに加工品の項において「塩うに」という。）又はこれにエチルアルコール、砂糖、でん粉、酒かす、調味料（アミノ酸等）等（以下うに加工品の項において「エチルアルコール等」と総称する。）を加えたものであって、うにの製品に占める重量の割合が五十パーセント以上のものをいう。	［同上］	［同上］
しょうゆ	次に掲げるもの（これらに砂糖類（砂糖、糖蜜及び糖類をいう。）、アルコール等を補助的に加えたものを含む。）をいう。 一　大豆（脱脂加工大豆を含む。以下この表及び別表第四のしょうゆの項において同じ。）若しくは大豆及び麦、米等の穀類（これに小麦グルテンを加えたものを含む。）を蒸煮その他の方法で処理して、こうじ菌を培養したもの（以下しょ	［同上］	しょうゆ

「しょうゆこうじ」という。）又はしょうゆこうじに米を蒸し、若しくは膨化したもの若しくはこれをこうじ菌により糖化したものを加えたものに食塩水又は生揚げを加えたもの（以下しょうゆの項において「もろみ」という。）を発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料（製造工程においてセルラーゼ等の酵素（たんぱく質分解酵素にあっては、しろしょうゆのたんぱく質を主成分とする物質による混濁を防止する目的で生揚げの加熱処理時に使用されるものに限る。）を補助的に使用したものを含む。以下別表第四及び別表第二十二のしょうゆの項において「本醸造方式によるもの」という。）

二　もろみにアミノ酸液（大豆等の植物性たんぱく質を酸により処理したものをいう。以下しょうゆの項において同じ。）、酵素分解調味液（大豆等の植物性たんぱく質をたんぱく質分解酵素により処理したものをいう。以下しょうゆの項において同じ。）又は発酵分解調味液（小麦グルテンを発酵させ、分解したものをいう。以下しょうゆの項において同じ。）を加えて発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料（以下別表第四のしょうゆの項において「混合醸造方式によるもの」という。）

三　［略］

［略］

［略］

ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料

ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料

次に掲げるものをいう。

一　食用植物油脂（香味食用油を除く。以下ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料の項において同じ。）及び食酢若しくはかんきつ類の果汁（以下ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料の項において「必須原材料」という。）に食塩、砂糖類、香辛料等を加えて調製し、水中油滴型に乳化した半固体状若しくは乳化液状の調味料又は分離液状の調味料であって、主としてサラダに使用するもの

二　［略］

［略］

「しょうゆこうじ」という。）又はしょうゆこうじに米を蒸し、若しくは膨化したもの若しくはこれをこうじ菌により糖化したものを加えたものに食塩水又は生揚げを加えたもの（以下しょうゆの項において「もろみ」という。）を発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料（製造工程においてセルラーゼ等の酵素（たんぱく質分解酵素にあっては、しろしょうゆのたんぱく質を主成分とする物質による混濁を防止する目的で生揚げの加熱処理時に使用されるものに限る。）を補助的に使用したものを含む。以下別表第四及び別表第二十二のしょうゆの項において「本醸造方式によるもの」という。）

二　もろみにアミノ酸液（大豆等の植物性たんぱく質を酸により処理したものをいう。以下しょうゆの項において同じ。）、酵素分解調味液（大豆等の植物性たんぱく質をたんぱく質分解酵素により処理したものをいう。以下しょうゆの項において同じ。）又は発酵分解調味液（小麦グルテンを発酵させ、分解したものをいう。以下しょうゆの項において同じ。）を加えて発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料（以下別表第四のしょうゆの項において「混合醸造方式によるもの」という。）

三　［同上］

［同上］

［同上］

ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料

ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料

次に掲げるものをいう。

一　食用植物油脂（香味食用油を除く。以下この表及び別表第四のドレッシング及びドレッシングタイプ調味料の項において同じ。）及び食酢若しくはかんきつ類の果汁（以下ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料の項において「必須原材料」という。）に食塩、砂糖類、香辛料等を加えて調製し、水中油滴型に乳化した半固体状若しくは乳化液状の調味料又は分離液状の調味料であって、主としてサラダに使用するもの

二　［同上］

［同上］

マヨネーズ	半固体状ドレッシングのうち、卵黄又は全卵を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、たんぱく加水分解物、酵母エキス、食塩、砂糖類、蜂蜜、香辛料、調味料（アミノ酸等）、酸味料及び香辛料抽出物以外の原材料及び添加物を使用していないものであって、原材料及び添加物に占める食用植物油脂の重量の割合が六十五パーセント以上のものをいう。	［略］
サラダクリーミードレッシング	半固体状ドレッシングのうち、卵黄及びでん粉又は糊料を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、でん粉（加工でん粉を含む。）、たんぱく加水分解物、酵母エキス、食塩、砂糖類、蜂蜜、香辛料、乳化剤、糊料、調味料（アミノ酸等）、酸味料、着色料及び香辛料抽出物以外の原材料及び添加物を使用していないものであって、原材料及び添加物に占める食用植物油脂の重量の割合が十パーセント以上五十パーセント未満のものをいう。	
ノンオイルドレッシング	ドレッシングタイプ調味料のうち、製品百グラム中の脂質量が三グラム未満のものをいう。	

［略］

風味調味料	［略］	
風味原料	節類（かつおぶし等）、煮干魚類、やきあご、こんぶ、ほたて、貝柱、乾しいたけ等の粉末、抽出物又は抽出濃縮物をいう。	
乾燥スープ	次に掲げるものをいう。 一　次のイからニまでに掲げるものに、調味料、砂糖類、食用油脂、香辛料等を加えて調製し、粉末状、顆粒状又は固形状に乾燥したものであって、水若しくは牛乳等を加えて加熱し、又は水、熱湯若しくは牛乳等を加えることによりスープとなるもの ［イ～ニ　略］ 二　［略］	
［略］		
乾燥ポタージュ	この表の中欄に掲げる乾燥スープのうち、つなぎを加えたものであって、水若しくは牛乳等を加えて加熱し、又は水、熱湯若しくは牛乳等を加えることにより濃厚で不透明なスープとなるものをいう。	
［略］		

［同上］

マヨネーズ	半固体状ドレッシングのうち、卵黄又は全卵を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、たんぱく加水分解物、食塩、砂糖類、蜂蜜、香辛料、調味料（アミノ酸等）、酸味料及び香辛料抽出物以外の原材料及び添加物を使用していないものであって、原材料及び添加物に占める食用植物油脂の重量の割合が六十五パーセント以上のものをいう。	［同上］
サラダクリーミードレッシング	半固体状ドレッシングのうち、卵黄及びでん粉又は糊料を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、でん粉（加工でん粉を含む。）、たんぱく加水分解物、食塩、砂糖類、蜂蜜、香辛料、乳化剤、糊料、調味料（アミノ酸等）、酸味料、着色料及び香辛料抽出物以外の原材料及び添加物を使用していないものであって、原材料及び添加物に占める食用植物油脂の重量の割合が十パーセント以上五十パーセント未満のものをいう。	
［加える。］		

［同上］

風味調味料	［同上］	
風味原料	節類（かつおぶし等）、煮干魚類、こんぶ、貝柱、乾しいたけ等の粉末又は抽出濃縮物をいう。	
乾燥スープ	次に掲げるものをいう。 一　次のイからニまでに掲げるものに、調味料、砂糖類、食用油脂、香辛料等を加えて調製し、粉末状、顆粒状又は固形状に乾燥したものであって、水若しくは牛乳を加えて加熱し、又は水、熱湯若しくは牛乳を加えることによりスープとなるもの ［イ～ニ　同上］ 二　［同上］	
［同上］		
乾燥ポタージュ	この表の中欄に掲げる乾燥スープのうち、つなぎを加えたものであって、水若しくは牛乳を加えて加熱し、又は水、熱湯若しくは牛乳を加えることにより濃厚で不透明なスープとなるものをいう。	
［同上］		

食用植物油脂	食用植物油脂	植物の種子や果肉などから採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
［削る。］	［削る。］	
［削る。］	［削る。］	
［削る。］	［削る。］	
［削る。］	［削る。］	
［削る。］	［削る。］	
［削る。］	［削る。］	
［削る。］	［削る。］	
［削る。］	［削る。］	
［削る。］	［削る。］	
［削る。］	［削る。］	
［削る。］	［削る。］	
［削る。］	［削る。］	

食用植物油脂	食用植物油脂	食用サフラワー油、食用ぶどう油、食用大豆油、食用ひまわり油、食用小麦はい芽油、食用とうもろこし油、食用綿実油、食用ごま油、食用なたね油、食用こめ油、食用落花生油、食用オリーブ油、食用パーム油、食用パームオレイン、食用調合油及び香味食用油をいう。
	食用サフラワー油	サフラワーの種子から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用ぶどう油	ぶどうの種子から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用大豆油	大豆から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用ひまわり油	ひまわりの種子から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用小麦はい芽油	小麦のはい芽から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用とうもろこし油	とうもろこしのはい芽から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用綿実油	綿の種子から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用ごま油	ごまから採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用なたね油	あぶらな又はからしなの種子から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用こめ油	こめぬかから採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用落花生油	落花生から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用オリーブ油	オリーブの果肉から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用パーム油	パームの果肉から採取した油であって、食用に適するように処理したものをいう。
	食用パームオレイン	パームの果肉から採取した油に溶剤等を加え、又は加えないで冷却した後、これを滴下式、ろ過式又は遠心式による分離操作を行って分離し、かつ、食用に適するように処理したもののうち、よう素価が五十六以上であるものをいう。

食用調合油	この表の中欄に掲げる食用植物油脂（香味食用油を除く。）を二以上調合したものをいう。	
香味食用油	この表の中欄に掲げる食用植物油脂に香味原料（香辛料、香料又は調味料）等を加えたものであって、調理の際に当該香味原料の香味を付与するものをいう。	
マーガリン類	マーガリン	食用油脂（乳脂肪を含まないもの又は乳脂肪を主原料としないものに限る。以下マーガリン類の項において同じ。）に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないで作られた可塑性のもの又は流動状のものであって、油脂含有率（食用油脂の製品に占める重量の割合をいう。以下この表及び別表第十九のマーガリン類の項において同じ。）が八十パーセント以上のものをいう。
	［略］	
レトルトパウチ食品	［略］	
	カレー	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様の組織を有する植物性たんぱく（以下この表及び別表第二十二のレトルトパウチ食品の項において「肉様植たん」という。）、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ等に、カレー粉、香辛料、小麦粉、食用油脂、食塩等を加え、米飯等とともに食用に供するように調製したものであって、カレー粉特有の香味及び辛味を主な特徴とするものを詰めたものをいう。
	スープ	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、たまねぎ、しいたけその他の野菜等の煮出汁若しくはこれをこしたもの又はこれらに穀粉、でん粉、果実ピューレー、乳、乳製品等を加えて濃厚にしたものに、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、きのこ、パスタ等のうきみ（スープに浮かせるものに限る。）若しくは具を加え又は加えないで、砂糖類、食用油脂、食塩、香辛料等を加えて調製したものを詰めたものをいう。
	［略］	
	ハンバーグステーキ	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、家畜、家兎（と）若しくは家きんの肉をひき肉したもの又はこれに魚肉を細切し若しくはすりつぶしたもの若しくは臓器及び可食部分（家畜、家兎（と）又は家きんのものに限る。）をひき肉し若しくは細切したもの若しくは肉様植たんを加えたもの（魚肉、臓器及び可食部分又は肉様植たんの使用量がそれぞれ家畜、家兎（と）又は家きんの肉の使用量を超えないものに限る。）に、たまねぎその他の野菜、

食用調合油	この表の中欄に掲げる食用植物油脂に属する油脂（香味食用油を除く。）のうちいずれか二以上の油を調合したものをいう。	
香味食用油	この表の中欄に掲げる食用植物油脂に属する油脂に香味原料（香辛料、香料又は調味料）等を加えたものであって、調理の際に当該香味原料の香味を付与するものをいう。	
マーガリン類	マーガリン	食用油脂（乳脂肪を含まないもの又は乳脂肪を主原料としないものに限る。以下この表及び別表第四のマーガリン類の項において同じ。）に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないで作られた可塑性のもの又は流動状のものであって、油脂含有率（食用油脂の製品に占める重量の割合をいう。以下この表及び別表第十九のマーガリン類の項において同じ。）が八十パーセント以上のものをいう。
	［同上］	
レトルトパウチ食品	［同上］	
	カレー	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様の組織を有する植物性たんぱく（以下この表、別表第四及び別表第二十二のレトルトパウチ食品の項において「肉様植たん」という。）、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ等に、カレー粉、香辛料、小麦粉、食用油脂、食塩等を加え、米飯等とともに食用に供するように調製したものであって、カレー粉特有の香味及び辛味を主な特徴とするものを詰めたものをいう。
	スープ	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、たまねぎ、しいたけその他の野菜等の煮出汁若しくはこれをこしたもの又はこれらに穀粉、でん粉、果実ピューレー、乳、乳製品等を加えて濃厚にしたものに、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、きのこ、パスタ等のうきみ（スープに浮かせるものに限る。）若しくは具を加え又は加えないで、砂糖類、食用油脂、食塩、香辛料等を加えて調製したものを詰めたものをいう。
	［同上］	
	ハンバーグステーキ	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、家畜、家兎（と）若しくは家きんの肉をひき肉したもの又はこれに魚肉を細切し若しくはすりつぶしたもの若しくは臓器及び可食部分（家畜、家兎（と）又は家きんのものに限る。）をひき肉し若しくは細切したもの若しくは肉様植たんを加えたもの（魚肉、臓器及び可食部分又は肉様植たんの使用量がそれぞれ家畜、家兎（と）又は家きんの肉の使用量を超えないものに限る。）に、たまねぎその他の野菜、

つなぎ、調味料、香辛料等を加え又は加えないで練り合わせた後、だ円形状等に成形し、食用油脂で揚げ、ばい焼し又は蒸煮したもの（これにソース（動植物の抽出濃縮物、トマトペースト、果実ピューレー、食塩、砂糖類、香辛料等で調製した調味液をいう。以下この表及び別表第四のレトルトパウチ食品の項において同じ。）を加えたものを含む。）を詰めたものをいう。	
［略］	［略］
［略］	
果実飲料	果実飲料
果実ジュース、果実ミックスジュース、果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料をいう。	果実ジュース、果実ミックスジュース、果粒入り果実ジュース、果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料をいう。
［略］	［同上］
濃縮果汁	濃縮果汁
果実の搾汁を濃縮したもの若しくはこれに果実の搾汁、果実の搾汁を濃縮したもの若しくは還元果汁を混合したもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜若しくは糖アルコールを加えたものであって、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜及び糖アルコールの糖用屈折計示度を除く。以下この表及び別表第四の果実飲料の項において同じ。）が表１の基準以上（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。以下この表及び別表第四の果実飲料の項において同じ。）が表２の基準以上）のものをいう。 ［表１・２　略］	果実の搾汁を濃縮したもの若しくはこれに果実の搾汁、果実の搾汁を濃縮したもの若しくは還元果汁を混合したもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであって、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。以下果実飲料の項において同じ。）が表１の基準以上（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。以下果実飲料の項において同じ。）が表２の基準以上）のものをいう。 ［表１・２　同上］
［略］	［同上］
果粒	
かんきつ類の果実のさのう又はかんきつ類以外の果実の果肉を細切したもの等をいう。	
果実ジュース	果実ジュース
一種類の果実の果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜、糖アルコール若しくは同種類の果実の果粒を加えたものをいう。ただし、オレンジジュースにあってはみかん類の果実の搾汁、濃縮果汁若しくは還元果汁を加えたもの（みかん類の原材料及び添加物に占める重量の割合が十パーセント未満であって、かつ、製品の糖用屈折計示度に寄与する割合が十パーセント未満のものに限る。）を含む。	一種類の果実の果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。ただし、オレンジジュースにあってはみかん類の果実の搾汁、濃縮果汁若しくは還元果汁を加えたもの（みかん類の原材料及び添加物に占める重量の割合が十パーセント未満であって、かつ、製品の糖用屈折計示度に寄与する割合が十パーセント未満のものに限る。）を含む。
［削る。］	［加える。］
	オレンジジュース
	オレンジの果実の搾汁若しくは還元果汁若しくはこれらにみかん類の果実の搾汁、濃縮果汁若しくは還元果汁を加えたもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたもの（みかん類の原材料及び添加物に占める重量の割合が十パーセント未満であって、かつ、製品の糖用屈折計示度に寄与する割合が十パーセント未満のものに限る。）をいう。

	［削る。］
	［削る。］
	［削る。］
	［削る。］
	［削る。］
	［削る。］
果実ミックスジュース	二種類以上の果実の搾汁若しくは還元果汁を混合したもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜、糖アルコール若しくは果粒を加えたもの（みかん類の果実の搾汁又は還元果汁を加えたオレンジジュースであって、みかん類の原材料及び添加物に占める重量の割合が十パーセント未満、かつ、製品の糖用屈折計示度に寄与する割合が十パーセント未満のものを除く。）をいう。
	［削る。］
果実・野菜ミックスジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁に野菜を破砕して搾汁若しくは裏ごしをし、皮、種子等を除去したもの（これを濃縮したもの又は濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを含む。）を加えたもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜、糖アルコール、食塩、香辛料若しくは果粒を加えたものであって、果実の搾汁又は還元果汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを上回るものをいう。

うんしゅうみかんジュース	うんしゅうみかんの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。
グレープフルーツジュース	グレープフルーツの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。
レモンジュース	レモンの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。
りんごジュース	りんごの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。
ぶどうジュース	ぶどうの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。
パインアップルジュース	パインアップルの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。
ももジュース	ももの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。
果実ミックスジュース	二種類以上の果実の搾汁若しくは還元果汁を混合したもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたもの（みかん類の果実の搾汁又は還元果汁を加えたオレンジジュースであって、みかん類の原材料及び添加物に占める重量の割合が十パーセント未満、かつ、製品の糖用屈折計示度に寄与する割合が十パーセント未満のものを除く。）をいう。
果粒入り果実ジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁にかんきつ類の果実のさのう若しくはかんきつ類以外の果実の果肉を細切したもの等（以下別表第四の果実飲料の項において「果粒」という。）を加えたもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。
果実・野菜ミックスジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁に野菜を破砕して搾汁若しくは裏ごしをし、皮、種子等を除去したもの（これを濃縮したもの又は濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを含む。）を加えたもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであって、果実の搾汁又は還元果汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを上回るものをいう。

果汁入り飲料		次に掲げるものをいう。 一　還元果汁を水により希釈したもの若しくは還元果汁及び果実の搾汁を水により希釈したもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであって、糖用屈折計示度が表３の基準（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度について表４の基準。二種類以上の果実を使用したものにあっては、糖用屈折計示度又は酸度について果実の搾汁及び還元果汁の配合割合により表３又は表４の基準を按分したものを合計して算出した基準）の十パーセント以上百パーセント未満のもので、かつ、果実の搾汁及び還元果汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が果実の搾汁、還元果汁、砂糖類、蜂蜜及び水以外のものの原材料及び添加物に占める重量の割合を上回るもの 二　果実の搾汁を水により希釈したもの又はこれに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであって、果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が十パーセント以上のもので、かつ、果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が果実の搾汁、砂糖類、蜂蜜及び水以外のものの原材料及び添加物に占める重量の割合を上回るもの 三　水により希釈して飲用に供するものであって、希釈時の飲用に供する状態が一又は二に掲げるものとなるもの
豆乳類	豆乳	大豆（粉末状のもの及び脱脂したものを除く。以下豆乳類の項において同じ。）から熱水等によりたんぱく質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られた乳状の液体（以下豆乳類の項において「大豆豆乳液」という。）であって大豆固形分が八パーセント以上のものをいう。
	調製豆乳	次に掲げるものをいう。 一　大豆豆乳液に砂糖類、食塩等の調味料、大豆油等の植物油脂その他の風味に影響を及ぼさない原材料を加えた乳状の液体（以下豆乳類の項において「調製大豆豆乳液」という。）であって大豆固形分が六パーセント以上のもの 二　脱脂加工大豆（大豆を加えたものを含む。）から熱水等によりたんぱく質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られたものに砂糖類、食塩等の調味料、大豆油等の植物油脂その他の風味に影響を及ぼさない原材料を加えた乳状の液体（以下豆乳類の項において「調製脱脂大豆豆乳液」という。）であって大豆固形分が六パーセント以上のもの

果汁入り飲料		次に掲げるものをいう。 一　還元果汁を希釈したもの若しくは還元果汁及び果実の搾汁を希釈したもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであって、糖用屈折計示度が表３の基準（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度について表４の基準。二種類以上の果実を使用したものにあっては、糖用屈折計示度又は酸度について果実の搾汁及び還元果汁の配合割合により表３又は表４の基準を按分したものを合計して算出した基準）の十パーセント以上百パーセント未満のもので、かつ、果実の搾汁及び還元果汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が果実の搾汁、還元果汁、砂糖類、蜂蜜及び水以外のものの原材料及び添加物に占める重量の割合を上回るもの 二　果実の搾汁を希釈したもの又はこれに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであって、果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が十パーセント以上のもので、かつ、果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が果実の搾汁、砂糖類、蜂蜜及び水以外のものの原材料及び添加物に占める重量の割合を上回るもの 三　希釈して飲用に供するものであって、希釈時の飲用に供する状態が一又は二に掲げるものとなるもの
豆乳類	豆乳	大豆（粉末状のもの及び脱脂したものを除く。以下豆乳類の項において同じ。）から熱水等によりたんぱく質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られた乳状の飲料（以下豆乳類の項において「大豆豆乳液」という。）であって大豆固形分が八パーセント以上のものをいう。
	調製豆乳	次に掲げるものをいう。 一　大豆豆乳液に大豆油その他の食用植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下豆乳類の項において「調製豆乳液」という。）であって大豆固形分が六パーセント以上のもの 二　脱脂加工大豆（大豆を加えたものを含む。）から熱水等によりたんぱく質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られたものに大豆油その他の食用植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下豆乳類の項において「調製脱脂大豆豆乳液」という。）であって大豆固形分が六パーセント以上のもの

豆乳飲料

次に掲げるものをいう。

一　大豆豆乳液、調製大豆豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液に大豆豆乳粉末（大豆豆乳液、調製大豆豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液を乾燥して粉末状にしたものをいう。以下この表、別表第十九及び別表第二十の豆乳類の項において同じ。）又は大豆たんぱく粉末（大豆を原料とした粉末状植物性たんぱくのうち繊維質を除去して得られたものをいう。以下この表、別表第十九及び別表第二十の豆乳類の項において同じ。）を加えた乳状の液体（以下豆乳類の項において「調製粉末大豆豆乳液」という。）であって大豆固形分が四パーセント以上のもの。ただし、大豆豆乳液、調製大豆豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液の総量が大豆豆乳粉末又は大豆たんぱく粉末の総量を上回るものに限る。

二　大豆豆乳液、調製大豆豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液若しくは調製粉末大豆豆乳液又は大豆豆乳粉末を水に溶かして得られた乳状の液体に果実の搾汁（果実ピューレー及び果実の搾汁と果実ピューレーとを混合したものを含む。以下この表及び別表第十九の豆乳類の項において同じ。）、野菜の搾汁、乳又は乳製品、穀類粉末等の風味原料を加えた乳状の液体（風味原料の固形分が大豆固形分より少なく、かつ、果実の搾汁を加えたものにあっては果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が十パーセント未満であり、乳又は乳製品を加えたものにあっては乳固形分が三パーセント未満であり、かつ、乳酸菌飲料でないものに限る。）であって大豆固形分が四パーセント以上（果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が五パーセント以上十パーセント未満のものにあっては二パーセント以上）のもの

［略］

［略］

別表第四（第三条関係）

食品	表示事項	表示の方法
［略］		
トマト加工品	名称	次に定めるところにより表示する。 一　トマトジュースにあっては「トマトジュース」と、トマトミックスジュースにあっては「トマトミックスジュース」と、トマトケチャップにあっては「トマトケチャップ」と、トマトソースにあっては「トマトソース」と、チリソースにあっては「チリソース」と、トマト果汁飲料にあっては「トマト果汁飲料」と、トマトピューレーにあっては「ト

豆乳飲料

次に掲げるものをいう。

一　調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液に粉末大豆たんぱく（大豆豆乳液、調製豆乳液若しくは調製脱脂大豆豆乳液を乾燥して粉末状にしたもの又は大豆を原料とした粉末状植物性たんぱくのうち繊維質を除去して得られたものをいう。以下別表第四、別表第十九及び別表第二十の豆乳類の項において同じ。）を加えた乳状の飲料（調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液を主原料としたものに限る。以下豆乳類の項において「調製粉末大豆豆乳液」という。）であって大豆固形分が四パーセント以上のもの

二　調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液又は調製粉末大豆豆乳液に果実の搾汁（果実ピューレー及び果実の搾汁と果実ピューレーとを混合したものを含む。以下この表及び別表第十九の豆乳類の項において同じ。）、野菜の搾汁、乳又は乳製品、穀類粉末等の風味原料を加えた乳状の飲料（風味原料の固形分が大豆固形分より少なく、かつ、果実の搾汁を加えたものにあっては果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が十パーセント未満であり、乳又は乳製品を加えたものにあっては乳固形分が三パーセント未満であり、かつ、乳酸菌飲料でないものに限る。）であって大豆固形分が四パーセント以上（果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が五パーセント以上十パーセント未満のものにあっては二パーセント以上）のもの

［同上］

［同上］

別表第四（第三条関係）

食品	表示事項	表示の方法
［同上］		
トマト加工品	名称	次に定めるところにより表示する。 一　トマトジュースにあっては「トマトジュース」と、トマトミックスジュースにあっては「トマトミックスジュース」と、トマトケチャップにあっては「トマトケチャップ」と、トマトソースにあっては「トマトソース」と、チリソースにあっては「チリソース」と、トマト果汁飲料にあっては「トマト果汁飲料」と、トマトピューレーにあっては「ト

マトピューレー」と、トマトペーストにあっては「トマトペースト」と表示する。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあっては、「トマトジュース（濃縮トマト還元）」又は「トマトジュース（濃縮還元）」と表示する。	
二　［略］	原材料名
次に定めるところにより表示する。 一　トマトジュース、トマトケチャップ、トマトソース、チリソース、トマトピューレー、トマトペースト、トマト果汁飲料及び固形トマトについては、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 イ　トマトの搾汁及び濃縮トマトは、「トマト」と表示することができる。 ［号の細分を削る。］ ［号の細分を削る。］ ［号の細分を削る。］ ［号の細分を削る。］	

マトピューレー」と、トマトペーストにあっては「トマトペースト」と表示する。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあっては、「トマトジュース（濃縮トマト還元）」と表示する。	
二　［同上］	原材料名
次に定めるところにより表示する。 一　トマトジュース、トマトケチャップ、トマトソース、チリソース、トマトピューレー及びトマトペーストについては、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 イ　トマト、トマトの搾汁及び濃縮トマトは、「トマト」と表示する。 ロ　食酢にあっては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により表示する。 ハ　ロの規定にかかわらず、醸造酢にあっては、「醸造酢」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもって表示することができる。この場合において、表示する醸造酢が一種類であるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。 ニ　砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖混合高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ホ　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、ニの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用す

		ロ　イに規定するもの以外のものにあっては、その最も一般的な名称をもって表示する。
		二　［略］
		イ　トマトジュースにあっては、「トマトジュース」と表示する。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあっては、「トマトジュース（濃縮還元）」又は「トマトジュース（濃縮還元）」と表示する。
		ロ　［略］
		［号の細分を削る。］
		［号を削る。］
［略］	農産物漬物	［略］
	原材料名	使用した原材料を、次の一及び二の順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。 一　漬けた原材料は、「だいこん」、「なす」、「しょうが」、「なたまめ」、「れんこん」、「しそ」等とその最も一般的な名称を表示する。

		る場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
		ヘ　イからホまでに規定するもの以外のものにあっては、「食塩」、「レモン果汁」、「香辛料」、「たまねぎ」、「ピーマン」等とその最も一般的な名称をもって表示する。
		二　［同上］
		イ　トマトジュースにあっては、「トマトジュース」と表示する。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあっては、「トマトジュース（濃縮トマト還元）」と表示する。
		ロ　［同上］
		ハ　トマトジュース並びに野菜類を搾汁したもの及びこれを濃縮したもの以外のものにあっては、一のロからヘまでの規定に従い表示する。
		三　トマト果汁飲料及び固形トマトについては、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。
		イ　トマトは「トマト」と、トマトジュースは「トマトジュース」と、トマトピューレーは「トマトピューレー」と、トマトペーストは「トマトペースト」と表示する。ただし、トマトピューレー又はトマトペーストは、「濃縮トマト」と表示することができる。
		ロ　トマト、トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト以外のものにあっては、一のロからヘまでの規定に従い表示する。
［同上］	農産物漬物	［同上］
	原材料名	使用した原材料を、次の一及び二の順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。 一　漬けた原材料は、「だいこん」、「なす」、「しょうが」、「なたまめ」、「れんこん」、「しそ」等とその最も一般的な名称を表示する。ただし、漬けた原材料が五種類（内容重量が三百グラム以下のものにあっては、四種類）以上のものにあっては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に四種類（内容重量が三百グラム以下のものにあっては、三種類）以上を表示し、その他の原材料を「その他」と表示することができる。

［略］	乾めん類	［略］	［削る。］

二　漬けた原材料以外の原材料は、「漬け原材料」の文字の次に括弧を付して、「米ぬか」、「食塩」、「とうがらし」、「こんぶ」、「削りぶし」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［同上］	乾めん類	［同上］	原材料名

二　漬けた原材料以外の原材料は、「漬け原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

イ　砂糖類以外の原材料にあっては、「米ぬか」、「食塩」、「とうがらし」、「こんぶ」、「削りぶし」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、米ぬかその他のぬか類にあっては「ぬか類」と、とうがらし（農産物赤とうがらし漬け類に使用するものを除く。）その他の香辛料にあっては「香辛料」と表示することができる。

ロ　砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「水あめ」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

ハ　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、ロの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

使用した原材料を、次に定めるところにより表示する。

一　めんの原材料は、「小麦粉」、「そば粉」、「やまのいも」、「食塩」、「小麦たん白」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

			二　調味料、やくみ等を添付したものにあっては、めんの原材料は、一の規定にかかわらず、「めん」の文字の次に、括弧を付して「小麦粉」、「そば粉」、「やまのいも」、「食塩」、「小麦たん白」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
			三　添付してある調味料の原材料は、「添付調味料」、「つゆ」、「たれ」等の文字の次に、括弧を付して「しょうゆ」、「砂糖」、「かつおぶし」、「みりん」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及びその他の砂糖類にあっては、「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。
			四　添付してあるやくみ等の原材料は、「やくみ」等の文字の次に、括弧を付して「ねぎ」、「のり」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
［略］	凍り豆腐	［略］	［削る。］
			［削る。］

		添加物	次に定めるところにより表示する。 一　使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い、めんに添加したものにあってはめんの原材料名の表示に併記して、添付してある調味料、やくみ等に添加したものにあっては添付してある調味料、やくみ等の原材料名の表示に併記して表示する。 二　一の本文の規定にかかわらず、添加物を、めんに添加したもの、添付してある調味料、やくみ等に添加したものに区分して、それぞれ「めん」、「添付調味料」、「つゆ」、「たれ」、「やくみ」等の文字の次に括弧を付して原材料名に併記しないで表示することができる。
［同上］	凍り豆腐	内容量	第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、調味料、やくみ等を添付したものにあっては、内容重量及びめんの重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。
		［同上］	使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。 一　凍り豆腐の原材料は、「大豆」と表示する。ただし、調味料を添付したものにあっては、「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」の文字の次に、括弧を付して「大豆」と表示する。
		原材料名	

ハム類		
名称	［削る。］	［削る。］
骨付きハムにあっては「骨付きハム」と、ボンレスハムにあっては「ボンレスハム」と、ロースハムにあっては「ロースハム」と、ショルダーハムにあっては「ショルダーハム」と、ベリーハムにあっては「ベリーハム」と、ラックスハムにあっては「ラックスハム」と表示する。		

ハム類		
名称	添加物	内容量
次に定めるところにより表示する。 一　使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い、凍り豆腐（調味料を添付したものにあっては、当該調味料を除く。）に添加したものにあっては当該凍り豆腐の原材料名の表示に併記して、添付してある調味料に添加したものにあっては当該添付してある調味料の原材料名の表示に併記して表示する。 二　一の規定にかかわらず、添加物を、凍り豆腐（調味料を添付したものにあっては、当該調味料を除く。）に添加したもの及び添付してある調味料に添加したものに区分して、それぞれ「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」及び「添付調味料」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。	次に定めるところにより表示する。 一　内容重量を、グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。 二　さいの目、細切りその他の形状に切断したもの、粉末にしたもの及び割れたもの以外のものであって、内容重量が三百グラム未満のものにあっては、一に定める内容重量のほか、内容個数を表示する。 三　調味料を添付したものにあっては、凍り豆腐（添付してある調味料を除く。）を、「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」の文字の次に括弧を付して表示するとともに、添付してある調味料の内容重量を、「添付調味料」の文字の次に括弧を付して表示する。	次に定めるところにより表示する。 一　骨付きハムにあっては「骨付きハム」と、ボンレスハムにあっては「ボンレスハム」と、ロースハムにあっては「ロースハム」と、ショルダーハムにあっては「ショルダーハム」と、ベリーハムにあっては「ベリーハム」と、ラックスハムにあっては「ラックスハム」と表示する。 二　ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあっては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。

［削る。］

原材料名

使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。

一　原料肉は、骨付きハム及びボンレスハムにあっては「豚もも肉」と、ロースハムにあっては「豚ロース肉」と、ショルダーハムにあっては「豚肩肉」と、ベリーハムにあっては「豚ばら肉」と、ラックスハムにあっては「豚肩肉」、「豚ロース肉」又は「豚もも肉」と表示する。

二　原料肉以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。

イ　「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

ロ　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

プレスハム

名称	
	「プレスハム」と表示する。
［削る。］	

プレスハム

名称	
	次に定めるところにより表示する。 一　「プレスハム」と表示する。 二　ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあっては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。
原材料名	使用した原材料を、次の一から三までの区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一から三までに定めるところにより表示する。 一　肉塊は、「肉塊」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「鶏肉」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 二　つなぎは、「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「うさぎ肉」、「でん粉」、「小麦粉」、「コーンミール」、「植物性たん白」、「乳たん白」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 三　肉塊及びつなぎ以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ　「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ロ　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示

［項を削る。］

	する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
混合プレスハム	名称　次に定めるところにより表示する。 一　「混合プレスハム」と表示する。 二　ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあっては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。
	原材料名　使用した原材料を、次の一から三までの区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一から三までに定めるところにより表示する。 一　肉塊は、「肉塊」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「うさぎ肉」、「鶏肉」、「くじら」、「まぐろ」、「かじき」、「しいら」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 二　つなぎは、「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「うさぎ肉」、「鶏肉」、「くじら」、「たら」、「でん粉」、「小麦粉」、「コーンミール」、「植物性たん白」、「乳たん白」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 三　肉塊及びつなぎ以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ　「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

		ソーセージ
	名称	
	次に定めるところにより表示する。 一　クックドソーセージ ボロニアソーセージにあっては「ボロニアソーセージ」と、フランクフルトソーセージにあっては「フランクフルトソーセージ」と、ウインナーソーセージにあっては「ウインナーソーセージ」と、リオナソーセージにあっては「リオナソーセージ」と、レバーソーセージにあっては「レバーソーセージ」と、レバーペーストにあっては「レバーペースト」と、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、レバーソーセージ及びレバーペースト以外のクックドソーセージにあっては「クックドソーセージ」と表示する。ただし、一種類の家畜若しくは家きん又はこれに同種類の原料臓器類を使用し、原料魚肉類を加えていないボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ又はウインナーソーセージにあっては、それぞれ「○○ソーセージ（ボロニア）」、「○○ソーセージ（フランクフルト）」又は「○○ソーセージ（ウインナー）」（○○は、「ポーク」、「ビーフ」、「チキン」等の食肉の種類とする。）と表示することができる。	

ロ　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。		ソーセージ
	名称	
	次に定めるところにより表示する。 一　クックドソーセージ イ　ボロニアソーセージにあっては「ボロニアソーセージ」と、フランクフルトソーセージにあっては「フランクフルトソーセージ」と、ウインナーソーセージにあっては「ウインナーソーセージ」と、リオナソーセージにあっては「リオナソーセージ」と、レバーソーセージにあっては「レバーソーセージ」と、レバーペーストにあっては「レバーペースト」と、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、レバーソーセージ及びレバーペースト以外のクックドソーセージにあっては「クックドソーセージ」と表示する。ただし、一種類の家畜若しくは家きん又はこれに同種類の原料臓器類を使用し、原料魚肉類を加えていないボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ又はウインナーソーセージにあっては、それぞれ「○○ソーセージ（ボロニア）」、「○○ソーセージ（ウインナー）」（○○は、「ポーク」、「ビーフ」、「チキン」等の食肉の種類とする。）と表示することができる。 ロ　ブロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したものにあっては、イに定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。ただし、イのただし書に定める場合は、「ボロニア」、「フランクフルト」等とあるのは、「ボロニア・ブロック」、「フランクフルト・スライス」等と表示する。		

二　セミドライソーセージ及びドライソーセージ

セミドライソーセージにあっては「セミドライソーセージ」と、ドライソーセージにあっては「ドライソーセージ」と表示する。ただし、原料畜肉類として豚肉のみ、豚肉及び牛肉又は牛肉のみを使用したセミドライソーセージ又はドライソーセージにあっては、それぞれ「ソフトサラミソーセージ」又は「サラミソーセージ」と表示する。

三　加圧加熱ソーセージ

［イ・ロ　略］

［号の細分を削る。］

四　無塩漬ソーセージ

イ　［略］

ロ　無塩漬ソーセージであって、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ又はウインナーソーセージに該当するものにあっては、イの規定にかかわらず、「無塩せきボロニアソーセージ」、「無塩せきフランクフルトソーセージ」又は「無塩せきウインナーソーセージ」と表示することができる。

［号の細分を削る。］

ハ　無塩漬ソーセージであって、加圧加熱殺菌したものにあっては、イ及びロに定める表示の文字の前に、「加圧加熱」と表示する。

［削る。］

二　セミドライソーセージ及びドライソーセージ

イ　セミドライソーセージにあっては「セミドライソーセージ」と、ドライソーセージにあっては「ドライソーセージ」と表示する。ただし、原料畜肉類として豚肉のみ、豚肉及び牛肉又は牛肉のみを使用したセミドライソーセージ又はドライソーセージにあっては、それぞれ「ソフトサラミソーセージ」又は「サラミソーセージ」と表示する。

ロ　ブロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したものにあっては、イに定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。

三　加圧加熱ソーセージ

［イ・ロ　同上］

ハ　ブロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したものにあっては、イ及びロに定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。

四　無塩漬ソーセージ

イ　［同上］

ロ　無塩漬ソーセージであって、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ又はウインナーソーセージに該当するものにあっては、イの規定にかかわらず、「無塩せきボロニアソーセージ」、「無塩せきフランクフルトソーセージ」又は「無塩せきウインナーソーセージ」と表示することができる。

ハ　ブロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したものにあっては、イ及びロに定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。

ニ　無塩漬ソーセージであって、加圧加熱殺菌したものにあっては、イ及びロに定める表示の文字の次に、括弧を付して、「加圧加熱」（ブロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したものにあっては、「ブロック・加圧加熱」、「スライス・加圧加熱」等）と表示する。

原材料名

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

一　「豚肉」、「グリンピース」、「豚脂肪」、「牛じん臓」、「鯨肉」、「でん粉」、「食塩」、「砂糖」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果

混合ソーセージ	
名称	
「混合ソーセージ」と表示する。ただし、加圧加熱混合ソーセージにあっては、「加圧加熱混合ソーセージ」と表示する。	

混合ソーセージ	
名称	
次に定めるところにより表示する。 一　「混合ソーセージ」と表示する。ただし、加圧加熱混合ソーセージにあっては、「加圧加熱混合ソーセージ」と表示する。 二　ブロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したものにあっては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。	糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 二　使用した畜肉、種もの又は結着材料が二種類以上である場合は、一の規定にかかわらず、「畜肉」、「種もの」又は「結着材料」の文字の次に、括弧を付して、それぞれ「豚肉、牛肉」、「グリンピース、パプリカ」又は「でん粉、小麦粉」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 三　レバーソーセージ及びレバーペーストに使用する肝臓は、一の規定にかかわらず、「肝臓」の文字の次に、括弧を付して、「豚、牛」等と家畜、家きん及び家兎（と）の別の種類名を併記した名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、家畜、家きん又は家兎（と）の肝臓が一種類の場合は、「豚肝臓」等と表示する。 四　魚肉は、一の規定にかかわらず、「魚肉」の文字の次に、括弧を付して、「たら、まぐろ」等と、その最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 五　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、一の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

［削る。］

原材料名

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次の一から四までに定めるところにより表示する。

一　「豚肉」、「鯨肉」、「豚脂肪」、「牛じん臓」、「グリンピース」、「でん粉」、「食塩」、「砂糖」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

二　使用した畜肉、種もの又は結着材料が二種類以上である場合は、一の規定にかかわらず、「畜肉」、「種もの」又は「結着材料」の文字の次に、括弧を付して、それぞれ「豚肉、牛肉」、「グリンピース、パプリカ」又は「でん粉、小麦粉」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

三　魚肉は、一の規定にかかわらず、「魚肉」の文字の次に、括弧を付して、「たら、まぐろ」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

四　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、一の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

ベーコン類	
名称	ベーコンにあっては「ベーコン」と、ロースベーコンにあっては「ロースベーコン」と、ショルダーベーコンにあっては「ショルダーベーコン」と表示する。
［削る。］	

［略］

ベーコン類	
名称	次に定めるところにより表示する。 一　ベーコンにあっては「ベーコン」と、ロースベーコンにあっては「ロースベーコン」と、ショルダーベーコンにあっては「ショルダーベーコン」と表示する。 二　ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあっては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。
原材料名	使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。 一　原料肉は、ベーコンにあっては「豚ばら肉」と、ロースベーコンにあっては「豚ロース肉」と、ショルダーベーコンにあっては「豚肩肉」と表示する。 二　原料肉以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ　「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ロ　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

［同上］

煮干魚類		
名称		次に定めるところにより表示する。 一　［略］ 二　一の規定にかかわらず、体長（魚のふん端から尾びれの付け根までの長さをいう。）がおおむね三センチメートル（いかなごにあっては、おおむね五センチメートル）以下の煮干魚類を詰めたものにあっては、「しらす干し」、「ちりめん」等とその最も一般的な名称をもって表示することができる。
［削る。］		
［削る。］		

削りぶし		
［略］		
名称		次に定めるところにより表示する。 一　［略］ 二　一種類の魚類のふし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したものにあっては、「○○削りぶし」と表示し、「○○」には「かつお」、「そうだがつお」、「いわし」等のふし、煮干し又は圧搾煮干しに使用した魚類の名称を表示する。 ［三～六　略］

煮干魚類		
名称		次に定めるところにより表示する。 一　［同上］ 二　一の規定にかかわらず、体長（魚のふん端から尾びれの付け根までの長さをいう。以下煮干魚類の項において同じ。）がおおむね三センチメートル（いかなごにあっては、おおむね五センチメートル）以下の煮干魚類を詰めたものにあっては、「しらす干し」、「ちりめん」等とその最も一般的な名称をもって表示することができる。
原材料名	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 一　原料の魚類は、使用した全ての魚種の魚種名を、「まいわし」、「かたくちいわし」、「うるめいわし」、「いかなご」、「あじ」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、表示する魚種名が三種類以上となる場合は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に二種類の魚種名を表示してその他の魚種名は「その他」と表示することができる。 二　原材料に占める重量の割合が八十パーセント以上の魚種がある場合は、一の規定にかかわらず、その魚種名のみを表示することができる。 三　体長がおおむね三センチメートル（いかなごにあっては、おおむね五センチメートル）以下の魚類にあっては、一の規定にかかわらず、「しらす」等とその最も一般的な名称をもって表示することができる。 四　魚類以外の原材料にあっては、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって表示する。
内容量	第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、二個以上が同一の容器包装に入れられたものにあっては、内容重量の表示の文字の次に括弧を付して「○ｇ×△袋」等と表示する。

削りぶし		
［同上］		
名称		次に定めるところにより表示する。 一　［同上］ 二　一種類の魚類のふし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したものにあっては、「○○削りぶし」と表示し、「○○」には「かつお」、「そうだがつお」、「いわし」等のふし、煮干し又は圧搾煮干しに使用した魚類の名称を表示する。ただし、かつおのふしのみを削ったものにあっては、「花かつお」と表示することができる。 ［三～六　同上］

		［削る。］
		［削る。］
［略］		
しょうゆ	［略］	［削る。］
ウスターソース類	［略］	原材料名
		使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示することができる。 一　［略］ ［号を削る。］

		原材料名
		使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「かつおのふし」、「さばのかれぶし」、「あじの煮干し」、「さばの圧搾煮干し」等と、魚種名に「ふし」、「かれぶし」、「煮干し」又は「圧搾煮干し」の文字を併記した名称をもって表示する。ただし、むろあじのみを使用した場合は、「あじ」を「むろあじ」と表示することができる。
［同上］		
しょうゆ	［同上］	原材料名
ウスターソース類	［同上］	原材料名
		使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 一　［同上］ 二　砂糖類は、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「水あめ」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 三　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、二の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及

	内容量
	第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、二個以上が同一の容器包装に入れられたものにあっては、内容重量の表示の文字の次に括弧を付して「○g×△袋」等と表示する。
	原材料名
	第三条第一項の表の原材料名の項に定めるほか、大豆にあっては「大豆」又は「脱脂加工大豆」の別に表示し、アミノ酸液にあっては「アミノ酸液」と、酵素分解調味液にあっては「酵素分解調味液」と、発酵分解調味液にあっては「発酵分解調味液」と表示する。

び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

四　食酢は、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により表示する。

五　四の規定にかかわらず、醸造酢にあっては、「醸造酢」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもって表示することができる。この場合において、表示する醸造酢が一種類であるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。

六　野菜及び果実、砂糖類並びに食酢以外の原材料は、「食塩」、「でん粉」、「肉エキス」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。

ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	名称	マヨネーズにあっては「マヨネーズ」と、サラダクリーミードレッシング」又は「ドレッシング」と、マヨネーズ及びサラダクリーミードレッシング以外の半固体状ドレッシングにあっては「半固体状ドレッシング」又は「ドレッシング」と、乳化液状ドレッシングにあっては「乳化液状ドレッシング」又は「ドレッシング」と、分離液状ドレッシングにあっては「分離液状ドレッシング」又は「ドレッシング」と、ドレッシングタイプ調味料にあっては「ドレッシングタイプ調味料」と、ノンオイルドレッシングにあっては「ドレッシングタイプ調味料」又は「ノンオイルドレッシング」と表示する。
	原材料名	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 一　食用植物油脂は、「食用植物油脂」と表示する。 二　一の規定にかかわらず、食用植物油脂にあっては、「食用植物油脂」の文字の次に括弧を付して、「大豆油、なたね油」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示することができる。この場合において、表示する食用植物油脂が一種類であるときは、「食用植物油脂」の文字及び括弧を省略することができる。

［号を削る。］
［号を削る。］

二　一に掲げるもの以外のもの
その内容を表す一般的な名称を表示する。

［削る。］

			食酢
		［削る。］	［略］	［削る。］

			食酢
		内容量	［同上］	添加物
三　食酢は「醸造酢」等と、かんきつ類の果汁は「レモン果汁」等とその最も一般的な名称をもって表示する。 四　三の規定にかかわらず、醸造酢にあっては、「醸造酢」の文字の次に括弧を付して、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示することができる。この場合において、表示する醸造酢が一種類であるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。 五　砂糖類は、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、表示する砂糖類が一種類である場合は、「砂糖類」又は「糖類」の文字及び括弧を省略することができる。 六　食用植物油脂、醸造酢、かんきつ類の果汁及び砂糖類以外の原材料は、「卵黄」、「たん白加水分解物」、「食塩」、「でん粉」、「からし」、「こしょう」、「トマトペースト」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、からし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。	第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、半固体状ドレッシングにあっては内容重量をグラム又はキログラムの単位で、乳化液状ドレッシング及び分離液状ドレッシングにあっては内容体積をミリリットル又はリットルの単位で、単位を明記して表示する。	第三条第一項の表の添加物の項に定めるほか、合成酢に使用される氷酢酸又は酢酸にあっては、第三条第一項の表の添加物の項の規定にかかわらず、「氷酢酸」又は「酢酸」と表示する。

風味調味料

名称

「風味調味料」と表示する。ただし、表1の算式により算出した表2の上欄の風味原料の配合率が八・三パーセント以上のものにあっては、同表の下欄の種類名を「風味調味料」の文字の次に、括弧を付して表示する。

表1

算式
（使用する粉末の風味原料の重量（g）×使用する粉末の風味原料の固乾物含有率（%）＋使用する抽出物又は抽出濃縮物の風味原料の重量（g）×使用する抽出物又は抽出濃縮物の風味原料の固乾物含有率（%））÷製品の内容量（g）×100

表2

風味原料	種類名
かつおぶしの粉末並びにかつおぶし及びかつおの抽出物又は抽出濃縮物	かつお
かつおぶし及びそうだがつおぶしの粉末並びにかつおぶし、かつお、そうだがつおぶし及びそうだがつおの抽出物又は抽出濃縮物	かつお等
そうだがつおぶしの粉末並びにそうだがつおぶし及びそうだがつおの抽出物又は抽出濃縮物	そうだがつお
さばぶしの粉末並びにさばぶし及びさばの抽出物又は抽出濃縮物	さば
あじぶしの粉末及び抽出物又は抽出濃縮物	あじ
いわしぶしの粉末及び抽出物又は抽出濃縮物	いわし
煮干いわし及び煮干とびうおの粉末及び抽出物又は抽出濃縮物	煮干し
やきあごの粉末及び抽出物又は抽出濃縮物	やきあご
ほたての粉末並びに煮干ほたて及びほたての抽出物又は抽出濃縮物	ほたて
煮干貝柱の粉末並びに煮干貝柱及び貝柱の抽出物又は抽出濃縮物	貝柱

風味調味料

名称

「風味調味料」と表示する。ただし、表1の算式により算出した表2の上欄の風味原料の配合率が八・三パーセント以上のものにあっては、同表の下欄の種類名を「風味調味料」の文字の次に、括弧を付して表示する。

表1

算式
（使用する粉末の風味原料の重量（g）×使用する粉末の風味原料の固乾物含有率（%）＋使用する抽出濃縮物の風味原料の重量（g）×使用する抽出濃縮物の風味原料の固乾物含有率（%））÷製品の内容量（g）×100

表2

風味原料	種類名
かつおぶしの粉末並びにかつおぶし及びかつおの抽出濃縮物	かつお
かつおぶし及びそうだがつおぶしの粉末並びにかつおぶし、かつお、そうだがつおぶし及びそうだがつおの抽出濃縮物	かつお等
そうだがつおぶしの粉末並びにそうだがつおぶし及びそうだがつおの抽出濃縮物	そうだがつお
さばぶしの粉末並びにさばぶし及びさばの抽出濃縮物	さば
あじぶしの粉末及び抽出濃縮物	あじ
いわしぶしの粉末及び抽出濃縮物	いわし
煮干いわし及び煮干とびうおの粉末及び抽出濃縮物	煮干し
［加える。］	
煮干貝柱の粉末並びに煮干貝柱及び貝柱の抽出濃縮物	貝柱

こんぶの粉末及び抽出物又は抽出濃縮物	こんぶ	
乾しいたけの粉末並びに乾しいたけ及びしいたけの抽出物又は抽出濃縮物	しいたけ	
［削る。］		

乾燥スープ	
［略］	
［削る。］	

こんぶの粉末及び抽出濃縮物	こんぶ	
乾しいたけの粉末並びに乾しいたけ及びしいたけの抽出濃縮物	しいたけ	
原材料名	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 一　風味原料は、「風味原料」の文字の次に、括弧を付して、「かつおぶし粉末」、「かつおエキス」、「そうだがつおぶし粉末」、「さばぶし粉末」、「あじぶし粉末」、「煮干いわし粉末」、「煮干貝柱粉末」、「貝柱エキス」、「こんぶ粉末」、「こんぶエキス」、「乾しいたけ粉末」、「しいたけエキス」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 二　砂糖類は、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。 三　二の規定にかかわらず、表示する砂糖類の名称が一種類となる場合は、「砂糖類」又は「糖類」の文字及び砂糖類の名称に付する括弧を省略することができる。 四　風味原料及び砂糖類以外の原材料は、「食塩」、「たん白加水分解物」、「でん粉」又は「デキストリン」とその最も一般的な名称をもって表示する。

乾燥スープ	
［同上］	
原材料名	使用した原材料を、次の一及び二の区分により、一及び二の順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。 一　うきみ又は具以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ　「小麦粉」、「脱脂粉乳」、「食塩」、「食用植物油脂」、「砂糖」、「鶏肉」、「たまねぎ」、「たん白加水分解物」、「デキストリン」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 ロ　イの規定にかかわらず、香辛料にあっては「香辛料」と表示することができる。

二　うきみ又は具は、「うきみ」、「具」又は「うきみ・具」の文字の次に、括弧を付して、「鶏肉、卵、にんじん、パセリ、マッシュルーム」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。	［削る。］
内容量	名称
内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示するとともに、内容重量の表示の文字の次に括弧を付して「１人○○mlで○人前」等と表示する。ただし、一人前ずつ個包装されているものにあっては、「１人○○mlで○人前」等の表示を省略することができる。	食用サフラワー油にあっては「食用サフラワー油」と、食用ぶどう油にあっては「食用ぶどう油」と、食用大豆油にあっては「食用大豆油」と、食用ひまわり油にあっては「食用ひまわり油」と、食用小麦はい芽油にあっては「食用小麦はい芽油」と、食用とうもろこし油にあっては「食用とうもろこし油」と、食用綿実油にあっては「食用綿実油」と、食用ごま油にあっては「食用ごま油」と、食用なたね油にあっては「食用なたね油」と、食用こめ油にあっては「食用こめ油」と、食用落花生油にあっては「食用落花生油」と、食用オリーブ油にあっては「食用オリーブ油」と、食用パーム油にあっては「食用パーム油」と、食用パームオレインにあっては「食用パームオレイン」と、食用調合油にあっては「食用調合油」と、香味食用油にあっては「香味食用油」と表示する。ただし、香味食用油にあっては「ラー油」等と表示することができる。	食用植物油脂

原材料名	［削る。］
使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 一　原料食用油脂は、「食用サフラワー油」、「食用ぶどう油」、「食用大豆油」、「食用ひまわり油」、「食用小麦はい芽油」、「食用とうもろこし油」、「食用綿実油」、「食用ごま油」、「食用なたね油」、「食用こめ油」、「食用落花生油」、「食用オリーブ油」、「食用パーム油」、「食用パームオレイン」等と表示することとし、食用調合油及び香味食用油にあっては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、食用サフラワー油及び食用ひまわり油のうち、ハイリノレイック種の種子から採取したものにあっては「ハイリノール」と、ハイオレイック種の種子から採取したものにあっては「ハイオレイック」と、これらを併用する場合にあっては「ハイリノール、ハイオレイック」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に、原料食用油脂の名称の文字の次に、括弧を付して表示することができる。	名称 食用植物油脂

			二　原料食用油脂以外の原材料は、「しょうが」、「しょうゆ」、「ポークエキス」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、しょうがその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。
［略］	レトルトパウチ食品	［略］	次に定めるところにより表示する。 一　果実ジュースであって、果実の搾汁のみを使用したもの（パインアップルにあってはペクチンを、りんご、ぶどう、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあってはＬ－アスコルビン酸及びＬ－アスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。）にあっては「○○ジュース（ストレート）」と、還元果汁を使用したものにあっては「○○ジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあっては「○○ジュース」と表示し、「○○」には使用した果実の最も一般的な名称を表示する。ただし、果粒を加えたものにあっては「○○ジュース」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と表示し、砂糖類又は蜂蜜を加えたものにあっては「○○ジュース（濃縮還元）」又は「○○ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と表示し、二酸化炭素を圧入したものにあっては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。 二　果実ミックスジュースであって、果実の搾汁のみを使用したもの（パインアップルにあってはペクチンを、りんご、ぶどう、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあってはＬ－アスコルビン酸及びＬ－アスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。）にあっては「果実ミックスジュース（ストレート）」と、還元果汁を使用したものにあっては「果実ミックスジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあっては「果実ミックスジュース」と表示する。ただし、果粒を加えたものにあっては「果実ミックスジュース」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と表示し、砂糖類又は蜂	果実飲料
［同上］	レトルトパウチ食品（植物性たんぱく食品（コンビーフスタイル）を除く。）	［同上］	次に定めるところにより表示する。 一　果実ジュースであって、果実の搾汁のみを使用したもの（パインアップルにあってはペクチンを、りんご、ぶどう、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあってはＬ－アスコルビン酸及びＬ－アスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。）にあっては「○○ジュース（ストレート）」と、還元果汁を使用したものにあっては「○○ジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあっては「○○ジュース」と表示し、「○○」には使用した果実の最も一般的な名称を表示する。ただし、砂糖類又は蜂蜜を加えたものにあっては「○○ジュース（濃縮還元）」又は「○○ジュース」の文字の次	果実飲料

蜜を加えたものにあっては「果実ミックスジュース（濃縮還元）」又は「果実ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と表示し、二酸化炭素を圧入したものにあっては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。

［号を削る。］

三　［略］

四　一から三までに規定する名称の文字の次又は最後に「（濃縮還元）」、「（加糖）」又は「（炭酸ガス入り）」と二以上表示すべき場合は、「（濃縮還元・加糖）」等と表示することができる。

五　果汁入り飲料にあっては、「○○％△△果汁入り飲料」と表示する。この場合において、還元果汁又は還元果汁及び果実の搾汁を希釈して製造したものであって、一種類の果実を使用したものにあっては「○○」には糖用屈折計示度の別表第三の果実飲料の項の表３（以下この項において「表３」という。）の糖用屈折計示度の基準（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度について別表第三の果実飲料の項の表４（以下この項において「表４」という。）の酸度の基準）に対する割合を、「△△」には使用した果実の最も一般的な名称を表示し、二種類以上の果実を使用したものにあっては「○○」には糖用屈折計示度又は酸度の使用した果実の搾汁及び還元果汁の配合割合により表３又は表４の基準を按分したものを合計して算出した基準に対する割合を、「△△」には「混合」と表示し、果実の搾汁を希釈して製造したものにあっては「○○」には果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を、「△△」には一種類の果実を使用したものにあっては使用した果実の最も一般的な名称を、二種類以上の果実を使用したものにあっては「混合」と表示する。

三　果粒入り果実ジュースであって、還元果汁を使用したものにあっては「○○果粒入り果実ジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあっては「○○果粒入り果実ジュース」と表示し、「○○」には使用した果粒に係る果実の最も一般的な名称を表示する。ただし、砂糖類又は蜂蜜を加えたものにあっては「○○果粒入り果実ジュース（濃縮還元）」又は「○○果粒入り果実ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と表示し、二酸化炭素を圧入したものにあっては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。

四　［同上］

五　一から四までに規定する名称の文字の次又は最後に「（濃縮還元）」、「（加糖）」又は「（炭酸ガス入り）」と二以上表示すべき場合は、「（濃縮還元・加糖）」等と表示することができる。

六　果汁入り飲料にあっては、「○○％△△果汁入り飲料」と表示する。この場合において、還元果汁又は還元果汁及び果実の搾汁を希釈して製造したものであって、一種類の果実を使用したものにあっては「○○」には糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。六において同じ。）の別表第三の果実飲料の項の表３（以下この項において「表３」という。）の糖用屈折計示度の基準（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。六において同じ。）について別表第三の果実飲料の項の表４（以下この項において「表４」という。）の酸度の基準）に対する割合を、「△△」には使用した果実の最も一般的な名称を表示し、二種類以上の果実を使用したものにあっては「○○」には糖用屈折計示度又は酸度の使用した果実の搾汁及び還元果汁の配合割合により表３又は表４の基準を按分したものを合計して算出した基準に対する割合を、「△△」には「混合」と表示し、果実の搾汁を希釈して製造したものにあっては「○○」には果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を、「△△」には一種類の果実を使用したものにあっては使用した果実の最も一般的な名称を、二種類以上の果実を使用したものにあっては「混合」と表示する。

六　五の規定にかかわらず、果汁入り飲料であって、果粒を加えたものにあっては「○○％△△果汁入り飲料」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と、二酸化炭素を圧入したものにあっては「○○％△△果汁入り飲料」の文字の次に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。

七　希釈して飲用に供する果汁入り飲料にあっては、五に定める名称の文字の前に「□倍希釈時」と表示し、□には希釈倍数を表示する。

［削る。］

七　六の規定にかかわらず、果汁入り飲料であって、果粒を加えたものにあっては「○○％△△果汁入り飲料」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と、二酸化炭素を圧入したものにあっては「○○％△△果汁入り飲料」の文字の次に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。

八　希釈して飲用に供する果汁入り飲料にあっては、六に定める名称の文字の前に「□倍希釈時」と表示し、□には使用方法に表示した希釈倍数を表示する。ただし、別表第十九の果実飲料の希釈時の果実の割合の項に定める表示がなされている場合は省略することができる。

原材料名

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

一　使用した果実にあっては、その最も一般的な名称を表示し、果粒入り果実ジュースの果粒にあっては、「果粒」の文字の次に括弧を付して使用した果実の最も一般的な名称を表示する。ただし、使用した果粒以外の果実の種類が二種類以上のものにあっては、「果実」の文字の次に括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に二種類の果実名を表示し、その他の果実にあっては、「その他」と表示することができる。

二　みかん類を使用したオレンジジュースを使用した場合にあっては、一の規定にかかわらず、オレンジ以外の果実について、「うんしゅうみかん」、「ポンカン」、「シイクワシャー」等に代えて「みかん類」と表示することができる。

三　使用した野菜にあっては、その最も一般的な名称を表示する。ただし、使用した野菜の種類が二種類以上のものにあっては、「野菜」の文字の次に括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に二種類の野菜名を表示し、その他の野菜にあっては、「その他」と表示することができる。

四　果実、野菜及び砂糖類以外の原材料にあっては、「果粒」（果粒入り果実ジュース以外のものに限る。）、「はちみつ」、「こしょう」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。

五　砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」

	豆乳類	
	［略］	［削る。］

と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

六　使用した砂糖類が二種類以上のものにあっては、五の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順にその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するものにあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用するものにあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するものにあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するもの、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用するもの又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するものにあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

七　印刷瓶入りの果実飲料でその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶入り果実飲料」という。）の場合には、「異性化液糖」にあっては「液糖」と、「砂糖・異性化液糖」にあっては「砂糖・液糖」と表示することができる。

	豆乳類	
	［同上］	原材料名

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

一　「大豆」、「脱脂加工大豆」、「粉末大豆たん白」、「大豆油」、「食塩」、「みかん果汁」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。

二　砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「ぶどう糖」、「水あめ」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」

		にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	［略］

		にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	［同上］

と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

三　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、二の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖果糖液糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示することができる。

一　にんじんは、「にんじん」と表示する。ただし、濃縮にんじんを希釈して製造したものにあっては、「濃縮にんじん」又は「にんじん（濃縮還元）」と表示する。

［二～五　略］

［号を削る。］

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

一　にんじんは、「にんじん」と表示する。ただし、濃縮にんじんを希釈して製造したものにあっては、「濃縮にんじん」と表示する。

［二～五　同上］

六‖　砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

七‖　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、六の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及

［号を削る。］

六　にんじん、果実、野菜以外の原材料にあっては、その最も一般的な名称をもって表示する。

別表第五（第三条関係）

食品	名称
トマト加工品	［略］
	［削る。］
	［削る。］
	［削る。］
	［削る。］
	［削る。］
［略］	
［項を削る。］	
ソーセージ	［略］
	無塩漬（えんせき）ソーセージ
	無塩せきソーセージ
［略］	
［項を削る。］	

び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

八　にんじん、果実、野菜、砂糖類以外の原材料にあっては、「食塩」、「はちみつ」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。

別表第五（第三条関係）

食品	名称
トマト加工品	［同上］
	トマトソース
	チリソース
	トマト果汁飲料
	トマトピューレー
	トマトペースト
［同上］	
混合プレスハム	混合プレスハム
ソーセージ	［同上］
	無塩漬（せき）ソーセージ
［同上］	
削りぶし	一種類の魚類のかれぶしのみを使用したもの	かれぶし削りぶし
		かれぶし削り
	一種類の魚類のふし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したもの	削りぶし

		一種類の魚類のふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものとかれぶしを削ったものを混合したもの
		二種類以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したもの
［略］		
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	ドレッシング	混合削りぶし
［略］	［略］	
［削る。］	［削る。］	
	［削る。］	
	［削る。］	
	ノンオイルドレッシング	
［項を削る。］	［項を削る。］	
［略］	［略］	
［項を削る。］	［項を削る。］	

［同上］	［同上］	混合削りぶし
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	［加える。］	
	［同上］	サラダクリーミードレッシング
	サラダクリーミードレッシング	半固体状ドレッシング
	マヨネーズ及びサラダクリーミードレッシング以外の半固体状ドレッシング	
	乳化液状ドレッシング	乳化液状ドレッシング
	分離液状ドレッシング	分離液状ドレッシング
	ドレッシングタイプ調味料	ドレッシングタイプ調味料
	［加える。］	
食酢	米酢	米酢
	米黒酢	米黒酢
	大麦黒酢	大麦黒酢
	米酢、米黒酢及び大麦黒酢以外の穀物酢	穀物酢
	りんご酢	りんご酢
	ぶどう酢	ぶどう酢
	りんご酢及びぶどう酢以外の果実酢	果実酢
	穀物酢及び果実酢以外の醸造酢	醸造酢
	合成酢	合成酢
［同上］	食用サフラワー油	食用サフラワー油
食用植物油脂	食用ぶどう油	食用ぶどう油
	食用大豆油	食用大豆油
	食用ひまわり油	食用ひまわり油
	食用小麦はい芽油	食用小麦はい芽油

［略］

別表第十三（第七条関係）

［表略］

備考

1　ノンオイルドレッシングについて、脂質の「含まない旨の表示」については「〇・五グラム」を、「三グラム」とする。

2　［略］

別表第十四（第三条関係）

えび
カシューナッツ
かに
くるみ
小麦
そば
卵
乳
落花生

別表第十九（第四条、第五条関係）

食品	表示事項	表示の方法
トマト加工品	［削る。］	その形状を最もよく表す用語を表示する。
	形状（固形トマトに限る。）	

［略］

別表第十三（第七条関係）

［同上］

備考

1　ドレッシングタイプ調味料（いわゆるノンオイルドレッシング）について、脂質の「含まない旨の表示」については「〇・五グラム」を、「三グラム」とする。

2　［同上］

別表第十四（第三条関係）

えび
［項を加える。］
かに
くるみ
小麦
そば
卵
乳
落花生

別表第十九（第四条、第五条関係）

食品	表示事項	表示の方法
トマト加工品	使用上の注意（内面塗装缶以外を使用した缶詰に限る。）	「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。
	形状（固形トマトに限る。）	全形にあっては「全形」と、二つ割りにあっては「2つ割り」と、四つ割りにあっては「4つ割り」と、立方形にあっては「立方形」と、輪切りにあっ

［同上］

食用とうもろこし油	食用とうもろこし油
食用綿実油	食用綿実油
食用ごま油	食用ごま油
食用なたね油	食用なたね油
食用こめ油	食用こめ油
食用落花生油	食用落花生油
食用オリーブ油	食用オリーブ油
食用パーム油	食用パーム油
食用パームオレイン	食用パームオレイン
食用調合油	食用調合油
香味食用油	香味食用油

		ては「輪切り」と、くさび形にあっては「くさび形」と、不定形にあっては「不定形」と表示し、その他のものにあってはその形状を最もよく表す用語を表示する。
「濃縮トマト還元」又は「濃縮還元」の用語（濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースに限る。）	「濃縮トマト還元」又は「濃縮還元」の用語を表示する。	「濃縮トマト還元」の用語を表示する。
［略］	［略］	［同上］
トマトの搾汁の含有率（トマト果汁飲料に限る。）	トマトの搾汁の含有率を実含有率を上回らない整数値により、パーセントの単位で、単位を明記して表示する。	トマトの搾汁の含有率を実含有率を上回らない十の整数倍の数値により、パーセントの単位で、単位を明記して表示する。
［略］		［同上］
乾めん類		乾めん類
［削る。］		調理方法
［略］		［同上］
［項を削る。］		即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のものをいう。）
［項を削る。］		無菌充填豆腐（食品、添加物等の規格基準第１食品の部Ｄ各条の項の豆腐に規定する無菌充填豆腐をいう。）
［項を削る。］		凍り豆腐
［項を削る。］		プレスハム、混合プレスハム、

		食品の特性に応じて表示する。
	油脂で処理した旨	「油揚げめん」、「油処理めん」等油脂で処理した旨の文言を表示する。
	常温での保存が可能である旨及び常温で保存した場合における賞味期限である旨の文字を冠したその年月日	「常温保存可能品」の文字を表示する。
	調理方法	食品の特性に応じて表示する。
でん粉含有率（でん粉（加工でん粉を含む。）、小麦粉及びコーンミールの含有率が、プレスハム及び混合プ		でん粉（加工でん粉を含む。）、小麦粉及びコーンミールの含有率をパーセントの単位で、単位を明記して表示する。

	［略］		
		食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。以下この表において同じ。）	［削る。］
			［削る。］
			［略］
			［削る。］
			［略］
			［削る。］
			［略］
		乳	［略］
			［削る。］

ソーセージ及び混合ソーセージ	レスハムにあっては三パーセントを超える場合、ソーセージ及び混合ソーセージにあっては五パーセントを超える場合に限る。）		
	［同上］	食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。以下この表において同じ。）	原料肉名
			配合分量の多いものから順に表示することとし、食肉である原料については「馬」、「めん羊」、「鶏」等とその動物名を、魚肉である原料については「魚肉」の文字を表示する。
			殺菌方法（気密性のある容器包装に充てんした後、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法により殺菌したもの（缶詰又は瓶詰のものを除く。）に限る。）
			殺菌温度及び殺菌時間を表示する。
			［同上］
			水素イオン指数及び水分活性（非加熱食肉製品に限る。）
			水素イオン指数を表示するときは、「pH」等水素イオン指数を示す文字を付してその値を表示するときは、水分活性を示す文字を付してその値を表示する。
			［同上］
			水分活性（特定加熱食肉製品に限る。）
			水分活性を示す文字を付してその値を表示する。
			［同上］
		乳	［同上］
			殺菌温度及び時間（殺菌しない特別牛乳にあっては、その旨）
			1　温度は摂氏温度で表し、当該処理場で行っている実際の殺菌温度を正確に表示する。 2　時間は「分」又は「秒」で表し、当該処理場で行っている実際の殺菌時間を正確に表示する。 3　殺菌温度、殺菌時間を表すものであることを明らかにするため、「殺菌」、「殺菌温度」、「殺菌時間」等の文字を前又は後に表示する。

［削る。］		
［削る。］		
［削る。］		
	［略］	乳製品
［削る。］		
［削る。］		

主要な原料名並びに含まれる無脂乳固形分及び乳脂肪分の重量百分率（加工乳に限る。）	1　主要な原材料名を配合割合の高い順に表示する。 2　無脂乳固形分及び乳脂肪分の重量パーセントを表示する。パーセントの表示は、小数第一位まで表示する。	
含まれる乳脂肪分の重量百分率（低脂肪牛乳に限る。）	含まれる乳脂肪分の重量パーセントを表示する。パーセントの表示は、小数第一位まで表示する。	
常温での保存が可能である旨及び常温で保存した場合における賞味期限である旨の文字を冠したその年月日（常温保存可能品に限る。）	「種類別○○」の次に「（常温保存可能品）」の文字を表示する。	
［同上］	乳又は乳製品以外に混合したもののうち主要なもの及び量の多少にかかわらずその製品の特性に不可欠なものの名称を表示する。	乳製品
主要な混合物の名称（乳飲料、発酵乳、乳酸菌飲料（無脂乳固形分三・〇パーセント以上のものに限る。）、チーズ又はアイスクリーム類に限る。）	1　主要な混合物の名称は、調製粉乳にあっては、乳又は乳製品以外に混合したもののうち主要なもの及び量の多少にかかわらずその製品の組成に必要不可欠なものの名称を表示し、それ以外のものにあっては、「しょ糖」と表示する。 2　1の重量パーセントは、小数第一位まで表示する。	
主要な混合物の名称及びその重量百分率（加糖練乳、加糖脱脂練乳、加糖粉乳又は調製粉乳に限る。）		
含まれる無脂乳固形分及び乳脂肪分（乳脂肪分以外の脂肪分を含むものにあっては、無脂乳固形分及び乳脂肪分並びに乳脂肪分以外の脂肪分）の重量百分率（乳飲料、発酵乳、乳酸菌飲料及びアイスクリーム類に限る。）	1　無脂乳固形分、乳脂肪分及び乳脂肪分以外の脂肪分の重量パーセントは、小数第一位まで表示する。ただし、アイスクリーム類、発酵乳及び乳酸菌飲料であって、重量パーセントが一パーセント以上のものについては、小数第一位の数値の一から四までは〇として、六から九までは五として、〇・五間隔で表示することができる。	

	［削る。］
	［削る。］
	［削る。］
	［削る。］
	［略］
	［削る。］
	［削る。］

２　乳脂肪分以外の脂肪分にあっては、その脂肪分の個々の名称及びそれぞれの重量パーセントを表示する。ただし、植物性脂肪又は乳脂肪以外の動物性脂肪に取りまとめ、それぞれ総量で表示することができる。	当該動物の種類（牛以外の動物の乳を原料として製造したナチュラルチーズに限る。）
	含まれる乳脂肪分の重量百分率（クリーム及びクリームパウダーに限る。）
	殺菌した発酵乳及び乳酸菌飲料である旨（殺菌した発酵乳及び乳酸菌飲料に限る。）
	容器包装に入れた後、加熱殺菌した旨（ナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。）であって、容器包装に入れた後、加熱殺菌したものに限る。）
	［同上］
	製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後である旨（発酵乳又は乳酸菌飲料であって、製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後のものに限る。）
	常温での保存が可能である旨及び常温で保存した場合における賞味期限である旨の文字を冠したその年月日（常温保存可能品に限る。）

二種類以上の動物の乳を使用したものにあっては、当該動物の種類を使用量の多い順に表示する。	含まれる乳脂肪分の重量パーセントは、小数第一位まで表示する。
	殺菌した発酵乳にあっては、「種類別」の次に「殺菌済み発酵乳」等殺菌した発酵乳である旨の文言を、殺菌した乳酸菌飲料にあっては、「種類別」の次に「殺菌済み乳酸菌飲料」等殺菌した乳酸菌飲料である旨の文言を表示する。
	「包装後加熱」、「包装後加熱殺菌」、「容器包装後加熱殺菌済み」等容器包装に入れた後に加熱殺菌したものである旨の文言を表示する。
	「低温発酵」等製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後である旨を示す文字を表示する。
	「種類別○○」の次に「（常温保存可能品）」の文字を表示する。

［項を削る。］

鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）	［削る。］	
	［略］	

［略］

乳又は乳製品を主要原料とする食品	名称又は商品名（乳酸菌飲料にあっては、その旨）	一般的名称又は商品名を表示する。この場合において、乳酸菌飲料にあっては、「乳酸菌飲料」の文字を表示する。
	乳若しくは乳製品を原材料として含む旨、乳成分を原材料として含む旨又は主要原料である乳若しくは乳製品の種類別のうち少なくとも一つを含む旨	「この製品は原材料に乳を使用しています」等乳若しくは乳製品を原材料として含む旨、乳成分を原材料として含む旨又は主要原料である乳若しくは乳製品の種類別のうち少なくとも一つを含む旨を表示する。
	含まれる無脂乳固形分及び乳脂肪分（乳脂肪分以外の脂肪分を含むものにあっては、無脂乳固形分及び乳脂肪分並びに乳脂肪分以外の脂肪分）の重量百分率	1　無脂乳固形分、乳脂肪分及び乳脂肪分以外の脂肪分の重量パーセントを表示する。パーセント表示は、小数第一位まで表示する。ただし、乳又は乳製品を主要原料とする食品であって、重量パーセントが一パーセント以上のものについては、小数第一位の数値の一から四までは〇として、六から九までは五として、〇・五間隔で表示することができる。 2　乳脂肪分以外の脂肪分にあっては、その脂肪分の個々の名称及びそれぞれの重量パーセントを表示する。ただし、植物性脂肪又は乳脂肪以外の動物性脂肪に取りまとめ、それぞれ総量で表示することができる。
	製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後である旨（乳酸菌飲料であって、製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後のものに限る。）	「低温発酵」等製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後である旨を示す文字を表示する。
	殺菌方法（殺菌したものに限る。）	殺菌温度及び殺菌時間を表示する。
鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）	［同上］	

［同上］

［項を削る。］		
［項を削る。］		
［略］		
［項を削る。］		
食酢	［略］	
	［削る。］	

魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこ	気密性のある容器包装に充てんした後、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法により殺菌したもの（缶詰又は瓶詰のものを除く。）の殺菌方法	殺菌温度及び殺菌時間を表示する。
	水素イオン指数又は水分活性（その水素イオン指数が四・六以下又はその水分活性が〇・九四以下であるもの（缶詰又は瓶詰のものを除く。）に限る。）	水素イオン指数を表示するときは、「pH」等水素イオン指数を示す文字を付してその値を表示する。水分活性を表示するときは、水分活性を示す文字を付してその値を表示する。
削りぶし	名称の用語（商品名に名称の用語を使用していない場合又は二種類以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したものであって商品名に使用した全ての魚類の名称を使用していない場合に限る。）	別表第四の削りぶしの名称の項に定める名称の用語を表示する。
	密封の方法（気密性のある容器包装に入れ、かつ、不活性ガスを充てんしたものに限る。）	「不活性ガス充てん、気密容器入り」と表示する。ただし、「不活性ガス」については、その固有の名称で表示することができる。
	圧搾煮干し配合率（圧搾煮干しを十パーセント以上配合したものに限る。）	実配合率を下回らない十の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、単位を明記して表示する。
［同上］		殺菌温度及び殺菌時間を表示する。
鯨肉製品	気密性のある容器包装に充てんした後、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法により殺菌したもの（缶詰又は瓶詰のものを除く。）の殺菌方法	
食酢	［同上］	醸造酢の混合割合（製品の総酸量に対する混合された醸造酢の酸量の百分比をいう。以下同じ。）を、実混合割合を上回らない十の整数倍の数値により、パーセントの単位で単位を明記して表
	醸造酢の混合割合（醸造酢を混合した合成酢に限る。）	

		示する。ただし、実混合割合が十パーセント未満の場合は、実混合割合を上回らない整数値により、パーセントの単位で単位を明記して表示する。
	希釈倍数（希釈して使用されるものに限る。）	「○倍に希釈」と表示する。
［削る。］		
	［略］	［同上］
［項を削る。］		
［項を削る。］		
［略］		
冷凍食品	［略］	凍結させる直前に加熱されたものであるかどうかの別（加熱後摂取冷凍食品（製造し、又は加工した食品を凍結させたものであって、飲食に供する際に加熱を要するとされているものをいう。）に限る。）
		「凍結直前加熱」の文字等凍結させる直前に加熱されたものであるかどうかの別を表示する。
［項を削る。］		
	［略］	［略］
［略］		
［項を削る。］		
［略］		
［項を削る。］		

		示する。ただし、実混合割合が十パーセント未満の場合は、実混合割合を上回らない整数値により、パーセントの単位で単位を明記して表示する。
	希釈倍数（希釈して使用されるものに限る。）	「○倍に希釈」と表示する。
	［同上］	
風味調味料	使用方法	食品の特性に応じて表示する。
乾燥スープ	調理方法	水若しくは牛乳を加えて加熱するものであるか又は水、熱湯若しくは牛乳を加えるものであるかの別及びその加えるものの量を表示する。
	「コンソメ」又は「ポタージュ」の用語（乾燥コンソメにあっては商品名中に「コンソメ」の用語を使用していないもの又は乾燥ポタージュにあっては商品名中に「ポタージュ」の用語を使用していないものに限る。）	乾燥コンソメにあっては「コンソメ」と、乾燥ポタージュにあっては「ポタージュ」と表示する。
［同上］		
冷凍食品	［同上］	凍結させる直前に加熱されたものであるかどうかの別（加熱後摂取冷凍食品（製造し、又は加工した食品を凍結させたものであって、飲食に供する際に加熱を要するとされているものをいう。）に限る。）
		「凍結前加熱」の文字等凍結させる直前に加熱されたものであるかどうかの別を表示する。
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	［同上］	食品を気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌した旨（缶詰又は瓶詰の食品、清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）
		「気密性容器に密封し加圧加熱殺菌」等食品を気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌した旨を示す文言を表示する。
［同上］		
缶詰の食品	主要な原材料名	1　主要原材料が三種類以上にわたる場合は、配合分量の多いものから順に三種類まで表示する。

	2　原則として、「主要原材料」の文字を冠する。 3　原材料は、その種類名を表示する。 4　名称その他表示から主要原材料が十分判断できるものにあっては、主要原材料名の表示を省略することができる。
［略］	［同上］
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰
［削る。］	内容個数（家きん卵を詰めたものに限る。）
［略］	［同上］
［略］	［同上］
［項を削る。］	水のみを原料とする清涼飲料水
	殺菌又は除菌を行っていない旨（容器包装内の二酸化炭素圧力が摂氏二十度で九十八キロパスカル未満であって、殺菌又は除菌（ろ過等により、原水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去することをいう。以下同じ。）を行わないものに限る。）
	「殺菌又は除菌を行っていない」等殺菌又は除菌を行っていない旨を示す文言を表示する。
果実飲料	果実飲料
［削る。］	使用方法（希釈して飲用に供する果汁入り飲料に限る。）
［略］	［同上］
希釈時の果汁割合（希釈して飲用に供する果汁入り飲料に限る。）	希釈時の果汁割合（希釈して飲用に供する果汁入り飲料であって、名称に「□倍希釈時」と表示していない場合に限る。）
［□倍希釈時果汁○○％」と表示し、□には希釈倍数を、○○には名称に表示した割合を表示する。	「□倍希釈」、「□倍に薄めてお飲みください」等と表示する。 「□倍希釈時果汁○○％」と表示し、□には使用方法に表示した希釈倍数を、○○には名称に表示した割合を表示する。
［項を削る。］	果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであって、原料用果汁以外のもの
	「冷凍果実飲料」の文字
	「冷凍果実飲料」の文字を表示する。

豆乳類	［略］	
	［削る。］	
	［略］	
	大豆豆乳粉末又は大豆たんぱく粉末を加えた旨（粉末大豆たんぱくを加えた豆乳飲料であって、商品名に粉末大豆たんぱくを加えた旨の用語を使用していない場合に限る。）	大豆豆乳粉末又は大豆たんぱく粉末を加えた旨を表示する。

別表第二十（第八条関係）

食品	様式	表示の方式
［略］		
トマト加工品	名称 形状 原材料名 添加物 原料原産地名 固形量 内容総量 内容量 賞味期限 保存方法 ［削る。］ 原産国名 製造者 備考　［略］	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　「濃縮トマト還元」又は「濃縮還元」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。 ［二・三　略］
乾めん類	名称 原材料名 添加物 原料原産地名 そば粉の配合割合 内容量 賞味期限 保存方法 ［削る。］ 原産国名 製造者	［略］

豆乳類	［同上］	
	使用上の注意（内面塗装缶以外を使用した缶詰に限る。）	「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。
	［同上］	
	粉末大豆たんぱくを加えた旨（粉末大豆たんぱくを加えた豆乳飲料であって、商品名に粉末大豆たんぱくを加えた旨の用語を使用していない場合に限る。）	粉末大豆たんぱくを加えた旨を表示する。

別表第二十（第八条関係）

食品	様式	表示の方式
［同上］		
トマト加工品	名称 形状 原材料名 添加物 原料原産地名 固形量 内容総量 内容量 賞味期限 保存方法 使用上の注意 原産国名 製造者 備考　［同上］	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　「濃縮トマト還元」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。 ［二・三　同上］
乾めん類	名称 原材料名 ［加える。］ 原料原産地名 そば粉の配合割合 内容量 賞味期限 保存方法 調理方法 原産国名 製造者	［同上］

△

○

備考 別記様式一の備考の規定によるほか、次に定めるところによる。	備考 別記様式一の備考の規定によるほか、そば粉の配合割合を商品名に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で、そば粉の配合割合が十パーセント以上のものにあっては「そば粉の配合割合・〇割」等と実配合割合を上回らない数値により、そば粉の配合割合が十パーセント未満のものにあっては、「１割未満」、「10％未満」等と表示することができる。この場合において、そば粉の配合割合の事項を省略することができる。
一　添加物を原材料名に併記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。	［号を削る。］
二　そば粉の配合割合を商品名に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で、そば粉の配合割合が十パーセント以上のものにあっては「そば粉の配合割合・〇割」等と実配合割合を上回らない数値により、そば粉の配合割合が十パーセント未満のものにあっては、「１割未満」、「10％未満」等と表示することができる。この場合において、そば粉の配合割合の事項を省略することができる。	［号を削る。］
三　調理方法を一括して表示することが困難な場合には、調理方法の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。	［号を削る。］

○

［項を削る。］		
［項を削る。］		
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	名称 原材料名 添加物 原料原産地名 ［削る。］ 固形量 内容総量 内容量 賞味期限 保存方法 使用上の注意 原産国名 製造者 備考　［略］	［略］

凍り豆腐	名称 原材料名 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者 備考 別記様式一の備考の規定によるほか、添加物を原材料名に併記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、調理方法は、ＪＩＳＺ八三〇五に定める八ポイント（表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあっては、六ポイント）の活字以上の統一のとれた文字で表示する。
プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージ	名称 原材料名 添加物 原料原産地名 でん粉含有率 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者 備考 別記様式一の備考の規定による。	第八条各号（第三号を除く。）の規定による。
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	名称 原材料名 添加物 原料原産地名 内容個数 固形量 内容総量 内容量 賞味期限 保存方法 使用上の注意 原産国名 製造者 備考　［同上］	［同上］

乳	［略］	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、この様式中、「種類別」とあるのは、これに代えて、「種類別名称」と表示することができる。 ［号を削る。］
乳製品のうち、発酵乳及び乳酸菌飲料	［略］	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、この様式中、「種類別」とあるのは、これに代えて、「種類別名称」と表示することができる。 ［号を削る。］
その他の乳製品	［略］	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、この様式中、「種類別」とあるのは、これに代えて、「種類別名称」と表示することができる。 ［号を削る。］
［項を削る。］		

乳	［同上］	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　種類別は、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十・五ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 二　この様式中、「種類別」とあるのは、これに代えて、「種類別名称」と表示することができる。
乳製品のうち、発酵乳及び乳酸菌飲料	［同上］	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　種類別は、ＪＩＳＺ八三〇五に定める八ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 二　この様式中、「種類別」とあるのは、これに代えて、「種類別名称」と表示することができる。
その他の乳製品	［同上］	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　種類別は、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 二　この様式中、「種類別」とあるのは、これに代えて、「種類別名称」と表示することができる。
乳又は乳製品を主要原料とする食品のうち、乳酸菌飲料	別記様式一の規定による。	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、乳酸菌飲料である旨は、ＪＩＳＺ八三〇五に定める八ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

［項を削る。］

［略］

食酢

名称 ［削る。］ 原材料名 添加物 原料原産地名 酸度 ［削る。］ 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者 備考　［略］	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、「醸造酢」又は「合成酢」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に表示する。 ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［表を削る。］

削りぶし

名称 原材料名 添加物 原料原産地名 密封の方法 圧搾煮干し配合率 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者 備考 別記様式一の備考の規定による。	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、名称の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

［同上］

食酢

名称 醸造酢の混合割合 原材料名 添加物 原料原産地名 酸度 希釈倍数 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者 備考　［同上］	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　醸造酢の混合割合は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、内容量の区分に応じ、表１に定める活字の大きさの統一のとれた文字で表示する。 二　「醸造酢」又は「合成酢」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、内容量の区分に応じ、表２に定める活字の大きさの統一のとれた文字で表示する。

表１

内容量	活字の大きさ（ＪＩＳＺ八三〇五に規定するポイント）
十八リットル以上のもの	二十四（合成樹脂製の容器であって、二十四ポイン

［表を削る。］

表2

内容量	活字の大きさ（ＪＩＳＺ八三〇五に規定するポイント）
十八リットル以上のもの	四十二（合成樹脂製の容器であって、四十二ポイントの活字の大きさの文字を表示できない場合は、二十六ポイント）
一・八リットル以上十八リットル未満のもの	十六以上
三百ミリリットル以上一・八リットル未満のもの	十四以上
三百ミリリットル未満のもの	九以上

一・八リットル以上十八リットル未満のもの	十二
三百ミリリットル以上一・八リットル未満のもの	十・五
三百ミリリットル未満のもの	七・五

トの活字の大きさの文字を表示できない場合は、二十二ポイント）

［項を削る。］	
	［項を削る。］
	［略］

風味調味料	
名称 原材料名 添加物 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法 使用方法 原産国名 製造者 備考 別記様式一の備考の規定によるほか、使用方法を一括して表示することが困難な場合には、使用方法の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。	
第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、「コンソメ」、「ポタージュ」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。	
乾燥スープ	
名称 原材料名 添加物 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法 調理方法 原産国名 製造者 備考 別記様式一の備考の規定によるほか、調理方法を一括して表示することが困難な場合には、調理方法の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。	
［同上］	

果実飲料
名称 原材料名 添加物 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法 ［削る。］ 原産国名 製造者 備考　［略］

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。

一　「加糖」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。ただし、印刷瓶入りの果実飲料でその品質に関する表示を蓋にするもの（以下この項において「印刷瓶入り果実飲料」という。）にあっては、蓋に表示することができる。

［二・三　略］

豆乳類
名称 大豆固形分 原材料名 添加物 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法 ［削る。］ 原産国名 製造者 備考　［略］

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。

一　［略］

二　大豆豆乳粉末又は大豆たんぱく粉末を加えた旨は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

別表第二十二（第九条関係）

食品	表示禁止事項
［項を削る。］	
［略］	
［項を削る。］	
［略］	

果実飲料
名称 原材料名 添加物 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法 使用方法 原産国名 製造者 備考　［同上］

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。

一　「加糖」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、括弧を付してＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。ただし、印刷瓶入り果実飲料にあっては、蓋に表示することができる。

［二・三　同上］

豆乳類
名称 大豆固形分 原材料名 添加物 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法 使用上の注意 原産国名 製造者 備考　［同上］

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。

一　［同上］

二　粉末大豆たんぱくを加えた旨は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

別表第二十二（第九条関係）

食品	表示禁止事項
トマト加工品	1　「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語 2　「天然」又は「自然」の用語 3　トマト果汁飲料における「トマトジュースドリンク」の用語 4　「特級」の用語と紛らわしい用語
［同上］	
農産物漬物	品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。
［同上］	

乾めん類	1　［略］ 2　産地名を表す用語。ただし、製めんした地域（以下この項において「製めん地」という。）で包装したものに表示する場合又は製めん地以外で包装したものについて「製めん地・○○」の用語を商品名を表示した箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、ＪＩＳＺ八三〇五に規定する十四ポイントの活字以上の大きさの文字で表示し、「○○」に当該製めん地名を表示する場合（製めん地名を二以上表示する場合には、製品に占める重量の割合の高いものから順に表示する場合に限る。）は、この限りでない。	［項を削る。］
凍り豆腐	1　人工的に凍結して製造したものにあっては、天然、自然その他自然の寒気を利用して凍結したものと誤認させる用語 2　「純」、「純正」その他純粋であることを示す用語	［項を削る。］
ハム類	1　「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語 2　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。	［項を削る。］
プレスハム	1　別表第三に掲げる「骨付きハム」、「ボンレスハム」、「ロースハム」、「ショルダーハム」、「ベリーハム」若しくは「ラックスハム」の用語又はこれらと紛らわしい用語 2　「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語 3　原料肉を二種類以上使用したものにおける原料肉の一部の名称を特に表示する用語 4　でん粉等のつなぎを使用したものについて、原材料の全てが食肉であるかのように誤認させる用語 5　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。	［項を削る。］
混合プレスハム	1　別表第三に掲げる「骨付きハム」、「ボンレスハム」、「ロースハム」、「ショルダーハム」、「ベリーハム」、「ラックスハム」若しくは「プレスハム」の用語又はこれらと紛らわしい用語 2　でん粉等のつなぎを使用したものについて、原材料の全てが食肉であるかのように誤認させる用語 3　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。	

［項を削る。］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	
［略］	

ソーセージ	1　別表第三に掲げる「骨付きハム」、「ボンレスハム」、「ロースハム」、「ショルダーハム」、「ベリーハム」、「ラックスハム」、「プレスハム」、「混合プレスハム」若しくは「混合ソーセージ」の用語又はこれらと紛らわしい用語 2　「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語 3　使用する原料畜肉類及び原料臓器類が二種類以上の家畜等のものであるものについて、当該原料畜肉類又は原料臓器類の一部の名称を特に表示する用語 4　でん粉等の結着材料を使用したものについて、原材料の全てが食肉であるかのように誤認させる用語 5　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。
混合ソーセージ	1　別表第三に掲げる「骨付きハム」、「ボンレスハム」、「ロースハム」、「ショルダーハム」、「ベリーハム」、「ラックスハム」、「プレスハム」、「混合プレスハム」、「ソーセージ」、「クックドソーセージ」、「加圧加熱ソーセージ」、「セミドライソーセージ」、「ドライソーセージ」、「無塩漬（せき）ソーセージ」、「ボロニアソーセージ」、「フランクフルトソーセージ」、「ウインナーソーセージ」、「リオナソーセージ」、「レバーソーセージ」若しくは「レバーペースト」の用語又はこれらの用語と紛らわしい用語 2　使用する原料畜肉類及び原料臓器類が二種類以上の家畜等のものであるものについて、当該原料畜肉類又は原料臓器類の一部の名称を特に表示する用語 3　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。
ベーコン類	1　「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語 2　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。
煮干魚類	「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語
削りぶし	1　パック品以外のものに表示する「パック」その他これと紛らわしい用語 2　二種類以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したものにあっては、一部の魚類の名称を特に表示する用語
［同上］	

しょうゆ

1　「超特選」又は「特選」の用語と紛らわしい用語。ただし、しょうゆの日本農林規格（平成十六年九月十三日農林水産省告示第一七〇三号）に規定するこいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆ及びしろしょうゆの規格による格付が行われたものであって次の表の区分に該当するしょうゆに対し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合は、この限りでない。

［項を削る。］

［項を削る。］

2　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

3　［略］

［項を削る。］

区分	用語
［略］	
［削る。］	

しょうゆ

1　「超特選」、「特選」、「特製」、「特吟」、「上選」、「吟上」、「優選」、「優良」その他「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語。ただし、しょうゆの日本農林規格（平成十六年九月十三日農林水産省告示第一七〇三号）に規定するこいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆ及びしろしょうゆの規格による格付が行われたものであって次の表の区分に該当するしょうゆに対し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合は、この限りでない。

2　「濃厚」の用語。ただし、しょうゆの日本農林規格に規定するこいくちしょうゆ、たまりしょうゆ及びさいしこみしょうゆの規格による格付が行われたものであって次の表の区分に該当するしょうゆに対し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合は、この限りでない。

3　混合方式によるものについての「醸」の用語（原材料名の表示に使用する場合を除く。）

4　［同上］

5　「純」、「純正」その他純粋であることを示す用語（本醸造方式によるもの（セルラーゼ等の酵素によって醸造を促進したものを除く。）であって、規則別表第一に掲げる添加物を使用しないもののうち、品質の均一化を図る程度に添加した食塩、ぶどう糖又はアルコール以外のものを添加していないものについての「純」及び「純正」の用語を除く。）

6　「生（き）」（「生引（きび）き」の用語を除く。以下この項において同じ。）、「生（なま）」又は「生引（きび）き」の用語。ただし、次に掲げる用語を除く。

一　本醸造方式によるもの（セルラーゼ等の酵素によって醸造を促進したものを除く。）であって、規則別表第一に掲げる添加物を使用しないもののうち、食塩以外のものを添加していないものについての「生（き）」の用語

二　火入れを行わず、火入れの殺菌処理と同等な処理を行ったものについての「生（なま）」の用語

三　たまりしょうゆの本醸造方式によるものについての「生引（きび）き」の用語

7　［同上］

8　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

区分	用語
［同上］	
特級のもの	「特製」、「特吟」その他これに類似するもの

［削る。］	［削る。］
［項を削る。］	
［項を削る。］	
食酢	［１～５　略］ ［項を削る。］ ［項を削る。］
［項を削る。］	
［略］	
食用植物油脂	［項を削る。］

上級のもの	「上選」、「吟上」、「優選」、「優良」その他これに類似するもの
こいくちしょうゆ、たまりしょうゆ又はさいしこみしょうゆのうち、全窒素分が特級の基準の数値に一・二を乗じて得た数値以上であるもの	「濃厚」
ウスターソース類	１　「純正」その他純粋であることを示す用語 ２　「特級」の用語と紛らわしい用語 ３　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	ドレッシングタイプ調味料にあっては、「ドレッシング」、「マヨネーズ」等ドレッシングと誤認させる用語。ただし、製品百グラム中の脂質量が三グラム未満のものについて「ノンオイルドレッシング」と表示する場合は、この限りでない。
食酢	［１～５　同上］ ６　合成酢についての「醸造」等の用語。ただし、原材料名及び醸造酢の混合割合の表示に使用する場合は、この限りでない。 ７　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁等が推奨しているものであるかのように誤認させる用語。
風味調味料	「天然」又は「自然」の用語
［同上］	
食用植物油脂	１　「精製サフラワー油」、「サフラワーサラダ油」、「精製ぶどう油」、「ぶどうサラダ油」、「精製大豆油」、「大豆サラダ油」、「精製ひまわり油」、「ひまわりサラダ油」、「精製とうもろこし油」、「とうもろこしサラダ油」、「精製綿実油」、「綿実サラダ油」、「精製ごま油」、「ごまサラダ油」、「精製なたね油」、「なたねサラダ油」、「精製こめ油」、「こめサラダ油」、「精製落花生油」、「精製オリーブ油」、「精製パーム油」、「精製調合油」又は「調合サラダ油」の用語。ただし、食用植物油脂の日本農林規格（昭和四十四年農林省告示第五百二十三号）に規定する精製サフラワー油、サフラワーサラダ油、精製ぶどう油、ぶどうサラダ油、精製大豆油、大豆サラダ油、精製ひまわり油、ひまわりサラダ油、精製とうもろこし油、とうもろこしサラダ油、精製綿実油、綿実サ

	ラダ油、精製ごま油、ごまサラダ油、精製なたね油、なたねサラダ油、精製こめ油、こめサラダ油、精製落花生油、精製オリーブ油、精製パーム油、精製調合油及び調合サラダ油の規格による格付が行われたものに表示する場合は、この限りでない。
2・3	［同上］
レトルトパウチ食品	肉様植たんを使用したものについて、原材料の全てが食肉等又は魚肉であるかのように誤認させる用語。
果実飲料	1　「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語 2　「天然」、「自然」の用語 3　「純正」、「ピュアー」その他純粋であることを示す用語。ただし、果実ジュースであって、かつ、原材料及び添加物に果実の搾汁及び天然香料以外のものを使用していないものに表示する場合は、この限りでない。
豆乳類	1　「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語 2　「天然」又は「自然」の用語
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	1　「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語 2　「天然」又は「自然」の用語

別表第二十三（第十三条関係）

［略］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	
［略］	
［項を削る。］	
［略］	
［項を削る。］	
［略］	
［項を削る。］	
［略］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	

別表第二十三（第十三条関係）

［同上］	
即席めん類に関する事項	
無菌充填豆腐に関する事項	
［同上］	
乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項	
［同上］	
魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項	
［同上］	
鯨肉製品に関する事項	
［同上］	
容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項	
缶詰の食品に関する事項	
ミネラルウォーター類に関する事項	
冷凍果実飲料に関する事項	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部改正）

第二条　食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項） **第一条**　食品表示法（以下「法」という。）第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項及びこれを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。 ［一～八　略］ 九　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項のうちそれぞれ次に定めるもの ［イ～ハ　略］ ［号の細分を削る。］ ［号の細分を削る。］ ［二～ヘ　略］ 十　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項 イ　鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。） ロ・ハ　［略］ ［十一～十五　略］ （令第七条第一項の内閣府令で定める事項） **第七条**　令第七条第一項本文に規定するアレルゲン、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項並びに栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品（食品表示基準第三条第一項に規定する一般用加工食品をいう。次項において同じ。）及び容器包装に入れられた添加物（食品表示基準第二条第一項第五号に規定する業務用添加物を除く。次項において同じ。）にあっては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）並びにこれらを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。 ［一～十四　略］	（食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項） **第一条**　食品表示法（以下「法」という。）第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項及びこれを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。 ［一～八　同上］ 九　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項のうちそれぞれ次に定めるもの ［イ～ハ　同上］ ニ　乳又は乳製品を主要原料とする食品　乳若しくは乳製品を原材料として含む旨、乳成分を原材料として含む旨又は主要原料である乳若しくは乳製品の種類別のうち少なくとも一つを含む旨 ホ　鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）　未殺菌である旨（殺菌したもの以外のものに限る。）及び飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨（殺菌したもの以外のものに限る。） ［ヘ～チ　同上］ 十　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項 ［号の細分を加える。］ イ・ロ　［同上］ ［十一～十五　同上］ （令第七条第一項の内閣府令で定める事項） **第七条**　令第七条第一項本文に規定するアレルゲン、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項並びに栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品（食品表示基準第三条第一項に規定する一般用加工食品をいう。次項において同じ。）及び容器包装に入れられた添加物（食品表示基準第二条第一項第五号に規定する業務用添加物を除く。次項において同じ。）にあっては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）並びにこれらを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。 ［一～十四　同上］

十五　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

イ～ハ　［略］

［号の細分を削る。］

ニ～ヘ　［略］

［号の細分を削る。］

ト　［略］

［号の細分を削る。］

チ　［略］

［号の細分を削る。］

リ　［略］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［十六～十九　略］

２　［略］

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和十年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される業務用加工食品の表示については、第一条の規定による改正後の食品表示基準別表第十四の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条　令和十二年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される業務用加工食品の表示については、第一条の規定による改正後の食品表示基準第五条、第十条、第十一条、第十五条、別表第三、別表第四、別表第五、別表第十三、別表第十九、別表第二十、別表第二十二及び別表第二十三の規定並びに第二条の規定による改正後の食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令第一条及び第七条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○内閣府令第三十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二号様式 【表紙】 【提出書類】　有価証券届出書 【提出先】　＿＿財務（支）局長	**第二号様式** 【表紙】 【提出書類】　有価証券届出書 【提出先】　＿＿財務（支）局長

十五　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

イ　即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のものをいう。）

ロ　無菌充填豆腐（食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１食品の部Ｄ各条の項の豆腐に規定する無菌充填豆腐をいう。）

ハ～ホ　［同上］

ヘ　乳又は乳製品を主要原料とする食品

ト～リ　［同上］

ヌ　魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこ

ル　［同上］

ヲ　鯨肉製品

ワ　［同上］

カ　容器包装詰加圧加熱殺菌食品

ヨ　［同上］

タ　缶詰の食品

レ　水のみを原料とする清涼飲料水

ソ　果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであって、原料用果汁以外のもの

［十六～十九　同上］

２　［同上］

【提出日】　年　月　日
【会社名】(2)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)
【安定操作に関する事項】(6)
【縦覧に供する場所】(7)　名称
（所在地）

［第一部～第四部　略］
（記載上の注意）
［(1)～（58―２）　略］
（58―３）　従業員の状況
［ａ～ｇ　略］
ｈ　最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。ｉ及びｊにおいて「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。）第19条第１項第２号に掲げる事項をいう。以下ｈにおいて同じ。）を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が最近事業年度における管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合について女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。ｉ及びｊにおいて「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。
ｉ　最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率（労働者の男女別の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第４号ハに掲げる事項をいう。(a)において同じ。）のうち男性に係るものであって同条第２項の規定により公表しなければならないもの又は労働者の育児休業の取得の状況（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成３年労働省令第25号）第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。(b)において同じ。））を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。
(a)　提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合

【提出日】　年　月　日
【会社名】(2)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)
【安定操作に関する事項】(6)
【縦覧に供する場所】(7)　名称
（所在地）

［第一部～第四部　同左］
（記載上の注意）
［(1)～（58―２）　同左］
（58―３）　［同左］
［ａ～ｇ　同左］
ｈ　最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける管理職に占める女性労働者の割合（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。ｉ及びｊにおいて「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。）第19条第１項第１号ホに掲げる事項をいう。以下ｈにおいて同じ。）を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における管理職に占める女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。ｉ及びｊにおいて「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。
ｉ　最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第２項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成３年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。
(a)　提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合

(b)　提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）の規定による公表をしない場合

j　最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける労働者の男女の賃金の額の差異（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第１号に掲げる事項であって同条第２項の規定により公表しなければならないものをいう。jにおいて同じ。）を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が最近事業年度における労働者の男女の賃金の額の差異について女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

k　［略］

［(59)～(89)　略］

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】(6)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(7)	名称 （所在地）

［第一部～第六部　略］

（記載上の注意）

［(1)～(35)　略］

(35―２)　従業員の状況

［ａ～ｄ　略］

ｅ　最近事業年度の提出会社における管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。ｆ及びｇにおいて「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。）第19条第１項第２号に掲げる事項をいう。以

(b)　提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）の規定による公表をしない場合

j　最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける労働者の男女の賃金の差異（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第１号リに掲げる事項であって同条第２項の規定により公表しなければならないものをいう。）を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女の賃金の差異（同号リに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

k　［同左］

［(59)～(89)　同左］

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】(6)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(7)	名称 （所在地）

［第一部～第六部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(35)　同左］

(35―２)　［同左］

［ａ～ｄ　同左］

ｅ　最近事業年度の提出会社における管理職に占める女性労働者の割合（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。ｆ及びｇにおいて「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。）第19条第１項第１号ホに掲げる事項をいう。以下ｅにおいて同じ。）

改正後	改正前
下ｅにおいて同じ。）を記載すること。ただし、提出会社が最近事業年度における管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合について女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。ｆ及びｇにおいて「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。	を記載すること。ただし、提出会社が、最近事業年度における管理職に占める女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。ｆ及びｇにおいて「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。
ｆ　最近事業年度の提出会社における男性労働者の育児休業取得率（労働者の男女別の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第４号ハに掲げる事項をいう。(a)において同じ。）のうち男性に係るものであって同条第２項の規定により公表しなければならないもの又は労働者の育児休業の取得の状況（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成３年労働省令第25号）第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。(b)において同じ。））を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。	ｆ　最近事業年度の提出会社における男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第２項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成３年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。
(a)　提出会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合	(a)　提出会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合
(b)　提出会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）の規定による公表をしない場合	(b)　提出会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）の規定による公表をしない場合
ｇ　最近事業年度の提出会社における労働者の男女の賃金の額の差異（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第１号に掲げる事項であって同条第２項の規定により公表しなければならないものをいう。ｇにおいて同じ。）を記載すること。ただし、提出会社が最近事業年度における労働者の男女の賃金の額の差異について女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。	ｇ　最近事業年度の提出会社における労働者の男女の賃金の差異（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第１号リに掲げる事項であって同条第２項の規定により公表しなければならないものをいう。）を記載すること。ただし、提出会社が、最近事業年度における労働者の男女の賃金の差異（同号リに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。
［(36)～(57)　略］	［(36)～(57)　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十六号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）の施行に伴い、保険業法施行規則及び前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

保険業法施行規則及び前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（保険業法施行規則の一部改正）

第一条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（計算書類等に係る連結の方法等）	（計算書類等に係る連結の方法等）
第一条の二　［略］	**第一条の二**　［同上］
２　［略］	２　［同上］
３　令第一条の三第七号に規定する内閣府令で定める者は、特定課程を履修する生徒とする。	３　令第一条の三第七号に規定する内閣府令で定める生徒は、特定課程を履修する生徒とする。

（情報の提供）

第二百二十七条の二　［略］

２　法第二百九十四条第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げる場合とする。

［一～十一　略］

十二　一の専修学校（学校教育法第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この号及び次号において同じ。）、一の各種学校（同法第百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、第一条の二第二項に規定するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）又は一の専修学校若しくは各種学校の学生若しくは生徒（各種学校の生徒にあっては、同条第三項に規定する者に限る。以下この号及び次号において同じ。）が構成する団体を保険契約者とし、その学生又は生徒を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

［十三～十五　略］

［3～12　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（情報の提供）

第二百二十七条の二　［同上］

２　［同上］

［一～十一　同上］

十二　一の専修学校（学校教育法第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この号及び次号において同じ。）、一の各種学校（同法第百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、第一条の二第二項に規定するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）又は一の専修学校若しくは各種学校の生徒（各種学校にあっては同条第三項に規定するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）が構成する団体を保険契約者とし、その生徒を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

［十三～十五　同上］

［3～12　同上］

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第二条　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（学校等がその学生等に対して発行する前払式支払手段） **第七条**　令第四条第四項第三号に規定する内閣府令で定める前払式支払手段は、次に掲げる前払式支払手段とする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校を設置する者（国及び地方公共団体を除く。）が専らその学生若しくは生徒又は職員（以下この号において「学生等」という。）に対して発行する前払式支払手段（専ら当該学生等が使用することとされているものに限る。） 二　［略］ ２　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（学校等がその生徒等に対して発行する前払式支払手段） **第七条**　［同上］ 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校を設置する者（国及び地方公共団体を除く。）が専らその生徒又は職員（以下この号において「生徒等」という。）に対して発行する前払式支払手段（専ら当該生徒等が使用することとされているものに限る。） 二　［同上］ ２　［同上］

附　則

この府令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

府令・省令

○内閣府令・農林水産省令第三号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第六条第一項の規定に基づき、食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

農林水産大臣　鈴木　憲和

食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正する命令

食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令（平成二十七年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農林水産大臣が指示をすることができない表示事項及び遵守事項） **第一条**　食品表示法（以下「法」という。）第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項は、食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）に定められた表示事項のうち次に掲げるものとする。 ［一～十四　略］ 十五　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項 ［号の細分を削る。］ ［号の細分を削る。］ イ～ハ　［略］ ［号の細分を削る。］ ニ～ヘ　［略］ ［号の細分を削る。］ ト　［略］ ［号の細分を削る。］ チ　［略］ ［号の細分を削る。］ リ　［略］ ［号の細分を削る。］ ［号の細分を削る。］ ［号の細分を削る。］ ［十六～十九　略］ 2　［略］	（農林水産大臣が指示をすることができない表示事項及び遵守事項） **第一条**　食品表示法（以下「法」という。）第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項は、食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）に定められた表示事項のうち次に掲げるものとする。 ［一～十四　同上］ 十五　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項 イ　即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のものをいう。） ロ　無菌充填豆腐（食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第1食品の部D各条の項の豆腐に規定する無菌充填豆腐をいう。） ハ～ホ　［同上］ ヘ　乳又は乳製品を主要原料とする食品 ト～リ　［同上］ ヌ　魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこ ル　［同上］ ヲ　鯨肉製品 ワ　［同上］ カ　容器包装詰加圧加熱殺菌食品 ヨ　［同上］ タ　缶詰の食品 レ　水のみを原料とする清涼飲料水 ソ　果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであって、原料用果汁以外のもの ［十六～十九　同上］ 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和十二年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される業務用加工食品の表示については、なお従前の例によることができる。

○内閣府令経済産業省令第一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十三条の規定に基づき、経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗
経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令

経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十四年内閣府経済産業省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（削る）	（ガス事業法施行規則の特例） **第一条**　総合特別区域法（以下「法」という。）第三十一条第一項の指定を受けた地方公共団体（以下「指定地方公共団体」という。）が、法第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地域活性化総合特別区域ガス融通事業（一のコンビナート地域内の事業者がその製造するガス（当該一のコンビナート地域内の事業者が自ら使用するものを除く。）を当該一のコンビナート地域内の他の事業者に融通する事業をいう。）を定めた地域活性化総合特別区域計画（同条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画をいう。以下同じ。）について、内閣総理大臣の認定（法第三十八条第一項に規定する認定をいう。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該一のコンビナート地域内の他の事業者は、当該一のコンビナート地域内の事業者とガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百六十七条に規定する密接な関係を有するものとみなす。 （電気事業法施行規則の特例） **第二条**　指定地方公共団体が、法第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第二条に規定する家畜排せつ物をエネルギー源等として利用する事業をいう。以下同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業に係る内燃力を原動力とする火力発電設備に対する電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十八条第二項第四号及び第四項第四号の規定の適用については、これらの規定中「十キロワット」とあるのは、「二十キロワット」とする。
1　総合特別区域法（以下「法」という。）第三十一条第一項の指定を受けた地方公共団体が、法第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第二条に規定する家畜排せつ物をエネルギー源等として利用する事業をいう。以下同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画（法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画をいう。）について、内閣総理大臣の認定（法第三十八条第一項に規定する認定をいう。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業に係る内燃力を原動力とする火力発電設備に対する電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十八条第二項第四号及び第四項第四号の規定の適用については、これらの規定中「十キロワット」とあるのは、「二十キロワット」とする。 2　（略）	2　（略）

附　則

1　この命令は、令和八年四月一日から施行する。

2　この命令の施行の際現に総合特別区域法（以下「法」という。）第三十五条第十項の認定（以下「認定」という。）を受けている同条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画（同条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業としてこの命令による改正前の経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令第一条に規定する地域活性化総合特別区域ガス融通事業を定めたものに限る。）については、この命令の施行後は、法第三十七条の二第一項第一号に規定する特定事業として経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年経済産業省令第三十九号）第三十三条に規定するガス融通事業を定めた法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画であって法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される認定を受けたものとみなす。

○内閣府令・国土交通省令第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗
国土交通大臣　金子　恭之

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（第二条関係）

案内標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
（略）	（略）	（略）	（略）

警戒標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
（略）	（略）	（略）	（略）

規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
（略）	（略）	（略）	（略）
許可車両専用	（325の５－A）	特定車両停留施設（道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設をいう。以下同じ。）であつて、同法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（道路法施行規則第一条第一号、第二号、第四号から第七号まで又は第九号に掲げる車両に限る。）を停留させることができるものであること。	特定車両停留施設の入口及び特定車両停留施設内の必要な地点
	（略）	（略）	（略）
	（325の５－C）	特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（道路法施行規則第一条第八号に掲げる車両に限る。）を停留させることができるものであること。	（略）
	（略）	（略）	（略）

改正前

別表第一（第二条関係）

案内標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
（略）	（略）	（略）	（略）

警戒標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
（略）	（略）	（略）	（略）

規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
（略）	（略）	（略）	（略）
許可車両専用	（325の５－A）	特定車両停留施設（道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設をいう。以下同じ。）であつて、同法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（道路法施行規則第一条第一号又は第二号に掲げる車両に限る。）を停留させることができるものであること。	特定車両停留施設の入口及び特定車両停留施設内の必要な地点
	（略）	（略）	（略）
	（325の５－C）	特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（道路法施行規則第一条第四号に掲げる車両に限る。）を停留させることができるものであること。	（略）
	（略）	（略）	（略）

指示標識

（略）

補助標識

（略）

備考

（略）

別表第二（第三条関係）

案内標識

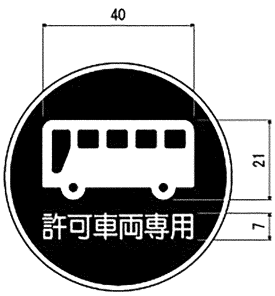
（略）

警戒標識

（略）

規制標識

（略）

	許可車両専用（325の５－A）
	許可車両専用（325の５－B）

（略）

指示標識

（略）

補助標識

（略）

備考

（略）

別表第二（第三条関係）

案内標識

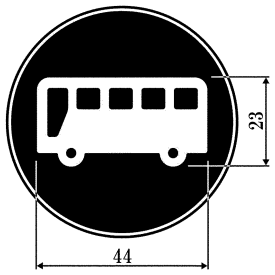
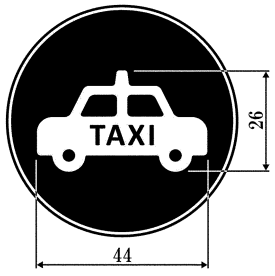
（略）

警戒標識

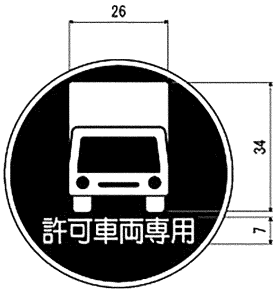
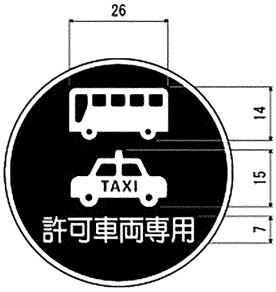
（略）

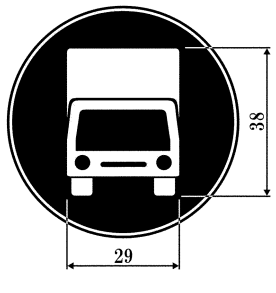
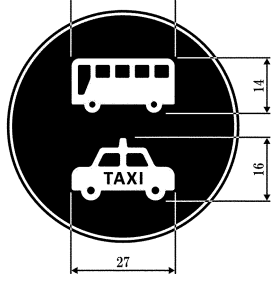
規制標識

（略）

	許可車両専用（325の５－A）
	許可車両専用（325の５－B）

（略）

（略）	（略）	（略）
指示標識	（略）	（略）
補助標識	（略）	（略）
備考	一　本標識板（本標識の標示板をいう。）の（一）表示1　案内標識（「サービス・エリア、道の駅及び距離」、「サービス・エリア、道の駅の予告」、「サービス・エリア」、「非常電話」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「総重量限度緩和指定道路」（「総重量限度緩和指定道路（118の4－B）」にあつては、矢形を除く。）及び「高さ限度緩和指定道路」（「高さ限度緩和指定道路（118の5－B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の5－D）」にあつては、矢形を除く。）を表示するものを除く。）、「┣形（又は┳形）道路交差点あり」、「右（又は左）方屈曲あり」、「右（又は左）方屈折あり」、「右（又は左）背	
許可車両専用（325の5－C）		
許可車両（組合せ）専用（325の6）		

（略）	（略）	（略）
指示標識	（略）	（略）
補助標識	（略）	（略）
備考	一　本標識板（本標識の標示板をいう。）の（一）表示1　案内標識（「サービス・エリア、道の駅及び距離」、「サービス・エリア、道の駅の予告」、「サービス・エリア」、「非常電話」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「総重量限度緩和指定道路」（「総重量限度緩和指定道路（118の4－B）」にあつては、矢形を除く。）及び「高さ限度緩和指定道路」（「高さ限度緩和指定道路（118の5－B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の5－D）」にあつては、矢形を除く。）を表示するものを除く。）、「┣形（又は┳形）道路交差点あり」、「右（又は左）方屈曲あり」、「右（又は左）方屈折あり」、「右（又は左）背	
許可車両専用（325の5－C）		
許可車両（組合せ）専用（325の6）		

向屈曲あり」、「右（又は左）背向屈折あり」、「右（又は左）つづら折りあり」、「落石のおそれあり」、「合流交通あり」、「車線数減少」、「幅員減少」、「上り急勾配あり」、「下り急勾配あり」及び「動物が飛び出すおそれあり」を表示する警戒標識、「車両（組合せ）通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「重量制限」、「高さ制限」、「最大幅」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「許可車両（組合せ）専用」、「一方通行（326―A）」、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」及び「進行方向別通行区分」を表示する規制標識並びに「規制予告」を表示する指示標識に係る図示の文字（数字を含む。（五）の2を除き、以下同じ。）及び記号（「時間制限駐車区間」にあつては「60」に限り、「許可車両（組合せ）専用」にあつては記号に限る。）は、例示とする。

2～20　（略）

21　「サービス・エリア」、道の駅及び距離」、「サービス・エリア、道の駅の予告」及び「サービス・エリア」を表示する案内標識の標示板の記号は、当該サービス・エリア及び道の駅に設置されている利便施設を表示するものとし、標示板の配列及び文字は、例示とする。また、当該標示板の文字に道の駅の名称を用いた場合において必要があるときは、当該標示板に道の駅を表す記号を表示することができる。

22～35　（略）

36　「時間制限駐車区間」、「高さ制限」、「最大幅」、「重量制限」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」及び「最低速度」を表示する規制標識の標示板に示される時間（35に規定するものを除く。）、高さ及び幅、重量又は速度の単位は、それぞれ分、メートル、トン又はキロメートル毎時とする。

37～42　（略）

（二）～（六）　（略）

二～四　（略）

附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「旧令」という。）の規定により設置されている道路標識のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「新令」という。）の相当規定による種類の道路標識とみなす。

旧令の道路標識の種類	新令の道路標識の種類
「許可車両専用」を表示するもの（325の5―A）	「許可車両専用（325の5―A）」

向屈曲あり」、「右（又は左）背向屈折あり」、「右（又は左）つづら折りあり」、「落石のおそれあり」、「合流交通あり」、「車線数減少」、「幅員減少」、「上り急勾配あり」、「下り急勾配あり」及び「動物が飛び出すおそれあり」を表示する警戒標識、「車両（組合せ）通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「重量制限」、「高さ制限」、「最大幅」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「許可車両（組合せ）専用」、「一方通行（326―A）」、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」及び「進行方向別通行区分」を表示する規制標識並びに「規制予告」を表示する指示標識に係る図示の文字（数字を含む。（五）の2を除き、以下同じ。）及び記号（「時間制限駐車区間」にあつては、「60」に限る。）は、例示とする。

2～20　（略）

21　「サービス・エリア」、道の駅及び距離」、「サービス・エリアの予告」及び「サービス・エリア」を表示する案内標識の標示板の記号は、当該サービス・エリア及び道の駅に設置されている利便施設を表示するものとし、標示板の配列及び文字は、例示とする。また、当該標示板の文字に道の駅の名称を用いた場合において必要があるときは、当該標示板に道の駅を表す記号を表示することができる。

22～35　（略）

36　「時間制限駐車区間」、「高さ制限」、「最大幅」、「重量制限」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」及び「最低速度」を表示する規制標識の標示板に示される時間（31に規定するものを除く。）、高さ及び幅、重量又は速度の単位は、それぞれ分、メートル、トン又はキロメートル毎時とする。

37～42　（略）

（二）～（六）　（略）

二～四　（略）

デジタル庁令・省令

○デジタル庁総務省令第十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第五条の二　法別表五の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～四　略］ 五　船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）第十五条の衛生管理者適任証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 六　救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）第十条の救命艇手適任証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	**第五条の二**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）第十五条第一項の衛生管理者適任証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 六　救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）第十条第一項の救命艇手適任証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
第四十五条　法別表八十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　雇用保険法施行規則第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同条第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第百十条の三第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第百十八条の二第十二項の障害者正社員化コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二条第十項の規	**第四十五条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　雇用保険法施行規則第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同条第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第百十条の三第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第百十八条の二第十二項の障害者正社員化コース助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を

改正後	改正前
「許可車両専用」を表示するもの（325の5－B）	「許可車両専用（325の5－B）」
「許可車両専用」を表示するもの（325の5－C）	「許可車両専用（325の5－C）」
「許可車両（組合せ）専用」を表示するもの（325の6）	「許可車両（組合せ）専用（325の6）」

定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第七十四号）附則第二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金の支給に関する事務

第五十二条　法別表百五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十九条第一項又は第二十条第一項（これらの規定を同法第二十六条において読み替えて準用する場合及び同法第四十四条の九第一項の政令により準用する場合を含む。）の入院の勧告に関する事務

二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第三項又は第二十条第二項（これらの規定を同法第二十六条において読み替えて準用する場合及び同法第四十四条の九第一項の政令により準用する場合を含む。）の入院の措置に関する事務

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項若しくは第四十四条の三の二第一項（これらの規定を同法第四十四条の九第一項の政令により準用する場合を含む。）若しくは第五十条の三第一項の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項若しくは第四十四条の三の三第一項（これらの規定を同法第四十四条の九第一項の政令により準用する場合を含む。）若しくは第五十条の四第一項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第六十八条　法別表百二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

六　子ども・子育て支援法第十六条（同法第三十条の三及び第三十条の十三において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務

［七～二十四　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十二条　第二条の表十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ［一・二　略］ 三　船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）第十五条の衛生管理者適任証書の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報 四　救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）第十条の救命艇手適任証書の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報	**第十二条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）第十五条第一項の衛生管理者適任証書の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報 四　救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）第十条第一項の救命艇手適任証書の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金の支給に関する事務

第五十二条　［同上］

一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十九条第一項又は第二十条第一項（これらの規定を同法第二十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の入院の勧告に関する事務

二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第三項又は第二十条第二項（これらの規定を同法第二十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の入院の措置に関する事務

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第一項若しくは第五十条の三第一項の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項、第四十四条の三の三第一項若しくは第五十条の四第一項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第六十八条　［同上］

［一～五　同上］

六　子ども・子育て支援法第十六条（第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務

［七～二十四　同上］

第七十三条　第二条の表七十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七第六項第八号の保険料の減額賦課に関する事務　次に掲げる情報 ［イ・ロ　略］ ［二　略］	**第七十三条**　［同上］ 一　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七第五項第八号の保険料の減額賦課に関する事務　次に掲げる情報 ［イ・ロ　同上］ ［二　同上］
第百十五条　第二条の表百十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ［一　略］ 二　雇用保険法施行規則第百十条第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第百十八条の二第十二項の障害者正社員化コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第七十四号）附則第二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金の支給に関する事務　次に掲げる情報 ［イ～ホ　略］	**第百十五条**　［同上］ ［一　同上］ 二　雇用保険法施行規則第百十条第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第百十八条の二第十二項の障害者正社員化コース助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金の支給に関する事務　次に掲げる情報 ［イ～ホ　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第五十三号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八十一条の規定に基づき、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事業計画の変更等） **第四十三条の二**　［略］ 2　基幹放送局の免許人（日本放送協会、放送大学学園、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の免許を受けた者及び臨時目的放送を専ら行う放送事業者を除く。第五項から第七項までにおいて同じ。）は、基幹放送の業務を行う事業又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。	（事業計画の変更等） **第四十三条の二**　［同上］ 2　基幹放送局の免許人（日本放送協会、放送大学学園、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の免許を受けた者及び臨時目的放送を専ら行う放送事業者を除く。）は、基幹放送の業務を行う事業又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。

［３・４　略］

５　基幹放送局の免許人は、その経理的基礎が基幹放送の業務又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供の業務の維持に支障を来すおそれがある特別の事情が生じたときは、遅滞なく、当該事情の内容及び原因、当該事情による影響並びに経理的基礎を確保するために必要な措置その他の基幹放送の業務又は同項に規定する放送局設備供給役務の提供の業務の維持を図るために必要な措置を総務大臣に報告しなければならない。

６　基幹放送局の免許人は、前項の規定による報告をしたときは、総務大臣が当該報告の内容を勘案して定める期間ごとに、その状況を総務大臣に報告しなければならない。

７　基幹放送局の免許人は、第五項に規定する特別の事情が解消したときは、遅滞なく、その状況を総務大臣に報告しなければならない。この場合において、前項の規定は、適用しない。

８　前三項の規定により報告するときは、別表第五号の八の様式によつて行うものとする。

９　［略］

10　［略］

（非常局の無線設備の機能試験の免除）

第四十三条の三　運用規則第九条ただし書の規定により、非常局の無線設備の機能試験の免除を受けようとする免許人は、別表第五号の九の様式による申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

［２　略］

（監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等）

第四十三条の六　［略］

２　前項の確認を受けようとする者は、別表第五号の十の様式による申請書を所轄総合通信局長に提出しなければならない。

［３～８　略］

別表第五号の八　経理的基礎を確保するために必要な措置等報告書の様式（第43条の２第８項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

経理的基礎を確保するために必要な措置等報告書

年　月　日

総務大臣　殿

氏名又は名称
法人番号（注１）
代表者氏名（注２）

電波法施行規則第43条の２第８項の規定により、経理的基礎を確保するために必要な措置等について、別紙１から別紙３までのとおり提出します。

別紙１　経理的基礎が基幹放送の業務又は放送法第118条第１項に規定する放送局設備供給役務の提供の業務の維持に支障を来すおそれがある特別の事情の内容及び原因

別紙２　特別の事情による影響

別紙３　経理的基礎を確保するために必要な措置等

［３・４　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

５　［同上］

６　［同上］

（非常局の無線設備の機能試験の免除）

第四十三条の三　運用規則第九条ただし書の規定により、非常局の無線設備の機能試験の免除を受けようとする免許人は、別表第五号の八の様式による申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

［２　同上］

（監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等）

第四十三条の六　［同上］

２　前項の確認を受けようとする者は、別表第五号の九の様式による申請書を所轄総合通信局長に提出しなければならない。

［３～８　同上］

［新設］

注１　法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

２　提出者の商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

別表第五号の九　［略］

別表第五号の十　［略］

別表第五号の八　［同左］

別表第五号の九　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
（基幹放送局の事業計画）		（基幹放送局の事業計画）	
第六条　申請者は、法第六条第二項の規定により提出する書類に記載する事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。		**第六条**　［同上］	
［一～七　略］		［一～七　同上］	
八　基幹放送の業務を行う事業又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来の事業予定並びに経営方針として次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項		八　［同上］	
区分	記載事項	区分	記載事項
イ　特定地上基幹放送局及び特定地上基幹放送試験局（以下「特定地上基幹放送局等」という。）の場合	(1)　放送番組の編集の基準 (2)　放送番組の編集に関する基本計画 (3)　週間放送番組の編集に関する事項 (4)　放送番組の審議機関に関する事項 (5)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 (6)　放送法第百八条の規定による放送（以下「災害放送」という。）に関する事項 (7)　業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項	イ　特定地上基幹放送局及び特定地上基幹放送試験局（以下「特定地上基幹放送局等」という。）の場合	(1)　放送番組の編集の基準 (2)　放送番組の編集に関する基本計画 (3)　週間放送番組の編集に関する事項 (4)　放送番組の審議機関に関する事項 (5)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 (6)　放送法第百八条の規定による放送（以下「災害放送」という。）に関する事項
ロ　［略］	［略］	ロ　［同上］	［同上］
ハ　［略］	［略］	ハ　［同上］	［同上］

別表第二号第１　基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）　［同左］

［１枚目　略］　［１枚目　同左］

２枚目

15　無線局の区別				
16　無線設備の設置場所	設置場所番号	設置場所の区別コード	都道府県一市区町村コード	住所
17　無線設備の工事費				
18　認定又は確認を受けようとする者の氏名又は名称			法人又は団体	
			フリガナ	
			代表者氏名	
			フリガナ	
19　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称				
20　放送法第２条第24号の基幹放送局設備の範囲				
21　基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力				
			（別紙） □(1)　経営形態及び資本又は出資の額 □(2)　事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 □(3)　主たる出資者及びその議決権の数 □(4)　10分の１を超える議決権を有する者に関する事項	

長

２枚目

15　［同左］				
16　［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
17　［同左］				
18　［同左］			［同左］	
			［同左］	
			［同左］	
			［同左］	
19　［同左］				
20　［同左］				
21　［同左］				
			（別紙） □(1)　経営形態及び資本又は出資の額 □(2)　事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 □(3)　主たる出資者及びその議決権の数 □(4)　10分の１を超える議決権を有する者に関する事項	

長

辺	
22　事業計画等	□⑸　10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は３分の１を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項 □⑹　役員に関する事項 □⑺　放送番組の編集の基準 □⑻　放送番組の編集に関する基本計画 □⑼　週間放送番組の編集に関する事項 □⑽　放送番組の審議機関に関する事項 □⑾　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 □⑿　災害放送に関する事項 □⒀　業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項 □⒁　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 □⒂　試験の方法及び具体的計画 □⒃　放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 □⒄　将来の事業予定 □⒅　事業収支見積り □⒆　放送番組の主たる利用見込者 □⒇　免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績
23　備考	

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［３～６枚目　略］

［注１～22　略］

23　22の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙⑴～⑼、⒀～⒃に記載のとおり」のように記載し、（別紙）の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「事業計画等の欄の記載は、何基幹放送局に同じ」、「事業計画等の欄の記載は、別紙⑺に記載のとおり、別紙⑴～⑹、⑻～⑽、⒀～⒃については何基幹放送局に同じ」のように23の欄に記載すること。

区　別	提出する別紙	備　　考
１　免許の申請の場合	⑴　（注１）（注２）（注５）（注10） ⑵　（注１）（注２）（注３） ⑶　（注１）（注２）（注３）（注10） ⑷　（注１）（注２）（注３）（注10）（注12）	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 （注２）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。

辺	
22　［同左］	□⑸　10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は３分の１を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項 □⑹　役員に関する事項 □⑺　放送番組の編集の基準 □⑻　放送番組の編集に関する基本計画 □⑼　週間放送番組の編集に関する事項 □⑽　放送番組の審議機関に関する事項 □⑾　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 □⑿　災害放送に関する事項 □⒀　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 □⒁　試験の方法及び具体的計画 □⒂　放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 □⒃　将来の事業予定 □⒄　事業収支見積り □⒅　放送番組の主たる利用見込者 □⒆　免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績
23　［同左］	

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［３～６枚目　同左］

［注１～22　同左］

23　［同左］

区　別	提出する別紙	備　　考
１　免許の申請の場合	⑴　（注１）（注２）（注５）（注10） ⑵　（注１）（注２）（注３） ⑶　（注１）（注２）（注３）（注10） ⑷　（注１）（注２）（注３）（注10）（注12）	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 （注２）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。

	(5) (注１)(注２) (注３)(注10) (注12) (6) (注１)(注２) (注10) (7) (注１)(注３) (注６)(注７) (注10)(注12) (8) (注１)(注６) (注７)(注10) (注12) (9) (注１)(注10) (注12) (10) (注１)(注３) (注６)(注７) (注10)(注12) (11) (注１)(注４) (注７)(注10) (注12) (12) (注１)(注３) (注10)(注12) (13) (注１)(注２) (注３)(注７) (注10)(注11) (14) (注１)(注８) (15) (注１)(注９) (16) (注１)(注２) (注３)(注７) (注10)(注11) (17) (注１)(注２) (注３)(注７) (注10)(注11) (18) (注１)(注２) (注３) (19) (注１)(注２) (注３)(注７) (注10)(注12)	(注３)　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注４)　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。 (注５)　学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。 (注６)　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注７)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。 (注８)　地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注９)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。 (注10)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注11)　コミュニティ放送を行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。 (注12)　特定地上基幹放送局等の場合に限る。
２　変更の申請又は届出を行う場合	(1) (注１)(注２) (注６)(注９) (2) (注１)(注２) (注６)	(注１)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注２)　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。

	(5) (注１)(注２) (注３)(注10) (注12) (6) (注１)(注２) (注10) (7) (注１)(注３) (注６)(注７) (注10)(注12) (8) (注１)(注６) (注７)(注10) (注12) (9) (注１)(注10) (注12) (10) (注１)(注３) (注６)(注７) (注10)(注12) (11) (注１)(注４) (注７)(注10) (注12) (12) (注１)(注３) (注10)(注12) (13) (注１)(注８) (14) (注１)(注９) (15) (注１)(注２) (注３)(注７) (注10)(注11) (16) (注１)(注２) (注３)(注７) (注10)(注11) (17) (注１)(注２) (注３) (18) (注１)(注２) (注３)(注７) (注10)(注12)	(注３)　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注４)　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。 (注５)　学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。 (注６)　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注７)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。 (注８)　地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注９)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。 (注10)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注11)　コミュニティ放送を行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。 (注12)　特定地上基幹放送局等の場合に限る。
２　変更の申請又は届出を行う場合	(1) (注１)(注２) (注６)(注９) (2) (注１)(注２) (注６)	(注１)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注２)　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。

		(3)　(注１)(注２) (注６)(注９)	(注３)　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。
		(4)　(注１)(注２) (注６)(注９) (注11)	(注４)　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
		(5)　(注１)(注２) (注６)(注９) (注11)	(注５)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
		(6)　(注１)(注６) (注９)	(注６)　当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。
		(7)　(注２)(注４) (注５)(注６) (注９)(注11)	(注７)　地上基幹放送試験局の場合に限る。
		(8)　(注４)(注５) (注６)(注９) (注11)	(注８)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
		(9)　(注６)(注９) (注11)	(注９)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
		(10)　(注２)(注４) (注５)(注６) (注９)(注11)	(注10)　コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
		(11)　(注２)(注５) (注９)(注11)	(注11)　特定地上基幹放送局等の場合に限る。
		(12)　(注２)(注９) (注11)	
		(13)　(注１)(注２) (注５)(注６) (注９)(注10)	
		(14)　(注３)(注７)	
		(15)　(注３)(注８)	
		(16)　(注１)(注２) (注５)(注６) (注９)(注10)	
		(17)　(注１)(注２) (注５)(注６) (注９)(注10)	
		(18)　(注１)(注２) (注６)(注９)	
	3　再免許の申請の場合	(1)　(注１)(注２) (注５)(注10)	(注１)　当該別紙に記載する内容の全部が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一の免許人に属する
		(3)　(注１)(注２) (注３)(注10)	

		(3)　(注１)(注２) (注６)(注９)	(注３)　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。
		(4)　(注１)(注２) (注６)(注９) (注11)	(注４)　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
		(5)　(注１)(注２) (注６)(注９) (注11)	(注５)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
		(6)　(注１)(注６) (注９)	(注６)　当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。
		(7)　(注２)(注４) (注５)(注６) (注９)(注11)	(注７)　地上基幹放送試験局の場合に限る。
		(8)　(注４)(注５) (注６)(注９) (注11)	(注８)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
		(9)　(注６)(注９) (注11)	(注９)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
		(10)　(注２)(注４) (注５)(注６) (注９)(注11)	(注10)　コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
		(11)　(注２)(注５) (注９)(注11)	(注11)　特定地上基幹放送局等の場合に限る。
		(12)　(注２)(注９) (注11)	
		(13)　(注３)(注７)	
		(14)　(注３)(注８)	
		(15)　(注１)(注２) (注５)(注６) (注９)(注10)	
		(16)　(注１)(注２) (注５)(注６) (注９)(注10)	
		(17)　(注１)(注２) (注６)(注９)	
	3　再免許の申請の場合	(1)　(注１)(注２) (注５)(注10)	(注１)　当該別紙に記載する内容の全部が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一の免許人に属する
		(3)　(注１)(注２) (注３)(注10)	

⑷	（注１）（注２） （注３）（注10） （注12）	他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。
⑸	（注１）（注２） （注３）（注10） （注12）	（注２）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
⑹	（注１）（注２） （注10）	（注３）　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
⑺	（注１）（注３） （注６）（注７） （注10）（注12）	（注４）　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。
⑻	（注１）（注６） （注７）（注10） （注12）	（注５）　学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。
⑼	（注１）（注10） （注12）	（注６）　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
⑽	（注１）（注３） （注６）（注７） （注10）（注12）	（注７）　放送法施行令第８条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。
⑾	（注１）（注４） （注10）（注12）	（注８）　地上基幹放送試験局の場合に限る。
⑿	（注１）（注３） （注10）（注12）	（注９）　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
⒀	（注１）（注２） （注３）（注10） （注11）	（注10）　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
⒁	（注１）（注８）	（注11）　コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
⒂	（注１）（注９）	（注12）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。
⒃	（注１）（注２） （注３）（注10） （注11）	
⒄	（注１）（注２） （注３）（注10） （注11）	
⒅	（注１）（注２） （注３）	
⒇	（注１）	

［⑴～⒀　略］

⒁　別紙⒀は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備の取組、当該取組の状況に関する自己評価及び当該評価結果の公表の実施状況を記載すること。

⒂　別紙⒃は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

［ア・イ　略］

⒃　別紙⒅は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

［ア・イ　略］

⑷	（注１）（注２） （注３）（注10） （注12）	他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。
⑸	（注１）（注２） （注３）（注10） （注12）	（注２）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
⑹	（注１）（注２） （注10）	（注３）　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
⑺	（注１）（注３） （注６）（注７） （注10）（注12）	（注４）　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。
⑻	（注１）（注６） （注７）（注10） （注12）	（注５）　学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。
⑼	（注１）（注10） （注12）	（注６）　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
⑽	（注１）（注３） （注６）（注７） （注10）（注12）	（注７）　放送法施行令第８条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。
⑾	（注１）（注４） （注10）（注12）	（注８）　地上基幹放送試験局の場合に限る。
⑿	（注１）（注３） （注10）（注12）	（注９）　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
⒀	（注１）（注８）	（注10）　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
⒁	（注１）（注９）	（注11）　コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
⒂	（注１）（注２） （注３）（注10） （注11）	（注12）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。
⒃	（注１）（注２） （注３）（注10） （注11）	
⒄	（注１）（注２） （注３）	
⒆	（注１）	

［⑴～⒀　略］

［新設］

⒁　別紙⒂は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

［ア・イ　同左］

⒂　別紙⒄は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

［ア・イ　同左］

(17)　別紙(19)は、次の様式により記載すること。
［略］
(18)　別紙(20)は、次の事項について記載すること。
［ア・イ　略］
(19)　［略］
［24～34　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

（放送法施行規則の一部改正）

第三条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事業計画書の変更等） **第八十六条**　認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。次項及び第四項から第六項までにおいて同じ。）は、法第九十三条第三項に規定する事業計画書及び事業収支見積書に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。 ２　認定基幹放送事業者（臨時目的放送を専ら行う認定基幹放送事業者を除く。第四項から第六項までにおいて同じ。）は、基幹放送の業務を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。 ［３　略］ ４　認定基幹放送事業者は、その経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれがある特別の事情が生じたときは、遅滞なく、当該事情の内容及び原因、当該事情による影響並びに経理的基礎を確保するために必要な措置その他の基幹放送の業務の維持を図るために必要な措置を総務大臣に報告しなければならない。 ５　認定基幹放送事業者は、前項の規定による報告をしたときは、総務大臣が当該報告の内容を勘案して定める期間ごとに、総務大臣にその状況を報告しなければならない。 ６　認定基幹放送事業者は、第四項に規定する特別の事情が解消したときは、遅滞なく、その状況を総務大臣に報告しなければならない。この場合において、前項の規定は、適用しない。 ７　前三項の規定により報告するときは、別表第二十一号の五の様式によつて行うものとする。 ８　［略］ ９　［略］ （放送番組の視聴のための措置の公表） **第八十六条の三**　［略］ ［２　略］ ３　前項第六号の代替的視聴手段の公表は、次に掲げるとおりとする。 一　原則として別表第二十一号の六に掲げる手段から選択したものを記載すること。 二　別表第二十一号の六に掲げる手段以外の手段（地上基幹放送事業者等がその責任において提供できるものに限る。）を講ずる場合は、当該手段の具体的内容及び当該手段を代替的視聴手段として提供する理由を記載すること。 ［三・四　略］ ［４～６　略］	（事業計画書の変更等） **第八十六条**　認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。次項において同じ。）は、法第九十三条第三項に規定する事業計画書に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。 ２　認定基幹放送事業者（臨時目的放送を専ら行う認定基幹放送事業者を除く。）は、基幹放送の業務を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。 ［３　同上］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ ４　［同上］ ５　［同上］ （放送番組の視聴のための措置の公表） **第八十六条の三**　［同上］ ［２　同上］ ３　前項第六号の代替的視聴手段の公表は、次に掲げるとおりとする。 一　原則として別表第二十一号の五に掲げる手段から選択したものを記載すること。 二　別表第二十一号の五に掲げる手段以外の手段（地上基幹放送事業者等がその責任において提供できるものに限る。）を講ずる場合は、当該手段の具体的内容及び当該手段を代替的視聴手段として提供する理由を記載すること。 ［三・四　同上］ ［４～６　同上］

(16)　別紙(18)は、次の様式により記載すること。
［同左］
(17)　別紙(19)は、次の事項について記載すること。
［ア・イ　同左］
(18)　［同左］
［24～34　同左］

（外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告）

第九十一条の二　法第百十六条の二の二の規定による報告は、別表第二十一号の七の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。

（特定放送番組同一化実施方針の認定の申請）

第九十一条の五　法第百十六条の四第一項の規定により特定放送番組同一化実施方針の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の八の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

（認定特定放送番組同一化実施方針の変更に係る認定の申請）

第九十一条の十一　法第百十六条の五第一項の規定に基づき特定放送番組同一化実施方針の変更の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の九の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

［２　略］

（軽微な変更）

第九十一条の十二　［略］

［１・二　略］

２　法第百十六条の五第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の十の様式により行うものとする。

別表第七の一号（第66条第１項関係）

第１　地上基幹放送に係る事業計画書

事　業　計　画　書

（別紙）

□(1)　経営形態及び資本又は出資の額
□(2)　事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
□(3)　主たる出資者及び議決権の数
□(4)　10分の１を超える議決権を有する者に関する事項
□(5)　10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は３分の１を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
□(6)　役員に関する事項
□(7)　放送番組の編集の基準
□(8)　放送番組の編集に関する基本計画
□(9)　週間放送番組の編集に関する事項
□(10)　放送番組の審議機関に関する事項
□(11)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
□(12)　災害放送に関する事項
□(13)　業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項
□(14)　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
□(15)　試験の方法及び具体的計画
□(16)　基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要
□(17)　将来の事業予定
□(18)　認定の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績

長辺　短辺（日本産業規格Ａ列４番によること。）

（外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告）

第九十一条の二　法第百十六条の二の二の規定による報告は、別表第二十一号の六の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。

（特定放送番組同一化実施方針の認定の申請）

第九十一条の五　法第百十六条の四第一項の規定により特定放送番組同一化実施方針の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の七の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

（認定特定放送番組同一化実施方針の変更に係る認定の申請）

第九十一条の十一　法第百十六条の五第一項の規定に基づき特定放送番組同一化実施方針の変更の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の八の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

［２　同上］

（軽微な変更）

第九十一条の十二　［同上］

［１・二　同上］

２　法第百十六条の五第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の九の様式により行うものとする。

別表第七の一号（第66条第１項関係）

第１　［同左］

事　業　計　画　書

（別紙）

□(1)　経営形態及び資本又は出資の額
□(2)　事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
□(3)　主たる出資者及び議決権の数
□(4)　10分の１を超える議決権を有する者に関する事項
□(5)　10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は３分の１を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
□(6)　役員に関する事項
□(7)　放送番組の編集の基準
□(8)　放送番組の編集に関する基本計画
□(9)　週間放送番組の編集に関する事項
□(10)　放送番組の審議機関に関する事項
□(11)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
□(12)　災害放送に関する事項
□(13)　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
□(14)　試験の方法及び具体的計画
□(15)　基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要
□(16)　将来の事業予定
□(17)　認定の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績

長辺　短辺（日本産業規格Ａ列４番によること。）

注１　別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

区　　別	提出する別紙	備　　考
１　認定の申請の場合	(1)　(注１) (2)　(注２)(注３) (3)　(注２)(注３) (4)　(注２)(注３)(注４) (5)　(注２)(注３)(注４) (6)　(注２) (7)　(注３)(注４)(注５) (8)　(注４)(注５) (9) (10)　(注３)(注４)(注５) (11)　(注４)(注６) (12)　(注３) (13)　(注２)(注３)(注４)(注９) (14)　(注７) (15)　(注８) (16)　(注２)(注３)(注４) (17)　(注２)(注３)(注４)	(注１)　協会及び学園の基幹放送の業務の場合は、経営形態については記載を要しない。 (注２)　協会の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注３)　学園の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注４)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注５)　法第８条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注６)　学園の基幹放送の業務の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。 (注７)　地上基幹放送試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。
２　認定の変更の申請の場合	(1)　(注１)(注９) (2)　(注２)(注３)(注９) (3)　(注２)(注３)(注９) (4)　(注２)(注３)(注９) (5)　(注２)(注３)(注９) (6)　(注２)(注９) (7)　(注３)(注４)(注５)(注９) (8)　(注４)(注５)(注９) (9)　(注９) (10)　(注３)(注４)(注５)(注９) (11)　(注４)(注６) (12)　(注３) (13)　(注２)(注３)(注４)(注９)	

注１　［同左］

区　　別	提出する別紙	備　　考
１　認定の申請の場合	(1)　(注１) (2)　(注２)(注３) (3)　(注２)(注３) (4)　(注２)(注３)(注４) (5)　(注２)(注３)(注４) (6)　(注２) (7)　(注３)(注４)(注５) (8)　(注４)(注５) (9) (10)　(注３)(注４)(注５) (11)　(注４)(注６) (12)　(注３) (13)　(注７) (14)　(注８) (15)　(注２)(注３)(注４) (16)　(注２)(注３)(注４)	(注１)　協会及び学園の基幹放送の業務の場合は、経営形態については記載を要しない。 (注２)　協会の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注３)　学園の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注４)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注５)　法第８条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注６)　学園の基幹放送の業務の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。 (注７)　地上基幹放送試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。
２　認定の変更の申請の場合	(1)　(注１)(注９) (2)　(注２)(注３)(注９) (3)　(注２)(注３)(注９) (4)　(注２)(注３)(注９) (5)　(注２)(注３)(注９) (6)　(注２)(注９) (7)　(注３)(注４)(注５)(注９) (8)　(注４)(注５)(注９) (9)　(注９) (10)　(注３)(注４)(注５)(注９) (11)　(注４)(注６) (12)　(注３) (13)　(注７) (14)　(注８)	

	⑭　（注７） ⑮　（注８） ⑯　（注２）（注３）（注４） （注９） ⑰　（注２）（注３）（注４） （注９）	（注８）　基幹放送を行う実用化試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。 （注９）　当該変更により事業計画書に重大な変更があるときに限る。
３　認定の更新の申請の場合	(1)　（注１） (3)　（注２）（注３） (4)　（注２）（注３） (5)　（注２）（注３） (6)　（注２） (7)　（注３）（注４）（注５） (8)　（注４）（注５） (9) ⑩　（注３）（注４）（注５） ⑪　（注４）（注６） ⑫　（注３） ⑬　（注２）（注３）（注４） （注９） ⑭　（注７） ⑮　（注８） ⑯　（注２）（注３）（注４） ⑰　（注２）（注３）（注４） ⑱	

注２　事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注１の表の区分に従つて該当する事項にレ印を付けること。

［(1)～⑬　略］

⑭　別紙⑬は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備の取組、当該取組の状況に関する自己評価及び当該評価結果の公表の実施状況を記載すること。

⑮　別紙⑭は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

［ア・イ　略］

⑯　別紙⑱は、次の事項について記載すること（各事項の細目については、特に示すものを除くほか、事業計画書及び事業収支見積書の様式に準じて記載すること。）。

［ア・イ　略］

別表第二十一号の五　経理的基礎を確保するために必要な措置等報告書の様式（第86条第７項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

経理的基礎を確保するために必要な措置等報告書

年　　月　　日

総務大臣　殿

住所
氏名又は名称
法人番号（注１）
代表者氏名（注２）

	⑮　（注２）（注３）（注４） （注９） ⑯　（注２）（注３）（注４） （注９）	（注８）　基幹放送を行う実用化試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。 （注９）　当該変更により事業計画書に重大な変更があるときに限る。
３　認定の更新の申請の場合	(1)　（注１） (3)　（注２）（注３） (4)　（注２）（注３） (5)　（注２）（注３） (6)　（注２） (7)　（注３）（注４）（注５） (8)　（注４）（注５） (9) ⑩　（注３）（注４）（注５） ⑪　（注４）（注６） ⑫　（注３） ⑬　（注７） ⑭　（注８） ⑮　（注２）（注３）（注４） ⑯　（注２）（注３）（注４） ⑰	

注２　［同左］

［(1)～⑬　同左］

［新設］

⑭　別紙⑬は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

［ア・イ　同左］

⑮　別紙⑰は、次の事項について記載すること（各事項の細目については、特に示すものを除くほか、事業計画書及び事業収支見積書の様式に準じて記載すること。）。

［ア・イ　同左］

［新設］

放送法施行規則第86条第７項の規定により、経理的基礎を確保するために必要な措置等について、別紙１から別紙３までのとおり提出します。

別紙１　経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれがある特別の事情の内容及び原因

別紙２　特別の事情による影響

別紙３　経理的基礎を確保するために必要な措置等

注１　法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

２　提出者の商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

別表第二十一号の六～別表第二十一号の十　［略］

別表第二十一号の五～別表第二十一号の九　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定及び第三条中放送法施行規則別表第七の一号の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　前項ただし書に規定する規定の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局については、当該免許又は予備免許に係る免許の有効期間が満了する日までは、第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則第六条第一項第八号の表及び別表第二号第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　附則第一項ただし書に規定する規定の施行の際現に放送法第九十三条第一項の認定を受けている者は、当該認定の有効期間が満了する日までは、第三条の規定による改正後の放送法施行規則別表第七の一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○総務省令第五十四号

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）第三十四条の規定に基づき、消防団員等公務災害補償等共済基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正

消防団員等公務災害補償等共済基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（支払方法等） **第十六条**　出納主任は、支払をしようとするときは、必要な資金を取引金融機関に交付して又は預金口座等からの必要な資金の払出しを当該預金口座等のある取引金融機関に行わせて、当該必要な資金を交付した取引金融機関又は当該必要な資金の払出しを行わせた取引金融機関に支払をさせなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、取引金融機関による支払にかえ、現金をもつて支払をすることができる。 一　債権者が取引金融機関による支払を拒んだとき。 ［二・三　略］ ２　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）第二条の総務省令で定める方法は、前項に規定する方法とする。 ３　出納主任は、第一項の規定により必要な資金を取引金融機関に交付した場合には、その旨を債権者に通知しなければならない。ただし、債権者の預金口座への振込の方法により支払をする場合にはこの限りでない。	（支払方法） **第十六条**　出納主任は、支払をしようとするときは、債権者を受取人とする小切手を振り出して交付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、小切手による支払にかえ、現金をもつて支払をすることができる。 一　債権者が小切手による受領を拒んだとき。 ［二・三　同上］ ［新設］ ［新設］

第十七条　削除	（口座振替の方法による支払） 第十七条　出納主任は、取引金融機関その他基金が定める金融機関に預金口座を設けている債権者から申出があつたときは、取引金融機関に通知して、口座振替の方法により支払をすることができる。
第十八条　削除	（隔地払等） 第十八条　出納主任は、次の各号の一に該当するときは、必要な資金を取引金融機関に交付して当該金融機関に支払をさせることができる。 一　隔地の債権者に対し支払をする場合 二　前号に掲げる場合を除くほか、債権者の預金口座への振込の方法により支払をする場合 2　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）第二条の総務省令で定める方法は、第十七条及び前項に規定する方法とする。 3　出納主任は、第一項第一号の規定により必要な資金を取引金融機関に交付した場合には、その旨を債権者に通知しなければならない。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第五十五号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一、別表第二及び別表第四の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～44　略］ 45　法別表第一の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～七　略］ 八　不動産登記法第七十六条の四の符号の表示に関する事務の対象となる者の生存の事実の確認 ［略］ 九　不動産登記法第七十六条の六の変更の登記に関する事務の対象となる者の生存の事実の確認又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 十一　［略］ 十二　［略］ 十三　［略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～44　同上］ 45　［同上］ ［一～七　同上］ ［新設］ 八　［同上］ ［新設］ 九　［同上］ 十　［同上］ 十一　［同上］

［46～61　略］

62　法別表第一の四十一の二の項の総務省令で定める事務は次のとおりとする。

［一・二　略］

三　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第十六条第一項の日本国交流援助の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二十一条第一項の外国交流援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［63～150　略］

151　法別表第一の七十の項の総務省令で定める事務は、特定就職困難者コース助成金、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、障害者トライアルコース助成金、障害者正社員化コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた障害者職業能力開発コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第七十四号）附則第二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされた成長分野等人材確保・育成コース助成金若しくは職業訓練受講給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

［152～275　略］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［略］

［2～6　略］

7　法別表第二の一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十一　略］

十二　子ども・子育て支援法第三十条の十五第一項の乳児等支援給付認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十三　乳児等支援支給認定証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十四　子ども・子育て支援法第三十条の十七第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十五　乳児等支援給付認定保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十六　［略］

十七　［略］

［8～58　略］

59　法別表第二の五の四十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　森林経営管理法第五条の調査に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［46～61　同上］

62　［同上］

［一・二　同上］

三　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第十六条第一項の日本国面会交流援助の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二十一条第一項の外国面会交流援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［63～150　同上］

151　法別表第一の七十の項の総務省令で定める事務は、特定就職困難者コース助成金、障害者トライアルコース助成金、障害者正社員化コース助成金、成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた障害者雇用安定助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた障害者職業能力開発コース助成金若しくは職業訓練受講給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

［152～275　同上］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［同上］

［2～6　同上］

7　［同上］

［一～十一　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

十二　［同上］

十三　［同上］

［8～58　同上］

59　［同上］

［一　同上］

二　森林経営管理法第五条の経営管理意向調査の実施に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三　森林経営管理法第十条又は第二十四条（これらの規定を同法第五十三条において準用する場合を含む。）の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［四　略］

五　森林経営管理法第四十五条第二項の調査に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六　森林経営管理法第五十一条第一項の権利集積配分一括計画の作成に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七　森林経営管理法第六十二条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［60～83　略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

［2～6　略］

7　法別表第四の一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十一　略］

十二　子ども・子育て支援法第三十条の十五第一項の乳児等支援給付認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十三　乳児等支援支給認定証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十四　子ども・子育て支援法第三十条の十七第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十五　乳児等支援給付認定保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十六　［略］

十七　［略］

［8～57　略］

58　法別表第四の四の四十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　森林経営管理法第五条の調査に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三　森林経営管理法第十条又は第二十四条（これらの規定を同法第五十三条において準用する場合を含む。）の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［四　略］

五　森林経営管理法第四十五条第二項の調査に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六　森林経営管理法第五十一条第一項の権利集積配分一括計画の作成に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七　森林経営管理法第六十二条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［59～82　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

三　森林経営管理法第十条又は第二十四条の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［四　同上］

［新設］

五　森林経営管理法第四十二条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［60～83　同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［同上］

［2～6　同上］

7　［同上］

［一～十一　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

十二　［同上］

十三　［同上］

［8～57　同上］

58　［同上］

［一　同上］

二　森林経営管理法第五条の経営管理意向調査の実施に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三　森林経営管理法第十条又は第二十四条の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［四　同上］

［新設］

［新設］

五　森林経営管理法第四十二条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［59～82　同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第四号

外務職員の留学費用の償還に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

外務大臣　茂木　敏充

外務職員の留学費用の償還に関する省令の一部を改正する省令

外務職員の留学費用の償還に関する省令（平成十八年外務省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（留学費用） **第三条**　法第二条第三項の外務省令で定める費用（以下「留学費用」という。）は、次に掲げる費用とする。 一　［略］ 二　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第六条第十項に規定する研修員手当	（留学費用） **第三条**　法第二条第三項の外務省令で定める費用（以下「留学費用」という。）は、次に掲げる費用とする。 一　［同上］ 二　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第六条第八項に規定する研修員手当
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○外務省令第五号

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

外務大臣　茂木　敏充

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

住居手当の支給に関する規則（昭和四十四年外務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
在外住居手当の支給に関する規則	住居手当の支給に関する規則
（在外住居手当の号の適用） **第一条**　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号。以下「政令」という。）別表第二の在外住居手当の号は、次の表の下欄に掲げる在勤基本手当の号の支給を受ける者（次項に規定する職員を除く。）にそれぞれ対応する上欄の在外住居手当の号を適用する。	（住居手当の号の適用） **第一条**　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号。以下「政令」という。）別表第二の住居手当の号は、次の表の下欄に掲げる在勤基本手当の号の支給を受ける者（次項に規定する職員を除く。）にそれぞれ対応する上欄の住居手当の号を適用する。

在外住居手当の号	在勤基本手当の号
公使	公使
一号	特号及び一号
二号	二号
三号	三号
四号	四号から六号まで
五号	七号から九号まで

住居手当の号	在勤基本手当の号
公使	公使
一号	特号及び一号
二号	二号
三号	三号
四号	四号から六号まで
五号	七号から九号まで

２　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項の規定により採用された職員についての政令別表第二の在外住居手当の号は、次の表の下欄に掲げる在勤基本手当の号の支給を受ける者にそれぞれ対応する上欄の在外住居手当の号を適用する。

在外住居手当の号	在勤基本手当の号
公使	公使
一号	特号から三号まで
二号	四号
三号	五号
四号	六号から八号まで
五号	九号

３　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十条に規定する公邸の貸与を受けない大使には、在外住居手当の公使の号を適用し、当該公邸の貸与を受けない総領事には、在外住居手当の一号を適用する。

（申請書の提出）

第二条　在外住居手当の支給を受ける在外職員は、別に定める様式に従い、契約書、領収書その他の証拠書類（以下「契約書等」という。）を添付した在外住居手当認定申請書（以下「申請書」という。）一通を速やかに在外公館長に提出しなければならない。

２　［略］

３　前二項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、申請後速やかに提出することをもつて足りるものとする。

（家賃の額の認定）

第三条　［略］

２　［略］

３　在外職員がその居住する住宅の賃貸人との賃貸借契約により六箇月以上の期間について要する家賃の前払をすることとされ、在外職員が自己資金を任国通貨に交換して前払金として支払う場合の認定額（家賃の額から政令第二条第一項に規定する控除額を控除した額をいう。）は、政令別表第二の在外住居手当の月額に係る限度額欄の単位（以下「表示通貨」という。）によるものとし、表示通貨への換算は、当該交換した日の換算率によるものとする。

４　［略］

（家賃の額の基準）

第四条　［略］

２　在外職員（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「法」という。）第四条第四項の規定により在外住居手当が一括して支給されている職員を除く。）がその居住する住宅の賃貸人との賃貸借契約により一年以上の期間について要する家賃の前払をすることとされている場合で、当該前払金に要する額の全部又は一部を金融機関から借り入れているときにあつては、前項の一箇月に要する家賃の額は、当該前払金の額を月割にした額及び当該借入に係る利息の総額を返済期間をもつて月割にした額の合計額をもつて算定する。ただし、利息の額は、外務大臣が別に定める利率及び方式をもつて計算した額を超えることができない。

２　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項の規定により採用された職員についての政令別表第二の住居手当の号は、次の表の下欄に掲げる在勤基本手当の号の支給を受ける者にそれぞれ対応する上欄の住居手当の号を適用する。

住居手当の号	在勤基本手当の号
公使	公使
一号	特号から三号まで
二号	四号
三号	五号
四号	六号から八号まで
五号	九号

３　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十条に規定する公邸の貸与を受けない大使には、住居手当の公使の号を適用し、当該公邸の貸与を受けない総領事には、住居手当の一号を適用する。

（申請書の提出）

第二条　住居手当の支給を受ける在外職員は、別に定める様式に従い、契約書、領収書その他の証拠書類（以下「契約書等」という。）を添付した住居手当認定申請書（以下「申請書」という。）一通を在外公館長に提出しなければならない。

２　［略］

［新設］

（家賃の額の認定）

第三条　［略］

２　［略］

３　在外職員がその居住する住宅の賃貸人との賃貸借契約により六箇月以上の期間について要する家賃の前払をすることとされ、在外職員が自己資金を任国通貨に交換して前払金として支払う場合の認定額（家賃の額から政令第二条第一項に規定する控除額を控除した額をいう。）は、政令別表第二の住居手当の月額に係る限度額欄の単位（以下「表示通貨」という。）によるものとし、表示通貨への換算は、当該交換した日の換算率によるものとする。

４　［略］

（家賃の額の基準）

第四条　［略］

２　在外職員（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「法」という。）第四条第四項の規定により住居手当が一括して支給されている職員を除く。）がその居住する住宅の賃貸人との賃貸借契約により一年以上の期間について要する家賃の前払をすることとされている場合で、当該前払金に要する額の全部又は一部を金融機関から借り入れているときにあつては、前項の一箇月に要する家賃の額は、当該前払金の額を月割にした額及び当該借入に係る利息の総額を返済期間をもつて月割にした額の合計額をもつて算定する。ただし、利息の額は、外務大臣が別に定める利率及び方式をもつて計算した額を超えることができない。

（配偶者等を伴う場合の在外住居手当）

第八条　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、主として当該在外職員の収入によつて生計を維持している者に限る。）又は子（主として当該在外職員の収入によつて生計を維持している者に限る。）（以下「配偶者等」という。）のいずれをも伴わない在外職員の配偶者等が在外職員より遅れて在勤地に到着し又は配偶者等を伴う在外職員より先に配偶者等が在勤地を離れ配偶者等を伴わなくなつた場合には、配偶者等が在外職員と同一の住宅に居住した日から居住しなくなつた日の前日まで、配偶者等を伴う場合の在外住居手当を支給する。

2　次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める期間に限り、在外職員に対し配偶者等を伴う場合の在外住居手当を支給することができる。

一～四　［略］

3　［略］

（戦乱等による特別事態に係る在外住居手当支給特例）

第八条の二　法第十条に規定する特別事態又はこれに準ずる事態として別に定める場合（以下「特別事態等」という。）に外務大臣の許可を得て在外職員が配偶者等を在勤地以外の地に一時避難させた場合で当該在外職員が引き続き同一の住宅に居住するときには、配偶者等が一時避難のためその地を出発した日から特別事態等終了後百八十日を超えない期間に限り、配偶者等を伴う場合の在外住居手当を支給する。

2　前条第二項第二号から第四号までの規定に基づき配偶者等を伴う場合の在外住居手当の支給を受けている在外職員で、同項に定める期間内に特別事態等が発生したときには、当該特別事態等の期間に加え百八十日を超えない期間に限り従前の在外住居手当を支給する。

（館長代理者となるべき者の指定の解除に伴う経過措置）

第八条の三　法第十四条第三項に規定するやむを得ない事情は、次の各号に掲げる場合に該当する場合で、当該在外職員が引き続き同一の住宅に居住するときとする。

一・二　［略］

2　法第十四条第三項に規定する外務省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一・二　［略］

（在外住居手当の支給期間の延長特例）

第八条の四　法第十五条第四項に規定するやむを得ない事故とは、次の各号に掲げる事由であつて、これにより新在勤地への配偶者の移動が本人の意志にかかわらず物理的に不可能なものをいう。

一～四　［略］

（在外住居手当の計算方法）

第九条　在外職員が赴任又は転勤のため新在勤地に到着した場合において、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第十三条に規定する着後滞在費の支給を受ける場合の在外住居手当は、着後滞在費に含まれる宿泊費に対応する夜数（法第十五条第一項に規定する支給期間前の日の夜数を除く）を控除した日数をもつて計算する。

2　在外職員が同一在勤地において住居を移転した場合の在外住居手当の期間の計算方法は、新たな住宅に入居した日から転居する日の前日までとする。

（配偶者等を伴う場合の住居手当）

第八条　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は子（主として在外職員の収入によつて生計を維持している者に限る。）（以下「配偶者等」という。）のいずれをも伴わない在外職員の配偶者等が在外職員より遅れて在勤地に到着し又は配偶者等を伴う在外職員より先に配偶者等が在勤地を離れ配偶者等を伴わなくなつた場合には、配偶者等が在外職員と同一の住宅に居住した日から居住しなくなつた日の前日まで、配偶者等を伴う場合の住居手当を支給する。

2　次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める期間に限り、在外職員に対し配偶者等を伴う場合の住居手当を支給することができる。

一～四　［略］

3　［略］

（戦乱等による特別事態に係る住居手当支給特例）

第八条の二　法第九条の二に規定する特別事態又はこれに準ずる事態として別に定める場合（以下「特別事態等」という。）に外務大臣の許可を得て在外職員が配偶者等を在勤地以外の地に一時避難させた場合で当該在外職員が引き続き同一の住宅に居住するときには、配偶者等が一時避難のためその地を出発した日から特別事態等終了後百八十日を超えない期間に限り、配偶者等を伴う場合の住居手当を支給する。

2　前条第二項第二号から第四号までの規定に基づき配偶者等を伴う場合の住居手当の支給を受けている在外職員で、同項に定める期間内に特別事態等が発生したときには、当該特別事態等の期間に加え百八十日を超えない期間に限り従前の住居手当を支給する。

（館長代理者となるべき者の指定の解除に伴う経過措置）

第八条の三　法第十二条第三項に規定するやむを得ない事情は、次の各号に掲げる場合に該当する場合で、当該在外職員が引き続き同一の住宅に居住するときとする。

一・二　［略］

2　法第十二条第三項に規定する外務省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一・二　［略］

（住居手当の支給期間の延長特例）

第八条の四　法第十二条の二第四項に規定するやむを得ない事故とは、次の各号に掲げる事由であつて、これにより新在勤地への配偶者の移動が本人の意志にかかわらず物理的に不可能なものをいう。

一～四　［略］

（住居手当の計算方法）

第九条　在外職員が赴任又は転勤のため新在勤地に到着した場合において、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第十三条に規定する着後滞在費の支給を受ける場合の住居手当は、着後滞在費に含まれる宿泊費に対応する夜数（法第十二条の二第一項に規定する支給期間前の日の夜数を除く）を控除した日数をもつて計算する。

2　在外職員が同一在勤地において住居を移転した場合の住居手当の期間の計算方法は、新たな住宅に入居した日から転居する日の前日までとする。

3　在外住居手当の支給の開始については、第二条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から六十日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。	［新設］
4　前項の規定は、在外住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。	
（在外住居手当の支給日）	［新設］
第十条　在外住居手当の支給日は、月の末日（その日が休日に当たるときは、その前日）とする（法第四条第四項の規定により在外住居手当を一括して支給する場合を除く。）。ただし、在外職員が帰国又は転勤を命ぜられて在勤地を離れる場合には、出発の日の前日を支給日とする。	（住居手当の支給日） **第十条**　住居手当の支給日は、月の末日（その日が休日に当たるときは、その前日）とする。ただし、在外職員が帰国又は転勤を命ぜられて在勤地を離れる場合には、出発の日の前日を支給日とする。
（換算方法） **第十一条**　家賃の額を政令別表第二の在外住居手当の月額の限度額の表示通貨に換算する必要がある場合、及び在外住居手当の月額の限度額を在外住居手当の支給通貨に換算する必要がある場合には、当該家賃の額又は当該在外住居手当の月額の限度額を出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率により、本邦通貨に換算し（当該家賃の額が本邦通貨により定められた場合を除く。）、更に当該表示通貨又は当該支給通貨（本邦通貨を除く。）に換算するものとする。ただし、外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、外務大臣が指定する換算率により換算するものとする。	（換算方法） **第十一条**　家賃の額を政令別表第二の住居手当の月額の限度額の表示通貨に換算する必要がある場合、及び住居手当の月額の限度額を住居手当の支給通貨に換算する必要がある場合には、当該家賃の額又は当該住居手当の月額の限度額を出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率により、本邦通貨に換算し（当該家賃の額が本邦通貨により定められた場合を除く。）、更に当該表示通貨又は当該支給通貨（本邦通貨を除く。）に換算するものとする。ただし、外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、外務大臣が指定する換算率により換算するものとする。
（在外住居手当の支給方法の特例） **第十二条**　［略］	（住居手当の支給方法の特例） **第十二条**　［略］
2　法第四条第四項の規定により在外住居手当を一括して支給した場合において、一括支給期間中に当該職員に係る在外住居手当の限度額及び家賃の額に変更を生じたときは、当該変更を生じた日の属する月の下旬に、当該一括支給期間の各月の在外住居手当の月額を合算した額が同項の規定により一括して支給した額（以下「一括支給額」という。）を超える場合にあつてはその差額を支給し、当該合算した額が一括支給額に満たない場合にあつてはその差額を返納させるものとする。	2　法第四条第四項の規定により住居手当を一括して支給した場合において、一括支給期間中に当該職員に係る住居手当の限度額及び家賃の額に変更を生じたときは、当該変更を生じた日の属する月の下旬に、当該一括支給期間の各月の住居手当の月額を合算した額が第四条第四項の規定により一括して支給した額（以下「一括支給額」という。）を超える場合にあつてはその差額を支給し、当該合算した額が一括支給額に満たない場合にあつてはその差額を返納させるものとする。
3　一括支給期間の終了日（その日が月の末日である場合を除く。）の翌日から当該終了日の属する月の末日までの期間の在外住居手当の支給額は、当該月の在外住居手当の月額から、一括支給額のうち当該月分の支給額を減じた額とする。	3　一括支給期間の終了日（その日が月の末日である場合を除く。）の翌日から当該終了日の属する月の末日までの期間の住居手当の支給額は、当該月の住居手当の月額から、一括支給額のうち当該月分の支給額を減じた額とする。
備考　表中の［　］の記載及び全体に付した傍線は注記である。	

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の日前に改正前の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第六条第三項に規定する住居手当を支給する在外職員に該当することとなり、同日以降に第二条に規定する申請書を提出する在外職員については、第二条第一項並びに第九条第三項及び第四項中「在外住居手当」とあるのは「住居手当」と読み替えて適用する。

○外務省令第六号

子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

外務大臣　茂木　敏充

子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

子女教育手当の支給に関する規則（昭和四十八年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（年少子女に関する届出） **第一条**　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項の規定により、在外職員の年少子女が次の各号の一に該当する場合には、当該年少子女の氏名、生年月日その他必要な事項を、当該事項を証明することができる書類を添えて、速やかに当該在外職員の属する在外公館の長を経由して外務大臣に届け出なければならない。 一～三　［略］ ２　前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもつて足りるものとする。 （加算支給に関する届出） **第一条の二**　法第二十四条第二項から第五項までの規定により、在外公館に勤務する在外職員の年少子女が学校教育を受ける場合には、当該年少子女の就学状況その他必要な事項を、授業料等の領収書その他の証拠書類の写しを添えて、速やかに当該在外職員の属する在外公館の長を経由して外務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更が生じた場合及び法第二十五条第三項の規定により子女教育手当を一括して支給されることとなる場合も、同様とする。 ２　前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもつて足りるものとする。 （年少子女が十八歳に達した場合の支給） **第二条の二**　法第六条第六項に規定する外務省令で定める学校は、年少子女の就学地における教育制度による大学又はこれに準ずる学校とする。 ２　法第六条第六項第二号にいう年少子女が十九歳に達するまでの間に新たに所属する学年とは、十八歳に達した日に現に就学していた学校における学年（十八歳に達した日がいずれの学年にも属さない場合には、直前に所属していた学年をいう。）が終了し、当該学校において進級した学年をいう。 （海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設） **第二条の三**　法第二十四条第四項に規定する外務大臣が指定する施設とは、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設のうち、日本人学校及び私立在外教育施設とする。 （在勤地以外の地における子女教育） **第三条**　法第二十五条第二項の規定により外務大臣は、次に掲げる場合において、在外職員の年少子女を当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けさせることにつき相当の事情があると認めるときは、当該在外職員に子女教育手当を支給することができる。 一・二　［略］ （在勤地外子女教育手当の支給期間） **第五条**　法第二十五条第一項の規定は、同条第二項の規定により外務大臣の認定を受けた年少子女に係る子女教育手当の支給期間について準用する。この場合において年少子女が当該在外職員の在勤地を経由しないで当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地に赴き又はその地から帰国する場合にあつては、同条第一項の規定中「在勤地」とあるのは「在勤地及び本邦以外の地」と読み替えるものとする。	（年少子女に関する届出） **第一条**　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「法」という。）第十五条第一項の規定により、在外職員の年少子女が次の各号の一に該当する場合には、当該年少子女の氏名、生年月日その他必要な事項を速やかに当該在外職員の属する在外公館の長を経由して外務大臣に届け出なければならない。 一～三　［略］ ［新設］ （加算支給に関する届出） **第一条の二**　法第十五条第二項から第五項までの規定により、在外公館に勤務する在外職員の年少子女が学校教育を受ける場合には、当該年少子女の就学状況その他必要な事項を、授業料等の領収書その他の証拠書類の写しを添えて、当該在外職員の属する在外公館の長を経由して外務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更が生じた場合及び法第十五条の二第三項の規定により子女教育手当を一括して支給されることとなる場合も、同様とする。 ［新設］ （年少子女が十八歳に達した場合の支給） **第二条の二**　法第六条第五項に規定する外務省令で定める学校は、年少子女の就学地における教育制度による大学又はこれに準ずる学校とする。 ２　法第六条第五項第二号にいう年少子女が十九歳に達するまでの間に新たに所属する学年とは、十八歳に達した日に現に就学していた学校における学年（十八歳に達した日がいずれの学年にも属さない場合には、直前に所属していた学年をいう。）が終了し、当該学校において進級した学年をいう。 （海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設） **第二条の三**　法第十五条第四項に規定する外務大臣が指定する施設とは、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設のうち、日本人学校及び私立在外教育施設とする。 （在勤地以外の地における子女教育） **第三条**　法第十五条の二第二項の規定により外務大臣は、次に掲げる場合において、在外職員の年少子女を当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けさせることにつき相当の事情があると認めるときは、当該在外職員に子女教育手当を支給することができる。 一・二　［略］ （在勤地外子女教育手当の支給期間） **第五条**　法第十五条の二第一項の規定は、同条第二項の規定により外務大臣の認定を受けた年少子女に係る子女教育手当の支給期間について準用する。この場合において年少子女が当該在外職員の在勤地を経由しないで当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地に赴き又はその地から帰国する場合にあつては、同条第一項の規定中「在勤地」とあるのは「在勤地及び本邦以外の地」と読み替えるものとする。

（子女教育手当の支給期間の特例）

第六条　外務大臣は、次に掲げる場合において、子女教育手当を支給することが適当であると認めるときは、法第二十五条第一項ただし書の規定にかかわらず、子女教育手当を支給することができる。

一～五　［略］

２　子女教育手当の支給開始については、第一条若しくは第一条の二の規定による届出又は第四条の規定による申請がこれに係る事実の生じた日から六十日を経過した後にされたときは、その届出又は申請を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（在勤地外子女教育手当の支給期間の特例）

第七条　前条各項の規定は、法第二十五条第二項の規定により外務大臣の認定を受けた年少子女に係る子女教育手当の支給期間について準用する。この場合において、前条第一項第一号の規定中「旧在勤地」とあるのは「旧在勤地及び本邦以外の地」と読み替えるものとする。

（子女教育手当の支給の特例）

第八条の三　法第二十五条第三項に規定する外務省令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

一・二　［略］

２　法第二十五条第三項に規定する外務省令で定める期間は、一年を限度とする。

（必要経費の費目及び算定）

第九条　法第二十四条第二項第一号イに規定する費目に係る経費は、入学料、授業料その他年少子女が外国の学校等で学校教育を受けるための対価として納付が義務づけられている経費、同項に規定する小学校又は中学校に相当するものとして外務大臣が認める教育施設（以下この項において「小学校等教育施設」という。）における教科書、外務大臣が指定した学校における英語教育に係る補習授業（以下「ＥＳＬ等」という。）及び外務大臣が指定した学校におけるスクールバス利用の対価として納付する経費とし、小学校等教育施設以外の教育施設における教科書、教材、衣食住及び通学のための輸送手段利用（外務大臣が指定した学校におけるスクールバスの利用を除く。）の対価として納付する経費並びに課外活動（ＥＳＬ等を除く。）、父兄会の費用等学校教育を受けるための附随的経費を含まないものとする。

２　前項に定める経費につき法第二十四条第二項第一号イ及び同条第三項第一号に規定する標準的であると認定する額又は同条第二項第一号ロ及び同条第五項に規定する必要経費の額を算定するときは、次の各号に定めるところによる。ただし、法第二十五条第三項の規定により子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでなく、また、第二号に定める入学料等入学時に一括して支払う経費（以下この項において「入学料等」という。）については、法第二十四条第二項第一号ロ及び同条第五項の規定が適用される子女教育手当の支給を受ける在外職員が納付した入学料等の額を超えて必要経費に算入することはできない。

一・二　［略］

（手当の月額の換算率）

第十一条　法第二十四条各項に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（子女教育手当の支給期間の特例）

第六条　外務大臣は、次に掲げる場合において、子女教育手当を支給することが適当であると認めるときは、法第十五条の二第一項ただし書の規定にかかわらず、子女教育手当を支給することができる。

一～五　［略］

［新設］

（在勤地外子女教育手当の支給期間の特例）

第七条　前条の規定は、法第十五条の二第二項の規定により外務大臣の認定を受けた年少子女に係る子女教育手当の支給期間について準用する。この場合において、前条第一号の規定中「旧在勤地」とあるのは「旧在勤地及び本邦以外の地」と読み替えるものとする。

（子女教育手当の支給の特例）

第八条の三　法第十五条の二第三項に規定する外務省令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

一・二　［略］

２　法第十五条の二第三項に規定する外務省令で定める期間は、一年を限度とする。

（必要経費の費目及び算定）

第九条　法第十五条第二項第一号イに規定する費目に係る経費は、入学料、授業料その他年少子女が外国の学校等で学校教育を受けるための対価として納付が義務づけられている経費、同項に規定する小学校又は中学校に相当するものとして外務大臣が認める教育施設（以下この項において「小学校等教育施設」という。）における教科書、外務大臣が指定した学校における英語教育に係る補習授業（以下「ＥＳＬ等」という。）及び外務大臣が指定した学校におけるスクールバス利用の対価として納付する経費とし、小学校等教育施設以外の教育施設における教科書、教材、衣食住及び通学のための輸送手段利用（外務大臣が指定した学校におけるスクールバスの利用を除く。）の対価として納付する経費並びに課外活動（ＥＳＬ等を除く。）、父兄会の費用等学校教育を受けるための附随的経費を含まないものとする。

２　前項に定める経費につき法第十五条第二項第一号イ及び同条第三項第一号に規定する標準的であると認定する額又は同条第二項第一号ロ及び同条第五項に規定する必要経費の額を算定するときは、次の各号に定めるところによる。ただし、法第十五条の二第三項の規定により子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでなく、また、第二号に定める入学料等入学時に一括して支払う経費（以下この項において「入学料等」という。）については、法第十五条第二項第一号ロ及び同条第五項の規定が適用される子女教育手当の支給を受ける在外職員が納付した入学料等の額を超えて必要経費に算入することはできない。

一・二　［略］

（手当の月額の換算率）

第十一条　法第十五条各項に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。

○外務省令第七号

戦争等による特別事態の際の在勤手当に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

外務大臣　茂木　敏充

戦争等による特別事態の際の在勤手当に関する省令の一部を改正する省令

戦争等による特別事態の際の在勤手当に関する省令（昭和五十一年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　外務大臣は、戦争、事変、内乱等が発生している地に所在する在外公館を在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項に規定する在外公館として指定するときは、当該在外公館の長にその旨を通知するものとする。指定の解除を行うときも同様とする。	**第一条**　外務大臣は、戦争、事変、内乱等が発生している地に所在する在外公館を在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「法」という。）第九条の二第一項に規定する在外公館として指定するときは、当該在外公館の長にその旨を通知するものとする。指定の解除を行うときも同様とする。
第二条　法第十条第一項に規定する外務省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。 一　在勤地から退避するため本邦又は在外公館が所在する国以外の地（本邦を除く。）への出張を命ぜられた場合 二　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に規定する週休日、代休日、休暇等を利用して本邦又は在勤地以外の地（本邦を除く。）へ出発する場合	［新設］
第三条　法第十条第二項に規定する省令で定める場合は、当該在外職員に適用される号に係る在勤手当がその地に所在する在外公館について定められていない場合とする。	**第二条**　法第九条の二第二項に規定する省令で定める場合は、当該在外職員に適用される号に係る在勤手当がその地に所在する在外公館について定められていない場合とする。
備考　表中の［　］の記載及び全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第八号

在勤基本手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

外務大臣　茂木　敏充

在勤基本手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

在勤基本手当の号の適用に関する規則（昭和六十二年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（号の適用） **第一条**　外務大臣は、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）別表第一の号を適用する場合には、別表右欄に掲げる資格を有する在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」という。）のうち職務に応じ適当と認める者に対し、同表左欄の号を適用する。 ２　［略］	（号の適用） **第一条**　外務大臣は、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）別表第一の号を適用する場合には、別表右欄に掲げる資格を有する在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」という。）のうち職務に応じ適当と認める者に対し、同表左欄の号を適用する。 ２　［略］
備考　表中の［　］の記載及び全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から適用する。

○外務省令第九号

在勤基本手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

外務大臣　茂木　敏充

在勤基本手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

在勤基本手当の支給に関する規則（令和六年外務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（手当の月額の換算率） **第一条**　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十一条に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。	（手当の月額の換算率） **第一条**　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。
備考　表中の全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第十号

在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

外務大臣　茂木　敏充

在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則（昭和二十七年外務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（手当の月額の換算率） **第四条**　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第三十二条第一項に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。	（手当の月額の換算率） **第四条**　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十八条第一項に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。
備考　表中の全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第十一号

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

外務大臣　茂木　敏充

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

一　大使館

区分		号別月額 1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号
		円 1,365,700	円 1,354,700	円 1,343,700	円 1,332,700	円 1,321,700	円 1,310,700	円 1,299,700	円 1,288,700	円 1,277,700	円 1,266,700	円 1,255,700	円 1,244,700	円 1,233,700	円 1,222,700	円 1,211,700	円 1,200,700	円 1,189,700	円 1,178,700	円 1,167,700
国の別地	アジア																			
	大洋州																			
	北米																			
	中南米																			
	欧州																			
	中東																			
	アフリカ																			

※　在外公館名称位置給与法第十一条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

							20号	21号	22号	23号	24号	25号	26号	27号	28号	29号	30号	31号	32号	33号	34号	35号	36号	37号	38号	39号
							1,156,700円	1,145,700円	1,134,700円	1,123,700円	1,112,700円	1,101,700円	1,090,700円	1,079,700円	1,068,700円	1,057,700円	1,046,700円	1,035,700円	1,024,700円	1,013,700円	1,002,700円	991,700円	980,700円	969,700円	958,700円	947,700円

| | | |

60号	61号	62号	63号	64号	65号	66号	67号	68号	69号	70号	71号	72号	73号	74号	75号	76号	77号	78号	79号
円 716,700	円 705,700	円 694,700	円 683,700	円 672,700	円 661,700	円 650,700	円 639,700	円 628,700	円 617,700	円 606,700	円 595,700	円 584,700	円 573,700	円 562,700	円 551,700	円 540,700	円 529,700	円 518,700	円 507,700
													ミャンマー					バングラデシュ	パキスタン 東ティモール
														キリバス	マーシャル				パプアニューギニア
		ハイチ					キューバ							ボリビア		ベネズエラ		ホンジュラス	アルゼンチン ニカラグア バルバドス
										ウクライナ	アイスランド							スイス タジキスタン	
			イエメン								イラク	アフガニスタン	サウジアラビア					イラン	
コンゴ民主共和国	エリトリア		ギニア 南スーダン	ジンバブエ	スーダン			ジブチ	ガーナ	ブルキナファソ マリ	コートジボワール ナイジェリア モーリタニア	アンゴラ ガボン カメルーン	セネガル マラウイ		ベナン マダガスカル	モザンビーク		ウガンダ	

80号	81号	82号	83号	84号	85号	86号	87号	88号	89号	90号	91号	92号	93号	94号	95号	96号	97号	98号	99号
円 496,700	円 485,700	円 474,700	円 463,700	円 452,700	円 441,700	円 430,700	円 419,700	円 408,700	円 397,700	円 386,700	円 375,700	円 364,700	円 353,700	円 342,700	円 331,700	円 320,700	円 309,700	円 298,700	円 287,700
	ネパール		インド	モルディブ モンゴル	シンガポール スリランカ 中華人民共和国		カンボジア	ブルネイ	ラオス			タイ	大韓民国 フィリピン	ベトナム マレーシア	インドネシア				
ミクロネシア	トンガ	ソロモン			パラオ	サモア		パヌアツ			フィジー	オーストラリア		ニュージーランド					
			アメリカ合衆国									カナダ							
グアテマラ		ウルグアイ ドミニカ共和国	エルサルバドル コロンビア	エクアドル	コスタリカ ジャマイカ トリニダード・トバゴ ペルー メキシコ			チリ	パナマ ブラジル		パラグアイ								
			アルバニア	キルギス	カザフスタン ノルウェー ベラルーシ	英国 ジョージア ラトビア ロシア	オーストリア	チェコ デンマーク フィンランド モルドバ	アルメニア スウェーデン	ウズベキスタン オランダ スロバキア リトアニア	アイルランド アゼルバイジャン セルビア ドイツ ハンガリー フランス ベルギー ルクセンブルク	イタリア スペイン バチカン	エストニア クロアチア スロベニア ブルガリア ポーランド ボスニア・ヘルツェゴビナ	キプロス ギリシャ ポルトガル ルーマニア	北マケドニア					
	イスラエル シリア				カタール クウェート トルコ	レバノン	アラブ首長国連邦 ヨルダン	オマーン バーレーン											
エチオピア ケニア タンザニア	ザンビア	ルワンダ	アルジェリア リビア		ボツワナ モーリシャス	ナミビア		南アフリカ共和国	セーシェル		チュニジア モロッコ	エジプト							

							100号 276,700円	101号 265,700円	102号 254,700円	103号 243,700円	104号 232,700円	105号 221,700円	106号 210,700円	107号 199,700円	108号 188,700円	109号 177,700円	110号 166,700円	111号 155,700円	112号 144,700円	113号 133,700円	114号 122,700円

二　総領事館

区分＼号別月額		1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号	20号	21号
		円 1,365,700	円 1,354,700	円 1,343,700	円 1,332,700	円 1,321,700	円 1,310,700	円 1,299,700	円 1,288,700	円 1,277,700	円 1,266,700	円 1,255,700	円 1,244,700	円 1,233,700	円 1,222,700	円 1,211,700	円 1,200,700	円 1,189,700	円 1,178,700	円 1,167,700	円 1,156,700	円 1,145,700
国別の地域	アジア																					
	大洋州																					
	北米																					
	中南米																					
	欧州																					
	中東																					
	アフリカ																					

※　在外公館名称位置給与法第十一条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

							22号	23号	24号	25号	26号	27号	28号	29号	30号	31号	32号	33号	34号	35号	36号	37号	38号	39号	40号	41号
							1,134,700円	1,123,700円	1,112,700円	1,101,700円	1,090,700円	1,079,700円	1,068,700円	1,057,700円	1,046,700円	1,035,700円	1,024,700円	1,013,700円	1,002,700円	991,700円	980,700円	969,700円	958,700円	947,700円	936,700円	925,700円

42号	43号	44号	45号	46号	47号	48号	49号	50号	51号	52号	53号	54号	55号	56号	57号	58号	59号	60号	61号	62号
914,700円	903,700円	892,700円	881,700円	870,700円	859,700円	848,700円	837,700円	826,700円	815,700円	804,700円	793,700円	782,700円	771,700円	760,700円	749,700円	738,700円	727,700円	716,700円	705,700円	694,700円

63号	64号	65号	66号	67号	68号	69号	70号	71号	72号	73号	74号	75号	76号	77号	78号	79号	80号	81号	82号	83号
円 683,700	円 672,700	円 661,700	円 650,700	円 639,700	円 628,700	円 617,700	円 606,700	円 595,700	円 584,700	円 573,700	円 562,700	円 551,700	円 540,700	円 529,700	円 518,700	円 507,700	円 496,700	円 485,700	円 474,700	円 463,700
														カラチ					ベンガルール 香港	チェンナイ ムンバイ
																	ホノルル	アトランタ シアトル ニューヨーク ボストン	サンフランシスコ シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル	ハガッニャ ヒューストン マイアミ ロサンゼルス
																			マナウス	
																			ジッダ	

84号	85号	86号	87号	88号	89号	90号	91号	92号	93号	94号	95号	96号	97号	98号	99号	100号	101号	102号	103号	104号
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
452,700	441,700	430,700	419,700	408,700	397,700	386,700	375,700	364,700	353,700	342,700	331,700	320,700	309,700	298,700	287,700	276,700	265,700	254,700	243,700	232,700
コルカタ 重慶 瀋陽		上海	広州 青島				モントリオール	スラバヤ チェンマイ 釜山 セブ ダバオ	済州 ホーチミン	メダン ペナン	ダナン	デンパサール								
								シドニー ブリスベン メルボルン	パース	オークランド										
	レオン				クリチバ			カルガリー トロント バンクーバー												
		レシフェ	サンパウロ リオデジャネイロ			ミュンヘン	デュッセルドルフ ハンブルク	ミラノ バルセロナ												
		エディンバラ サンクトペテルブルク	ユジノサハリンスク	ウラジオストク ハバロフスク		ストラスブール	フランクフルト マルセイユ													
		ドバイ イスタンブール																		

							105号 221,700円	106号 210,700円	107号 199,700円	108号 188,700円	109号 177,700円	110号 166,700円	111号 155,700円	112号 144,700円	113号 133,700円	114号 122,700円

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第十二号

研修員手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

外務大臣　茂木　敏充

研修員手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の支給に関する規則（令和六年外務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（手当の月額の換算率） **第一条**　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第三十三条に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。	（手当の月額の換算率） **第一条**　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第一項に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。
備考　表中の全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条の規定に基づき、同行配偶者手当の支給に関する規則を次のように定める。

令和八年四月一日

外務大臣　茂木　敏充

同行配偶者手当の支給に関する規則

（同行配偶者手当の対象となる配偶者）

第一条　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「法」という。）第六条第四項に規定する主として在外職員の収入によって生計を維持している者は、次の各号に掲げるものとする。

一　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項第二号に規定する被扶養者に該当するもの

二　前号に該当しない特段の事情があるもののうち主として在外職員の収入によって生計を維持していると認められるもの

（配偶者に関する届出等）

第二条　前条に規定する配偶者を伴う在外職員は、生計維持の状況その他必要な事項を、証拠書類の写しを添えて速やかに外務大臣又はその委任を受けた者に届け出なければならない。その届け出た事項に変更が生じた場合も同様とする。

2　前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

3　同行配偶者手当の支給の開始については、第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から六十日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

4　前項の規定は、同行配偶者手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（同行配偶者手当の支給期間の延長特例）

第三条　法第十八条第二項に規定するやむを得ない事故とは、次の各号に掲げる事由であって、これにより新在勤地への配偶者の移動が本人の意思にかかわらず物理的に不可能なものをいう。

一　配偶者の傷病、妊娠又は事故（行方不明等）

二　新旧在勤地で発生した戦乱、事変、天災等

三　その他特別な事態

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の日の前に改正前の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第六条第四項に規定する配偶者手当を支給する在外職員に該当することとなり、同日以降に第二条に規定する届出をしようとするものについては、第二条第三項及び第四項中「同行配偶者手当」とあるのは、「配偶者手当」と読み替えて適用する。

○外務省令第十四号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二十三条の規定に基づき、同行子女手当の支給に関する規則を次のように定める。

令和八年四月一日　　外務大臣　茂木　敏充

同行子女手当の支給に関する規則

（同行子女手当の対象となる同行子女）

第一条　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「法」という。）第六条第五項に規定する主として在外職員の収入によって生計を維持しているもの（以下「同行子女」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

一　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項第二号に規定する被扶養者に該当するもの

二　前号に該当しない特段の事情があるもののうち主として在外職員の収入によって生計を維持していると認められるもの

（同行子女に関する届出等）

第二条　前条に規定する同行子女を有する在外職員は、生計維持の状況その他必要な事項を、証拠書類の写しを添えて速やかに外務大臣又はその委任を受けた者に届け出なければならない。その届け出た事項に変更が生じた場合も同様とする。

２　前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

３　同行子女手当の支給の開始については、第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から六十日を経過した後にされたときは、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

４　前項の規定は、同行子女手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（同行子女手当の支給期間の延長特例）

第三条　法第二十一条第二項に規定するやむを得ない事故とは、次の各号に掲げる事由であって、これにより新在勤地への同行子女の移動が本人の意志にかかわらず物理的に不可能なものをいう。

一　同行子女の傷病又は事故（行方不明等）

二　新旧在勤地で発生した戦乱、事変、天災等

三　その他特別な事態

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第十五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二十九条の規定に基づき、在外単身赴任手当の支給に関する規則を次のように定める。

令和八年四月一日　　外務大臣　茂木　敏充

在外単身赴任手当の支給に関する規則

（対象職員）

第一条　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「法」という。）第六条第七項各号の規定により在外単身赴任手当を支給される職員は、住居の移転を伴う直近の本邦に所在する官署から在外公館への異動、在外公館を異にする異動、在勤する在外公館の移転又は在外職員としての採用に際して同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が転居しない職員又は外務大臣がこれに準ずる職員であると認める職員に限られるものとする。この場合において、配偶者が転居しない職員に準ずる職員の認定にあたっては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。第三条第一項において「一般職給与法」という。）第十二条の二の規定により単身赴任手当を支給される職員の例による。

（やむを得ない事情）

第二条　法第六条第七項第一号及び第二号に規定するその他の外務省令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一　人事院規則九―八九（単身赴任手当）第二条各号の規定の例による事情

二　在外職員の新在勤地で発生した戦乱、事変、内乱、天災等のため、家族を新在勤地へ伴うことが危険であると外務大臣が認める事情

（権衡職員）

第三条　法第六条第七項第三号に規定する外務省令で定める在外職員は、次に掲げるものとする。

一　本邦に所在する官署から在外公館への異動に伴い、本邦から本邦以外の地に住居を移転した職員のうち、当該異動の日の前日において一般職給与法第十二条の二第一項又は第三項に規定する職員たる要件に該当し、当該異動後も単身で生活することを常況とするもの（同居していた満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子と別居することにより当該要件に該当することとなった職員については、当該子の住居から在勤する在外公館に通勤することが第四条で定める基準に照らして困難であると認められる職員に限る。）

二　人事院規則九―八九（単身赴任手当）第五条第二項の例によるもの（前号に掲げるものを除く。）

２　前項第二号の規定により人事院規則九―八九（単身赴任手当）第五条第二項の例による場合において、同項中「第二条に規定するやむを得ない事情」とあるのは、「外務省令で定める基準」とあるのは、「外務省令で定める基準」と、同項第四号及び第六号中「人事院の定める特別の事情」とあるのは、「人事院の定める特別の事情又は在外職員の在勤地で発生した戦乱、事変、内乱、天災等のため、家族を引き続き伴うことが危険であると外務大臣が認める事情若しくは配偶者同行休業をした配偶者が職務に復帰するため、旧勤務地住宅に転居すること」と読み替える。

３　前二項に定めるほか、在勤地で発生した戦乱、事変、内乱、天災等のため、家族を引き続き伴うことが危険であると認められる在外職員について、人事院規則九―八九（単身赴任手当）第五条第二項の例による場合においては、同項第四号及び第六号中「別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は官署の移転の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）」とあるのは、「別居することとなった職員」と読み替える。

（通勤困難の基準）

第四条　法第六条第七項の外務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により通勤するものとした場合の経路の距離（次号において「通勤距離」という。）が六十キロメートル以上であること

二　通勤距離が六十キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況、治安の状況、通勤経路に存在する国境の状況等から、前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること

（支給の調整）

第五条　在外職員の配偶者が在外単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該在外職員には在外単身赴任手当は支給しない。

（単身赴任に関する届出等）

第六条　新たに法第六条第七項各号の在外職員たる要件を具備するに至った在外職員は、配偶者等との別居の状況その他当該要件を具備していることを確認するために必要な事項を、証拠書類の写しを添えて速やかに外務大臣又はその委任を受けた者に届け出なければならない。在外単身赴任手当を受けている在外職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2　前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

3　在外単身赴任手当の支給の開始については、第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から六十日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（手当の月額の換算率）

第七条　法第二十七条に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行日の前に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律による改正後の法第六条第七項各号に掲げる在外職員に該当することとなり、同日まで引き続き直近の本邦に所在する官署から在外公館への異動、在外公館を異にする異動、在勤する在外公館の移転又は在外職員としての採用（以下「異動等」という。）の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する在外公館に通勤することが通勤距離等を考慮して第四条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする在外職員には、同日から在外単身赴任手当を支給する。

○外務省令第十六号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日　外務大臣　茂木　敏充

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第一節　大臣官房 （監察査察室、公文書監理室及び外交史料館並びに記録官及び企画官） **第一条**　総務課に、監察査察室、公文書監理室及び外交史料館並びに記録官一人及び企画官四人を置く。 ［削る］ ［削る］ 2～9　［略］	**第一節**　大臣官房 （危機管理調整室、監察査察室、公文書監理室及び外交史料館並びに記録官及び企画官） **第一条**　総務課に、危機管理調整室、監察査察室、公文書監理室及び外交史料館並びに記録官一人及び企画官四人を置く。 2　危機管理調整室は、危機管理に関する調整に関する事務をつかさどる。 3　危機管理調整室に、室長を置く。 4～11　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○財務省令第三十二号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の規定を実施するため、外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日　財務大臣　片山さつき

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の国又は地域名欄中「ガーンジィ」を「ガーンジー」に、「ジャージィー」を「ジャージー」に改める。

別紙様式第三十三及び第三十四中「ガーンジィ」を「ガーンジー」に、「ジャージィー」を「ジャージー」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の別紙様式第三十三及び第三十四による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第三十三及び第三十四による報告書を取り繕い使用することができる。

○財務省令第三十三号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条の四の規定に基づき、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日　　財務大臣　片山さつき

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信託契約の受益者から除かれる者） **第十二条の二**　令第十一条の四に規定する財務省令で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。 ［一～六　略］ 七　公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託に係る信託契約 八　［略］	（信託契約の受益者から除かれる者） **第十二条の二**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託に係る信託契約 八　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の外国為替に関する省令第十二条の二第七号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に効力が生ずる公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託（同法附則第四条第一項に規定する移行認可（以下「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）に係る信託契約について適用し、施行日前に効力が生じた同法による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

○財務省令第三十四号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和八年四月一日　　財務大臣　片山さつき

財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成五年大蔵省令第三十六号）は、廃止する。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号を次のように改める。

一	削除	削除

別表第一第四五号、別表第二第四六号、別表第三第一〇号及び別表第四第七号中「第五十四条第一項」を「第五十四条」に改める。

○財務省令第三十五号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十六条第六項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

財務大臣　片山さつき

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（統括調査官の職務） **第三百三十条**　［略］ ［一～四　略］ 五　特殊関税に関する調査に関すること。 ［六・七　略］ 2　［略］ （統括調査官の職務） **第三百七十八条**　［略］ ［一～四　略］ 五　特殊関税に関する調査に関すること。 ［六・七　略］ 2　［略］ **附　則** ［1～42　略］ （国税庁の所掌事務の特例） 43　当分の間、第三百十三条第一号中「内国税の」とあるのは「内国税等（内国税及び地方税法附則第九条の四から第九条の十六までに規定する地方消費税の譲渡割（以下「譲渡割」という。）をいう。以下同じ。）の」と、「内国税に」とあるのは「内国税等に」と、第二章第一節（同号及び第三百九十九条第四号を除く。）及び同章第三節（第四百八十八条第五号及び第五百三十一条第五号を除く。）中「内国税」とあるのは「内国税等」と、第三百九十三条第五号中「消費税」とあるのは「消費税等（消費税及び譲渡割をいう。以下同じ。）」と、同条第八号並びに第三百九十四条第一号並びに第三百九十五条第一号並びに第三百九十六条第一号並びに第四百四条第二項第一号、第三号及び第四号並びに第四百四十六条第五号及び第六号並びに第四百四十七条第三号及び第十一号並びに第四百六十八条第一項第三号及び第四号並びに第四百六十八条の二第三号及び第四号並びに第四百七十三条第一項第一号及び第二号並びに第五百五条第二号、第五号及び第六号並びに第五百二十九条第一号及び第十四号並びに第五百三十条第一号及び第二号並びに第五百三十一条第一号及び第二号中「消費税」とあるのは「消費税等」と、第三百九十三条第五号並びに第四百四十六条第六号及び第七号並びに第四百四十七条第二号及び第三号並びに第四百六十八条第一項第三号及び第四号並びに第四百七十四条第一号及び第二号並びに第五百二十五条第五号及び第六号並びに第五百三十条第一号及び第二号中「これらの国税及び譲渡割」とする。	（統括調査官の職務） **第三百三十条**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　相殺関税、不当廉売関税及び緊急関税の調査に関すること。 ［六・七　同上］ 2　［同上］ （統括調査官の職務） **第三百七十八条**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　相殺関税、不当廉売関税及び緊急関税の調査に関すること。 ［六・七　同上］ 2　［同上］ **附　則** ［1～42　同上］ （国税庁の所掌事務の特例） 43　当分の間、第三百九十三条第一号中「内国税」とあるのは「内国税等（内国税及び地方税法附則第九条の四から第九条の十六までに規定する地方消費税の譲渡割（以下「譲渡割」という。）をいう。以下同じ。）」と、第二章第一節（同号及び第三百九十九条第四号を除く。）及び同章第三節（第四百八十八条第五号及び第五百三十一条第五号を除く。）中「内国税」とあるのは「内国税等」と、第三百九十三条第五号中「消費税」とあるのは「消費税等（消費税及び譲渡割をいう。以下同じ。）」と、同条第八号並びに第三百九十四条第一号並びに第三百九十五条第一号並びに第三百九十六条第一号並びに第四百四条第二項第一号、第三号及び第四号並びに第四百四十六条第五号及び第六号並びに第四百四十七条第三号及び第十一号並びに第四百六十八条第一項第三号及び第四号並びに第四百六十八条の二第三号及び第四号並びに第四百七十三条第一項第一号及び第二号並びに第五百五条第三号並びに第五百二十五条第五号及び第六号並びに第五百二十九条第一号及び第十四号並びに第五百三十条第一号及び第二号中「消費税」とあるのは「消費税等」と、第三百九十三条第五号中「これらの国税」とあるのは「これらの国税及び譲渡割」と、第四百四十六条第六号及び第七号並びに第四百四十七条第二号及び第三号並びに第四百六十八条第一項第三号及び第四号並びに第四百七十四条第一号及び第二号並びに第五百二十五条第五号及び第六号並びに第五百三十条第一号及び第二号中「これらの国税」とあるのは「これらの国税及び譲渡割」と、第三百九十四条第一号中「賦課」とあるのは「賦課並びに地方税法

附則第五条の四第十二項の規定による通知（以下「地方税法の規定による通知」という。）と、第四百四十六条第五号中「賦課」とあるのは「賦課並びに地方税法の規定による通知」と、第四百四十五条第一号、第四百六十九条第一号及び第五百五十三条第一号中「賦課」とあるのは「賦課及び地方税法の規定による通知」と、第五百四十五条第一号及び第五百五十八条第一号中「徴収」とあるのは「徴収並びに地方税法の規定による通知」とする。

［44～46　同上］

［44～46　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第七十三号

狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第五条第一項及び狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第四条の規定に基づき、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令

狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（予防注射） **第十一条**　生後九十一日以上の犬の所有者は、法第五条第一項の規定により、その犬について、狂犬病の予防注射を受けさせなければならない。 2　生後九十一日以上の犬であつて、所有するに至つた日から遡り一年以内に狂犬病の予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかでないものを所有するに至つた者は、法第五条第一項の規定により、その犬について、その犬を所有するに至つた日から三十日以内に狂犬病の予防注射を受けさせなければならない。 3　前二項の場合において、狂犬病の予防注射を受けさせなければならない犬を所有者以外の者が管理するときは、第一項中「所有者」とあるのは「管理者」と、前項中「所有する」とあるのは「管理する」と、それぞれ読み替えるものとする。 （注射済票の交付） **第十二条**　（略） 2～4　（略） （削る）	（予防注射の時期） **第十一条**　生後九十一日以上の犬（次項に規定する犬であつて、三月二日から六月三十日までの間に所有されるに至つたものを除く。）の所有者は、法第五条第一項の規定により、その犬について、狂犬病の予防注射を四月一日から六月三十日までの間に一回受けさせなければならない。ただし、三月二日以降において既に狂犬病の予防注射を受けた犬については、この限りでない。 2　生後九十一日以上の犬であつて、三月二日（一月一日から五月三十一日までの間にその犬を所有するに至つた場合においては、前年の三月二日）以降に狂犬病の予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかでないものを所有するに至つた者は、法第五条第一項の規定により、その犬について、その犬を所有するに至つた日から三十日以内に狂犬病の予防注射を受けさせなければならない。 3　前二項の場合において、狂犬病の予防注射を受けさせなければならない犬を所有者以外の者が管理するときは、第一項中「所有される」とあるのは「管理される」と、「所有者」とあるのは「管理者」と、前項中「所有する」とあるのは「管理する」と、それぞれ読み替えるものとする。 （注射済票の交付） **第十二条**　（略） 2～4　（略） 5　毎年三月二日から同月三十一日までの間に実施する狂犬病予防注射について、第二項の規定に基づき市町村長が交付する注射済票は、翌年度のものとする。

附　則

この省令は、令和九年三月二日から施行する。

○厚生労働省令第七十四号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項及び第二項並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条及び第四十七条の規定に基づき、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（早期再就職支援等助成金）	（早期再就職支援等助成金）
第百二条の五　早期再就職支援等助成金は、再就職支援コース奨励金、雇入れ支援コース奨励金及び中途採用拡大コース奨励金とする。	**第百二条の五**　早期再就職支援等助成金は、再就職支援コース奨励金、雇入れ支援コース奨励金、中途採用拡大コース奨励金及びＵＩＪターンコース奨励金とする。
２～７　（略）	２～７　（略）
８　中途採用拡大コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。	８　中途採用拡大コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。
一　次のいずれにも該当する事業主であること。	一　次のいずれにも該当する事業主であること。
イ　都道府県労働局長に対して、中途採用（新規学卒者（職業安定法施行規則第三十五条第二項に規定する新規学卒者をいう。第百十二条第四項及び第百十八条の二第二項第一号ハにおいて同じ。）又はこれに準ずる者（ロ⑴において「新規学卒者等」という。）以外の雇入れをいう。ロにおいて同じ。）により雇い入れる者の雇用管理制度の整備及び採用の拡大等の取組に係る計画（以下この号において「中途採用計画」という。）を提出した事業主であること。	イ　都道府県労働局長に対して、中途採用（新規学卒者（職業安定法施行規則第三十五条第二項に規定する新規学卒者をいう。第百十二条第四項及び第百十八条の二第二項第一号ハにおいて同じ。）又はこれに準ずる者（ロ⑴及び次項第一号イにおいて「新規学卒者等」という。）以外の雇入れをいう。ロにおいて同じ。）により雇い入れる者の雇用管理制度の整備及び採用の拡大等の取組に係る計画（以下この号において「中途採用計画」という。）を提出した事業主であること。
ロ～ホ　（略）	ロ～ホ　（略）
二　（略）	二　（略）
（削る）	9　ＵＩＪターンコース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。
	一　次のいずれにも該当する事業主であること。
	イ　移住者（認定地域再生計画（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第八条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。第百十二条第二項第四号イにおいて同じ。）に記載されている同法第五条第四項第一号イに規定する事業（同法第十三条第一項の交付金を充てて行う事業に限る。）として地方公共団体が支給する移住に係る支援金の支給を受けた者（新規学卒者等を除く。）をいう。ロにおいて同じ。）の募集及び採用に関する計画（ロ及び次号において「移住者採用計画」という。）を都道府県労働局長に対して提出し、その認定を受けた事業主であること。
	ロ　移住者採用計画の期間（ニにおいて「計画期間」という。）内に、一人以上の移住者を新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。
	ハ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみてロの雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。
	ニ　計画期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対するＵＩＪターンコース奨励金の受給についての申請書の提出日までの間（ホにおいて「基準期間」という。）において、ロの雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

（特定求職者雇用開発助成金）

第百十条　（略）

２　特定就職困難者コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　次のいずれかに該当する求職者（⑵から⑻までに該当する者にあつては六十五歳未満の求職者に限り、⑼から⑮までに該当する者にあつては四十五歳以上六十五歳未満の求職者に限り、公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練（その期間が二週間（⑵又は⑶に掲げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては、四週間）以内のものを除く。）を受け、又は受けたことがある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた事業主に雇い入れられるもの（以下「職場適応訓練受講求職者」という。）を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。）⑴において「公共職業安定所等」という。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主（⑮に掲げる者を雇い入れる場合においては、公共職業安定所の紹介により雇い入れる事業主に限る。）であること。

⑴　六十歳以上の者であつて、公共職業安定所等の紹介の日において、公共職業安定所等において就労に向けた支援として職業安定局長が定めるものを受けているもの

⑵～⑮　（略）

ロ～ホ　（略）

二　（略）

３～８　（略）

９　中高年層安定雇用支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　次のいずれにも該当する求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。⑷及び⑸において同じ。）の紹介により、通常の労働者として雇い入れる事業主であること。

⑴～⑸　（略）

ロ～ホ　（略）

二　（略）

10・11　（略）

ホ　ロの雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ヘ　ロの雇入れに係る事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　移住者採用計画に基づく募集及び採用に要した経費（人件費を除く。）の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）に相当する額（その額が百万円を超えるときは、百万円）

（特定求職者雇用開発助成金）

第百十条　（略）

２　特定就職困難者コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　次のいずれかに該当する求職者（⑵から⑻までに該当する者にあつては六十五歳未満の求職者に限り、⑼から⑮までに該当する者にあつては四十五歳以上六十五歳未満の求職者に限り、公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練（その期間が二週間（⑵又は⑶に掲げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては、四週間）以内のものを除く。）を受け、又は受けたことがある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた事業主に雇い入れられるもの（以下「職場適応訓練受講求職者」という。）を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主（⑮に掲げる者を雇い入れる場合においては、公共職業安定所の紹介により雇い入れる事業主に限る。）であること。

⑴　六十歳以上の者

⑵～⑮　（略）

ロ～ホ　（略）

二　（略）

３～８　（略）

９　中高年層安定雇用支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　次のいずれにも該当する求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。⑷において同じ。）の紹介により、通常の労働者として雇い入れる事業主であること。

⑴～⑸　（略）

ロ～ホ　（略）

二　（略）

10・11　（略）

（地域雇用開発助成金）

第百十二条　（略）

２　地域雇用開発コース奨励金は、第一号から第四号までのいずれかに該当する事業主に対して、第五号に定める者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給するものとする。

一　（略）

二　次のいずれにも該当する事業主（次号及び第四号に掲げる事業主を除く。）であること。

イ　第百四十条の二に規定する地域活性化雇用創造プロジェクト（以下この号において「地域活性化雇用創造プロジェクト」という。）が実施される都道府県の区域（ハ及びニにおいて「実施都道府県区域」という。）内に事業所を設置し、又は整備する事業主であること。

ロ　（略）

ハ　対象事業所の設置又は整備に伴い、(1)に掲げる日から(2)に掲げる日までの間において、当該対象事業所の所在する実施都道府県区域に居住する求職者（職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。次項第二号ロにおいて「地域求職者」という。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として三人（創業の場合にあつては、二人）以上雇い入れる事業主であること。この場合において、当該継続して雇用する労働者のうち少なくとも一人は、期間の定めのある労働契約を締結する労働者（以下「有期契約労働者」という。）又は派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）でない者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇用され、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されているものであること。

(1)・(2)　（略）

ニ～ト　（略）

三～五　（略）

３　（略）

４　沖縄若年者雇用促進コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　（略）

ロ　イに該当する事業主のうち、完了日から起算して一年六箇月を経過する日において、次のいずれにも該当するものであること。

(1)　（略）

(2)　対象期間に雇い入れた沖縄若年求職者のうち、職業安定局長が定める割合以上のものについて、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇用し、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度を適用している対象事業所の事業主であること。

二　（略）

５　（略）

（地域雇用開発助成金）

第百十二条　（略）

２　地域雇用開発コース奨励金は、第一号から第四号までのいずれかに該当する事業主に対して、第五号に定める者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給するものとする。

一　（略）

二　次のいずれにも該当する事業主（次号及び第四号に掲げる事業主を除く。）であること。

イ　第百四十条の二第一項に規定する地域活性化雇用創造プロジェクト（以下この号において「地域活性化雇用創造プロジェクト」という。）が実施される都道府県の区域（ハ及びニにおいて「実施都道府県区域」という。）内に事業所を設置し、又は整備する事業主であること。

ロ　（略）

ハ　対象事業所の設置又は整備に伴い、(1)に掲げる日から(2)に掲げる日までの間において、当該対象事業所の所在する実施都道府県区域に居住する求職者（職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。次項第二号ロにおいて「地域求職者」という。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者（期間の定めのある労働契約を締結する労働者（以下「有期契約労働者」という。）及び派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）を除く。）として三人（創業の場合にあつては、二人）以上雇い入れる事業主（当該雇い入れる労働者について、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇用し、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度を適用しているものに限る。）であること。

(1)・(2)　（略）

ニ～ト　（略）

三～五　（略）

３　（略）

４　沖縄若年者雇用促進コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　（略）

ロ　イに該当する事業主のうち、完了日から起算して一年六箇月を経過する日において、次のいずれにも該当するものであること。

(1)　（略）

(2)　対象期間に雇い入れた沖縄若年求職者のうち、一定の割合以上のものについて、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇用し、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度を適用している対象事業所の事業主であること。

二　（略）

５　（略）

（国等に対する不支給）

第百二十条　第百二条の三第一項、第百二条の三の三第二項及び第四項、第百二条の五第二項、第七項及び第八項、第百四条、第百十条第二項、第七項、第九項及び第十項、第百十条の三第二項及び第三項、第百十二条第二項及び第四項、第百十三条第一項（附則第十六条の規定により適用される場合を含む。）、第百十四条第一項（附則第十六条の規定により適用される場合を含む。）、第百十六条第二項、第三項、第六項、第八項、第十項、第十三項及び第十六項、第百十八条第二項並びに第百十八条の二第二項、第六項及び第九項から第十二項までの規定（次条において「雇用関係助成金関係規定」という。）にかかわらず、雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、早期再就職支援等助成金、六十五歳超雇用推進助成金、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金、通年雇用助成金、両立支援等助成金、人材確保等支援助成コース助成金及びキャリアアップ助成金（次条において「雇用関係助成金」という。）は、国、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）、行政執行法人及び特定地方独立行政法人（以下「国等」という。）に対しては、支給しないものとする。

（地域活性化雇用創造プロジェクト）

第百四十条の二　法第六十二条第一項第六号又は第六十三条第一項第九号に掲げる事業として、都道府県からの提案に係る事業から構成されるプロジェクトであつて、当該都道府県における人材の育成及び確保を通じた雇用の創造に資するために適当であると厚生労働大臣が認めるものについて、当該都道府県が実施する事業に要する経費の一部を補助するものとする。

（削る）

附　則

（削る）

（削る）

（国等に対する不支給）

第百二十条　第百二条の三第一項、第百二条の三の三第二項及び第四項、第百二条の五第二項、第七項、第十項及び第十一項、第百四条、第百十条第二項、第七項、第九項及び第十項、第百十条の三第二項及び第三項、第百十二条第二項及び第四項、第百十三条第一項（附則第十六条の規定により適用される場合を含む。）、第百十四条第一項（附則第十六条の規定により適用される場合を含む。）、第百十六条第二項、第三項、第六項、第八項、第十項、第十三項及び第十六項、第百十八条第二項並びに第百十八条の二第二項、第六項及び第九項から第十二項までの規定（次条において「雇用関係助成金関係規定」という。）にかかわらず、雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、早期再就職支援等助成金、六十五歳超雇用推進助成金、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金、通年雇用助成金、両立支援等助成金、人材確保等支援助成コース助成金及びキャリアアップ助成金（次条において「雇用関係助成金」という。）は、国、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）、行政執行法人及び特定地方独立行政法人（以下「国等」という。）に対しては、支給しないものとする。

（地域活性化雇用創造プロジェクト）

第百四十条の二　法第六十二条第一項第六号又は第六十三条第一項第九号に掲げる事業として、都道府県からの提案に係る事業から構成されるプロジェクトであつて、当該都道府県における人材の育成及び確保を通じた雇用の創造に資するために適当であると厚生労働大臣が認めるもの（次項において「地域活性化雇用創造プロジェクト」という。）について、当該都道府県が実施する事業に要する経費の一部を補助するものとする。

２　前項の都道府県が実施する事業のほか、地域活性化雇用創造プロジェクトに係る事業を行うものとする。

附　則

（特定求職者雇用開発助成金に関する暫定措置）

第十五条の五　第百十条の特定求職者雇用開発助成金として、同条に規定するもののほか、当分の間、成長分野等人材確保・育成コース助成金を支給するものとする。

２　成長分野等人材確保・育成コース助成金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主（次号に該当する事業主を除く。）であること。

イ　次のいずれかに該当する事業主であつて職業安定局長が定める要件に該当する者を雇い入れる事業主であること。

(1)　第百十条第二項第一号イの雇入れを行つた事業主であること。

(2)　第百十条第七項第一号イの雇入れを行つた事業主であること。

(3)　第百十条第九項第一号イの雇入れを行つた事業主であること。

(4)　第百十条第十項第一号イの雇入れを行つた事業主であること。

ロ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ハ　イの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（ニにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ニ　当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ホ　当該事業所の労働者の離職状況及びイの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

ヘ　イの雇入れに係る者の雇用管理に関する事項の把握を行つた事業主であること。

二　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　前号イ⑴から⑷までのいずれかに該当する事業主であつて職業安定局長が定める要件に該当する者を雇い入れる事業主であること。

ロ　前号ロからヘまでのいずれにも該当する事業主であること。

ハ　イの雇入れに係る者の賃金を、当該雇入れの日から起算して三年を経過した日までの間において、職業安定局長の定めるところにより、職業安定局長の定める日の賃金と比べて一定の割合以上で増額した事業主（天災その他やむを得ない理由又は当該雇い入れられた者の責めに帰すべき理由により当該割合以上で増額をすることができなかつた事業主を含み、当該増額後やむを得ない理由又は当該雇い入れられた者の責めに帰すべき理由以外の理由により、賃金の引下げを行つた事業主を除く。）であること。

三　次に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　第一号イ⑴に該当する雇入れを行つた事業主　当該雇入れに係る者一人につき、七十五万円（中小企業事業主にあつては、九十万円）（職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安定局長の定める方法により算定した額）

ロ　第一号イ⑵に該当する雇入れを行つた事業主　当該雇入れに係る者一人につき、七十五万円（中小企業事業主にあつては、九十万円）（職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安定局長の定める方法により算定した額）

ハ　第一号イ⑶に該当する雇入れを行つた事業主　当該雇入れに係る者一人につき、七十五万円（中小企業事業主にあつては、九十万円）（職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安定局長の定める方法により算定した額）

ニ　第一号イ⑷に該当する雇入れを行つた事業主　当該雇入れに係る者一人につき、七十五万円（中小企業事業主にあつては、百八十万円）（職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安定局長の定める方法により算定した額）

3　前項第一号イ⑴に該当する雇入れであつて、短時間労働者として雇い入れる場合（次項各号に掲げる者を雇い入れる場合を除く。）における前項第三号イの規定の適用については、同号イ中「七十五万円（中小企業事業主にあつては、九十万円）」とあるのは、「四十五万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とする。

4　第二項第一号イ(1)に該当する雇入れであつて、短時間労働者として次の各号に掲げる者を雇い入れる場合における同項第三号イの規定の適用については、同号イ中「七十五万円（中小企業事業主にあつては、九十万円）」とあるのは、「四十五万円（中小企業事業主にあつては、百二十万円）」とする。

一　身体障害者

二　知的障害者

三　精神障害者

5　第二項第一号イ(1)に該当する雇入れであつて、次の各号に掲げる者を雇い入れる場合（短時間労働者として雇い入れる場合及び次項各号に掲げる者を雇い入れる場合を除く。）における第二項第三号イの規定の適用については、同号イ中「九十万円」とあるのは、「百八十万円」とする。

一　身体障害者

二　知的障害者

6　第二項第一号イ(1)に該当する雇入れであつて、次の各号に掲げる者を雇い入れる場合（短時間労働者として雇い入れる場合を除く。）における同項第三号イの規定の適用については、同号イ中「七十五万円（中小企業事業主にあつては、九十万円）」とあるのは、「百五十万円（中小企業事業主にあつては、三百六十万円）」とする。

一　重度身体障害者

二　重度知的障害者

三　四十五歳以上の身体障害者（第一号に掲げる者を除く。）

四　四十五歳以上の知的障害者（第二号に掲げる者を除く。）

五　精神障害者

7　第二項第一号イ(2)に該当する雇入れであつて、短時間労働者として雇い入れる場合における同項第三号ハの規定の適用については、同号ハ中「七十五万円（中小企業事業主にあつては、九十万円）」とあるのは、「四十五万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とする。

8　第二項第一号イ(4)に該当する雇入れであつて、短時間労働者として雇い入れる場合における同項第三号ホの規定の適用については、同号ホ中「七十五万円（中小企業事業主にあつては、百八十万円）」とあるのは、「四十五万円（中小企業事業主にあつては、百二十万円）」とする。

9　第二項の規定にかかわらず、成長分野等人材確保・育成コース助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。

10　第百二十条の二及び第百四十条の三の規定は、成長分野等人材確保・育成コース助成金について準用する。この場合において、第百二十条の二第一項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十五条の五第二項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「成長分野等人材確保・育成コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体の」とあるのは「事業主の」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、第百二十条の二第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十五条の五第二項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「成長分野等人材確保・育成コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体の」とあるのは「事業主の」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、第百二十条の二第三項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十五条の

（特定求職者雇用開発助成金に関する暫定措置）

第十五条の五　（略）

（削る）

五第二項の規定」と、「という。）又は訓練を行つた機関（以下「訓練機関」という。）」とあるのは「という。）」と、「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金に」とあるのは「成長分野等人材確保・育成コース助成金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「成長分野等人材確保・育成コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、第百四十条の三第一項中「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「成長分野等人材確保・育成コース助成金」と、第百四十条の三第二項中「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金」とあるのは「成長分野等人材確保・育成コース助成金」と読み替えるものとする。

（新設）

第十五条の六　（略）

（地域雇用開発コース奨励金に関する暫定措置）

第十五条の七　第百十二条第一項の地域雇用開発コース奨励金は、同条第二項に規定するもののほか、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、第三号の雇入れに係る者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給するものとする。

一　石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町若しくは鳳珠郡能登町（第四号において「対象市町村」という。）において事業所を設置し、又は整備する事業主であること。

二　雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第百三号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に都道府県労働局長に対して、前号の設置又は整備に係る事業所（以下この条において「対象事業所」という。）の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画を提出した事業主であること。

三　対象事業所の設置又は整備に伴い、イに掲げる日からロに掲げる日（次項において「完了日」という。）までの間（第五号及び第六号において「基準期間」という。）において、求職者（職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者（令和六年能登半島地震により一時的な離職を余儀なくされた者であつて、この号における雇入れの対象とすることが適当であるものとして職業安定局長が定める者（以下この号において「災害関係離職者」という。）を除く。）その他就職が容易であると認められる者を除く。）（災害関係離職者以外の者にあつては、公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。）に紹介されたものに限る。）を継続して雇用する労働者として二人以上雇い入れる事業主であること。

イ　令和六年一月一日から当該事業主が前号の計画を都道府県労働局長に提出した日までの間で当該事業主が指定する日

ロ　対象事業所の設置又は整備が完了した旨の届を都道府県労働局長に提出した日（当該届をイに掲げる日から起算して一定の期間を経過する日までの間に提出しない場合にあつては、当該期間を経過する日）

四　前号の雇入れが対象市町村における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること。

五　基準期間において、第三号の雇入れに係る対象事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

六　第三号の雇入れに係る対象事業所に雇用されていた者であつて、基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

七　第三号の雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

2　前項の規定にかかわらず、同項の事業主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、そのとき以後、地域雇用開発コース奨励金（同項の規定によるものに限る。以下この条において同じ。）は支給しない。

一　完了日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間の末日における前項第三号の雇入れに係る対象事業所の労働者の数が完了日における当該者の数未満となつたとき。

二　完了日後において、対象事業所で前項第三号の雇入れに係る者を雇用しなくなつたとき（当該労働者を雇用しなくなつたとき（解雇（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除く。次号において同じ。）によるものを除く。）以後速やかに、新たに継続して雇用する労働者として求職者を雇い入れたときを除く。）。

三　完了日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間中において、対象事業所の労働者を解雇したとき。

3　第一項の規定にかかわらず、地域雇用開発コース奨励金は、国等に対しては、支給しないものとする。

4　第百二十条の二及び第百四十条の三の規定は、地域雇用開発コース奨励金について準用する。この場合において、第百二十条の二第一項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十五条の七第一項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「地域雇用開発コース奨励金（同項の規定によるものに限る。以下この条において同じ。）は」と、「事業主又は事業主団体」とあるのは「事業主」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十五条の七第一項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「地域雇用開発コース奨励金は」と、「事業主又は事業主団体の」とあるのは「事業主の」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、同条第三項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十五条の七第一項の規定」と、「という。）又は訓練を行つた機関（以下「訓練機関」という。）」とあるのは「という。）」と、「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金に」とあるのは「地域雇用開発コース奨励金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「地域雇用開発コース奨励金は」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、第百四十条の三第一項中「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「地域雇用開発コース奨励金（附則第十五条の七第一項の規定によるものに限る。次項において同じ。）」と、同条第二項中「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金」とあるのは「地域雇用開発コース奨励金」と読み替えるものとする。

（削る）

第十七条の三及び第十七条の四　削除

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十五条の八　第百十二条第二項並びに同項第三号及び第五号ハの規定は、前条第一項第一号に該当する事業主について準用する。この場合において、第百十二条第二項第三号中「次号に掲げる事業主を除く」とあるのは「附則第十五条の七第一項第一号に該当する事業主に限る」と、同号イ(1)及び(2)中「同意雇用開発促進地域」とあるのは「石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町又は鳳珠郡能登町の区域」と、同号イ(3)中「所在する同意雇用開発促進地域若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域」とあるのは「所在する石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町若しくは鳳珠郡能登町の区域」と、「当該同意雇用開発促進地域若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域」とあるのは「石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町若しくは鳳珠郡能登町の区域」と読み替えるものとする。 **第十七条の三**　削除 **第十七条の四**　削除	**第十五条の八**　第百十二条第二項並びに同項第三号及び第五号ハの規定は、前条第一項第一号に該当する事業主について準用する。この場合において、第百十二条第二項第三号中「次号に掲げる事業主を除く」とあるのは「附則第十五条の七第一項第一号に該当する事業主に限る」と、同号イ(1)及び(2)中「同意雇用開発促進地域」とあるのは「石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町又は鳳珠郡能登町の区域」と、同号イ(3)中「所在する同意雇用開発促進地域若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域」とあるのは「所在する石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町若しくは鳳珠郡能登町の区域」と、「当該同意雇用開発促進地域若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域」とあるのは「石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町若しくは鳳珠郡能登町の区域」と読み替えるものとする。 **第十七条の三**　削除 **第十七条の四**　削除
附　則 （施行期日） 1　（略） （経過措置） 2　平成三十一年四月一日から令和九年三月三十一日までに開始する技能実習を受けさせた建設労働者が、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている者として職業安定局長が定めるものである場合の中小建設事業主に対する建設労働者技能実習コース助成金の支給に係る第七条の二第六項第二号ロの適用については、「七千六百円」とあるのは「八千三百六十円」と、「九千三百五十円」とあるのは「一万百十円」と、「八千五百五十円」とあるのは「九千四百五円」と、「一万五百五十円」とあるのは「一万千四百五円」とする。	**附　則** （施行期日） 1　（略） （経過措置） 2　平成三十一年四月一日から令和八年三月三十一日までに開始する技能実習を受けさせた建設労働者が、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている者として職業安定局長が定めるものである場合の中小建設事業主に対する建設労働者技能実習コース助成金の支給に係る第七条の二第六項第二号ロの適用については、「七千六百円」とあるのは「八千三百六十円」と、「九千三百五十円」とあるのは「一万百十円」と、「八千五百五十円」とあるのは「九千四百五円」と、「一万五百五十円」とあるのは「一万千四百五円」とする。

（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調整） **第八条の二**　認定職業訓練実施奨励金の支給を受けることができる認定職業訓練を行う者が、同一の事由により、国から次に掲げる事業に要する費用に相当する金額の支給を受けた場合その他これに類する場合には、当該支給事由によっては、認定職業訓練実施奨励金は支給しないものとする。 一・二　（略） 三　雇用保険法施行規則第百四十条の二に規定する地域活性化雇用創造プロジェクト 四　（略）	（調整） **第八条の二**　認定職業訓練実施奨励金の支給を受けることができる認定職業訓練を行う者が、同一の事由により、国から次に掲げる事業に要する費用に相当する金額の支給を受けた場合その他これに類する場合には、当該支給事由によっては、認定職業訓練実施奨励金は支給しないものとする。 一・二　（略） 三　雇用保険法施行規則第百四十条の二第一項に規定する地域活性化雇用創造プロジェクト 四　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法施行規則第百十条第二項の改正規定は、令和八年五月一日から施行する。

（雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百二条の五第九項第一号イに規定する移住者採用計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対するＵＩＪターンコース奨励金の支給については、なお従前の例による。

２　施行日前になされた旧雇保則第百十条第二項第一号イの紹介により同号イ⑴に該当する者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対する特定就職困難者コース助成金の支給については、なお従前の例による。

３　施行日前に旧雇保則第百十二条第二項第二号ロの計画を都道府県労働局長に提出し、かつ、旧雇保則第百四十条の二条第一項に規定する地域活性化雇用創造プロジェクトに参加する事業主に対する地域雇用開発コース奨励金の支給については、なお従前の例による。

４　施行日前に旧雇保則第百十条第二項第一号イ、第七項第一号イ、第九項第一号イ又は第十項第一号イの紹介により旧雇保則附則第十五条の五第二項第一号イ又は第二号イの雇入れを行った事業主に対する成長分野等人材確保・育成コース助成金の支給については、なお従前の例による。

５　施行日前に偽りその他不正の行為により旧雇保則第十五条の五の成長分野等人材確保・育成コース助成金の支給を受けた事業主に対する雇用保険法施行規則第百四十条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

６　施行日前に旧雇保則附則第十五条の七第一項第二号の計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する地域雇用開発コース奨励金の支給については、なお従前の例による。

７　施行日前に偽りその他不正の行為により旧雇保則附則第十五条の七の地域雇用開発コース奨励金の支給を受けた事業主に対する雇用保険法施行規則第百四十条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第七十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十五条の二の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（再生医療等製品に関する表示の特例）	（再生医療等製品に関する表示の特例）
第二百二十八条の五　（略）	**第二百二十八条の五**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　製造量、製造工程その他のその再生医療等製品の特性を勘案し、法第六十五条の二に規定する事項を記載することが著しく困難である再生医療等製品については、当該事項の記載は、当該再生医療等製品が使用される間その他の関係者が当該事項を適切に把握できる方法をとることをもつてこれに代えることができる。	（新設）
４　（略）	３　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条、第十八条、第二十四条及び第三十四条第三項並びに家畜改良増殖法施行令（昭和二十五年政令第二百六十九号）第九条及び第十二条の規定に基づき、家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（家畜人工授精師の免許の申請） **第二十六条**　法第十六条の規定により家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、別記様式第十四号による申請書に次に掲げる書類を添えてその者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一　戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。））の記載がある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（同法第七条第一号、第二号及び第七号に掲げる事項を記載したものに限る。） 二～五　（略） （免許証の記載事項の変更） **第二十八条**　令第九条の農林水産省令で定める変更は、次に掲げるものとする。 一　本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等）、住所又は氏名の変更 二　（略） （家畜人工授精師名簿） **第三十条**　令第十二条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等）、住所、氏名及び生年月日 三～六　（略） （家畜人工授精所の開設の許可の申請） **第三十二条**　法第二十四条の規定により家畜人工授精所の開設の許可を受けようとする者は、別記様式第二十号による申請書に次に掲げる書類を添えて都道府県知事に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類 イ　住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法第七条第一号及び第七号に掲げる事項を記載したもの（日本の国籍を有しない者にあつては、当該事項及び国籍等を記載したもの）に限る。） ロ・ハ　（略） 四　（略）	（家畜人工授精師の免許の申請） **第二十六条**　法第十六条の規定により家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、別記様式第十四号による申請書に次に掲げる書類を添えてその者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一　戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載がある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（同法第七条第一号、第二号及び第七号に掲げる事項を記載したものに限る。） 二～五　（略） （免許証の記載事項の変更） **第二十八条**　令第九条の農林水産省令で定める変更は、次に掲げるものとする。 一　本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍）、住所又は氏名の変更 二　（略） （家畜人工授精師名簿） **第三十条**　令第十二条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍）、住所、氏名及び生年月日 三～六　（略） （家畜人工授精所の開設の許可の申請） **第三十二条**　法第二十四条の規定により家畜人工授精所の開設の許可を受けようとする者は、別記様式第二十号による申請書に次に掲げる書類を添えて都道府県知事に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類 イ　住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法第七条第一号及び第七号に掲げる事項を記載したもの（日本の国籍を有しない者にあつては、当該事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したもの）に限る。） ロ・ハ　（略） 四　（略）

様式第十四号、様式第十五号及び様式第二十八号を次のように改める。

様式第十四号

家畜人工授精師免許申請書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿

住所

氏名

家畜改良増殖法第16条第１項の規定により家畜人工授精師の免許を受けたいので、
家畜改良増殖法施行規則第26条第１項各号に掲げる書類を添えて、下記により申請します。

記

１　本籍地都道府県名（国籍等）

２　住　　所

３　氏　　名（ふりがな）
（旧姓）
免許証への旧姓併記の希望の有無　有・無
（いずれかを丸で囲むこと。）

４　生年月日

５　家畜の種類及びその業務の別

（日本産業規格Ａ４）

備考
５の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
１　家畜人工授精の業務
２　家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務
３　家畜人工授精、家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務

様式第十五号

第　　号

家畜人工授精師免許証

本籍地　都道府県名（国籍等）
住所地　都道府県名（国籍等）

氏　　名
生年月日

家畜の種類並びに家畜人工授精の業務、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務の別

家畜改良増殖法第16条第１項の規定により免許する。

年　　月　　日

都道府県知事　　氏　名

（日本産業規格Ａ７）

様式第二十八号　その一（特定家畜人工授精用精液等のうち家畜人工授精用精液）

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書
（特定家畜人工授精用精液等のうち家畜人工授精用精液）

年　月　日提出

都道府県知事　殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、　年１月１日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

１　家畜人工授精所の管理番号：
２　家畜人工授精所の名称及び所在地：
３　家畜人工授精所の業務の別：
４　前年12月31日時点の保存数量：
５　家畜人工授精所の運営の状況

（単位：本）	年 １月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	合計
生産数量													
譲受数量													
譲渡数量													
利用数量													
廃棄又は亡失した数量													
月末時点の保存数量													
備考													

（日本産業規格Ａ４）

備考
１　年は西暦で記載すること。
２　３の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
　１　家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
　２　家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
　３　家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
　４　家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
　５　家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
３　生産数量及び利用数量には、容器に収められ、封を施した特定家畜人工授精用精液等のうち家畜人工授精用精液の本数を記入すること。
４　譲受数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等のうち家畜人工授精用精液の搬入を含む。
５　譲渡数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等のうち家畜人工授精用精液の搬出を含む。
６　備考の欄には、亡失した特定家畜人工授精用精液等のうち家畜人工授精用精液を発見したときなど各項目に該当しないものについてその事由と数量を記載すること（例：亡失した精液の発見　＋２）。

様式第二十八号　その二（特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵）

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書
（特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵）

年　月　日提出

都道府県知事　殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、　年１月１日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

１　家畜人工授精所の管理番号：
２　家畜人工授精所の名称及び所在地：
３　家畜人工授精所の業務の別：
４　前年12月31日時点の保存数量：
５　家畜人工授精所の運営の状況

（単位：本）			年 １月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	合計
生産数量	家畜体内受精卵														
	家畜体外受精卵	生体由来													
		とたい由来													
譲受数量															
譲渡数量															
利用数量															
廃棄又は亡失した数量															
月末時点の保存数量															
備考															

（日本産業規格Ａ４）

備考
１　年は西暦で記載すること。
２　３の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
　１　家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
　２　家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
　３　家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
　４　家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
　５　家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
３　生産数量及び利用数量には、容器に収められ、封を施した特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵の本数を記入すること。
４　譲受数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵の搬入を含む。
５　譲渡数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵の搬出を含む。
６　備考の欄には、亡失した特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵を発見したときなど各項目に該当しないものについてその事由と数量を記載すること（例：亡失した受精卵の発見　＋２）。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の家畜改良増殖法施行規則第四十九条第一号の規定は、令和九年一月一日以降の期間に係る報告について適用する。

○経済産業省令第三十六号

環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）の一部の施行に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十六年経済産業省令第七十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（第二種事業の判定の基準） **第十六条**　第二種機構事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の判定については、当該第二種機構事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。 一・二　（略） 三　当該第二種機構事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十四条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種機構事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。 イ～ソ　（略）	（第二種事業の判定の基準） **第十六条**　第二種機構事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の判定については、当該第二種機構事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。 一・二　（略） 三　当該第二種機構事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種機構事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。 イ～ソ　（略）

附　則

この省令は、環境影響評価法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項、第四条第十項、第三十五条及び別表第二十五号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年経済産業省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六条　削除	（水素ガススタンド等の設置における保安統括者等の選任に関する特例） **第六条**　地方公共団体が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内に水素ガススタンド（燃料電池自動車に固定した容器に水素（液化水素を含む。以下同じ。）を充てんするための処理設備を有する定置式製造設備をいう。以下同じ。）又はジメチルエーテルガススタンド（ジメチルエーテルを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該ジメチルエーテルを充てんするための処理設備を有する定置式製造設備をいう。）（以下「水素ガススタンド等」という。）を設置する必要があると認めて、法第四条第二項第二号の特定事業の内容として次に掲げる事項を記載し、同条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る水素

第七条　削除

第八条　（略）

第九条　削除

ガススタンド等により高圧ガスを製造する者については、第二号の保安の確保の方法による場合に限り、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者とみなす。

一　当該水素ガススタンド等の仕様

二　当該水素ガススタンド等の保安の確保の方法

三　前号の保安の確保の方法が当該水素ガススタンド等が危険のおそれがないことを証明する記録及び文献その他の資料

四　当該水素ガススタンド等に係る技術上の基準

2　経済産業大臣は、前項各号に規定する事項が、現行の規定による場合と同等の安全性を有すると認められるときは、法第四条第十項の同意をするものとする。

（燃料電池自動車用水素ガス容器及びジメチルエーテル自動車燃料装置用容器の容器再検査に関する特例）

第七条　地方公共団体が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内の燃料電池自動車用水素ガス容器（燃料電池自動車の燃料電池に使用する水素を充てんするための容器をいう。以下同じ。）又はジメチルエーテル自動車燃料装置用容器（自動車の燃料装置用としてジメチルエーテルを充てんするための容器をいう。以下同じ。）の容器再検査について当該自動車に装置された状態で容器再検査を行う必要があると認めて、法第四条第二項第二号の特定事業の内容として次に掲げる事項を記載し、同条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る燃料電池自動車用水素ガス容器又はジメチルエーテル自動車燃料装置用容器に係る容器についての第二号の方法及び第三号の規格は、それぞれ、高圧ガス保安法第四十九条第一項の経済産業省令で定める方法及び同条第二項の経済産業省令で定める規格とみなす。

一　当該容器の仕様

二　当該容器再検査の方法

三　自動車に装置された状態で容器再検査を行っても健全性が確保されると認められる容器検査における容器の規格

四　当該容器について、自動車に装置された状態で容器再検査を行うことができるものである旨を明かにするために地方公共団体が講ずる措置

2　前項の容器再検査は、当該構造改革特別区域内において、同項の認定を受けた方法及び規格に基づき、容器を自動車に装置したままの状態で容器再検査を行うことができるものとして当該地方公共団体が認めた高圧ガス保安協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者が行うものとする。ただし、当該地方公共団体が都道府県の場合にあっては、当該地方公共団体が容器再検査を行うことができる。

3　経済産業大臣は、第一項第一号から第三号までに規定する事項が、現行の規定による場合と同等の安全性を有すると認められるときは、法第四条第十項の同意をするものとする。

第八条　（略）

（液化ガスの容器の充てんに係る容器保安規則の特例）

第九条　地方公共団体が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内において液化ガスの容器への当該液化ガスの充てんを行う必要があると認めて、法第四条第二項第二号の特定事業の内容として次に掲げる事項を記載し、同条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、

第十条　（略）

（特定施設の保安検査期間に係る一般高圧ガス保安規則等の特例）

第十一条　地方公共団体が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内に高圧ガス保安法第三十五条に規定する高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれのある製造のための施設（以下この条において「特定施設」という。）を設置する必要があると認めて、法第四条第二項第二号に掲げる特定事業の内容として次の各号に掲げる事項を記載し、同条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る特定施設についての一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第七十九条第二項及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第三十四条第二項の規定の適用については、これらの規定中「一年（」とあるのは、「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第一項の構造改革特別区域計画に記載した特定施設の保安検査の期間（」とする。

一～三　（略）

四　当該特定施設において発生すると想定される事故の程度、影響等の評価に関する記録及び文献その他の資料（当該特定施設に係る製造設備が水素ガススタンド（燃料電池自動車に固定した容器に水素（液化水素を含む。）を充てんするための処理設備を有する定置式製造設備をいう。）又はジメチルエーテルガススタンド（ジメチルエーテルを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該ジメチルエーテルを充てんするための処理設備を有する定置式製造設備をいう。）であるもの以外の場合に限る。）

2　（略）

第十二条～第三十二条　（略）

当該認定に係る容器に充てんする液化ガスの質量は、第三号の保安の確保の方法による場合に限り、容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）第二十二条に規定するCの値に関わらず、第二号のCの値を用いて計算することができる。

一　当該容器の仕様

二　当該容器において用いることとするCの値

三　前号のCの値を用いて計算した質量以下の液化ガスを充てんする場合の当該容器の保安の確保の方法

四　前号の保安の確保の方法により当該容器が危険のおそれがないことを証明する記録及び文献その他の資料

五　当該容器において発生すると想定される事故の程度、影響等の評価に関する記録及び文献その他の資料（当該容器が液化水素ガスを充てんするもの以外の場合に限る。）

六　当該容器について、第二号のCの値を用いて計算した質量以下の液化ガスを充てんすることができることを明らかにするために地方公共団体が講ずる措置

2　地方公共団体が前項の認定を受けたときは、容器に前項第二号のCの値を用いて計算した質量以下の液化ガスの充てんを行うことができるものとして当該地方公共団体が認めた充てん所において、当該液化ガスの充てんを行うことができる。

3　経済産業大臣は、第一項第一号から第五号までに規定する事項が、現行の規定による場合と同等の安全性を有すると認められるときは、法第四条第十項の同意をするものとする。

第十条　（略）

（特定施設の保安検査期間に係る一般高圧ガス保安規則等の特例）

第十一条　地方公共団体が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内に高圧ガス保安法第三十五条に規定する高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれのある製造のための施設（以下この条において「特定施設」という。）を設置する必要があると認めて、法第四条第二項第二号に掲げる特定事業の内容として次の各号に掲げる事項を記載し、同条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る特定施設についての一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第七十九条第二項及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第三十四条第二項の規定の適用については、これらの規定中「一年（」とあるのは、「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第一項の構造改革特別区域計画に記載した特定施設の保安検査の期間（」とする。

一～三　（略）

四　当該特定施設において発生すると想定される事故の程度、影響等の評価に関する記録及び文献その他の資料（当該特定施設に係る製造設備が水素ガススタンド等であるもの以外の場合に限る。）

2　（略）

第十二条～第三十二条　（略）

（ガス融通事業に係るガス事業法施行規則の特例）

第三十三条　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内においてガス融通事業（一のコンビナート地域内の事業者がその製造するガス（当該一のコンビナート地域内の事業者が自ら使用するものを除く。）を当該一のコンビナート地域内の他の事業者に融通する事業をいう。）を行う必要があると認めて、法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該一のコンビナート地域内の他の事業者は、当該一のコンビナート地域内の事業者とガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百六十七条に規定する密接な関係を有するものとみなす。

（法別表第二十五号に規定する経済産業省関係の特定事業）

第三十四条　法別表第二十五号の主務省令で定める事業であって、経済産業省関係の特定事業（法第二条第二項に規定する特定事業をいう。）に関する省令で定める事業は、別表に掲げる事業とする。

別表（第三十四条関係）

番号	事業の名称	関係条項
一	削除	
二	削除	
三	一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業	第三条
四	削除	
五	削除	（削る）
六	削除	（削る）
七	削除	（削る）
八	特定施設における保安検査期間変更事業	第十一条
九	小規模場外車券発売施設事業	第十六条
十	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業	第十七条
十一	海水等温度差発電設備の定期自主検査時期変更事業	第十八条
十二	削除	
十三	削除	
十四	オートレース小規模場外車券発売施設事業	第二十三条
十五	削除	
十六	削除	（削る）

（新設）

（法別表第二十七号に規定する経済産業省関係の特定事業）

第三十三条　法別表第二十七号の主務省令で定める事業であって、経済産業省関係の特定事業（法第二条第二項に規定する特定事業をいう。）に関する省令で定める事業は、別表に掲げる事業とする。

別表（第三十三条関係）

番号	事業の名称	関係条項
一	削除	
二	削除	
三	一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業	第三条
四	削除	
五	保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業	第六条
六	燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業	第七条
七	液化ガスの容器における充てん率変更事業	第九条
八	特定施設における保安検査期間変更事業	第十一条
九	小規模場外車券発売施設事業	第十六条
十	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業	第十七条
十一	海水等温度差発電設備の定期自主検査時期変更事業	第十八条
十二	削除	
十三	削除	
十四	オートレース小規模場外車券発売施設事業	第二十三条
十五	削除	
十六	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業	第二十五条

十七	削除
十八	削除
十九	削除
二十	削除
二十一	削除
二十二	削除
二十三	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業
二十四	ガス融通事業

	第三十二条
	第三十三条

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十八号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令

経済産業省企業活動基本調査規則（平成四年通商産業省令第五十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調査の期日）	（調査の期日）
第四条　企業活動基本調査は、毎年三月三十一日（以下「調査日」という。）現在によって行う。	**第四条**　企業活動基本調査は、毎年六月一日（以下「調査日」という。）現在によって行う。
（調査の種類）	（新設）
第五条　企業活動基本調査は、本社企業調査及び海外現地法人調査とする。	**第五条**　（略）
第六条　（略）	（調査事項）
（調査事項）	**第六条**　企業活動基本調査は、次の各号に掲げる事項について行う。
第七条　本社企業調査は、次の各号に掲げる事項について行う。	一～三　（略）
一～三　（略）	四　直近一年間の組織再編行為の状況
四　最近決算期間の組織再編行為の状況	五～十一　（略）
五～十一　（略）	十二　研究開発及び人材の能力開発
十二　研究開発、能力開発	十三・十四　（略）
十三・十四　（略）	（新設）
2　海外現地法人調査は、次の各号に掲げる事項について行う。	
一　現地法人の概要	
二　出資状況	
三　操業状況	
四　解散、撤退、出資比率の低下の時期	
五　雇用の状況	
六　事業活動の状況	
七　費用、収益・利益処分、研究開発の状況	
八　設備投資の状況	

（調査票の様式）

第八条　企業活動基本調査は、経済産業大臣が定める様式による本社企業調査票及び海外現地法人調査票（以下「調査票」という。）によって行う。

２　（略）

（報告義務）

第九条　調査企業を代表する者（以下「報告義務者」という。）は、第七条第一項各号及び第二項各号に掲げる事項について報告しなければならない。

（調査の方法及び期間）

第十条　（略）

２　（略）

３　第一項の規定による調査は、調査日の属する年の五月十五日から七月十五日までの間において行う。

第十一条～第十三条　（略）

（調査票の保存期間）

第十四条　（略）

２　経済産業大臣は、調査票を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を永年保存する。

別表第一（第六条関係）

（略）

別表第二（第六条関係）

（略）

別表第三（第六条関係）

（略）

別表第四（第六条関係）

（略）

別表第五（第六条関係）

（略）

（調査票の様式）

第七条　企業活動基本調査は、経済産業大臣が定める様式による企業活動基本調査票（以下「調査票」という。）によって行う。

２　（略）

（報告義務）

第八条　調査企業を代表する者（以下「報告義務者」という。）は、第六条各号に掲げる事項について報告しなければならない。

（調査の方法及び期間）

第九条　（略）

２　（略）

３　第一項の規定による調査は、調査日の属する年の五月十五日から六月三十日までの間において行う。

第十条～第十二条　（略）

（調査票の保存期間）

第十三条　（略）

２　経済産業大臣は、調査票を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を永年保存する。

別表第一（第五条関係）

（略）

別表第二（第五条関係）

（略）

別表第三（第五条関係）

（略）

別表第四（第五条関係）

（略）

別表第五（第五条関係）

（略）

附　則

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

第二条　この省令による改正後の経済産業省企業活動基本調査規則（以下「新規則」という。）第六条に規定する調査企業であって、法人企業統計調査規則（昭和四十五年大蔵省令第四十八号）第五条に規定する調査対象法人に該当するもの（資本金五億円以上のものに限る。）について行う経済産業省企業活動基本調査規則第一条に規定する企業活動基本調査のうち新規則第七条第一項第八号及び第九号に掲げる事項に係るものについては、新規則第八条第一項及び第十条第一項の規定にかかわらず、法人企業統計調査規則第八条第二項の規定により財務大臣に提出された当該調査企業の年次別法人企業統計調査の調査票から同令第六条第一項第三号から第七号までに掲げる事項に係る内容を、経済産業大臣が電磁的記録（新規則第十四条第二項に規定する電磁的記録をいう。第三項において同じ。）に記録することによって行うものとする。

２　前項に規定する調査企業を代表する者が、法人企業統計調査規則第八条第一項の規定により年次別法人企業統計調査の調査票を同項に規定する提出先に提出したときは、当該者については、新規則第九条（新規則第七条第一項第八号及び第九号に掲げる事項に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

３　第一項の規定により記録された電磁的記録については、これを新規則第十二条第一項の規定により経済産業大臣に提出された新規則第八条第一項に規定する調査票の内容とみなす。

○経済産業省令第三十九号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の一部の施行に伴い、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）を実施するため、並びに行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、経済産業省組織規則及び経済産業省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省組織規則及び経済産業省定員規則の一部を改正する省令

（経済産業省組織規則の一部改正）

第一条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　外局	第二章　外局
第一節・第二節　（略）	第一節・第二節　（略）
第三節　中小企業庁	第三節　中小企業庁
第一款・第二款　（略）	第一款・第二款　（略）
第三款　経営支援部（第三百四十九条の二―第三百四十九条の三）	第三款　経営支援部（第三百四十九条の二―第三百四十九条の三）
第四款　（略）	第四款　（略）
第三章・第四章　（略）	第三章・第四章　（略）
附則	附則
（統括環境保全審査官）	（製品安全対策官及び品質表示対策官）
第五条の四　電力安全課に、統括環境保全審査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	**第五条の四**　製品安全課に、製品安全対策官及び品質表示対策官それぞれ一人を置く。
2　統括環境保全審査官は、命を受けて、事業用電気工作物の設置又は変更の工事に係る環境影響評価に関する事務を処理する。	2　製品安全対策官は、命を受けて、製品安全に関する共通的事項の企画及び立案に参画する。
（削る）	3　品質表示対策官は、命を受けて、家庭用品の品質表示に関する特定事項を処理する。
（製品安全対策官及び品質表示対策官）	（化学物質安全室及び化学兵器・麻薬原料等規制対策室並びに化学物質管理企画官及び化学物質リスク評価企画官）
第五条の五　製品安全課に、製品安全対策官及び品質表示対策官それぞれ一人を置く。	**第五条の五**　化学物質管理課に、化学物質安全室及び化学兵器・麻薬原料等規制対策室並びに化学物質管理企画官及び化学物質リスク評価企画官それぞれ一人を置く。
2　製品安全対策官は、命を受けて、製品安全に関する共通的事項の企画及び立案に参画する。	2　化学物質安全室は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の施行に関する事務をつかさどる。
3　品質表示対策官は、命を受けて、家庭用品の品質表示に関する特定事項を処理する。	3　化学物質安全室に、室長を置く。
（削る）	4　化学兵器・麻薬原料等規制対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
（削る）	一　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）の施行に関すること。
（削る）	二　前号に掲げるもののほか、経済産業省の所掌に係る化学工業品の化学兵器若しくはその原料としての使用又は麻薬、向精神薬若しくはこれに類するものの原料としての使用に係る規制に関すること。
	5　化学兵器・麻薬原料等規制対策室に、室長を置く。
	6　化学物質管理企画官は、命を受けて、化学物質の管理に関する経済産業省の所掌に係る国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する（化学物質リスク評価企画官の所掌に属するものを除く。）。
	7　化学物質リスク評価企画官は、命を受けて、化学物質の管理に関する経済産業省の所掌に係る化学物質のリスク評価に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する。

（化学物質安全室及び化学兵器・麻薬原料等規制対策室並びに化学物質管理企画官及び化学物質リスク評価企画官）

第五条の六　化学物質管理課に、化学物質安全室及び化学兵器・麻薬原料等規制対策室並びに化学物質管理企画官及び化学物質リスク評価企画官それぞれ一人を置く。

2　化学物質安全室は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の施行に関する事務をつかさどる。

3　化学物質安全室に、室長を置く。

4　化学兵器・麻薬原料等規制対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）の施行に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、経済産業省の所掌に係る化学工業品の化学兵器若しくはその原料としての使用又は麻薬、向精神薬若しくはこれに類するものの原料としての使用に係る規制に関すること。

5　化学兵器・麻薬原料等規制対策室に、室長を置く。

6　化学物質管理企画官は、命を受けて、化学物質の管理に関する経済産業省の所掌に係る国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する（化学物質リスク評価企画官の所掌に属するものを除く。）。

7　化学物質リスク評価企画官は、命を受けて、化学物質の管理に関する経済産業省の所掌に係る化学物質のリスク評価に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する。

（地方調査企画官及び統括地域活性化企画官）

第九条　地域経済産業政策課に、地方調査企画官及び統括地域活性化企画官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　統括地域活性化企画官は、命を受けて、地域経済産業政策課の所掌事務のうち地域における企業の事業活動の高度化の推進及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行に関する政策の企画及び立案に参画する。

（削る）

（工業用水道計画官）

第十条　地域産業基盤整備課に、工業用水道計画官一人を置く。

2　（略）

（農水産室及び特殊関税等調査室）

第十九条　（略）

2・3　（略）

（統括環境保全審査管）

第五条の六　電力安全課に、統括環境保全審査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　統括環境保全審査官は、命を受けて、事業用電気工作物の設置又は変更の工事に係る環境影響評価に関する事務を処理する。

（新設）

（新設）

（新設）

（地方調査企画官）

第九条　地域経済産業政策課に、地方調査企画官一人を置く。

2　（略）

（新設）

（統括地域活性化企画官）

第十条　地域経済産業政策課に、統括地域活性化企画官一人を置く。

2　統括地域活性化企画官は、命を受けて、地域経済産業政策課の所掌事務のうち地域における企業の事業活動の高度化の推進に関すること（商務情報政策局の所掌に属するものを除く。）及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行に関することに関する政策の企画及び立案に参画する。

（工業用水道計画官）

第十一条　産業基盤整備課に、工業用水道計画官を一人置く。

2　（略）

（農水産室及び特殊関税等調査室）

第十九条　（略）

2・3　（略）

4　特殊関税等調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　輸入貨物に係る相殺関税、不当廉売関税及び関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条の二第一項の規定による関税に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。

二　（略）

5　（略）

（イノベーション推進政策企画室及び国際室並びにイノベーション推進戦略企画官及び企画官）

第二十二条　（略）

2　イノベーション推進政策企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（削る）

一　経済産業省の所掌事務に関するイノベーションの創出に関する調査に関する事務の総括に関すること。

二～四　（略）

3～7　（略）

（海洋再生可能エネルギー企画官）

第二百五十五条の四　（略）

2　海洋再生可能エネルギー企画官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち特定事項を処理する。

一　（略）

二　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の施行に関すること。

（地熱資源開発室並びに鉱業管理官及び国際資源戦略官）

第二百五十五条の五　政策課に、地熱資源開発室並びに鉱業管理官及び国際資源戦略官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

（経済産業省定員規則の一部改正）

第二条　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

改　正　後

（本省及び各外局別の定員）

第一条　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区　分	定　員	備　考
本　省	四、五八三人	
（略）	（略）	
合　計	八、〇一二人	

4　特殊関税等調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　輸入貨物に係る相殺関税及び不当廉売関税に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。

二　（略）

5　（略）

（イノベーション推進政策企画室及び国際室並びにイノベーション推進戦略企画官及び企画官）

第二十二条　（略）

2　イノベーション推進政策企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　鉱工業の科学技術に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（研究開発課の所掌に属するものを除く。）。

一　経済産業省の所掌事務に関するイノベーションの創出に関する調査に関する事務の総括に関すること。

二～四　（略）

3～7　（略）

（海洋再生可能エネルギー企画官）

第二百五十五条の四　（略）

2　海洋再生可能エネルギー企画官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち特定事項を処理する。

一　（略）

二　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の施行に関すること。

（地熱資源開発室並びに鉱業管理官及び国際資源戦略官）

第二百五十五条の五　政策課に、地熱資源開発室並びに及び国際資源戦略官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

改　正　前

（本省及び各外局別の定員）

第一条　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区　分	定　員	備　考
本　省	四、五八四人	
（略）	（略）	
合　計	八、〇一三人	

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令及び船舶区画規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

国土交通大臣　金子　恭之

船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令及び船舶区画規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令の一部改正）

第一条　船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置） **第二条**　第一条の規定による改正後の船舶設備規程（以下この条において「新船舶設備規程」という。）第三百十一条の二十一の二の規定は、沿海区域を航行区域とする船舶（同条各号に掲げる船舶を除く。以下この条において「特定船舶」という。）のうち次の各号に掲げる船舶については、当該各号に定める期間は、適用しない。 一　イ又はロに掲げる船舶（遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供する船舶（以下「特定遊漁船」という。）及びこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）ロに掲げる船舶にあっては、令和七年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）　それぞれイ又はロに定める期間 イ　（略） ロ　令和七年四月一日前に建造契約が結ばれた海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（旅客船及び物のみの運送の用に供するものを除く。以下「船舶運航事業の用に供する船舶」という。）（建造契約がない船舶にあっては、令和七年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十一年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの　施行日から当該船舶について令和七年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間 二　令和八年十月一日前に建造契約が結ばれた遊漁船（遊漁船業の適正化に関する法律第二条第二項に規定する遊漁船（旅客船（特定遊漁船を除く。）及び船舶運航事業の用に供する船舶を除く。）をいう。以下同じ。）（建造契約がない遊漁船にあっては、令和九年四月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十二年十月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（令和八年十月一日以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）　施行日から当該遊漁船について令和八年十月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間 2　新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の規定にかかわらず、特定船舶のうち前項各号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、当該各号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁（小型船舶にあっては、管海官庁又は小型船舶検査機構（次条において「検査機関」という。）。以下この条において同じ。）の指示するところによることができる。 一　（略）	**附　則** （船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置） **第二条**　第一条の規定による改正後の船舶設備規程（以下この条において「新船舶設備規程」という。）第三百十一条の二十一の二の規定は、沿海区域を航行区域とする船舶（同条各号に掲げる船舶を除く。以下この条において「特定船舶」という。）のうち次の各号に掲げる船舶については、当該各号に定める期間は、適用しない。 一　イ又はロに掲げる船舶（遊漁船（遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供する船舶をいう。以下同じ。）及びこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）ロに掲げる船舶にあっては、令和七年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）　それぞれイ又はロに定める期間 イ　（略） ロ　令和七年四月一日前に建造契約が結ばれた新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和七年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十一年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの　施行日から当該船舶について令和七年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間 二　遊漁船　当分の間 2　新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の規定にかかわらず、特定船舶のうち前項第一号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、同号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁（小型船舶にあっては、管海官庁又は小型船舶検査機構（次条において「検査機関」という。）。以下この条において同じ。）の指示するところによることができる。 一　（略）

二　次のイからハまでに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる期間継続して管海官庁が適当と認める船舶の位置情報を発信することができる装置を当該現存船に備え付けている場合であって、当該装置を引き続き当該現存船に備え付ける場合

イ・ロ　（略）

ハ　前項第二号に掲げる船舶　令和八年十月一日から当該船舶について令和八年十月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

3　新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の規定にかかわらず、特定船舶のうち第一項各号に掲げる船舶（施行日（同項第一号ロに掲げる船舶にあっては令和七年四月一日、同項第二号に掲げる船舶にあっては令和八年十月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。）については、管海官庁の指示するところによることができる。

（小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の小型船舶安全規則（以下この条において「新小型船舶安全規則」という。）第五十八条第一項に規定する小型船舶（次項において「小型船舶」という。）のうち次の各号に掲げる船舶に係る救命設備の備付けについては、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。

一　イからホまでに掲げる船舶（特定遊漁船及び施行日（ハからホまでに掲げる船舶にあっては、令和七年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）それぞれイからホまでに規定する小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を引き続き当該船舶に備え付けている間

イ　旅客船であって施行日に現に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置（新小型船舶安全規則第三条の規定により検査機関が新小型船舶安全規則の規定に適合する小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置と同等以上の効力を有すると認める設備を含む。以下この項において同じ。）を備え付けているもの

ロ　（略）

ハ　船舶運航事業の用に供する船舶であって施行日に現に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けているもの

ニ　船舶運航事業の用に供する船舶であって施行日から令和七年四月一日までの間に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けるもの

ホ　令和七年四月一日に現に建造契約が結ばれている船舶運航事業の用に供する船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和七年四月一日に現に建造中であるもの）であって小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付ける予定のもの

二　次のイ又はロに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる期間継続して管海官庁が適当と認める船舶の位置情報を発信することができる装置を当該現存船に備え付けている場合であって、当該装置を引き続き当該現存船に備え付ける場合

イ・ロ　（略）

（新設）

3　新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の規定にかかわらず、特定船舶のうち第一項第一号イ又はロに掲げる船舶（遊漁船を除き、施行日（同号ロに掲げる船舶にあっては、令和七年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。）については、管海官庁の指示するところによることができる。

（小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の小型船舶安全規則（以下この条において「新小型船舶安全規則」という。）第五十八条第一項に規定する小型船舶（次項において「小型船舶」という。）のうち次の各号に掲げる船舶に係る救命設備の備付けについては、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。

一　イからホまでに掲げる船舶（遊漁船及び施行日（ハからホまでに掲げる船舶にあっては、令和七年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）それぞれイからホまでに規定する小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を引き続き当該船舶に備え付けている間

イ　旅客船であって施行日に現に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置（新小型船舶安全規則第三条の規定により検査機関が新小型船舶安全規則の規定に適合する小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置と同等以上の効力を有すると認める設備を含む。以下この号において同じ。）を備え付けているもの

ロ　（略）

ハ　新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶であって施行日に現に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けているもの

ニ　新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶であって施行日から令和七年四月一日までの間に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けるもの

ホ　令和七年四月一日に現に建造契約が結ばれている新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和七年四月一日に現に建造中であるもの）であって小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付ける予定のもの

二　イ又はロに掲げる遊漁船（令和八年十月一日以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）それぞれイ又はロに規定する小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を引き続き当該遊漁船に備え付けている間

イ　令和八年十月一日に現に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けている遊漁船

ロ　令和八年十月一日に現に建造契約が結ばれている遊漁船（建造契約がない遊漁船にあっては、令和八年十月一日に現に建造中であるもの）であって小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付ける予定のもの

2　新小型船舶安全規則第五十八条第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、小型船舶のうち前項各号に掲げる船舶（施行日（同項第一号ハからホまでに掲げる船舶にあっては令和七年四月一日、同項第二号に掲げる船舶にあっては令和八年十月一日）以後に主要な変更又は改造を行ったものに限る。）については、検査機関の指示するところによることができる。

（船舶区画規程等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　船舶区画規程等の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置） **第三条**　第三条の規定による改正後の船舶救命設備規則（以下この条において「新船舶救命設備規則」という。）第三章の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。 一　イ又はロに掲げる船舶（遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供する船舶（以下「特定遊漁船」という。）及び令和七年四月一日（ロに掲げる船舶にあっては、令和八年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）　それぞれイ又はロに定める期間 イ　（略） ロ　令和八年四月一日前に建造契約が結ばれた海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（旅客船及び物のみの運送の用に供するものを除く。以下「船舶運航事業の用に供する船舶」という。）（建造契約がない船舶にあっては、令和八年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十二年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの　施行日から当該船舶について令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間	**附　則** （船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置） **第三条**　第三条の規定による改正後の船舶救命設備規則（以下この条において「新船舶救命設備規則」という。）第三章の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。 一　イ又はロに掲げる船舶（遊漁船（遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供する船舶をいう。以下同じ。）及び令和七年四月一日（ロに掲げる船舶にあっては、令和八年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）　それぞれイ又はロに定める期間 イ　（略） ロ　令和八年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和八年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十二年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの　施行日から当該船舶について令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

二　令和八年十月一日前に建造契約が結ばれた遊漁船（遊漁船業の適正化に関する法律第二条第二項に規定する遊漁船（旅客船（特定遊漁船を除く。）及び船舶運航事業の用に供する船舶を除く。）をいう。以下同じ。）（建造契約がない遊漁船にあっては、令和九年四月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十二年十月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（令和八年十月一日以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）　施行日から当該遊漁船について令和八年十月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

2　新船舶救命設備規則第三章の規定にかかわらず、前項各号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、当該各号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁の指示するところによることができる。

一　（略）

二　次のイからハまでに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる期間継続して管海官庁が適当と認める救命設備を当該現存船に備え付けている場合であって、当該救命設備を引き続き当該現存船に備え付ける場合

イ・ロ　（略）

ハ　前項第二号に掲げる船舶　令和八年十月一日から当該遊漁船について令和八年十月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

3　新船舶救命設備規則第三章の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる船舶（令和七年四月一日（同項第一号ロに掲げる船舶にあっては令和八年四月一日、同項第二号に掲げる船舶にあっては令和八年十月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。）については、管海官庁の指示するところによることができる。

（小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条の規定による改正後の小型船舶安全規則（以下この条及び次条において「新小型船舶安全規則」という。）第七条第一項並びに第十五条第四項及び第五項の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。

一　イ又はロに掲げる船舶（特定遊漁船及び令和十年四月一日（ロに掲げる船舶にあっては、令和十一年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）　それぞれイ又はロに定める期間

イ　（略）

ロ　令和十一年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶運航事業の用に供する船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和十一年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十五年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの　施行日から当該船舶について令和九年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

二　令和十一年四月一日前に建造契約が結ばれた遊漁船（建造契約がない遊漁船にあっては、令和十一年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十五年四月一日以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）　施行日から当該遊漁船について令和九年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

二　遊漁船　当分の間

2　新船舶救命設備規則第三章の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、同号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁の指示するところによることができる。

一　（略）

二　次のイ又はロに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる期間継続して管海官庁が適当と認める救命設備を当該現存船に備え付けている場合であって、当該救命設備を引き続き当該現存船に備え付ける場合

イ・ロ　（略）

（新設）

3　新船舶救命設備規則第三章の規定にかかわらず、第一項第一号イ又はロに掲げる船舶（遊漁船を除き、令和七年四月一日（同号ロに掲げる船舶にあっては、令和八年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。）については、管海官庁の指示するところによることができる。

（小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条の規定による改正後の小型船舶安全規則（以下この条及び次条において「新小型船舶安全規則」という。）第七条第一項並びに第十五条第四項及び第五項の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。

一　イ又はロに掲げる船舶（遊漁船及び令和十年四月一日（ロに掲げる船舶にあっては、令和十一年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）　それぞれイ又はロに定める期間

イ　（略）

ロ　令和十一年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和十一年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十五年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの　施行日から当該船舶について令和九年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

二　遊漁船　当分の間

2　新小型船舶安全規則第七条第一項並びに第十五条第四項及び第五項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、当該各号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁又は小型船舶検査機構（以下この条及び次条において「検査機関」という。）の指示するところによることができる。

一・二　（略）

3　新小型船舶安全規則第七条第一項並びに第十五条第四項及び第五項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる船舶（令和十年四月一日（同項第一号ロ及び第二号に掲げる船舶にあっては、令和十一年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。）については、検査機関の指示するところによることができる。

4　新小型船舶安全規則第十条第三項及び第十一条第三項の規定は、次に掲げる船舶には適用しない。

一　令和八年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶（特定遊漁船を除く。）（建造契約がない船舶にあっては、令和八年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十二年四月一日前に船舶所有者に引き渡されたもの

二　令和九年四月一日前に建造契約が結ばれた特定遊漁船（建造契約がないものにあっては、令和九年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十三年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの

第五条　新小型船舶安全規則第五十八条第三項、第五項及び第七項並びに第五十八条の三の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。

一　イ又はロに掲げる船舶（特定遊漁船及び令和七年四月一日（ロに掲げる船舶にあっては、令和八年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）　それぞれイ又はロに定める期間

イ　（略）

ロ　令和八年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶運航事業の用に供する船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和八年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十二年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの　施行日から当該船舶について令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

二　令和八年十月一日前に建造契約が結ばれた遊漁船（建造契約がない遊漁船にあっては、令和九年四月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十二年十月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの　施行日から当該遊漁船について令和八年十月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

2　新小型船舶安全規則第五十八条第三項、第五項及び第七項並びに第五十八条の三の規定にかかわらず、前項各号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、当該各号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、検査機関の指示するところによることができる。

一　（略）

2　新小型船舶安全規則第七条第一項並びに第十五条第四項及び第五項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、同項に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁又は小型船舶検査機構（以下この条及び次条において「検査機関」という。）の指示するところによることができる。

一・二　（略）

3　新小型船舶安全規則第七条第一項並びに第十五条第四項及び第五項の規定にかかわらず、第一項第一号イ又はロに掲げる船舶（遊漁船を除き、令和十年四月一日（同号ロに掲げる船舶にあっては、令和十一年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。）については、検査機関の指示するところによることができる。

4　新小型船舶安全規則第十条第三項及び第十一条第三項の規定は、令和八年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和八年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十二年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡された遊漁船又は遊漁船については、適用しない。

第五条　新小型船舶安全規則第五十八条第三項、第五項及び第七項並びに第五十八条の三の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。

一　イ又はロに掲げる船舶（遊漁船及び令和七年四月一日（ロに掲げる船舶にあっては、令和八年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）　それぞれイ又はロに定める期間

イ　（略）

ロ　令和八年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和八年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十二年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの　施行日から当該船舶について令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

二　遊漁船　当分の間

2　新小型船舶安全規則第五十八条第三項、第五項及び第七項並びに第五十八条の三の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、同号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、検査機関の指示するところによることができる。

一　（略）

二　次のイからハまでに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる期間継続して検査機関が適当と認める救命設備を当該現存船に備え付けている場合であって、当該救命設備を引き続き当該現存船に備え付ける場合

イ・ロ　（略）

ハ　前項第二号に掲げる船舶　令和八年十月一日から当該遊漁船について令和八年十月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

3　新小型船舶安全規則第五十八条第三項、第五項及び第七項並びに第五十八条の三の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる船舶（令和七年四月一日（同項第一号ロに掲げる船舶にあっては令和八年四月一日、同項第二号に掲げる船舶にあっては令和八年十月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。）については、検査機関の指示するところによることができる。

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

○国土交通省令第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第二項第八号、第四十八条の三十第一項、第四十八条の三十一及び第四十八条の三十二第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路法施行規則及び特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

国土交通大臣　金子　恭之

道路法施行規則及び特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令の一部を改正する省令

（道路法施行規則の一部改正）

第一条　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定車両の種類） **第一条**　道路法（以下「法」という。）第二条第二項第八号に規定する国土交通省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。 一～三　（略） 四　道路運送法による特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車 五　道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて行う運送の用に供する自動車 六　道路運送法による自家用有償旅客運送の用に供する自動車 七　道路運送法第七十八条第三号の規定による許可を受けて行う運送の用に供する自動車 八　（略） 九　第一号から第七号までに掲げるもののほか、旅客の運送の用に供する自動車であつて、当該旅客の乗降による道路における交通の混雑を緩和するため停留させることが必要と認められるもの （車両の種類の指定） **第四条の十七**　（略） 2　前項の指定は、当該特定車両停留施設の構造に応じ、車両の幅、重量、高さ又は長さその他の車両に係る事項について必要な限定をして行うことができる。	（特定車両の種類） **第一条**　道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第二条第二項第八号に規定する国土交通省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。 一～三　（略） （新設） （新設） （新設） （新設） 四　（略） （新設） （車両の種類の指定） **第四条の十七**　（略） （新設）

（車両の停留の許可手続）

第四条の十九　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、道路管理者は、変更の申請であるためその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

一　次の各号に掲げる車両の種類の区分に応じ当該各号に定める書類

イ～ハ　（略）

ニ　第一条第四号に掲げる自動車　特定旅客自動車運送事業に係る道路運送法第四十三条第一項の許可を受けていることを証する書面及び同条第二項第二号の事業計画を記載した書類

ホ　第一条第五号に掲げる自動車　道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けていることを証する書面及び道路運送法施行規則第十九条の規定による乗合旅客運送許可申請書の写し

ヘ　第一条第六号に掲げる自動車　道路運送法施行規則第五十一条の六の規定による自家用有償旅客運送者登録証の写し

ト　第一条第七号に掲げる自動車　道路運送法第七十八条第三号の規定による許可を受けていることを証する書面及び道路運送法施行規則第五十条の規定による有償運送許可申請書の写し

チ　第一条第八号に掲げる自動車　一般貨物自動車運送事業に係る貨物自動車運送事業法第三条の許可を受けていることを証する書面及び同法第四条第一項第二号の事業計画を記載した書類

リ　第一条第九号に掲げる自動車　同号に該当することを証する書面（道路管理者が必要と認める場合に限る。）

二・三　（略）

（権限の委任）

第十五条　この省令に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

様式第五の二（第四条の五の七関係）

裁　決　申　請　書

裁決申請者　住所

氏名

相手方　住所

氏名

（略）

（車両の停留の許可手続）

第四条の十九　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、道路管理者は、変更の申請であるためその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

一　次の各号に掲げる車両の種類の区分に応じ当該各号に定める書類

イ～ハ　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

ニ　第一条第四号に掲げる自動車　一般貨物自動車運送事業に係る貨物自動車運送事業法第三条の許可を受けていることを証する書面及び同法第四条第一項第二号の事業計画を記載した書類

（新設）

二・三　（略）

（権限の委任）

第十五条　第四条の四の十第二号に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

様式第五の二（第四条の五の七関係）

裁　決　申　請　書

裁決申請書　住所

氏名

相手方　住所

氏名

（略）

様式第五の六（第四条の十九関係）

様式第五の六（第四条の十九関係）

到達番号	
受付番号	

特定車両停留許可申請書

新規	更新	変更	年　月　日

申請日　年　月　日

道路管理者

殿

道路法第４８条の３２の規定により許可を申請します。

住　所
名　称
代表者
連絡先　TEL
担当者
連絡先　TEL

１．停留の場所	
路線名	特定車両停留施設の名称

２．車両の種類・運行の態様

□①一般乗合旅客自動車運送事業・路線定期
□②一般乗合旅客自動車運送事業・路線不定期
□③一般乗合旅客自動車運送事業・区域運行
□④一般貸切旅客自動車運送事業
□⑤一般乗用旅客自動車運送事業
□⑥特定旅客自動車運送事業
□⑦道路運送法第21条第２号の規定による許可を受けて行う運送
□⑧自家用有償旅客運送
□⑨道路運送法第78条第３号の規定による許可を受けて行う運送
□⑩一般貨物自動車運送事業
□⑪①から⑨までに掲げるもののほか、旅客の運送の用に供する自動車であって、当該旅客の乗降による道路における交通の混雑を緩和するため停留させることが必要と認められるものによる運送

３．車両諸元（最大値）	長さ	幅	高さ	車両総重量
	m	m	m	ｋｇ

※　複数の車両を停留させる場合、車両ごとの諸元は別表１に記載すること

４．事務所 営業所 荷扱所	名称	位置	所有者

５．車庫	位置	収容能力
		㎡
		㎡

様式第五の六（第四条の十九関係）

様式第五の五（第四条の十九関係）

到達番号	
受付番号	

特定車両停留許可申請書

新規	更新	変更	年　月　日

申請日　年　月　日

道路管理者

殿

道路法第４８条の３２の規定により許可を申請します。

住　所
名　称
代表者
連絡先　TEL
担当者
連絡先　TEL

１．停留の場所	
路線名	特定車両停留施設の名称

２．車両の種類・運行の態様

□①一般乗合旅客自動車運送事業・路線定期
□②一般乗合旅客自動車運送事業・路線不定期
□③一般乗合旅客自動車運送事業・区域運行
□④一般貸切旅客自動車運送事業
□⑤一般乗用旅客自動車運送事業
□⑥一般貨物自動車運送事業

３．車両諸元（最大値）	長さ	幅	高さ	車両総重量
	m	m	m	ｋｇ

※　複数の車両を停留させる場合、車両ごとの諸元は別表１に記載すること

４．事務所 営業所 荷扱所	名称	位置	所有者

５．車庫	位置	収容能力
		㎡
		㎡

６．路線（２．①・②のみ）	系統番号	系統名	起点	主たる経過地	終点	キロ程

７．営業区域（２．③～⑥のみ）	

８．停留日時（２．②～⑥のみ、おおむね１年以内）	開始日時	終了日時
	年　月　日　：	年　月　日　：
	年　月　日　：	年　月　日　：

※　２．①については、停留日時等は別表２に記載すること

6．路線 （2．①、②のみ）	系統番号	系統名	起点	主たる経過地	終点	キロ程

7．営業又は運送区域 （2．③～⑪のみ）	

8．停留日時 （2．②～⑪のみ、おおむね１年以内）	開始日時	終了日時
	年　月　日　：	年　月　日　：
	年　月　日　：	年　月　日　：
	※上記期間中、営業又は運送を行う時間帯、曜日又は日付に定めがある場合は、それらを記載すること。 （曜日等によって営業又は運送を行う時間帯が異なる場合は、それぞれ分けて記載すること。）	

※　2．①については、停留日時等は別表２に記載すること

（表）

様式第七（第五条関係）

（裏）

（略）

道路法抜粋

第四十六条

2　道路監理員（第七十一条第四項の規定により道路管理者が命じた道路監理員をいう。）は、前項第一号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

第七十一条

4　道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条第一項若しくは第三項、第四十七条第三項、第四十七条の十四第二項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者（第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分に違反している者を含む。）に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

5　道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条の二、第四十七条の十四第一項、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六の規定による権限を行わせることができる。

6　道路監理員は、前二項の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第九十一条

2　道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条から第四十四条の三まで、第四十七条の二十一、第四十八条、第四十八条の四十五（第三十二条第一項又は第三項の規定の適用に係る部分に限る。）、第七十一条、第七十二条、第七十二条の二（第二項を除く。）、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

様式第八（第六条関係）

（表）

（略）

（裏）

道路法（抜粋）

（報告及び立入検査）

第七十二条の二　道路管理者は、この法律（次項に規定する規定を除く。）の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又

（表）

様式第七（第五条関係）

（裏）

（略）

道路法抜粋

第四十六条

2　道路監理員（第七十一条第四項の規定により道路管理者が命じた道路監理員をいう。）は、前項第一号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

第七十一条

4　道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条第一項若しくは第三項、第四十七条第三項、第四十七条の四第二項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者（第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分に違反している者を含む。）に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

5　道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条の二、第四十七条の四第一項、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六の規定による権限を行わせることができる。

6　道路監理員は、前二項の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第九十一条

2　道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十一、第四十八条、第七十一条、第七十二条、第七十二条の二（第二項を除く。）、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

様式第八（第六条関係）

（表）

（略）

（裏）

道路法（抜粋）

（報告及び立入検査）

第七十二条の二　道路管理者は、この法律（次項に規定する規定を除く。）の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又

はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　（略）

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第百六条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～七　（略）

八　第七十二条の二第一項又は第二項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、若しくは妨げたとき。

（特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令の一部改正）

第二条　特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令（令和二年国土交通省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を順次これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（構造耐力） **第二条**　（略） 2　特定車両用場所の設計に用いる設計自動車荷重は、小型特定車両（道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第一条第三号に掲げる自動車又は同条第四号、第六号、第七号若しくは第九号に掲げる自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条に規定する小型自動車その他これに類する小型の自動車であるものに限る。）をいう。以下同じ。）のみの停留の用に供する特定車両停留施設にあっては三十キロニュートン、同令第一条第八号に掲げる自動車の停留の用に供する特定車両停留施設にあっては二百四十五キロニュートン、その他の特定車両停留施設にあっては百九十六キロニュートンとする。 （特定車両の出口及び入口） **第三条**　特定車両の出口及び入口は、その設置の際に道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十四条第一項各号のいずれかに該当する場所、橋、幅員が六・五メートル（小型特定車両のみに係る出口及び入口にあっては、六メートル）未満である道路又は縦断勾配が十パーセント（小型特定車両のみに係る出口及び入口にあっては、十二パーセント）を超えるものである道路に接して設けてはならない。 2～4　（略） 5　道路に接する特定車両の出口の付近の構造は、特定車両がその前端を当該出口に接した場合に、その前端から車両中心線上一・二メートル離れた位置の地上一・七メートル（小型特定車両にあっては、一・二メートル）の高さの点において、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ八十度の範囲内でその道路を通行するものの存在を確認できるようにしなければならない。ただし、信号機、反射鏡その他の適当な保安設備を設けるときは、この限りでない。 （誘導車路及び操車場所） **第五条**　（略） 2　誘導車路の幅員は、六・五メートル（小型特定車両のみに係る誘導車路にあっては、五・五メートル）以上としなければならない。ただし、一方通行の誘導車路にあっては、三・五メートルまで縮少することができる。	（構造耐力） **第二条**　（略） 2　特定車両用場所の設計に用いる設計自動車荷重は、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第一条第三号に掲げる自動車のみの停留の用に供する特定車両停留施設にあっては三十キロニュートン、同条第四号に掲げる自動車の停留の用に供する特定車両停留施設にあっては二百四十五キロニュートン、その他の特定車両停留施設にあっては百九十六キロニュートンとする。 （特定車両の出口及び入口） **第三条**　特定車両の出口及び入口は、その設置の際に道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十四条第一項各号のいずれかに該当する場所、橋、幅員が六・五メートル（道路法施行規則第一条第三号に掲げる自動車のみに係る出口及び入口にあっては、六メートル）未満である道路又は縦断勾配が十パーセント（同号に掲げる自動車のみに係る出口及び入口にあっては、十二パーセント）を超えるものである道路に接して設けてはならない。 2～4　（略） 5　道路に接する特定車両の出口の付近の構造は、特定車両がその前端を当該出口に接した場合に、その前端から車両中心線上一・二メートル離れた位置の地上一・七メートル（道路法施行規則第一条第三号に掲げる自動車にあっては、一・二メートル）の高さの点において、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ八十度の範囲内でその道路を通行するものの存在を確認できるようにしなければならない。ただし、信号機、反射鏡その他の適当な保安設備を設けるときは、この限りでない。 （誘導車路及び操車場所） **第五条**　（略） 2　誘導車路の幅員は、六・五メートル（道路法施行規則第一条第三号に掲げる自動車のみに係る誘導車路にあっては、五・五メートル）以上としなければならない。ただし、一方通行の誘導車路にあっては、三・五メートルまで縮少することができる。

はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　（略）

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第百六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第七十二条の二第一項又は第二項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

3　上方にはりその他の障害物がある誘導車路の路面上の有効高は、四・一メートル（小型特定車両のみに係る誘導車路にあっては、三メートル）以上でなければならない。

4　誘導車路の屈曲部は、特定車両（長さが十二メートル、幅が二・五メートル、軸距が六・五メートル、前端から前車軸までの水平距離が二メートル、最小回転半径が十二メートルである特定車両とする。）が円滑に回転できる構造としなければならない。ただし、小型特定車両のみに係る誘導車路の屈曲部にあっては、特定車両（長さが六メートル、幅が二メートル、軸距が三・七メートル、前端から前車軸までの水平距離が一メートル、最小回転半径が七メートルである特定車両とする。）が円滑に回転できる構造としなければならない。

5　誘導車路の傾斜部の勾配は、十パーセント（小型特定車両のみに係る誘導車路の傾斜部にあっては、十二パーセント）を超えてはならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、十二パーセント以下とすることができる。

6・7　（略）

（停留場所）

第六条　停留場所は、長さは十二メートル以上、幅は三メートル以上（小型特定車両のみに係る停留場所にあっては、長さは六メートル以上、幅は二・五メートル以上）とし、区画線その他適当な方法でその位置を明示しなければならない。

2・3　（略）

（旅客用場所）

第七条　道路法施行規則第一条第一号から第七号まで及び第九号に掲げる自動車の停留の用に供する特定車両停留施設の乗降場、旅客通路その他の旅客の用に供する場所（以下「旅客用場所」という。）は、特定車両用場所と共用するものであってはならない。ただし、旅客通路を特定車両用場所と共用する場合であって、警報設備の設置その他の適当な措置を講ずることにより旅客の安全及び特定車両の円滑な運行を阻害しないときは、この限りでない。

2　道路法施行規則第一条第一号から第七号まで及び第九号に掲げる自動車の停留の用に供する特定車両停留施設の旅客用場所（乗降場を除く。）、特定車両用場所及び特定車両用場所と共用する旅客通路は、それぞれ、柵、区画線その他適当な方法により明確に区分しなければならない。

（避難設備）

第十条　道路法施行規則第一条第一号から第七号まで及び第九号に掲げる自動車の停留の用に供する特定車両停留施設の建築物である部分において、直接地上へ通ずる旅客の出入口のある階以外の階に乗降場、待合所その他旅客の集合する設備を設けるときは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第一項若しくは第二項に規定する避難階段又はこれと同等以上の避難設備を設けなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

3　上方にはりその他の障害物がある誘導車路の路面上の有効高は、四・一メートル（道路法施行規則第一条第三号に掲げる自動車のみに係る誘導車路にあっては、三メートル）以上でなければならない。

4　誘導車路の屈曲部は、特定車両（長さが十二メートル、幅が二・五メートル、軸距が六・五メートル、前端から前車軸までの水平距離が二メートル、最小回転半径が十二メートルである特定車両とする。）が円滑に回転できる構造としなければならない。ただし、道路法施行規則第一条第三号に掲げる自動車のみに係る誘導車路の屈曲部にあっては、特定車両（長さが六メートル、幅が二メートル、軸距が三・七メートル、前端から前車軸までの水平距離が一メートル、最小回転半径が七メートルである特定車両とする。）が円滑に回転できる構造としなければならない。

5　誘導車路の傾斜部の勾配は、十パーセント（道路法施行規則第一条第三号に掲げる自動車のみに係る誘導車路の傾斜部にあっては、十二パーセント）を超えてはならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、十二パーセント以下とすることができる。

6・7　（略）

（停留場所）

第六条　停留場所は、長さは十二メートル以上、幅は三メートル以上（道路法施行規則第一条第三号に掲げる自動車のみに係る停留場所にあっては、長さは六メートル以上、幅は二・五メートル以上）とし、区画線その他適当な方法でその位置を明示しなければならない。

2・3　（略）

（旅客用場所）

第七条　道路法施行規則第一条第一号から第三号までに掲げる自動車の停留の用に供する特定車両停留施設の乗降場、旅客通路その他の旅客の用に供する場所（以下「旅客用場所」という。）は、特定車両用場所と共用するものであってはならない。ただし、旅客通路を特定車両用場所と共用する場合であって、警報設備の設置その他の適当な措置を講ずることにより旅客の安全及び特定車両の円滑な運行を阻害しないときは、この限りでない。

2　道路法施行規則第一条第一号から第三号までに掲げる自動車の停留の用に供する特定車両停留施設の旅客用場所（乗降場を除く。）、特定車両用場所及び特定車両用場所と共用する旅客通路は、それぞれ、柵、区画線その他適当な方法により明確に区分しなければならない。

（避難設備）

第十条　道路法施行規則第一条第一号から第三号までに掲げる自動車の停留の用に供する特定車両停留施設の建築物である部分において、直接地上へ通ずる旅客の出入口のある階以外の階に乗降場、待合所その他旅客の集合する設備を設けるときは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第一項若しくは第二項に規定する避難階段又はこれと同等以上の避難設備を設けなければならない。

（移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令の一部改正）

2　移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（通路） **第三十三条**　公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第一条第一号から第七号まで及び第九号に掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに一以上の通路は、次に定める構造とするものとする。 一～三　（略） 2～4　（略）	（通路） **第三十三条**　公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第一条第一号から第三号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに一以上の通路は、次に定める構造とするものとする。 一～三　（略） 2～4　（略）

○国土交通省令第三十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十九条第一項第一号（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

国土交通大臣　金子　恭之

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（設置基準） **第七十九条**　法第三十九条第一項第一号（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の基準は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　陸上空港等にあつては、滑走路、着陸帯、誘導路及び誘導路帯（誘導路の区域及び誘導路からの逸脱による航空機の損傷を軽減するために設けられる区域をいう。以下同じ。）について、次の位置及び構造を有するものであること。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。 イ　（略） ロ　着陸帯 コード番号別に、次の表に掲げる規格に適合するものであること。	（設置基準） **第七十九条**　法第三十九条第一項第一号（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の基準は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　陸上空港等にあつては、滑走路、着陸帯、誘導路及び誘導路帯（誘導路の区域及び誘導路からの逸脱による航空機の損傷を軽減するために設けられる区域をいう。以下同じ。）について、次の位置及び構造を有するものであること。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。 イ　（略） ロ　着陸帯 コード番号別に、次の表に掲げる規格に適合するものであること。

コード番号	一	二	三	四
（略）				
滑走路の縦方向の中心線から着陸帯の長辺までの距離				
（略）				
非計器着陸用滑走路	三〇メートル以上	四〇メートル以上	五五メートル以上	七五メートル以上
（略）				
ハ・ニ　（略）				
四～十六　（略）				

コード番号	一	二	三	四
（略）				
滑走路の縦方向の中心線から着陸帯の長辺までの距離				
（略）				
非計器着陸用滑走路	三〇メートル以上	四〇メートル以上	七五メートル以上	七五メートル以上
（略）				
ハ・ニ　（略）				
四～十六　（略）				

十七　次の表の区分により、飛行場標識施設（別表第五の様式による。）を有するものであること。ただし、舗装されていない滑走路又は誘導路で滑走路標識又は誘導路標識を設けることが困難なものについては省略してもよい。

飛行場標識施設の種類	標示すべき事項	設置を要する空港等又は滑走路	設置場所
（略）			
滑走路標識	指示標識	進入方向から見た滑走路の方位を磁北から右まわりに測つたもの及び平行滑走路の場合は左側からの順序	滑走路進入端（着陸をしようとする航空機から見て手前にある滑走路（当該着陸に使用できる部分に限る。）の末端をいう。以下同じ。）に近い場所
	滑走路中心線標識	滑走路の縦方向の中心線	滑走路の縦方向の中心線上
	滑走路進入端標識	滑走路進入端	滑走路進入端から六メートルの場所
	移設滑走路進入端標識	滑走路の末端の中心点から滑走路進入端の中心点までの滑走路の中心線及び滑走路進入端	陸上空港等の滑走路（滑走路進入端が滑走路の末端から離れた場所に設置されているものに限る。）	滑走路の末端の中心点から滑走路進入端の中心点までの滑走路の中心線上及び滑走路進入端
（略）			

十八　（略）

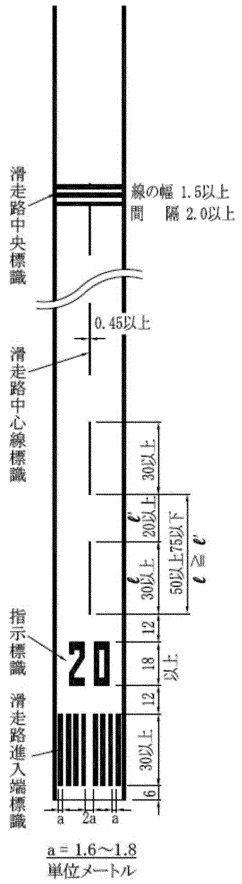
２・３　（略）

別表第五（第七十九条関係）

１・２　（略）

３　指示標識、滑走路中心線標識、滑走路進入端標識及び滑走路中央標識

一　幅が三十メートル以上の滑走路の場合



十七　次の表の区分により、飛行場標識施設（別表第五の様式による。）を有するものであること。ただし、舗装されていない滑走路又は誘導路で滑走路標識又は誘導路標識を設けることが困難なものについては省略してもよい。

飛行場標識施設の種類	標示すべき事項	設置を要する空港等又は滑走路	設置場所
（略）			
滑走路標識	指示標識	進入方向から見た滑走路の方位を磁北から右まわりに測つたもの及び平行滑走路の場合は左側からの順序	滑走路進入端（着陸をしようとする航空機から見て手前にある滑走路（当該着陸に使用できる部分に限る。）の末端をいう。以下同じ。）に近い場所
	滑走路中心線標識	滑走路の縦方向の中心線	滑走路の縦方向の中心線上
	滑走路進入端標識	滑走路進入端	滑走路進入端から六メートルの場所
	移設滑走路進入端標識	滑走路の末端の中心点から滑走路進入端の中心点までの滑走路の中心線及び滑走路進入端	陸上空港等の計器着陸用滑走路（滑走路進入端が滑走路の末端から離れた場所に設置されているものに限る。）	滑走路の末端の中心点から滑走路進入端の中心点までの滑走路の中心線上及び滑走路進入端
（略）			

十八　（略）

２・３　（略）

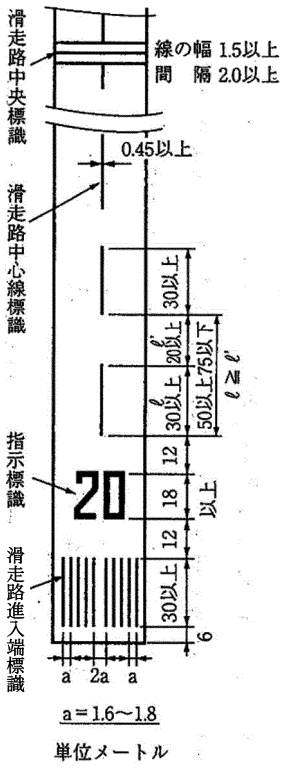
別表第五（第七十九条関係）

１・２　（略）

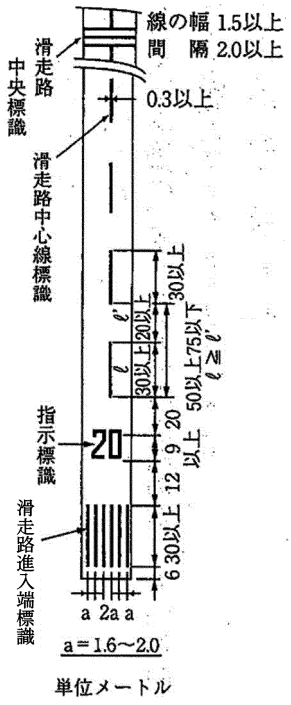
３　指示標識、滑走路中心線標識、滑走路進入端標識及び滑走路中央標識

一　計器着陸用滑走路の場合

イ　幅が三十メートル以上の滑走路の場合

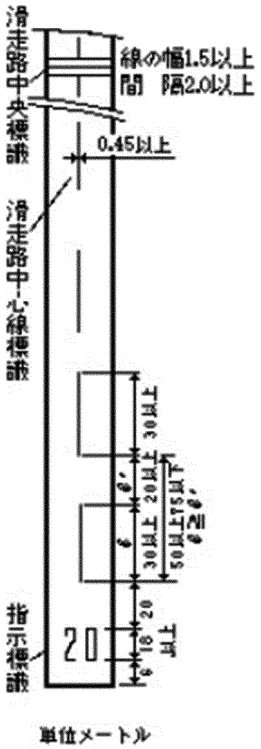


ロ　幅が三十メートル未満の滑走路の場合



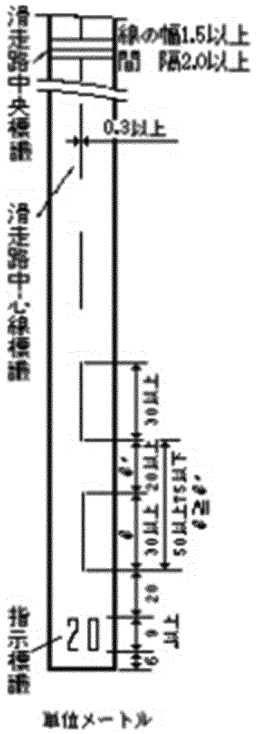
二　非計器着陸用滑走路の場合

イ　幅が三十メートル以上の滑走路の場合



単位メートル

ロ　幅が三十メートル未満の滑走路の場合

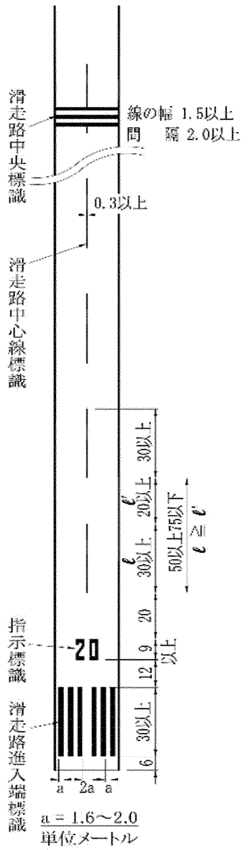


単位メートル

備考

一～七　（略）

二　幅が三十メートル未満の滑走路の場合



備考

一～七　（略）

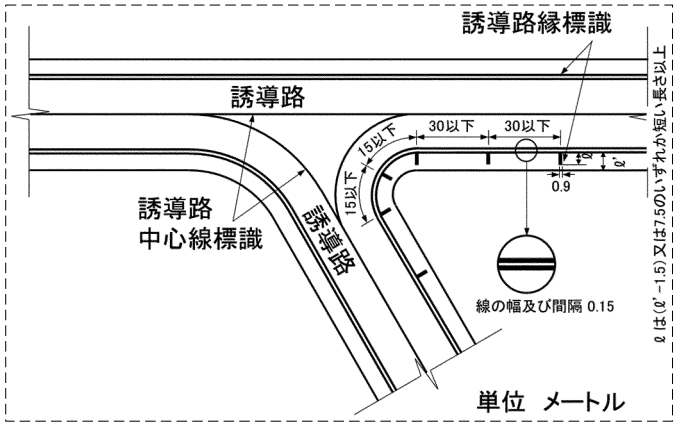
八　滑走路進入端標識の縦縞の本数は、次表の上欄に掲げる滑走路の幅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとすること。ただし、次表の上欄に掲げる幅の滑走路以外の滑走路に係る縦縞の本数は、国土交通大臣の指定するところによること。

滑走路の幅	縦縞の本数
六十メートル	十六本
四十五メートル	十二本
三十五メートル	十本
三十メートル	八本
二十三メートル又は二十五メートル	六本
十八メートル	四本

12　4～11　（略）

一　誘導路縁標識

舗装された誘導路の場合



二　（略）

備考　（略）

13　（略）

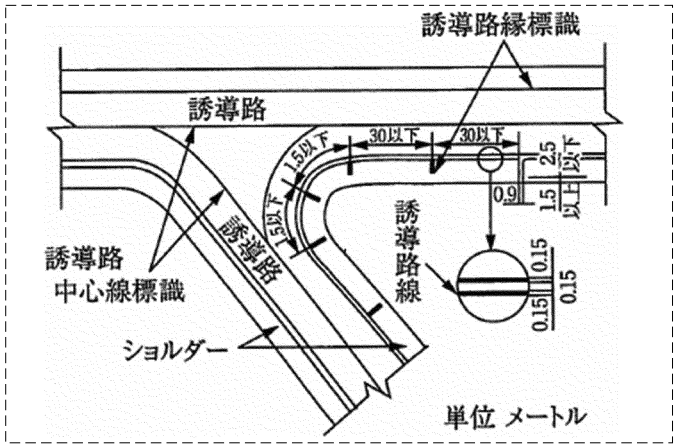
八　滑走路進入端標識の縦縞の本数は、次表の上欄に掲げる滑走路の幅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとすること。ただし、次表の上欄に掲げる幅の滑走路以外の滑走路に係る縦縞の本数は、国土交通大臣の指定するところによること。

滑走路の幅	縦縞の本数
六十メートル	十六本
四十五メートル	十二本
三十メートル	八本
二十五メートル	六本
十五メートル	四本

12　4～11　（略）

一　誘導路縁標識

舗装された誘導路の場合



二　（略）

備考　（略）

13　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に存する滑走路に係る滑走路進入端標識については、この省令の施行後当該滑走路に係る工事（維持工事を除く。）に着手する場合を除き、この省令による改正後の航空法施行規則第七十九条第一項第十七号の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

○国土交通省令第四十号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第五条第四項の規定に基づき、水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

国土交通大臣　金子　恭之

水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令

水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（一般事項） **第一条**　水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一～六　（略） 七　施設の重要度に応じて、地震力に対して次に掲げる要件を備えるものであるとともに、地震により生ずる液状化、側方流動等によって生ずる影響に配慮されたものであること。 イ　次に掲げる施設については、レベル一地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。以下同じ。）に対して、当該施設の健全な機能を損なわず、かつ、レベル二地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。）に対して、生ずる損傷が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこと。 （1）・（2）　（略） （3）　配水施設のうち、（2）の施設以外の施設であって、次に掲げるもの （i）　配水管のうち、給水管の分岐のないもの （ii）　配水管のうち、災害その他非常の場合における確実な給水を確保する必要性が高い施設に給水する給水管が分岐して設けられたもの （iii）　（i）又は（ii）に該当する配水管に接続するポンプ場 （iv）　（i）又は（ii）に該当する配水管に接続する配水池等（配水池及び配水のために容量を調節する設備をいう。以下同じ。） （v）　（i）に該当する配水管を有しない水道における最大容量を有する配水池等（（iv）に該当するものを除く。） ロ　（略） 八～十七　（略）	（一般事項） **第一条**　水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一～六　（略） 七　施設の重要度に応じて、地震力に対して次に掲げる要件を備えるものであるとともに、地震により生ずる液状化、側方流動等によって生ずる影響に配慮されたものであること。 イ　次に掲げる施設については、レベル一地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。以下同じ。）に対して、当該施設の健全な機能を損なわず、かつ、レベル二地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。）に対して、生ずる損傷が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこと。 （1）・（2）　（略） （3）　配水施設のうち、（2）の施設以外の施設であって、次に掲げるもの （i）　配水本管（配水管のうち、給水管の分岐のないものをいう。以下同じ。） （新設） （ii）　配水本管に接続するポンプ場 （iii）　配水本管に接続する配水池等（配水池及び配水のために容量を調節する設備をいう。以下同じ。） （iv）　配水本管を有しない水道における最大容量を有する配水池等 ロ　（略） 八～十七　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事が行われている水道施設（配水管のうち災害その他非常の場合における確実な給水を確保する必要性が高い施設に給水する給水管が分岐して設けられたもの並びにこれに接続するポンプ場及び配水池等に限る。）であって、この省令による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第一条第七号イに規定する基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

○国土交通省令第四十一号

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令（令和八年政令第二十八号）の施行に伴い、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条並びに自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第七条第一項及び第三十八条の規定に基づき、自動車登録規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

国土交通大臣　金子　恭之

自動車登録規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令

（自動車登録規則の一部改正）

第一条　自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（オンライン・リアルタイム処理方式によらない登録に関する事務） **第二条**　令第七条第一項ただし書の国土交通省令で定める事務は、二両以上の自動車について一括して作成する登録事項等証明書の交付に関する事務とする。	（オンライン・リアルタイム処理方式によらない登録に関する事務） **第二条**　令第七条第一項ただし書の国土交通省令で定める事務は、三十両以下の自動車について一括して作成する登録事項等証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るものの交付に関する事務とする。

（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正）

第二条　自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（登録及び検査に関する申請書等の様式） **第二条**　自動車（軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この条及び第四条第一項において同じ。）の登録等に関する次の表の上欄に掲げる申請書、届出書、請求書及び嘱託書の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。		（登録及び検査に関する申請書等の様式） **第二条**　自動車（軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この条及び第四条第一項において同じ。）の登録等に関する次の表の上欄に掲げる申請書、届出書、請求書及び嘱託書の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。	
一～十六　（略）	（略）	一～十六　（略）	（略）
十七　登録事項等証明書（二両以上の自動車について一括して作成するものに限る。）の交付の請求書	第四号様式	十七　登録事項等証明書（三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るものに限る。）の交付の請求書	第四号様式
十八・十九　（略）	（略）	十八・十九　（略）	（略）

2　自動車の検査及び二輪自動車検査ファイルの正確な記録を確保するための措置に関する次の表の上欄に掲げる申請書及び請求書の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

一～十　（略）	（略）	一～十　（略）	（略）
十一　検査記録事項等証明書（二両以上の自動車について一括して作成するものに限る。）の交付の請求書	第四号様式	十一　検査記録事項等証明書（三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るものに限る。）の交付の請求書	第四号様式
十二・十三　（略）	（略）	十二・十三　（略）	（略）

3～6　（略）

（登録事項等通知書等の様式）

第四条　自動車の登録等及び検査に関する次の表の上欄に掲げる書面の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

一～四　（略）	（略）
五　登録事項等証明書 イ・ロ　（略） ハ　二両以上の自動車について一括して作成するもの	（略） 第十七号様式
六～十　（略）	（略）
十一　検査記録事項等証明書 イ・ロ　（略） ハ　二両以上の自動車について一括して作成するもの	（略） 第二十五号様式

2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十二号

気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、気候変動適応法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

環境大臣　石原　宏高

気候変動適応法施行規則の一部を改正する省令

気候変動適応法施行規則（令和六年環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（熱中症警戒情報を発表する場合） **第一条**　気候変動適応法（以下「法」という。）第十八条の環境省令で定める場合は、特定の日における気圧、気温、相対湿度、日射量、風等の気象に関する情報を基に算出される値（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の最高値が、府県予報区（気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第一項に規定する府県予報区をいう。ただし、釧路・根室・十勝地方及び鹿児島県のうち、十勝地方及び奄美地方については、それぞれを一つの区域とする。）内の情報提供地点（気圧、気温、相対湿度、日射量、風等の気象に関する情報を基に値を算出し、情報提供を行う地点をいう。次条第一号において同じ。）のいずれかで三十三以上となることが予測される場合とする。ただし、法第十九条第一項の規定により熱中症特別警戒情報を発表する場合を除く。	（熱中症警戒情報を発表する場合） **第一条**　気候変動適応法（以下「法」という。）第十八条の環境省令で定める場合は、特定の日における気圧、気温、相対湿度、日射量、風等の気象に関する情報を基に算出される値（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の最高値が、府県予報区（気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第一項に規定する府県予報区をいう。ただし、釧路・根室・十勝地方及び鹿児島県のうち、十勝地方及び奄美地方については、それぞれを一つの区域とする。）内の情報提供地点（気圧、気温、相対湿度、日射量、風等の気象に関する情報を基に値を算出し、情報提供を行う地点をいう。次条において同じ。）のいずれかで三十三以上となることが予測される場合とする。ただし、法第十九条第一項の規定により熱中症特別警戒情報を発表する場合を除く。

（登録事項等通知書等の様式）

第四条　自動車の登録等及び検査に関する次の表の上欄に掲げる書面の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

一～四　（略）	（略）
五　登録事項等証明書 イ・ロ　（略） ハ　三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの	（略） 第十七号様式
六～十　（略）	（略）
十一　検査記録事項等証明書 イ・ロ　（略） ハ　三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの	（略） 第二十五号様式

2　（略）

（熱中症特別警戒情報を発表する場合）

第二条　法第十九条第一項の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　特定の日における気圧、気温、相対湿度、日射量、風等の気象に関する情報を基に算出される値（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の最高値が、一の都道府県内の全ての情報提供地点（別表情報提供地点の欄に掲げるものを除く。）において三十五以上となることが予測される場合

二　（略）

（指定の申請）

第七条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～五　（略）

六　資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

七・八　（略）

別表（第二条関係）

都道府県	情報提供地点
青森県	酸ケ湯
岩手県	薮川、区界
福島県	桧原、鷲倉、桧枝岐
栃木県	那須高原、土呂部、奥日光
群馬県	草津、田代
長野県	菅平、軽井沢、開田高原、野辺山
山梨県	河口湖、山中
静岡県	井川
岐阜県	六厩、宮之前
和歌山県	高野山
高知県	本川
長崎県	雲仙岳
熊本県	高森

（熱中症特別警戒情報を発表する場合）

第二条　法第十九条第一項の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　特定の日における気圧、気温、相対湿度、日射量、風等の気象に関する情報を基に算出される値（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の最高値が、一の都道府県内の全ての情報提供地点において三十五以上となることが予測される場合

二　（略）

（指定の申請）

第七条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～五　（略）

六　資本の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

七・八　（略）

（新設）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○防衛省令第十号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百七条第七項及び第百十一条の二並びに自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百四十九条第二項の規定により読み替えて適用する航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十六条第一項、第七十六条の二、第七十九条ただし書、第百三十二条の九十第二項及び第百三十二条の九十一の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

防衛大臣　小泉進次郎

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（装備移転航空機の事故に関する報告） **第八十七条の三**　令第百四十九条第二項の規定により読み替えて適用する航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十六条第一項の規定により、装備移転航空機（法第百七条第一項に規定する装備移転航空機をいう。以下同じ。）である航空機（航空法第二条第一項に規定する航空機をいう。以下この条から第八十七条の五までにおいて同じ。）の機長又は使用者は、次に掲げる事項を速やかに防衛大臣に報告しなければならない。 一　機長の氏名又は当該航空機の使用者の名称 二　事故の発生した日時及び場所 三　当該航空機の装備移転航空機管理番号（第八十七条の十二に定める装備移転航空機管理番号をいう。次条から第八十七条の七までにおいて同じ。）、型式及び無線局の呼出符号 四　当該航空機の事故の概要 五　人の死傷又は物件の損壊の概要 六　死亡者又は行方不明者のある場合には、その者の氏名その他参考となる事項	［条を加える。］
（装備移転航空機の事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告） **第八十七条の四**　令第百四十九条第二項の規定により読み替えて適用する航空法第七十六条の二の規定により、装備移転航空機である航空機の機長は、次に掲げる事項を速やかに防衛大臣に報告しなければならない。 一　機長の氏名及び住所 二　当該航空機の装備移転航空機管理番号及び型式 三　報告に係る事態が発生した日時及び場所 四　報告に係る事態の概要その他参考となる事項	［条を加える。］
（離着陸の許可） **第八十七条の五**　令第百四十九条第二項の規定により読み替えて適用する航空法第七十九条ただし書の許可を受けようとするときは、装備移転航空機である航空機を製造する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を防衛大臣に提出しなければならない。 一　当該航空機を製造する者の名称及び所在地 二　当該航空機の装備移転航空機管理番号及び型式 三　離陸し、又は着陸する日時及び場所（当該場所の略図を添付すること。） 四　離陸し、又は着陸する理由 五　事故を防止するための措置 六　飛行計画の概要（飛行の目的、日時及び経路を明記すること。） 七　操縦者の氏名及び資格 八　その他参考となる事項	［条を加える。］

（装備移転無人航空機の事故に関する報告）

第八十七条の六　令第百四十九条第二項の規定により読み替えられた航空法第百三十二条の九十第二項に規定する防衛省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　装備移転航空機である無人航空機（航空法第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。以下この条から第八十七条の八までにおいて「装備移転無人航空機」という。）を飛行させた者の氏名及び所属する会社その他の団体の名称

二　装備移転無人航空機を飛行させた者の所属する会社その他の団体の所在地

三　装備移転無人航空機を飛行させた者の無人航空機操縦者技能証明書番号（航空法第百三十二条の四十一に規定する無人航空機操縦者技能証明書の交付を受けている場合に限る。次条第三号において同じ。）

四　装備移転無人航空機の装備移転航空機管理番号、型式、製造者及び製造番号

五　装備移転無人航空機の使用者の名称

六　出発地及び到着予定地

七　飛行の目的及び概要

八　事故の概要

九　人の死傷又は物件の損壊の概要

十　装備移転無人航空機の損壊の概要（装備移転無人航空機が損壊した場合に限る。次条第十一号において同じ。）

十一　その他参考となる事項

［条を加える。］

（装備移転無人航空機の事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告）

第八十七条の七　令第百四十九条第二項の規定により読み替えられた航空法第百三十二条の九十一の規定により、装備移転無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる事項を速やかに防衛大臣に報告しなければならない。

一　装備移転無人航空機を飛行させた者の氏名及び所属する会社その他の団体の名称

二　装備移転無人航空機を飛行させた者の所属する会社その他の団体の所在地

三　装備移転無人航空機を飛行させた者の無人航空機操縦者技能証明書番号

四　報告に係る事態が発生した日時及び場所

五　装備移転無人航空機の装備移転航空機管理番号、型式、製造者及び製造番号

六　装備移転無人航空機の使用者の名称

七　出発地及び到着予定地

八　飛行の目的及び概要

九　報告に係る事態の概要

十　人の負傷の概要（当該事態が航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三十六条の八十六第一号に掲げる事態である場合に限る。）

十一　装備移転無人航空機の損壊の概要

十二　その他参考となる事項

［条を加える。］

（設計の確認）

第八十七条の八　法第百七条第七項の規定により、装備移転航空機を製造する者は、新たに設計した装備移転航空機について、その設計が同条第五項の規定により防衛大臣が定める装備移転航空機の安全性に関する基準（以下この条から第八十七条の十までにおいて「安全性基準」という。）に適合することの確認を受けようとするときは、装備移転航空機設計確認申請書（別記様式第十三）により防衛大臣に申請をしなければならない。

2　前項の申請をした者は、防衛大臣が確認をするため必要とする時期までに、次に掲げる書類を、防衛大臣に提出しなければならない。

一　設計計画書

二　設計書

三　図面目録

四　設計図面

五　部品表

六　製造計画書

七　飛行規程（装備移転航空機の概要、性能、限界事項、非常の場合にとらなければならない各種装置の操作その他の措置、通常の場合における各種装置（装備移転無人航空機については各種機能）の操作方法その他装備移転航空機が安全な飛行を行うために必要な事項を記載した書類をいう。）

八　整備手順書（装備移転航空機の構造、構成品（装備移転航空機を構成する装置、機器又は部品をいう。）及び系統に関する説明、定期の点検の方法、装備移転航空機に発生した不具合の是正の方法その他の装備移転航空機の整備に関する事項その他装備移転航空機が安全性基準に継続的に適合するために必要な事項を記載した書類をいう。）

九　装備移転航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類

十　その他参考となる事項を記載した書類

3　防衛大臣は、第一項の申請に係る装備移転航空機の設計が安全性基準に適合することの確認をしたときは、当該申請をした者に対し、装備移転航空機設計確認書（別記様式第十四）を交付するものとする。

4　防衛大臣は、第一項の申請に係る装備移転航空機の設計が安全性基準に適合することの確認をするため必要があると認める場合は、当該申請をした者に対し、第二項各号に掲げる書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

第八十七条の九　前条第三項の規定により装備移転航空機設計確認書の交付を受けた者が、当該装備移転航空機設計確認書の交付を受けた装備移転航空機の設計を変更しようとするときは、法第百七条第七項の規定により、変更しようとする設計が安全性基準に適合することについて、防衛大臣の確認を受けなければならない。この場合において、当該交付を受けた者は、装備移転航空機設計変更申請書（別記様式第十五）に、当該装備移転航空機設計確認書の写しを添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

2　前項の申請をした者は、防衛大臣が確認をするため必要とする時期までに、前条第二項各号に掲げる書類を、防衛大臣に提出しなければならない。

3　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による申請について準用する。この場合において、前条第三項中「者に対し、」とあるのは「者に対し、新たに」と読み替えるものとする。

（製造の確認）

第八十七条の十　法第百七条第七項の規定により、装備移転航空機を製造する者は、製造しようとする装備移転航空機が安全性基準に適合することの確認を受けようとするときは、装備移転航空機製造確認申請書（別記様式第十六）に、次に掲げる書類を添えて、防衛大臣に申請をし

［条を加える。］

［条を加える。］

なければならない。ただし、前二条の規定による装備移転航空機の設計の確認を受けるために試作品として製造されるもの（次条において「試作航空機」という。）は、安全性基準に適合することの確認を要しない。

一　装備移転航空機設計確認書の写し

二　装備移転航空機の製造に関する仕様書

三　その他参考となる事項を記載した書類

2　防衛大臣は、前項の申請に係る装備移転航空機が安全性基準に適合することの確認をしたときは、当該申請をした者に対し、装備移転航空機製造確認書（別記様式第十七）を交付するものとする。

3　防衛大臣は、第一項の申請に係る装備移転航空機が安全性基準に適合することの確認をするため必要があると認める場合は、当該申請をした者に対し、同項各号に掲げる書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

［条を加える。］

（飛行前の確認）

第八十七条の十一　法第百七条第七項の規定により、装備移転航空機（試作航空機を含む。以下この条及び次条において同じ。）を製造する者は、装備移転航空機による試験飛行、装備移転（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）第二条第四項の装備移転をいう。次条第三項において同じ。）のための飛行その他の飛行について、法第百七条第五項の規定により防衛大臣が定める装備移転航空機の安全性及び運航に関する基準並びにこれに乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準（以下この条において「安全性基準等」という。）に適合することの確認を受けようとするときは、装備移転航空機飛行許可申請書（別記様式第十八）に、次に掲げる書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

一　装備移転航空機設計確認書の写し（試作航空機の試験飛行を行う場合を除く。）

二　装備移転航空機製造確認書の写し（試験飛行を行う場合を除く。）

三　装備移転航空機の運航に従事する者の技能に関する書類の写し

四　その他参考となる事項を記載した書類

2　防衛大臣は、前項の申請に係る装備移転航空機による飛行について安全性基準等に適合することの確認をしたときは、当該申請をした者に対し、装備移転航空機飛行許可書（別記様式第十九）を交付するものとする。

3　防衛大臣は、第一項の申請に係る装備移転航空機による飛行について、安全性基準等に適合することの確認をするために必要があると認める場合は、同項各号に掲げる書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

［条を加える。］

（装備移転航空機管理番号の付与）

第八十七条の十二　防衛大臣は、第八十七条の八第二項第六号に掲げる製造計画書（第八十七条の九第二項において引用する場合を含む。）の提出又は第八十七条の十第一項に規定する装備移転航空機製造確認申請書による申請を受けたときは、当該製造計画書又は当該装備移転航空機製造確認申請書に係る装備移転航空機に対し装備移転航空機管理番号（装備移転航空機の機体を管理するために防衛大臣が装備移転航空機ごとに定める番号をいう。以下この条において単に「管理番号」という。）を付与するものとする。

２　防衛大臣は、装備移転航空機に対し管理番号を付与したときは、当該管理番号を当該装備移転航空機を製造する者に通知するものとする。

３　装備移転航空機を製造する者は、管理番号を付与された装備移転航空機が次に掲げる場合に該当したときは、防衛大臣に報告するものとする。

一　滅失し、又は解体（整備、改造、輸送又は保管のためにする解体を除く。）をされたとき。

二　装備移転を受ける外国政府に譲渡されたとき。

三　装備移転を行わなくなつたとき。

（検査の種類）

第八十八条の二の二　法第百十一条の二第一項の規定による防衛大臣の検査は、次の各号に掲げる検査とし、その検査の内容は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　基本設計検査　装備移転船舶（法第百九条第一項に規定する装備移転船舶をいう。以下この条、次条及び第八十八条の二の八において同じ。）の基本設計が装備移転船舶に係る法第百十一条に規定する技術上の基準（以下この条において「技術上の基準」という。）に適合しているかどうかの検査

二・三　［略］

（検査対象装備移転船舶の指定）

第八十八条の二の三　［略］

２　前項の指定を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶指定申請書（別記様式第二十）に、基本設計検査において提出することを予定する図書の目録を添えて、防衛大臣に申請をするものとする。

３　［略］

４　防衛大臣は、前二項の申請に基づいて指定したときは、当該申請をした者に対し、基本設計検査において提出を求める図書の目録（次条第一項において「基本設計図書目録」という。）を添えて、検査対象装備移転船舶指定通知書（別記様式第二十一）によりその旨及び指定した検査対象装備移転船舶の指定記号を通知するものとする。

５　［略］

６　前項の指定の解除を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶指定解除申請書（別記様式第二十二）に、当該検査対象装備移転船舶の装備移転を行わなくなつたことを証する書類を添えて、防衛大臣に申請をするものとする。

７　防衛大臣は、前項の申請に基づいて指定を解除したときは、当該指定の解除の申請をした者に対し、検査対象装備移転船舶指定解除通知書（別記様式第二十三）によりその旨を通知するものとする。

（基本設計検査）

第八十八条の二の四　基本設計検査を受けようとする者は、基本設計検査申請書（別記様式第二十四）に、基本設計図書目録に記載された図書を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

２　［略］

（検査の種類）

第八十八条の二の二　法第百十一条の三の規定による防衛大臣の検査は、次の各号に掲げる検査とし、その検査の内容は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　基本設計検査　装備移転船舶（法第百九条第一項に規定する装備移転船舶をいう。以下この条及び次条において同じ。）の基本設計が法第百十一条の二に規定する技術上の基準（以下この条において「技術上の基準」という。）に適合しているかどうかの検査

二・三　［同上］

（検査対象装備移転船舶の指定）

第八十八条の二の三　［同上］

２　前項の指定を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶指定申請書（別記様式第十三）に、基本設計検査において提出することを予定する図書の目録を添えて、防衛大臣に申請をするものとする。

３　［同上］

４　防衛大臣は、前二項の申請に基づいて指定したときは、当該申請をした者に対し、基本設計検査において提出を求める図書の目録（次条第一項において「基本設計図書目録」という。）を添えて、検査対象装備移転船舶指定通知書（別記様式第十四）によりその旨及び指定した検査対象装備移転船舶の指定記号を通知するものとする。

５　［同上］

６　前項の指定の解除を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶指定解除申請書（別記様式第十五）に、当該検査対象装備移転船舶の装備移転を行わなくなつたことを証する書類を添えて、防衛大臣に申請をするものとする。

７　防衛大臣は、前項の申請に基づいて指定を解除したときは、当該指定の解除の申請をした者に対し、検査対象装備移転船舶指定解除通知書（別記様式第十六）によりその旨を通知するものとする。

（基本設計検査）

第八十八条の二の四　基本設計検査を受けようとする者は、基本設計検査申請書（別記様式第十七）に、基本設計図書目録に記載された図書を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

２　［同上］

３　防衛大臣は、前二項の申請に係る検査対象装備移転船舶の基本設計が基本設計検査に合格するものと認めたときは、当該申請をした者に対し、基本設計検査合格証（別記様式第二十五）を交付するものとする。

４　［略］

第八十八条の二の五　［略］

２　前項の承認を受けようとする者は、基本設計変更申請書（別記様式第二十六）に当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

３～５　［略］

（船舶検査）

第八十八条の二の六　船舶検査を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶ごとに、船舶検査申請書（別記様式第二十七）に検査対象装備移転船舶の製造に関する仕様書を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

２　防衛大臣は、前項の申請に係る検査対象装備移転船舶について、船舶検査に合格するものと認めたときは、当該申請をした者に対し、船舶検査合格証（別記様式第二十八）を交付するものとする。

３・４　［略］

（臨時航行検査）

第八十八条の二の七　臨時航行検査を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶ごとに、臨時航行検査申請書（別記様式第二十九）により防衛大臣に申請をしなければならない。

２　防衛大臣は、前項の申請に係る検査対象装備移転船舶について、臨時航行検査に合格するものと認めたときは、当該申請をした者に対し、臨時航行許可証（別記様式第三十）を交付するものとする。

（配員確認）

第八十八条の二の八　法第百十一条の二第二項の規定による防衛大臣の確認（第三項において「配員確認」という。）を受けようとする者は、配員確認申請書（別記様式第三十一）に次に掲げる書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

一　装備移転船舶の航行の業務に従事する者として配員する者の名簿（次号及び第四項において「配員名簿」という。）（別記様式第三十二）

二　配員名簿に記載された者が装備移転船舶に係る法第百十一条に規定する配員の基準に定める事項を満たす者であることを証する書類

２　防衛大臣は、前項の申請に係る装備移転船舶について、当該申請をした者が装備移転船舶に係る法第百十一条に規定する配員の基準に従つて配員して航行するものと認めたときは、当該申請をした者に対し、配員確認証（別記様式第三十三）を交付するものとする。

３　防衛大臣は、配員確認のため必要があると認める場合は、第一項各号に掲げる書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

４　前三項の規定は、配員確認証の交付を受けた者が、当該配員確認証に係る配員名簿を変更しようとする場合に準用する。

３　防衛大臣は、前二項の申請に係る検査対象装備移転船舶の基本設計が基本設計検査に合格するものと認めたときは、当該申請をした者に対し、基本設計検査合格証（別記様式第十八）を交付するものとする。

４　［同上］

第八十八条の二の五　［同上］

２　前項の承認を受けようとする者は、基本設計変更申請書（別記様式第十九）に当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

３～５　［同上］

（船舶検査）

第八十八条の二の六　船舶検査を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶ごとに、船舶検査申請書（別記様式第二十）に検査対象装備移転船舶の製造に関する仕様書を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

２　防衛大臣は、前項の申請に係る検査対象装備移転船舶について、船舶検査に合格するものと認めたときは、当該申請をした者に対し、船舶検査合格証（別記様式第二十一）を交付するものとする。

３・４　［同上］

（臨時航行検査）

第八十八条の二の七　臨時航行検査を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶ごとに、臨時航行検査申請書（別記様式第二十二）により防衛大臣に申請をしなければならない。

２　防衛大臣は、前項の申請に係る検査対象装備移転船舶について、臨時航行検査に合格するものと認めたときは、当該申請をした者に対し、臨時航行許可証（別記様式第二十三）を交付するものとする。

［条を加える。］

別記様式第１３（第８７条の８関係）

年　　月　　日

装備移転航空機設計確認申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の装備移転航空機の設計が自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第１０７条第５項の規定による装備移転航空機の安全性に関する基準に適合することについて確認を受けたいので、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第８７条の８第１項の規定に基づき申請します。

記

1. 種類
2. 型式
3. 用途
4. 設計組織
5. 添付資料
6. 備考

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

別記様式第１４（第８７条の８関係）

装備移転航空機設計確認書

1. 設計確認書番号
2. 交付先
3. 種類
4. 型式
5. 用途
6. 備考
上記の装備移転航空機の設計は、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第１０７条第５項の規定による装備移転航空機の安全性に関する基準に適合することを確認した。 年　　月　　日 防衛大臣

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

別記様式第１５（第８７条の９関係）

年　　月　　日

装備移転航空機設計変更申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第１０７条第７項の規定による確認を受けた装備移転航空機の設計を下記のとおり変更した設計が、同条第５項の規定による装備移転航空機の安全性に関する基準に適合することについて確認を受けたいので、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第８７条の９第１項の規定に基づき申請します。

記

1. 設計確認書番号
2. 種類
3. 型式
4. 製造番号
5. 設計変更の概要
6. 設計組織
7. 添付資料
8. 備考

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

別記様式第１６（第８７条の１０関係）

年　　月　　日

装備移転航空機製造確認申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の装備移転航空機が自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第１０７条第５項の規定による装備移転航空機の安全性に関する基準に適合することについて確認を受けたいので、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第８７条の１０第１項の規定に基づき申請します。

記

1. 設計確認書番号
2. 種類
3. 型式
4. 製造番号
5. 用途
6. 運用限界
7. 製造組織
8. 添付資料
9. 備考

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

別記様式第１７（第８７条の１０関係）

装備移転航空機製造確認書

1. 製造確認書番号
2. 交付先
3. 種類
4. 型式
5. 装備移転航空機管理番号
6. 製造番号
7. 用途
8. 備考
上記の装備移転航空機は、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第１０７条第５項の規定による装備移転航空機の安全性に関する基準に適合することを確認した。 年　　月　　日 防衛大臣

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

別記様式第１８（第８７条の１１関係）

年　　月　　日

装備移転航空機飛行許可申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の装備移転航空機の飛行が自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第１０７条第５項の規定による装備移転航空機の安全性に関する基準及び運航に関する基準並びに装備移転航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準に適合することについて確認を受けたいので、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第８７条の１１第１項の規定に基づき申請します。

記

1. 製造確認書番号
2. 種類
3. 型式
4. 装備移転航空機管理番号
5. 製造番号
6. 製造組織
7. 飛行の目的
8. 飛行の日時
9. 飛行の経路又は場所
10. 飛行の高度（無人航空機）
11. 操縦者の氏名・資格
12. 同乗者の氏名・同乗の目的（該当する場合）
13. 航空機の形態
14. 添付資料
15. 備考

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

別記様式第１９（第８７条の１１関係）

装備移転航空機飛行許可書
Japan Ministry of Defense Permit to Fly
Aircraft for Transfer of Defense Equipment and Technology

1. 飛行許可書番号 Permit Number
2. 交付先 Recipient
3. 種類 Aircraft Category
4. 型式 Aircraft Model
5. 装備移転航空機管理番号 Aircraft Registration Number
6. 製造番号 Aircraft Serial Number
7. 製造組織 Production Organisation
8. 飛行の目的 Purpose of Flight
9. 飛行の日時 Date of Flight
10. 飛行の経路（飛行の場所） Route(Airspace)
11. 飛行の高度（無人航空機） Altitude(Unmanned Aircraft)
12. 操縦者の氏名・資格 Flight Crew Name / License
13. 同乗者の氏名・同乗の目的（該当する場合） Passenger Name / Purpose of Boarding(if applicable)
14. 飛行条件 Conditions
15. 備考 Remarks

上記の装備移転航空機の飛行について、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第１０７条第５項の規定による装備移転航空機の安全性に関する基準及び運航に関する基準並びに装備移転航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準に適合することを確認した。

This permit is to certify that :
The flight of the aircraft mentioned above has been confirmed as complying with the standards for aircraft safety, operation, and operator's skills set forth in Article 107, Paragraph 5 of the Self-Defense Forces Act (Act No. 165 of 1954).

Date of Issue
年　　月　　日

防衛大臣
Minister of Defense, Japan

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を見えるﾏﾏ］

別記様式第２０（第８８条の２の３関係）

年　月　日

検査対象装備移転船舶指定申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の船舶について、検査対象装備移転船舶の指定を受けたいので、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第８８条の２の３第２項（及び第３項）の規定により申請します。

記

建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	
指定を受けようとする船舶の隻数（自衛隊法施行規則第８８条の２の３第３項による申請の場合に限る。）		

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

２　「自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号」については、複数の同種の船舶を建造している場合は、最も新しい船舶に係る内容を記載する。

別記様式第１３（第８８条の２の３関係）

年　月　日

検査対象装備移転船舶指定申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の船舶について、検査対象装備移転船舶の指定を受けたいので、自衛隊法施行規則第８８条の２の３第２項（及び第３項）の規定により申請します。

記

建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	
指定を受けようとする船舶の隻数（自衛隊法施行規則第８８条の２の３第３項による申請の場合に限る。）		

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

２　「自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号」については、複数の同種の船舶を建造している場合は、最も新しい船舶に係る内容を記載する。

別記様式第２１（第８８条の２の３関係）

番　　号
年　月　日

検査対象装備移転船舶指定通知書

（申請者）　殿

防衛大臣

年　月　日付けで申請のあった船舶に関し、下記のとおり検査対象装備移転船舶に指定したので、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第８８条の２の３第４項の規定により通知します。

記

指定記号※		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

（備考）
１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。
２　※複数の船舶について一括して指定した場合は、当該複数の船舶それぞれの指定記号を全て列記する。

別記様式第１４（第８８条の２の３関係）

番　　号
年　月　日

検査対象装備移転船舶指定通知書

（申請者）　殿

防衛大臣

年　月　日付けで申請のあった船舶に関し、下記のとおり検査対象装備移転船舶に指定したので、自衛隊法施行規則第８８条の２の３第４項の規定により通知します。

記

指定記号※		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

（備考）
１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。
２　※複数の船舶について一括して指定した場合は、当該複数の船舶それぞれの指定記号を全て列記する。

別記様式第２２（第８８条の２の３関係）

年　月　日

検査対象装備移転船舶指定解除申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の船舶について、検査対象装備移転船舶の指定の解除を受けたいので、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第８８条の２の３第６項の規定により申請します。

記

指定記号		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第１５（第８８条の２の３関係）

年　月　日

検査対象装備移転船舶指定解除申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の船舶について、検査対象装備移転船舶の指定の解除を受けたいので、自衛隊法施行規則第８８条の２の３第６項の規定により申請します。

記

指定記号		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第２３（第８８条の２の３関係）

番　　号
年　月　日

検査対象装備移転船舶指定解除通知書

（申請者）　殿

防衛大臣

年　月　日付けで申請のあった検査対象装備移転船舶に関し、下記のとおり指定を解除したので、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第８８条の２の３第７項の規定により通知します。

記

指定記号		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第１６（第８８条の２の３関係）

番　　号
年　月　日

検査対象装備移転船舶指定解除通知書

（申請者）　殿

防衛大臣

年　月　日付けで申請のあった検査対象装備移転船舶に関し、下記のとおり指定を解除したので、自衛隊法施行規則第８８条の２の３第７項の規定により通知します。

記

指定記号		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第２４（第８８条の２の４関係）

年　月　日

基本設計検査申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、基本設計検査を受けたいので、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第８８条の２の４第１項（及び第２項）の規定により申請します。

記

指定記号※		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	
自衛隊向けの同種の船舶の基本設計との相違点の有無		

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

２　※複数の検査対象装備移転船舶について一括して申請する場合は、当該複数の検査対象装備移転船舶それぞれの指定記号を全て列記すること。

別記様式第１７（第８８条の２の４関係）

年　月　日

基本設計検査申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、基本設計検査を受けたいので、自衛隊法施行規則第８８条の２の４第１項（及び第２項）の規定により申請します。

記

指定記号※		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	
自衛隊向けの同種の船舶の基本設計との相違点の有無		

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

２　※複数の検査対象装備移転船舶について一括して申請する場合は、当該複数の検査対象装備移転船舶それぞれの指定記号を全て列記すること。

別記様式第２５（第８８条の２の４関係）

基本設計検査合格証

指定記号：

上記指定記号の検査対象装備移転船舶について、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第８８条の２の２第１号の基本設計検査に合格したことを証する。

年　月　日

防衛大臣

別記様式第１８（第８８条の２の４関係）

基本設計検査合格証

指定記号：

上記指定記号の検査対象装備移転船舶について、自衛隊法施行規則第８８条の２の２第１号の基本設計検査に合格したことを証する。

年　月　日

防衛大臣

別記様式第２６（第８８条の２の５関係）

年　月　日

基本設計変更申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、基本設計を変更したいので、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第８８条の２の５第２項（及び第３項）の規定により申請します。

記

指定記号※		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

２　※複数の検査対象装備移転船舶について一括して申請する場合は、当該複数の検査対象装備移転船舶それぞれの指定記号を全て列記すること。

別記様式第１９（第８８条の２の５関係）

年　月　日

基本設計変更申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、基本設計を変更したいので、自衛隊法施行規則第８８条の２の５第２項（及び第３項）の規定により申請します。

記

指定記号※		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

２　※複数の検査対象装備移転船舶について一括して申請する場合は、当該複数の検査対象装備移転船舶それぞれの指定記号を全て列記すること。

別記様式第２７（第８８条の２の６関係）

年　月　日

船舶検査申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、船舶検査を受けたいので、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第８８条の２の６第１項の規定により申請します。

記

指定記号		
外国政府等への納期		
船舶検査実施希望日		
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	
船舶検査実施場所	会社工場名	
	住所	
	責任者所属	
	責任者氏名	
	電話番号	
	工場コード	

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第２０（第８８条の２の６関係）

年　月　日

船舶検査申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、船舶検査を受けたいので、自衛隊法施行規則第８８条の２の６第１項の規定により申請します。

記

指定記号		
外国政府等への納期		
船舶検査実施希望日		
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	
船舶検査実施場所	会社工場名	
	住所	
	責任者所属	
	責任者氏名	
	電話番号	
	工場コード	

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第２８（第８８条の２の６関係）

船舶検査合格証

指定記号：

上記指定記号の検査対象装備移転船舶について、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第８８条の２の２第２号の船舶検査に合格したことを証する。

年　　月　　日

防衛大臣

別記様式第２１（第８８条の２の６関係）

船舶検査合格証

指定記号：

上記指定記号の検査対象装備移転船舶について、自衛隊法施行規則第８８条の２の２第２号の船舶検査に合格したことを証する。

年　　月　　日

防衛大臣

別記様式第２９（第８８条の２の７関係）

年　月　日

臨時航行検査申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、臨時航行検査を受けたいので、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第８８条の２の７第１項の規定により申請します。

記

指定記号		
臨時航行検査実施希望日		
臨時航行検査実施場所	会社工場名	
	住所	
	責任者所属	
	責任者氏名	
	電話番号	
	工場コード	
臨時航行実施者、期間、航路及び理由	臨時航行実施者	
	期間	
	航路	
	理由	

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第２２（第８８条の２の７関係）

年　月　日

臨時航行検査申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、臨時航行検査を受けたいので、自衛隊法施行規則第８８条の２の７第１項の規定により申請します。

記

指定記号		
臨時航行検査実施希望日		
臨時航行検査実施場所	会社工場名	
	住所	
	責任者所属	
	責任者氏名	
	電話番号	
	工場コード	
臨時航行実施者、期間、航路及び理由	臨時航行実施者	
	期間	
	航路	
	理由	

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第３０（第８８条の２の７関係）

臨時航行許可証

指定記号	
臨時航行実施者	
期間	
航路	
航行上の条件	

自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第８８条の２の７第２項の規定により交付する。

年　　月　　日

防衛大臣

別記様式第２３（第８８条の２の７関係）

臨時航行許可証

指定記号	
臨時航行実施者	
期間	
航路	
航行上の条件	

自衛隊法施行規則第８８条の２の７第２項の規定により交付する。

年　　月　　日

防衛大臣

別記様式第３１（第８８条の２の８関係）

番　　号
年　月　日

配員確認申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の船舶について、配員確認を受けたいので、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第８８条の２の８第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定により申請します。

記

指定記号		
新規の申請又は変更の申請の別		
航行の概要		
航行実施者、期間、航行区域及び理由	航行実施者	
	期間	
	航行区域	
	理由	

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

別記様式第３２（第８８条の２の８関係）

番　　号
年　月　日

配員名簿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

１．船舶の概要

項目		内容
船舶の区分※1		
船舶の名称		
船舶の製造者		
船体	全長	
	基準排水量	
	総トン数	

無線設備※2		
番号	名称	免許の番号又は承認番号※3

［様式を加える。］

２．資格の要件を満たす者の配置

⑴　船舶の運航又は船舶の操縦

番号	氏名	資格	船長※４	証する書類※６

⑵　船舶の機関の運転

番号	氏名	資格	２０歳以上の者※５	証する書類※６

⑶　無線設備の操作に従事する者

番号	氏名	資格	証する書類※６

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

２　（※１）「船舶の区分」については、次に掲げるもののうち該当するものを選択すること。

⑴　水陸両用車

⑵　基準排水量３３．３トン未満又は総トン数２０トン未満の船舶であって、沿海区域のうち次に掲げる区域のみを航行するもの（以下「沿岸小型船舶」という。）

ア　平水区域

イ　本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から五海里以内の水域

⑶　基準排水量３３．３トン未満又は総トン数２０トン未満の船舶（沿岸小型船舶を除く。）

⑷　基準排水量３３．３トン以上１００トン未満の船舶

⑸　基準排水量１００トン以上２５０トン未満の船舶及び基準排水量２５０トン以上１，０００トン未満の船舶であって平水区域のみを航行するもの

⑹　基準排水量２５０トン以上１，０００トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）

⑺　基準排水量１，０００トン以上かつ総トン数５，０００トン未満の船舶

⑻　基準排水量１，０００トン以上かつ総トン数５，０００トン以上の船舶

３　（※２）「無線設備」の欄には、船舶が有する無線設備の種類を全て記載し、記載する無線設備の種類の数に応じて行を追加すること。

４　（※３）「免許の番号又は承認番号」の欄には、「無線設備」の欄に記載した無線設備について、電波法（昭和２５年法律第１３１号）第１４条第１項第１号に規定する免許の番号又は自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第１１２条第４項の規定により防衛大臣が定める無線局の開設に関し必要な基準に適合しているものとして防衛大臣の承認を受けた際に付与される番号を記載すること。

５　２．の表には、配員する可能性がある者を全て記載し、記載する者の数に応じて行を追加すること。それぞれの航行においては、自衛隊法第１１１条の規定に基づき防衛大臣が定める配員の基準に従い、同表に記載した者のうちから同基準に合致するように配員すること。

６　（※４）「船長」の欄には、「氏名」の欄に記載する者が船長として配員される可能性がある場合に「○」を付すこと。

７　（※５）「２０歳以上の者」の欄には、「氏名」の欄に記載する者が２０歳以上の者である場合に「○」を付すこと。

８　（※６）「証する書類」の欄には、該当する書類の名称、頁番号等の該当箇所を特定することができる事項を記載すること。

別記様式第３３（第８８条の２の８関係）

配員確認証

指定記号	
航行実施者	
期間	
航行区域	
自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第８８条の２の８第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定により交付する。 年　月　日 防衛大臣	

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第十一号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日　　防衛大臣　小泉進次郎

防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

別表第二　行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

イ　行政職俸給表(一)

組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	八人	二九人	五〇人	八八人	二一三人	一三三人	二一八人	四一九人	一〇七人	六九人
防衛人事審議会			一							
防衛大学校		二	二	九	一六	一二	三四	五一	四一	三
防衛医科大学校		三	三	一〇	一八	一〇	三九	四三	七	二
防衛研究所		一	二	三	九	一	一六	五	一	一
統合幕僚監部		一	四	三	八	一七	三八	一一九	一九	五
陸上自衛隊		一	一八	三六	二九九	四九七	八五一一、七九八	七五七	四五	
海上自衛隊			七	二一	一三九	一八八	三一〇	九三一	五一一	七八
航空自衛隊			五	一六	一〇八	二〇四	二五二	八四二	四六八	五九
情報本部		五	九	一四	五二	四九	九四	二五四	一四八	二二
防衛監察本部	一	一	一	二	四	八	六	一一	四	一
地方防衛局	一	三三	二〇	七三	二四六	三八二	五六一	九二七	二八一	八一
防衛装備庁	二	一八	二九	四三	一三五	一五五	一三九	三四三	八九	二八

ロ　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第二　行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

イ　行政職俸給表(一)

組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	八人	二九人	五〇人	八八人	二一三人	一三三人	二一八人	四一九人	一〇七人	七一人
防衛人事審議会			一							
防衛大学校		二	二	九	一六	一二	三四	五一	四一	三
防衛医科大学校		三	三	一〇	一八	一〇	三九	四三	七	二
防衛研究所		一	二	三	九	一	一六	五	一	一
統合幕僚監部		一	四	三	八	一七	三八	一一九	一九	五
陸上自衛隊		一	一八	三六	二九九	四九七	八五一一、七九八	七五七	四五	
海上自衛隊			七	二一	一三九	一八八	三一〇	九三一	五一一	七八
航空自衛隊			五	一六	一〇八	二〇四	二五二	八四二	四六八	五九
情報本部		五	九	一四	五二	四九	九四	二五四	一四八	二二
防衛監察本部	一	一	一	二	四	八	六	一一	四	一
地方防衛局	一	三三	二〇	七三	二四六	三八二	五六一	九二七	二八一	八一
防衛装備庁	二	一八	二九	四三	一三五	一五五	一三九	三四三	八九	二八

ロ　［同上］

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○防衛省令第十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、防衛省定員規則（平成二十七年防衛省令第十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日　　防衛大臣　小泉進次郎

防衛省定員規則の一部を改正する省令

防衛省定員規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び防衛装備庁の定員） **第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び防衛装備庁の定員） **第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。
区分 / 定員 / 備考 本省 / 一九、五八四人 / ［略］ 防衛装備庁 / 一、六六九人 合計 / 二一、二五三人	区分 / 定員 / 備考 本省 / 一九、五八六人 / ［同上］ 防衛装備庁 / 一、六六九人 合計 / 二一、二五五人
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八―一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則八―一二―二四

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（名簿からの採用の方法の特例） **第九条**　（略） ２・３　（略） ４　任命権者は、補充しようとする官職が特定機関（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条に規定する国の行政機関に置かれる組織（以下この項において「国の行政組織」という。）のうち、本省庁（国の行政組織のうち、内部部局又はこれに準ずる組織として人事院が定めるものをいう。次項において同じ。）以外の組織であって、その管轄区域が二以上の都道府県の区域にまたがるものをいう。以下この項において同じ。）に属する官職であり、かつ、当該官職を対象として行われた規則八―一八（採用試験）第五条第二項に規定する地域試験に係る同条第一項に規定する特定の地域の範囲が当該特定機関の管轄区域と同一でない場合において、当該特定機関における採用に支障があると人事院が認めたときは、前条第一項及び前二項の規定にかかわらず、補充しようとする官職と職務の内容が十分類似し、かつ、職務の複雑と責任の度が同	（名簿からの採用の方法の特例） **第九条**　（略） ２・３　（略） （新設）

等の官職を対象とする名簿であって、補充しようとする官職に係る名簿以外の人事院が指定するものに記載されている者（当該補充しようとする官職を対象として行われた同規則第五条第二項に規定する地域試験の合格点に相当する点以上の得点の者に限る。）の中から面接を行い、その結果を考慮して採用することができる。

5　任命権者は、規則八―一八第三条第二項第一号に掲げる採用試験のうち、次の各号に掲げる採用試験の対象となる本省庁に属する官職について、当該官職を対象とする名簿（以下この項において「対象名簿」という。）に記載されている者のみでは本省庁に属する官職に求められる適性等を有する者を十分に得ることができないと見込まれるときは、前条第一項並びにこの条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる採用試験の区分に応じ、当該各号に定める名簿に記載されている者で本省庁に属する官職に求められる適性等を有すると認めるものの中から面接を行い、その結果を考慮して採用することができる。

一・二　（略）

6・7　（略）

（選考の手続）

第二十二条　任命権者は、選考に当たっては、官職に係る能力及び適性にかかわらず、インターネットの利用、公共職業安定所への求人の申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一・二　（略）

三　第四十二条第二項の規定により同項第三号に掲げる官職に任期を定めて採用された職員又は育児休業法第七条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を、その任期の満了後に引き続いて第四十二条第二項の規定により同項第三号に掲げる官職に任期を定めて採用しようとする場合又は育児休業法第七条第一項の規定により任期を定めて採用しようとする場合（その採用により処理しようとする同号又は同項に規定する業務がこれらの職員が処理する業務と同一である場合に限る。）

2　（略）

（任期の更新）

第四十三条　任命権者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間を超えない範囲内において、任期を更新することができる。ただし、前条第二項第二号に掲げる官職に採用された職員の任期を更新する場合には、人事院が定める基準に従わなければならない。

一　前条第二項第一号に掲げる官職への採用について定めた任期が三年に満たない場合　採用した日から引き続き三年

二　前条第二項第二号に掲げる官職への採用について定めた任期が五年に満たない場合　採用した日から引き続き五年

4　任命権者は、規則八―一八（採用試験）第三条第二項第一号に掲げる採用試験のうち、次の各号に掲げる採用試験の対象となる本省庁（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条に規定する国の行政機関に置かれる組織のうち、内部部局又はこれに準ずる組織として人事院が定めるものをいう。以下この項において同じ。）に属する官職について、当該官職を対象とする名簿（以下この項において「対象名簿」という。）に記載されている者のみでは本省庁に属する官職に求められる適性等を有する者を十分に得ることができないと見込まれるときは、前条第一項及び前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる採用試験の区分に応じ、当該各号に定める名簿に記載されている者で本省庁に属する官職に求められる適性等を有すると認めるものの中から面接を行い、その結果を考慮して採用することができる。

一・二　（略）

5・6　（略）

（選考の手続）

第二十二条　任命権者は、選考に当たっては、官職に係る能力及び適性にかかわらず、インターネットの利用、公共職業安定所への求人の申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一・二　（略）

三　第四十二条第二項の規定により同項第三号に掲げる官職に任期を定めて採用された職員を、その任期の満了後に引き続いて育児休業法第七条第一項の規定により任期を定めて採用しようとする場合（その採用により処理しようとする同項に規定する業務が当該職員の同号に規定する業務と同一である場合に限る。）

2　（略）

（任期の更新）

第四十三条　任命権者は、前条第二項第一号又は第二号に掲げる官職への採用について定めた任期がそれぞれ三年又は五年に満たない場合においては、それぞれ採用した日から引き続き三年又は五年を超えない範囲内において、同項第三号に掲げる官職への採用について定めた任期の末日が同号に規定する職員の出産の日（当該職員が出産前である場合にあっては、出産予定日）の翌日から八週間を経過する日前である場合においては、採用した日から当該経過する日までの期間を超えない範囲内において、任期を更新することができる。ただし、同項第二号に掲げる官職に採用された職員の任期を更新する場合には、人事院が定める基準に従わなければならない。

（新設）

（新設）

三　前条第二項第三号に掲げる官職への採用について定めた任期の末日（ロに掲げる場合にあっては、イの規定により更新された任期の末日を含む。）に関し、次のイ又はロのいずれかに該当する場合　当該イ又はロに定める期間 イ　当該任期の末日が前条第二項第三号に規定する職員の出産の日（当該職員が出産前である場合にあっては、出産予定日）の翌日から八週間を経過する日前である場合（ロに掲げる場合を除く。）　採用した日から当該経過する日までの期間 ロ　当該任期の末日までに前条第二項第三号に規定する職員から育児休業法第三条第二項の規定による請求があった場合　採用した日から当該請求に係る期間の初日の前日までの期間	（新設）
2　（略）	2　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

一　任免

改正後

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）
規則八―一二（職員の任免）	（略）	（略）	廃棄
	第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項第三号に掲げる採用試験に係る名簿に係るものに限る。）	六年	
	任命結果通知書 採用候補者が採用される時期についての希望を申し出た場合の通知の文書		
	他名簿指定申請書 当該申請に対する指定の文書	指定する日に係る特定日以後六年	
	第九条第四項の指定に関する文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項第三号に掲げる採用試験に係る名簿に限る。）		

改正前

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）
規則八―一二（職員の任免）	（略）	（略）	廃棄
	第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項第三号に掲げる採用試験に係る名簿に係るものに限る。）	六年	
	任命結果通知書 採用候補者が採用される時期についての希望を申し出た場合の通知の文書		
		五年	
	第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項第一号に掲げる採用試験に係る名簿に係るものに限る。）		

第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項第一号に掲げる採用試験に係る名簿に限る。）	任命結果通知書	五年
第九条第四項の指定に関する文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項第一号に掲げる採用試験に係る名簿に限る。）	他名簿指定申請書	指定する日に係る特定日以後五年
（略）	（略）	（略）
第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項第一号から第三号までに掲げる採用試験に係る名簿に係るものを除く。）	任命結果通知書	一年
第十七条第一項又は第五十七条の通知の文書	採用候補者名簿から任命しようとする者を選択した場合の通知の文書 任命権者を異にする官職に併任している職員への人事異動通知書の交付に係る他の任命権者に対する通知の文書	

（略）	（略）	（略）
第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項第一号から第三号までに掲げる採用試験に係る名簿に係るものを除く。）	任命結果通知書	一年
第十七条第一項又は第五十七条の通知の文書	採用候補者名簿から任命しようとする者を選択した場合の通知の文書 任命権者を異にする官職に併任している職員への人事異動通知書の交付に係る他の任命権者に対する通知の文書	

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―七―二三

人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後					改正前				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二～二十　（略）					二～二十　（略）				
備考					備考				
一～五　（略）					一～五　（略）				

別表（第一条の四関係）

改正後					改正前				
職員の属する組織の区分				支給定日	職員の属する組織の区分				支給定日
（略）				十六日	（略）				十六日
カジノ管理委員会					カジノ管理委員会				
サイバー通信情報監理委員会									
（略）					（略）				
（略）				（略）	（略）				（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一七―一七五

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる標記部分に傍線を付した表で改正前欄にこれに対応する表を掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後					改正前				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二～二十　（略）					二～二十　（略）				
備考					備考				
一～五　（略）					一～五　（略）				

改正後					改正前				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第九条第四項の指定に関する文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項各号に掲げる採用試験に係る名簿に係るものを除く。）	（略）	他名簿指定申請書に係る当該申請に対する指定の文書	指定する日に係る特定日以後一年	（略）					

改正後

別表第一（第一条関係）

一～九　（略）

十　サイバー通信情報監理委員会

組織	官職	区分
事務局	課長	一種
	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種

十一～四十一　（略）

四十二　海上保安庁

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
海上交通センター	所長	三種（人事院が別に定める場合にあつては一種又は二種）
	（略）	（略）
	（略）	（略）

四十三～四十五　（略）

改正前

別表第一（第一条関係）

一～九　（略）

（新設）

十～四十　（略）

四十一　海上保安庁

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
海上交通センター	所長	三種
	（略）	（略）
	（略）	（略）

四十二～四十四　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一―五七の一部改正）

第二条　人事院規則一―五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例）

第一条　（略）

２　（略）

３　復興庁が廃止されるまでの間における規則九―一七（俸給の特別調整額）別表第一の規定の適用については、同表中

「十四　デジタル庁

組織	官職	区分
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定す	審議官	一種
	参事官	
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種

改正前

（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例）

第一条　（略）

２　（略）

３　復興庁が廃止されるまでの間における規則九―一七（俸給の特別調整額）別表第一の規定の適用については、同表中

「十三　デジタル庁

組織	官職	区分
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定す	審議官	一種
	参事官	
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種

る職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	

とあるのは、

「十四　デジタル庁

組織	官職	区分
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	審議官 参事官 企画官（人事院の定めるものに限る。）	一種 二種

十四の二　復興庁

組織	官職	区分
復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	審議官 参事官 企画官（人事院の定めるものに限る。）	一種 二種
復興局	局長 次長 参事官	一種 二種 四種

とする。

4　（略）

る職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	

とあるのは、

「十三　デジタル庁

組織	官職	区分
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	審議官 参事官 企画官（人事院の定めるものに限る。）	一種 二種

十三の二　復興庁

組織	官職	区分
復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	審議官 参事官 企画官（人事院の定めるものに限る。）	一種 二種
復興局	局長 次長 参事官	一種 二種 四種

とする。

4　（略）

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五四（住居手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―五四―一二

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（権衡職員の範囲） **第四条**　（略） ２　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第一項に規定する在外職員に対する前項の規定の適用については、同項中「規則九―八九（単身赴任手当）第五条第二項に該当する職員」とあるのは、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第六条第七項第三号に該当する職員」とする。	（権衡職員の範囲） **第四条**　（略） （新設）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―五五―一五六

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（第一条―第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される特地官署

都道府県	所在地	官署	級別区分（冬期以外の期間）	級別区分（冬期）
北海道	（略）	（略）	（略）	（略）
	上川郡上川町旭町三九の一	旭川開発建設部旭川道路事務所	二級地	二級地
	空知郡南富良野町字金山	札幌開発建設部空知河川事務所金山ダム管理支所		
	（略）	（略）		

改正前

別表第一（第一条―第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される特地官署

都道府県	所在地	官署	級別区分（冬期以外の期間）	級別区分（冬期）
北海道	（略）	（略）	（略）	（略）
	上川郡上川町旭町三九の一（新設）	旭川開発建設部旭川道路事務所（新設）	二級地	二級地
	（略）	（略）		

（略）	（略）	一級地	二級地
（削る）	（削る）		
（略）	（略）		
（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

二　（略）

別表第二（第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当に準ずる手当が支給される準特地官署

都道府県	所在地	官署
（略）	（略）	（略）
福島県	双葉郡双葉町大字中野字高田一の一	福島復興局福島復興浜通りセンター
群馬県	利根郡片品村大字鎌田三九五二の七	利根沼田森林管理署鎌田森林事務所
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一二三―四六

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（国の行政機関の内部部局）	（国の行政機関の内部部局）
第二条　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。	**第二条**　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
十二　サイバー通信情報監理委員会事務局	（新設）
十三～四十七　（略）	十二～四十六　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（略）	（略）	一級地	二級地
空知郡南富良野町字金山	札幌開発建設部空知川河川事務所金山ダム管理支所		
（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

二　（略）

別表第二（第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当に準ずる手当が支給される準特地官署

都道府県	所在地	官署
（略）	（略）	（略）
群馬県	利根郡片品村大字鎌田三九五二の七	利根沼田森林管理署鎌田森林事務所
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

二　（略）

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一一―一一―六

人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（管理監督職に含まれる官職） **第二条**　法第八十一条の二第一項に規定する給与法第十条の二第一項に規定する官職（以下この条において「俸給の特別調整額支給官職」という。）に準ずる官職として人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。 一～六　（略） 六の二　地方厚生局、地方厚生支局又は地方麻薬取締支所の課長に準ずる官職として人事院が定める官職 七～九　（略） 九の二　原子力規制庁の内部部局の統括技術研究調査官 十～十六　（略） （特定管理監督職群を構成する管理監督職） **第十二条**　法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。 一　管区行政評価局等の特定管理監督職群　管区行政評価局の部長、地域総括評価官、主任業務管理官、主任行政相談官及び評価監視官並びに沖縄行政評価事務所の所長並びに行政評価支局の総務行政相談管理官、地域総括評価官、部長、主任業務管理官、主任行政相談官及び評価監視官並びに行政評価事務所の所長及び評価監視官（東京行政評価事務所又は神奈川行政評価事務所に置かれる官職に限る。） 二～十二　（略）	（管理監督職に含まれる官職） **第二条**　法第八十一条の二第一項に規定する給与法第十条の二第一項に規定する官職（以下この条において「俸給の特別調整額支給官職」という。）に準ずる官職として人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。 一～六　（略） 七～九　（略） （新設） 十～十六　（略） （特定管理監督職群を構成する管理監督職） **第十二条**　法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。 一　管区行政評価局等の特定管理監督職群　管区行政評価局の部長、地域総括評価官、主任業務管理官及び主任行政相談官並びに沖縄行政評価事務所の所長並びに行政評価支局の総務行政相談管理官、地域総括評価官、部長、主任業務管理官及び主任行政相談官並びに行政評価事務所の所長 二～十二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一六―〇―八一

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（葬祭補償の金額） **第三十一条**　葬祭補償の金額は、三十三万円に平均給与額の三十日分に相当する金額を加えた金額とする。 2　（略）	（葬祭補償の金額） **第三十一条**　葬祭補償の金額は、三十一万五千円に平均給与額の三十日分に相当する金額を加えた金額とする。 2　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則一六―〇の規定は、令和八年四月一日から適用する。

法規的告示

○内閣府告示第三十号

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）第五十一条第七項第一号の規定に基づき、特別会計に関する法律施行令第五十一条第七項第一号の内閣総理大臣が定める同号イに掲げる交付金に係る基準を定める件（平成二十五年内閣府告示第三十六号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
特別会計に関する法律施行令第五十一条第七項第一号に規定する原子力発電施設等（以下「原子力発電施設等」という。）、加工施設（以下「加工施設」という。）又は試験研究炉等（以下「試験研究炉等」という。）の設置が、その区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県（以下「所在都道府県」という。）に隣接する都道府県について内閣総理大臣が定める同号イに掲げる交付金に係る基準は、その区域の一部が発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号。以下「整備法」という。）第二条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設（設置する予定のものを含む。）の周囲三十キロメートルの区域内にある市町村又は原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設（以下「再処理施設等」という。）、加工施設若しくは試験研究炉等の設置がその区域内において行われ、若しくは予定されている市町村（以下「所在市町村」という。）に隣接する市町村（当該市町村に係る再処理施設等、加工施設若しくは試験研究炉等の設置がその区域内において行われ、又は予定されている都道府県に隣接する都道府県の区域に含まれるものに限る。）であって、その地勢、位置その他の自然的条件及び人口の分布その他の社会的条件に照らして、次に掲げる事業を行うことが、その区域内の住民の安全の確保に資することとなるものをその区域に含む都道府県であることとする。 ［一～五　略］ 六　整備法第二条に規定する発電用施設である原子力発電施設の周囲おおむね三十キロメートルの区域内で、地理的条件等により災害が発生した場合において住民が孤立するおそれのある地域に所在する災害対策基本法第四十九条の七の規定に基づき市町村長が指定避難所として指定する学校体育館等に対する放射線防護対策に資する事業	特別会計に関する法律施行令第五十一条第七項第一号に規定する原子力発電施設等（以下「原子力発電施設等」という。）、加工施設（以下「加工施設」という。）又は試験研究炉等（以下「試験研究炉等」という。）の設置が、その区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県（以下「所在都道府県」という。）に隣接する都道府県について内閣総理大臣が定める同号イに掲げる交付金に係る基準は、その区域の一部が発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設（設置する予定のものを含む。）の周囲三十キロメートルの区域内にある市町村又は原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設（以下「再処理施設等」という。）、加工施設若しくは試験研究炉等の設置がその区域内において行われ、若しくは予定されている市町村（以下「所在市町村」という。）に隣接する市町村（当該市町村に係る再処理施設等、加工施設若しくは試験研究炉等の設置がその区域内において行われ、又は予定されている都道府県に隣接する都道府県の区域に含まれるものに限る。）であって、その地勢、位置その他の自然的条件及び人口の分布その他の社会的条件に照らして、次に掲げる事業を行うことが、その区域内の住民の安全の確保に資することとなるものをその区域に含む都道府県であることとする。 ［一～五　同上］ ［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○金融庁告示第十三号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）、金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）、担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）等の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年四月一日

金融庁長官　伊藤　豊

（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部改正）

第一条　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（財務局長等への権限の委任の例外） **第一条**　銀行法施行令（以下「令」という。）第十七条の二第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行の欄の各項に掲げる銀行に係る同表の権限の欄の各項に定める金融庁長官の権限とする。	（財務局長等への権限の委任の例外） **第一条**　［同上］

項	銀行	権限
一	［略］ ＳＢＩ新生信託銀行株式会社 ［略］	令第十七条の二第一項第一号から第五号までに掲げる金融庁長官の権限（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第四十七条の三の規定による認可及び第四十九条の規定による届出の受理を除く。）
［二～四　略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部改正）

第二条　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十四年金融庁告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等は次に掲げる金融機関等とし、平成十五年一月一日から適用する。	［同上］
［略］	［同上］
ＳＢＩ新生信託銀行株式会社	新生信託銀行株式会社
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部改正）

第三条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十六年金融庁告示第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等は次に掲げる金融機関等とし、平成十六年八月一日から適用する。	［同上］
［略］	［同上］
ＳＢＩ新生信託銀行株式会社	新生信託銀行株式会社
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十八条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を定める件の一部改正）

第四条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十八条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を定める件（平成十六年金融庁告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条及び次条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

項	銀行	権限
一	［同上］ 新生信託銀行株式会社 ［同上］	［同上］
［二～四　同上］		

改正後	改正前
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第十八条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を次のように定め、平成十六年十二月三十日から適用する。	［同上］
［一～十　略］	［一～十　同上］
十一　ＳＢＩ新生信託銀行株式会社	十一　新生信託銀行株式会社
［十二～十八　略］	［十二～十八　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（担保付社債信託法施行令第四条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件の一部改正）

第五条　担保付社債信託法施行令第四条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件（平成十九年金融庁告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）第五条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を次のように定め、平成十九年九月三十日から適用する。	［同上］
［一～十四　略］	［一～十四　同上］
十五　ＳＢＩ新生信託銀行株式会社	十五　新生信託銀行株式会社
［十六～二十二　略］	［十六～二十二　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部改正）

第六条　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（金融商品取引業者等）	（金融商品取引業者等）
第一条　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。	**第一条**　［同上］
［一～六　略］	［一～六　同上］
［号を削る。］	七　あおぞら証券株式会社
七～百十二　［略］	八～百十三　［同上］
［号を削る。］	百十四　ＪＰインベストメント株式会社
百十三～百十七　［略］	百十五～百十九　［同上］
（登録金融機関）	（登録金融機関）
第二条　金融商品取引法施行令第四十三条第二項の金融庁長官の指定する登録金融機関は、次に掲げる者とする。	**第二条**　［同上］
［一～二十三　略］	［一～二十三　同上］
二十四　ＳＢＩ新生信託銀行株式会社	二十四　新生信託銀行株式会社
［二十五～四十五　略］	［二十五～四十五　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○金融庁告示第十四号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百三十条第四項、第百四十一条第一項第五号及び第八号ロ並びに第百四十二条の五第一項第五号及び第八号ロの規定に基づき、顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件（平成十九年金融庁告示第五十八号）及び金融商品取引業等に関する内閣府令第百三十条第四項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件（平成二十五年金融庁告示第三十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年四月一日

金融庁長官　伊藤　豊

（顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件の一部改正）

第一条　顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［一～七　略］	［一～七　同上］
八　投資信託の受益証券及び投資証券（金融商品取引所に上場されているもの又は一般社団法人資産運用業協会（令和八年四月一日に一般社団法人資産運用業協会という名称で設立された法人をいう。）が前日の時価を公表するものに限る。）	八　投資信託の受益証券及び投資証券（金融商品取引所に上場されているもの又は社団法人投資信託協会（昭和三十二年七月十日に社団法人証券投資信託協会という名称で設立された法人をいう。）が前日の時価を公表するものに限る。）
［イ・ロ　略］	［イ・ロ　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融商品取引業等に関する内閣府令第百三十条第四項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件の一部改正）

第二条　金融商品取引業等に関する内閣府令第百三十条第四項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則）	（金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則）
第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令第百三十条第四項に規定する金融庁長官が指定する金融商品取引業協会の規則は、「ファンド監査に関する規則」（一般社団法人資産運用業協会規則）とする。	**第一条**　金融商品取引業等に関する内閣府令第百三十条第四項に規定する金融庁長官が指定する金融商品取引業協会の規則は、「ファンド監査に関する規則」（一般社団法人日本投資顧問業協会規則）とする。
（協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するもの）	（協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するもの）
第二条　金融商品取引業等に関する内閣府令第百三十条第四項に規定する協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するものは、「ファンド監査に関する規則」（一般社団法人資産運用業協会規則）とする。	**第二条**　金融商品取引業等に関する内閣府令第百三十条第四項に規定する協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するものは、「ファンド監査に関する規則」（一般社団法人日本投資顧問業協会規則）とする。

○金融庁告示第十五号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第三百十二条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定国際会計基準）	（指定国際会計基準）
第三条　指定国際会計基準（規則第三百十二条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であって、令和七年十二月三十一日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。	**第三条**　指定国際会計基準（規則第三百十二条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であって、令和六年十二月三十一日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。

○こども家庭庁告示第八号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十条の二十第三項の規定に基づき、特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、告示の日から適用する。

令和八年四月一日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準

（通則）

第一条　特定乳児等通園支援（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、次条に規定する基本単価に第三条の規定による加算を行う方法により算定するものとする。

（基本単価）

第二条　基本単価（特定乳児等通園支援に係る事務費及び事業費を基に定める単価をいう。次条において同じ。）は、次の各号に掲げる法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子ども（申請中期間（法第三十条の二十一第一項に規定する申請中期間をいう。次条において同じ。）にあっては、支給対象小学校就学前子ども（法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。次条において同じ。）とし、乳児等支援給付認定保護者（法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。次条において同じ。）が利用する特定乳児等通園支援に係るものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　満一歳未満の乳児等支援給付認定子ども　千七百円

二　満一歳以上満三歳未満の乳児等支援給付認定子ども　千四百円

（加算）

第三条　特定乳児等通園支援事業者（法第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下この条において同じ。）が、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四条第二項に規定する障害児に特定乳児等通園支援を提供する場合であって、当該障害児について適切に特定乳児等通園支援を提供するための体制を確保しているときには、基本単価に六百円を加算するものとする。ただし、当該特定乳児等通園支援の利用について次項又は第三項の規定により加算する場合については、この限りでない。

2　特定乳児等通園支援事業者が、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第二条第二項に規定する医療的ケア児に特定乳児等通園支援を提供する場合であって、当該医療的ケア児に対して同条第一項に規定する医療的ケアを行う看護師等（保健師、助産師、看護師若しくは准看護師又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第十一条第二項に規定する喀痰（かくたん）吸引等研修の課程を修了した者をいう。）の配置その他により当該医療的ケア児に対して適切に特定乳児等通園支援を提供するための体制を確保しているときには、基本単価に二千五百円を加算するものとする。ただし、当該特定乳児等通園支援の利用について前項又は次項の規定により加算する場合については、この限りでない。

3　特定乳児等通園支援事業者が、乳児等通園支援（法第七条第十一項に規定する乳児等通園支援をいう。以下この項において同じ。）を行う事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子ども（第五項第二号ハにおいて「要支援家庭子ども」という。）に特定乳児等通園支援を提供する場合であって、当該要支援家庭子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、必要な子ども・子育て支援（同条第一項に規定する子ども・子育て支援をいい、乳児等通園支援を除く。）を提供するため、市町村（特別区を含む。同号ロにおいて同じ。）、都道府県、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携を図るときには、基本単価に六百円を加算するものとする。ただし、当該特定乳児等通園支援の利用について前二項の規定により加算する場合については、この限りでない。

4　特定乳児等通園支援事業者が、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和七年内閣府令第九十五号）第四条第一項に規定する面談（申請中期間において法第三十条の十五第一項の認定に係る支給対象小学校就学前子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、同令第四条第一項の面談に準じて面談を行う場合にあっては、当該面談）を効果的に行い、かつ、乳児等支援給付認定保護者が乳児等支援給付認定子どもについて、当該特定乳児等通園支援事業所（特定乳児等通園支援を行う事業所をいう。以下この条において同じ。）において初めて特定乳児等通園支援を利用した後に、当該乳児等支援給付認定子どもの利用の状況等を当該乳児等支援給付認定保護者に伝達するための面談を行う場合には、次の各号に掲げる乳児等支援給付認定子どもの区分に応じ、基本単価に当該各号に定める額を加算するものとする。ただし、申請中期間において支給対象小学校就学前子どもの特定乳児等通園支援の利用についてこの項の規定により加算した場合には、当該支給対象小学校就学前子どもに係る法第三十条の十五第一項の認定の効力が生じた日以後の特定乳児等通園支援の利用については、加算しない。

一　満一歳未満の乳児等支援給付認定子ども　千七百円を利用時間（当該乳児等支援給付認定子どもについての特定乳児等通園支援の利用につき法第三十条の二十第三項の規定（当該乳児等支援給付認定子どもが支給対象小学校就学前子どもである場合にあっては、法第三十条の二十一第二項の規定）により乗ずる時間をいう。以下この条において同じ。）で除して得た額

二　満一歳以上満三歳未満の乳児等支援給付認定子ども　千四百円を利用時間で除して得た額

5　特定乳児等通園支援事業者が、特定乳児等通園支援を利用する乳児等支援給付認定保護者について特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準第十二条第二項の規定による支払の額を減額した場合には、次の各号に掲げる当該乳児等支援給付認定保護者の区分に応じ、基本単価に当該各号に定める額（特定乳児等通園支援事業者が減額した額が当該各号に定める額を下回る場合には、当該減額した額）を加算するものとする。

一　特定乳児等通園支援のあった月において生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者である乳児等支援給付認定保護者　三百円

二　次に掲げる乳児等支援給付認定保護者（前号に掲げる者を除く。）　二百円

イ　乳児等支援給付認定保護者及び当該乳児等支援給付認定保護者と同一の世帯に属する者について特定乳児等通園支援のあった月の属する年度（特定乳児等通園支援のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度。ロにおいて同じ。）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。ロにおいて同じ。）に係る法第三十条の四第三号に規定する市町村民税世帯非課税者である場合における当該乳児等支援給付認定保護者

ロ　乳児等支援給付認定保護者及び当該乳児等支援給付認定保護者と同一の世帯に属する者について特定乳児等通園支援のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十一条に規定する規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額（乳児等支援給付認定保護者又は当該乳児等支援給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を同項の指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した額）が七万七千百一円未満である場合における当該乳児等支援給付認定保護者

ハ　その子どもが要支援家庭子どもである場合その他の市町村長（特別区の区長を含む。）が特に必要と認める場合における乳児等支援給付認定保護者

６　特定乳児等通園支援事業者が、特定乳児等通園支援を行う事業の用に供する建物を賃借しており、かつ、当該建物について賃料を支払っている場合には、基本単価に二百円を加算するものとする。ただし、当該特定乳児等通園支援事業所における特定乳児等通園支援の利用について、この項の規定により加算した額に利用時間を乗じた額の総額が、当該建物の一月当たりの賃料に既に達しているか、又は加算することによってこれを超えることになると認めるときは、加算しない。

７　特定乳児等通園支援事業所が、次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域に所在する場合には、基本単価に三百円を加算するものとする。

一　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

二　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島

三　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯

四　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

五　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

六　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島

七　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

八　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

九　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

十　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域及び同法第三条第一項又は第二項の規定により同法第二条第一項に規定する過疎地域とみなして同法の規定を適用する地域

８　特定乳児等通園支援事業者が、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者が乳児等支援給付認定子どもについて当該特定乳児等通園支援事業所において特定乳児等通園支援を初めて利用した日が属する月の翌月以降の当該乳児等支援給付認定子どもの特定乳児等通園支援の利用に際し、各月において一回以上当該乳児等支援給付認定子どもの特定乳児等通園支援の利用の状況等を伝達し、かつ、当該乳児等支援給付認定保護者からの育児に関する相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行う場合には、基本単価に千四百円を利用時間で除して得た額を加算するものとする。ただし、申請中期間において支給対象小学校就学前子どもの特定乳児等通園支援の利用についてこの項の規定により加算した場合には、当該支給対象小学校就学前子どもに係る法第三十条の十五第一項の認定の効力が生じた日が属する月における同日以後の当該支給対象小学校就学前子どもの特定乳児等通園支援の利用については、加算しない。

（特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準の特例）

第四条　こども家庭庁長官は、緊急その他やむを得ない事由がある場合は、前各条の規定にかかわらず、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第六条に規定するこども家庭審議会の意見を聴いた上で、特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準を別に定めることができる。

○総務省告示第百五十七号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第四項の規定に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を変更後欄に掲げるもののように改め、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

変更後	変更前
第１　基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項	第１　［同左］
［略］	［同左］
［１・２　略］	［１・２　同左］
３　その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項	３　その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項
(1)　基幹放送を行う民間基幹放送事業者による基幹放送（全国放送であるものを除く。）については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその基幹放送を通じて地域住民の要望に応えることにより、基幹放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。	基幹放送を行う民間基幹放送事業者による基幹放送（全国放送であるものを除く。）については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその基幹放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、基幹放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。
(2)　地上基幹放送（受信障害対策中継放送、コミュニティ放送及び臨時かつ一時の目的のための放送を除く。）を行う民間基幹放送事業者にあっては、基幹放送の健全な発達を図るため、その地上基幹放送の業務の適正を確保するために必要な体制の整備をその経営の規模その他の事情に応じ、十分に行うこと。	

第２　放送法第93条第１項第６号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合（特定地上基幹放送事業者の場合にあっては、第７条第２項第４号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合） １　「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。 ［(1)～(7)　略］ (8)　地上基幹放送（受信障害対策中継放送、コミュニティ放送及び臨時かつ一時の目的のための放送を除く。）を行う民間基幹放送事業者にあっては、その地上基幹放送の業務の適正を確保するために必要な体制の整備をその経営の規模その他の事情に応じ、十分に行っていること。 ２　［略］	第２　［同左］ １　［同左］ ［(1)～(7)　同左］ ［新設］ ２　［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第２の１の変更規定は、令和九年四月一日から施行する。

○総務省告示第百五十八号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条第一項の規定に基づき、放送法施行規則第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書及び事業収支見積書の変更の届出に関する事項を次のように定めることとしたので、告示する。

なお、平成二十三年総務省告示第二百七十一号（放送法施行規則第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件）は、廃止する。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正

届出を要する事項は、放送法施行規則別表第七の一号、第七の二号若しくは第七の三号の表に掲げる事項（放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の審議機関に関する事項を除く。以下同じ。）又は同規則別表第八号の変更に係る事項とし、届出は、次の表の上欄の区分に従い、同表の下欄に掲げる提出書類（別表第七の一号の表に掲げる事項の変更に係るものにあっては、その写し一通を含む。）を遅滞なく提出して行うものとする。

区分	提出書類
一　経営形態及び資本又は出資の額	変更後の定款又は寄附行為
二　主たる出資者及びその議決権の数 三　役員に関する事項 四　基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要 五　地上基幹放送事業者にあっては十分の一を超える議決権を有する者、衛星基幹放送事業者又は移動受信用地上基幹放送事業者にあっては三分の一を超える議決権を有する者に関する事項 六　地上基幹放送事業者にあっては十分の一を超える議決権を有する他の基幹放送事業者、衛星基幹放送事業者にあっては十分の一を超える議決権を有する他の基幹放送事業者又は三分の一を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者、移動受信用地上基幹放送事業者にあっては三分の一を超える議決権を有する他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項 七　業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項	一　放送法施行規則第六十六条第一項に規定する様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの 二　役員に関する事項に変更があった場合には、新たに選任された役員等の履歴書を添えること。
八　週間放送番組の編集に関する事項	四月及び十月の週間放送番組表（二以上の認定基幹放送事業者により一の周波数を一定時間ずつ使用して放送する場合は、変更があった月の週間放送番組表）
九　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項	変更事項について新旧を対比したもの
十　事業収支見積に関する事項	放送法施行規則第六十六条第一項に規定する様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの
十一　その他の事項	変更事項について新旧を対比したもの

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、表の七の項については、令和九年四月一日から適用する。

○総務省告示第百五十九号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十項の規定に基づき、令和八年度地方債同意等基準を次のように定めたので、同項の規定により公表する。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正

第一　総括的事項

一　地方債同意等基準の策定方針等

１　地方債同意等基準は、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第５条の３第10項の規定に基づき、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるとともに、その運用の公正・透明性の確保を図る観点から、定めるものとする。

２　令和８年度の地方債の同意又は許可（以下「同意等」という。）は、令和８年度地方債計画の事業別計画額を基準として行うものとする。なお、補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金を対象とする地方債、国の予算等貸付金債並びに財政融資資金による地方債の同意等については、国の予算の範囲内で行う。

また、地方債の資金に関しては、公的資金は民間資金の補完であることを基本とし、各資金及び事業の性格、事業量並びに地方公共団体の資金調達能力、財政状況及び財政運営の健全性等を踏まえた適切かつ柔軟な資金配分を行うものとする。

二　地方債協議等のスケジュール等

１　地方財政法施行令（昭和23年政令第267号。以下「地財令」という。）第２条第１項第１号に掲げる地方公共団体の地方債の協議又は許可申請（以下「協議等」という。）に係る同条第２項若しくは第21条第２項に規定する総務大臣が定める期間又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「健全化令」という。）第14条第１項に規定する総務大臣が定める期間は、原則として、通常の場合の協議等にあっては７月までの間で総務大臣が定める日まで、国の補正予算等による地方負担額の増その他事業費の増等に伴う追加の協議等にあっては当該年度末までの間で総務大臣が定める日までの期間とする。

また、民間等資金債（市場公募債及び銀行等引受債をいう。以下同じ。）の４月から７月発行等のため、早期の同意等を要する場合には、別に定めるところにより、当該地方債の発行に支障を来さないよう早期の協議等を行うものとする。

２　地方債の同意等に関する地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の３第１項に規定する通常要すべき標準的な期間は、協議等から同意等まで、おおむね１か月とし、当該年度末までに同意等が行われるものとする。

３　本基準における用語の使用については、地財法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）、地財令、健全化令及び地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号。以下「省令」という。）の例による。

４　本基準のほか、各年度の地方債の同意等に当たり必要な事項は別に定める。

第二　協議団体に係る同意基準

一　一般的同意基準

１　一般的事項

⑴　地方債の協議は、地方債計画の事業区分を基本とし、二に定める事業区分を協議の単位として行うものとする。

⑵　地方債の協議においては、原則として、一般的同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

２　地方債を財源とする事業

地方債の発行は、世代間の負担の公平や地方債を発行する地方公共団体の財政運営の健全性、財政秩序の維持、受益者負担の原則等を損なわないものである必要があり、それぞれの事業に係る同意に当たっては、次のような点についても、留意するものとする。

⑴　公営企業（主としてその経費（一般会計又は他の特別会計からの繰入れ（以下「他会計繰入金」という。）による収入をもって充てることとされている経費を除く。）を当該事業により生じる収入をもって充てることのできる事業をいう。以下同じ。）の財源に充てるための地方債（以下「公営企業債」という。）については、建設改良費及び準建設改良費（省令第12条及び附則第６条に規定する建設改良費に準ずる経費をいう。）（以下「建設改良費等」という。）等の公営企業に要する経費の財源とする場合であって、償還期限を定めない公営企業債の場合を除き、当該経費が合理的な期間内に、当該事業により生じる収入、合理的な範囲内における他会計繰入金等によって、確実に回収されることが見込まれると認められるものであること。

⑵　出資金又は貸付金の財源に充てるための地方債については、出資金にあっては、地方債の償還財源としての出資金が当該地方公共団体の財産として将来にわたり出資先に維持される等地方債を財源として出資を行うことに合理性があるものであること。貸付金にあっては、貸付金の回収が確実と認められるものであること等地方債を財源として貸付けを行うことに合理性があるものであること。

⑶　借換債については、当初の実質的な償還年限の範囲内のものであって地方公共団体の負担の増大をもたらすものでないもの、施設の耐用年数に比して財源とした地方債の償還期間が短いこと等により元利償還の平準化や償還年限の延長を図ることに合理的な理由がある場合等であって、借換後の償還年限が、施設の耐用年数の範囲内である等当該地方公共団体の財政運営上、適切と考えられるものであること。

⑷　災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費（以下「災害復旧事業費等」という。）の財源に充てるための地方債については、当該災害復旧事業等の対象とする公共施設、公用施設等の復旧に必要な範囲内のものであること。また、災害救助事業等の財源とする場合においては、地方交付税による財源措置等との均衡がとれた範囲内のものであること。

⑸　公共施設又は公用施設の建設事業費の財源に充てるための地方債については、当該事業に係る地方債の元利償還を主として税等によることが適当と認められる事業であって、かつ、事業費のうち地方債を財源とする割合が、世代間の負担の公平等の観点から適当と認められる範囲内のものであること。

⑹　補助金の財源に充てるための地方債については、地財法第５条第５号に規定する法人が行う地方公共団体が自ら公共施設を建設する事業と同様の建設事業であって、助成の範囲が公共性等の観点から合理的な範囲のものであること。

⑺　公共施設等の除却に要する経費の財源に充てるための地方債については、地財法第33条の５の８に規定する地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画（以下「公共施設等総合管理計画」という。）に基づいて行われることにより、財政負担の軽減、平準化等が図られると認められる除却事業を対象とするものであること。

３　償還年限等に関する事項

償還年限については、それぞれの事業に係る公的資金の償還年限との均衡や次に掲げる事項に留意するとともに、公的資金の償還年限が最長30年（建設改良費等に係る公営企業債（一般会計債のうち、公営企業の施設の整備に係る過疎対策事業を含む。）にあっては最長40年）であることに照らし、原則として、償還年限は30年以内（建設改良費等に係る公営企業債にあっては40年以内）とすることが適当であるものとする。

なお、複数の目的の地方債を一括して民間等資金（市場公募資金及び銀行等引受資金をいう。以下同じ。）により発行する場合にあっては、当該複数の目的を考慮した償還年限を設定することが必要であるものとする。

⑴　公営企業債の償還年限については、償還期限を定めない公営企業債の場合を除き、建設改良費等に係る公営企業債の償還年限は、公営企業債を財源として建設又は改良しようとする施設の耐用年数等の範囲内であり、当該地方債の償還が料金等の収入によって賄われる期間内のものであること。

なお、施設の耐用年数が著しく長期であること等により、資本費の平準化を図るべき合理性を有する場合には、一定の元金償還金について、公営企業債を財源とすることができるものであること。

⑵　出資金又は貸付金の財源に充てるための地方債の償還年限については、出資金にあっては、当該出資に係る対象団体又は対象事業に応じ、償還に要する元利償還金と当該出資により得られる収入や効果との均衡がとれる範囲内のものであること。貸付金にあっては、当該貸付けの償還年限との均衡がとれているものであること。

⑶　借換債の償還年限については、当該借換えの対象となる地方債を財源とする事業の状況、施設の耐用年数、当該団体の公債費負担等の財政状況を踏まえ、適当と認められるものであること。

⑷　災害復旧事業費等の財源に充てるための地方債の償還年限については、財政上の応急措置として負担を後年度に繰り延べる趣旨を踏まえ、当該団体の財政状況、災害復旧事業の事業量や事業期間等の均衡を考慮した上で、速やかな償還期間を設定しているものであること。

⑸　公共施設又は公用施設の建設事業費の財源に充てるための地方債の償還年限については、当該地方債を財源として建設しようとする公共施設又は公用施設の耐用年数の範囲内であり、世代間の負担の公平の観点から、適当と考えられるものであること。

４　資金に関する事項

⑴　公的資金

原則として、地方債計画上、当該公的資金を充当することを予定している事業に充当するものであること。

⑵　民間等資金

地方債の資金の調達がおおむね見込まれるものであって、かつ金利等の条件について当該地方公共団体に多大な財政負担をもたらすものでないこと。

二　協議に当たっての事業区分

１　通常収支分

地方債（通常収支分）の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、２に掲げる事業の対象となるものを除く。）。

㈠　一般会計債

⑴　公共事業等

公共事業等については、補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに独立行政法人水資源機構の行う河川事業及び農業農村整備事業並びに国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う農業農村整備事業及び林道事業に係る法令に基づく負担金を対象とするものとする（ただし、他の事業区分に属する事業の対象となるものを除く。なお、国庫補助（交付金を含む。）を受けて市町村が実施する施設整備事業については、公共事業等の対象ではなく、㈠の⑵以下の事業の対象とするものとする。）。

⑵　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業については、「第１次国土強靱化実施中期計画」（令和７年６月６日閣議決定）に基づき推進が特に必要となる施策（以下「国土強靱化施策」という。）の補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに独立行政法人水資源機構の行う国土強靱化施策の河川事業及び農業農村整備事業に係る法令に基づく負担金を対象とするものとする。

⑶　公営住宅建設事業

公営住宅建設事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする（ただし、地方公共団体が実施するものに限る。）。

ア　公営住宅その他の公的賃貸住宅の整備事業等

イ　アの事業に関連して実施する事業

ウ　空き家再生等推進事業（公的賃貸住宅等として整備するものに限る。）

エ　アイヌ住宅資金等貸付事業

⑷　災害復旧事業

災害復旧事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

ア　補助災害復旧事業及び直轄災害復旧事業

次に掲げる補助事業（地方公営企業に係るものを除く。）に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金（独立行政法人の行う災害復旧事業に係る法令に基づく地方公共団体の負担金を含む。）

㋐　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第３条、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第３条、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）第３条及び公営住宅法（昭和26年法律第193号）第８条第３項の規定に基づき国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業

㋑　国庫補助の対象となる都市災害復旧事業

㋒　その他立法措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業（イに掲げるものを除く。）

㋓　その他特別の予算措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業及び㋐から㋒までに掲げるものに準ずる災害復旧事業

イ　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第102条第１項の規定に基づく歳入欠かん債及び災害対策債

ウ　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第24条第１項及び第２項の規定に基づく公共土木施設等小災害復旧事業及び農地等小災害復旧事業

エ　地方公営企業災害復旧事業

オ　公共施設又は公用施設に係る火災復旧事業

カ　一般単独災害復旧事業（公共施設、公用施設及び別に定める農地に係る災害復旧事業のうち、アの対象とならなかったもので、イからオまでに掲げるものを除いたもの並びに単独の災害関連事業をいう。）

⑸　教育・福祉施設等整備事業

①　学校教育施設等整備事業

学校教育施設等整備事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

ア　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第３条第１項の規定に基づく国庫負担及びその他の国庫補助（交付金を含む。）を受けて実施する学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額（イ及びウに掲げるもの並びに都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）

イ　地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）第４条の規定に基づく学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額

ウ　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第１項の規定に基づく交付金及びその他の国庫補助（交付金を含む。）を受けて実施する事業のうち、義務教育諸学校等及び公立認定こども園の補強事業（イに掲げるものを除く。）及び防災機能強化事業に係る地方負担額

エ　単独事業として行う学校教育施設等の整備事業

②　社会福祉施設整備事業

社会福祉施設整備事業については、児童福祉施設その他の社会福祉施設のうち、公営企業債の対象となる施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校を除いた施設の整備事業を対象とするものとする（ただし、都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）。

③　一般廃棄物処理事業

一般廃棄物処理事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする（ただし、都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）。

ア　し尿処理施設整備事業

イ　ごみ処理施設整備事業

ウ　清掃運搬施設等整備事業

④　一般補助施設整備等事業

一般補助施設整備等事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

ア　原則として、国庫補助金を伴う事業のうち次に掲げる事業

(ｱ)　原子力発電施設等立地地域振興特別事業

(ｲ)　畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業

(ｳ)　沖縄振興特別推進交付金事業

(ｴ)　沖縄離島活性化推進事業

(ｵ)　沖縄振興特定事業推進事業

(ｶ)　沖縄北部連携促進特別振興事業

(ｷ)　沖縄観光景観形成支援事業

(ｸ)　沖縄産業創出支援事業（沖縄持続可能な交通環境構築推進事業に限る。）

(ｹ)　沖縄産業技術開発事業（沖縄先端医療技術基盤形成促進事業に限る。）

(ｺ)　駐留軍用地跡地先行取得事業

(ｻ)　特定臨時避難施設整備事業

(ｼ)　奄美群島振興交付金事業（農業創出緊急支援事業に限る。）

(ｽ)　未買収道路用地取得事業（沖縄県に限る。）

(ｾ)　防災集団移転事業

(ｿ)　豪雪対策整備事業

(ﾀ)　認定こども園整備事業（他の事業区分に属する事業の対象となるものを除く。）

(ﾁ)　児童相談所一時保護施設整備事業

(ﾂ)　有明海・八代海等再生事業

(ﾃ)　地震対策緊急整備事業等

(ﾄ)　活動火山対策避難施設整備事業

(ﾅ)　住宅資金等貸付事業

(ﾆ)　庁舎整備事業

(ﾇ)　特定地域再生事業（公共施設又は公用施設の除却事業に限る。）

(ﾈ)　特定間伐等促進対策事業

(ﾉ)　地域未来交付金事業（地域再生法（平成17年法律第24号）第５条第４項第１号イに規定する事業（施設整備事業等に限る。））

(ﾊ)　地方大学・地域産業創生事業

(ﾋ)　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業、重要文化財等防災施設整備事業及び史跡等購入事業に限る。）

(ﾌ)　アイヌ政策推進交付金事業

(ﾍ)　地域公共交通再構築事業（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第２条第９号に規定する鉄道事業再構築事業に係るものに限る。）

(ﾎ)　農業構造転換集中対策事業（農業構造転換集中対策のうち農業農村整備（農地の大区画化等）及び共同利用施設の再編集約・合理化（「更なる加速化」の対象事業に限る。）に係る事業）

(ﾏ)　ペロブスカイト太陽電池導入事業

イ　国庫補助（交付金を含む。）を受けて市町村が実施する施設整備事業のうち、アに掲げる事業及び他の事業区分に属する事業の対象とならない事業

ウ　国庫補助金を伴う出資金・貸付金（チッソ分）

エ　特別転貸債

(ｱ)　指定都市高速道路公社が行う有料道路の整備事業

(ｲ)　外貿埠頭会社等が行う特定用途港湾施設（コンテナ埠頭及びフェリー埠頭）の整備事業

(ｳ)　港湾運営会社が行う埠頭群を構成する港湾施設の整備事業

(ｴ)　国土交通大臣が指定する指定会社が行う外貿埠頭の整備事業

(ｵ)　独立行政法人空港周辺整備機構が行う空港周辺整備事業

(ｶ)　独立行政法人奄美群島振興開発基金が行う融資事業

⑤　施設整備事業（一般財源化分）

施設整備事業（一般財源化分）については、平成17年度及び平成18年度に一般財源化された次の補助金等が対象としていた施設・設備整備事業等を対象とするものとする。

ア　次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所及び児童相談所に係るものに限る。）

イ　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

ウ　社会福祉施設等施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）

エ　消防防災設備整備費補助金

⑹　一般単独事業

①　一般事業

一般事業については、地方単独事業のうち他の事業区分に属する事業の対象とならない事業を対象とするものとする（ただし、地域開発事業（内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。）及び観光その他事業（観光施設事業に限る。）を新たに行う法人に対する出資金、貸付金及び補助金に係る地方債については、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。

②　地域活性化事業

地域活性化事業については、地域の経済循環の創造に資する事業、活力ある経済・生活圏の形成のための連携中枢都市圏構想や定住自立圏構想の推進に資する事業等地域の活性化のための基盤整備事業を対象とするものとする。

③　防災対策事業

防災対策事業については、地方単独事業として行う防災基盤の整備事業、公共施設又は公用施設の耐震化事業及び自然災害を未然に防止するために行う事業を対象とするものとする。

④　地方道路等整備事業

地方道路等整備事業については、地方単独事業として行う道路、農道及び林道の整備事業を対象とするものとする。

⑤　旧合併特例事業

旧合併特例事業については、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）の下で合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業並びに市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15か年度（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第２項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）である合併市町村又は同条第３項に規定する特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）をその区域とする合併市町村においては20か年度）の間（以下「発行可能期間」という。）に市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第10号）による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の下で都道府県の構想に位置付けられた市町村が行う合併市町村基本計画に基づく事業（発行可能期間に実施設計に着手した事業を含む。）又は平成22年３月31日までに合併した市町村において発行可能期間に都道府県等が行う交通基盤の整備事業を対象とするものとする。

⑥　緊急防災・減災事業

緊急防災・減災事業については、防災基盤の整備事業及び公共施設又は公用施設の耐震化事業で、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等（地財法第33条の５の14に規定する計画に基づいて行われる情報システム又は情報通信機器等の整備を含み、機能強化を伴わない既存の施設・設備の更新を除く。）を対象とするものとする。

⑦　公共施設等適正管理推進事業

公共施設等適正管理推進事業については、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等における次に掲げる地方単独事業等を対象とするものとする。

ア　集約化・複合化事業

イ　長寿命化事業

ウ　転用事業

エ　立地適正化事業

オ　ユニバーサルデザイン化事業

カ　除却事業

なお、令和２年度地方債同意等基準（令和２年総務省告示第127号）第二の二の１の㈠の⑹の⑦のカに定める「市町村役場機能緊急保全事業」については、令和２年度までに実施設計に着手した事業を引き続き対象とするものとする。

⑧　緊急自然災害防止対策事業

緊急自然災害防止対策事業については、緊急自然災害防止対策事業計画において緊急に行うべき事業として位置付けられた災害発生予防及び災害拡大防止に係る地方単独事業を対象とするものとする。

⑨　緊急浚渫推進事業

緊急浚渫推進事業については、地財法第33条の５の11の規定に基づき、同条に規定する計画において緊急に行うべき事業として位置付けられたしゆんせつ及び樹木の伐採に係る地方単独事業を対象とするものとする。

⑩　脱炭素化推進事業

脱炭素化推進事業については、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第１項に規定する地方公共団体実行計画（同条第２項に掲げる事項について定める計画）に基づいて行われる再生可能エネルギー設備等の整備、公共施設又は公用施設のＺＥＢ基準への適合、省エネルギー改修及びＬＥＤ照明の導入並びに電動車の導入に係る地方単独事業を対象とするものとする。

⑪　こども・子育て支援事業

こども・子育て支援事業については、こども・子育てを支援するための施設の整備事業であって、こども基本法（令和４年法律第77号）第10条第１項又は第２項に規定する都道府県こども計画又は市町村こども計画に基づいて行われる地方単独事業（機能強化を伴わない既存の施設・設備の更新を除く。）を対象とするものとする。

⑫　デジタル活用推進事業

デジタル活用推進事業については、地財法第33条の５の14に規定する計画に基づいて行われる情報システム又は情報通信機器等の整備に係る地方単独事業等を対象とするものとする。

⑬　高等学校教育改革等推進事業

高等学校教育改革等推進事業については、都道府県が策定する高等学校教育改革実行計画に基づいて行われる公立の高等学校等の施設設備の整備に係る地方単独事業を対象とするものとする。

⑺　辺地及び過疎対策事業

①　辺地対策事業

辺地対策事業については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第３条第１項の規定による総合整備計画（同計画策定時から10年以内又は最初の計画変更時から５年以内のいずれか長い期間に実施する事業に限る。）に基づいて行う同法第２条第２項に規定する公共的施設の整備事業を対象とするものとする。

②　過疎対策事業

過疎対策事業については、過疎地域の市町村が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号。以下「過疎法」という。）第８条第１項の規定による過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う次の事業を対象とするものとする。

ア　過疎法第14条第１項に規定する出資及び施設の整備事業

イ　過疎法第14条第２項に規定する過疎地域持続的発展特別事業（将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業。市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費、法令に基づき負担が義務付けられている経費、地方債の元利償還金に要する経費及び地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費については対象外としている。）

⑻　公共用地先行取得等事業

公共用地先行取得等事業については、公共事業等を効率的に執行し、又は国土の利用を総合的かつ計画的に推進するために行う用地の取得を対象とするものとする。

⑼　行政改革推進

行政改革推進については、自主的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業等について、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取組による将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができると見込まれる額の範囲内で地方債を充当することが可能な額を対象とするものとする。

⑽　調整

調整については、次に掲げる額を対象とするものとする。

ア　法人住民税法人税割の減税等に伴う影響額について、地財法第33条の５の９の規定に基づき算出した額

イ　特別法人事業税等による減収に係る額について、地財法第33条の５の10の規定に基づき算出した額

ウ　地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業に係る通常の地方債に加え、愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法（令和７年法律第85号）第２条に規定する組織委員会に対する当該地方公共団体の負担金の額の範囲内で地方債を充当することが可能な額

㈡　公営企業債

⑴　水道事業

水道事業については、上水道及び簡易水道に係る建設改良費等並びに用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする。

⑵　工業用水道事業

工業用水道事業については、工業用水道の建設改良費等及び用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする。

⑶　交通事業

交通事業については、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業及び船舶運航事業の建設改良費等、用途廃止施設の処分等に要する経費並びに経営改善実行計画に基づいて経営改善に取り組む事業に係る資金不足額及び経営改善の実施に要する経費を対象とするものとする。

経営改善実行計画に基づいて経営改善に取り組む事業に係る資金不足額及び経営改善の実施に要する経費については、当該取組により収支改善が見込まれる額の範囲内を対象とするものとする。

⑷　電気事業・ガス事業

電気事業・ガス事業については、電気事業及びガス事業に係る施設の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする。

⑸　港湾整備事業

港湾整備事業については、埠頭用地、上屋、荷役機械、引船、貯木場等の建設改良費等及び用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする。

⑹　病院事業・介護サービス事業

病院事業・介護サービス事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

①　病院事業

病院事業については、病院、診療所その他の医療施設、職員宿舎及び看護師宿舎の建設改良費等、医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等、用途廃止施設の処分等に要する経費並びに経営改善実行計画に基づいて経営改善に取り組む事業に係る資金不足額又は流動負債の額が流動資産の額を上回る額（以下「資金不足額等」という。）を対象とするものとする。

経営改善実行計画に基づいて経営改善に取り組む事業に係る資金不足額等については、当該取組により収支改善が見込まれる額の範囲内を対象とするものとする。

②　介護サービス事業

介護サービス事業については、介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、訪問看護ステーション及び職員宿舎の建設改良費等、介護のために必要な機械器具の整備費等並びに用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする。

⑺　市場事業・と畜場事業

市場事業・と畜場事業については、中央卸売市場及び地方卸売市場並びにと畜場の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする。

⑻　地域開発事業

地域開発事業については、臨海土地造成事業、内陸工業用地等造成事業、流通業務団地造成事業、都市開発事業及び住宅用地造成事業における建設改良費等並びに用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする（ただし、内陸工業用地等造成事業又は住宅用地造成事業を新たに行う場合には、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。

⑼　下水道事業

下水道事業については、公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする。

⑽　観光その他事業

観光その他事業については、観光施設事業、有料道路事業、駐車場整備事業及びその他事業（公営企業債の対象事業のうち、上記に掲げる事業以外の事業であって、主としてその経費を当該事業により生じる収入をもって充てることができる事業をいう。）における建設改良費等並びに用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする（ただし、観光施設事業を新たに行う場合には、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。

⑾　公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人のうち地方公共団体が主導的に設立したもの若しくは公立大学法人（附属病院に係るものに限る。）に対する出資金、貸付金若しくは補助金又は公営企業型地方独立行政法人に対する貸付金若しくは出資金について起債を行う場合には、当該法人が実施する事業の内容に応じ、これに相当する事業に係る地方債において取り扱うものとする。

⑿　公営企業に附帯する事業について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

⒀　石川県又は令和６年能登半島地震において災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村のうち、次のいずれかに該当する市町村（以下「令和６年能登半島地震特定被災市町村」という。）若しくは令和６年能登半島地震特定被災市町村が加入する一部事務組合等が、令和６年能登半島地震に伴う料金の減免や事業休止等により令和８年度において発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

ア　震度６弱以上が観測された市町村

イ　住宅の全壊世帯数（戸数）が災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）別表第３に掲げる世帯数（戸数）以上の市町村（半壊は２戸をもって全壊１戸とする。）

ウ　公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地方負担額の標準税収入割合が５％を超えている市町村

㈢　国の予算等貸付金債

国の予算等貸付金債については、国の予算又は政府関係機関等から貸し付けられる貸付金を対象とするものとする。

㈣　補正予算債

補正予算債については、国の補正予算等に伴う地方負担額に対する地方財政措置の内容に応じて別に定めるところにより対象とするものとする。

㈤　減収補塡債

⑴　減収補塡債

減収補塡債については、地財法第５条ただし書の規定に基づき、地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業について、当該事業に係る通常の地方債に加えて、原則として、都道府県分については、令和８年度の道府県民税法人税割及び利子割、法人事業税並びに特別法人事業譲与税の基準財政収入額の算定基礎となった収入見込額に比してそれぞれ実際の税収見込額が下回る額、市町村分については、令和８年度の市町村民税法人税割及び利子割交付金並びに法人事業税交付金の基準財政収入額の算定基礎となった収入見込額に比してそれぞれ実際の税収見込額が下回る額の範囲内の額を対象とするものとする。

⑵　減収補塡債（特例分）

減収補塡債（特例分）については、地財法第33条の５の３の規定に基づき算出した額を対象とするものとする。

㈥　その他

上記以外を対象とするものとする。

２　東日本大震災分（復旧・復興事業）

地方債（東日本大震災分（復旧・復興事業））の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、㈠の⑴、⑶及び⑷、㈡の⑴から⑶まで、㈢並びに㈣に掲げる事業については、東日本大震災復興特別会計予算に係る事業に係るものに限る。）。

㈠　一般会計債

⑴　公営住宅建設事業

公営住宅建設事業については、１の㈠の⑶ア及びイに掲げる事業を対象とするものとする（ただし、地方公共団体が実施するものに限る。）。

⑵　災害復旧事業

災害復旧事業については、地方公営企業災害復旧事業を対象とするものとする（ただし、東日本大震災復興特別会計予算に係る事業及び東日本大震災に係る復旧事業として行う地方単独事業に係るものに限る。）。

⑶　一般補助施設整備等事業

一般補助施設整備等事業については、復興事業に係る地方負担額（ただし、地方交付税法（昭和25年法律第211号）附則第４条に規定する震災復興特別交付税が交付される額を除く。）を対象とするものとする。

⑷　一般単独事業

一般単独事業については、貸付金を対象とするものとする。

㈡　公営企業債

⑴　公営企業債については、水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業・ガス事業、港湾整備事業、病院事業・介護サービス事業、市場事業・と畜場事業、地域開発事業、下水道事業及び観光その他事業を事業区分とし、それぞれ１の㈡の⑴から⑽までに定める事業を対象とするものとする。

⑵　公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人のうち地方公共団体が主導的に設立したもの若しくは公立大学法人（附属病院に係るものに限る。）に対する出資金、貸付金若しくは補助金又は公営企業型地方独立行政法人に対する貸付金若しくは出資金について起債を行う場合の取扱いについては、１の㈡の⑾に定める取扱いを準用する。

⑶　公営企業に附帯する事業について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

⑷　特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合等が、東日本大震災に伴う料金の減免や事業休止等により令和８年度において発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

㈢　国の予算等貸付金債

国の予算等貸付金債については、国の予算から貸し付けられる貸付金を対象とするものとする。

㈣　補正予算債

補正予算債については、国の補正予算等に伴う地方負担額に対する地方財政措置の内容に応じて別に定めるところにより対象とするものとする。

三　早期協議手続に関する事項

民間等資金債の４月から７月発行等のために早期同意が必要なものについては、別に定めるところにより、早期協議・同意を行うものとする。

第三　許可団体に係る許可基準

一　健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合等

１　健全化判断比率（健全化法第３条第１項に規定する健全化判断比率をいう。以下同じ。）のいずれかが早期健全化基準（健全化法第２条第５号に規定する早期健全化基準をいう。以下同じ。）以上である地方公共団体及び健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となることが見込まれる地方公共団体（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体及び健全化令第10条第１項の規定に該当することにより財政健全化計画を定めることを要しない地方公共団体を除く。以下「早期健全化基準以上団体」という。）にあっては、原則として、財政健全化計画の策定後に許可を行うものとする。

２　早期健全化基準以上団体の地方債の許可基準

⑴　財政健全化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

⑵　財政健全化計画の内容に問題がある、又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。また、健全化法第７条第１項の規定による勧告を受けた地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

３　「七　資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八　その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、早期健全化基準以上団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。ただし、原則として、１による財政健全化計画の策定後に許可を行うものとする。

二　その他実質赤字額により許可を要する場合

１　実質赤字額解消計画の策定

地財法第５条の４第１項第１号に掲げる地方公共団体のうち、早期健全化基準以上団体以外の地方公共団体（以下「実質赤字額解消計画策定団体」という。）は、実質赤字額の解消を図るための計画（以下「実質赤字額解消計画」という。）を策定するものとする。

２　実質赤字額解消計画策定団体の地方債の許可基準

⑴　実質赤字額解消計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

⑵　実質赤字額解消計画の内容に問題がある、又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

３　「七　資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八　その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、実質赤字額解消計画策定団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。

三　その他実質公債費比率により許可を要する場合

１　公債費負担適正化計画の策定

地財法第５条の４第１項第２号に掲げる地方公共団体のうち、早期健全化基準以上団体以外の地方公共団体（以下「公債費負担適正化計画策定団体」という。）は、実質公債費比率の適正化を図るための計画（以下「公債費負担適正化計画」という。）を策定するものとする。

２　公債費負担適正化計画策定団体の地方債の許可基準

⑴　公債費負担適正化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

⑵　公債費負担適正化計画の内容に問題がある、又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

３　「七　資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八　その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、公債費負担適正化計画策定団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。

四　地方公共団体の組合等の場合

１　地財法第５条の４第１項第１号及び第２号に掲げる地方公共団体が加入する組合については、当該地方公共団体が策定した実質赤字額解消計画、公債費負担適正化計画又は財政健全化計画との整合性に留意して地方債の許可等を行うものとする。

２　「七　資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八　その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、地財法第５条の４第１項第１号及び第２号に掲げる地方公共団体が加入する組合が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。

五　不適正行為により許可を要する場合

元利償還金の支払遅延団体又は過去における元利償還金の支払遅延団体、協議をせず、若しくは許可を受けずに起債を行った地方公共団体若しくは虚偽記載等不正を行った地方公共団体のうち総務大臣が指定したものについては、それぞれ、当該事項の改善状況及び再発防止策の状況を踏まえ、地方債を許可するものとする。

六　標準税率未満により許可を要する場合

普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとする地財法第５条本文の趣旨を踏まえ、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公平への影響や地方税収の確保の状況等を勘案して、地方債を許可するものとする。

世代間の負担の公平への影響については減税による減収額を上回る行政改革の取組等を予定しているかどうか、また、地方税収の確保の状況については当該団体の地方税の徴収率が類似団体の地方税の徴収率を上回っているかどうかを中心に精査するものとする。

七　資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等

１　資金不足比率（健全化法第22条第１項に規定する資金不足比率をいう。以下同じ。）が経営健全化基準（健全化法第23条第１項に規定する経営健全化基準をいう。以下同じ。）以上である許可公営企業（地財法第５条の４第３項第１号及び第２号に規定する公営企業をいう。以下同じ。）及び資金不足比率が経営健全化基準以上となることが見込まれる許可公営企業（健全化令第20条の規定に該当することにより経営健全化計画を定めることを要しない公営企業を除く。以下「経営健全化基準以上企業」という。）にあっては、原則として、経営健全化計画の策定後に許可を行うものとする。

２　経営健全化基準以上企業の地方債の許可基準

⑴　経営健全化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている公営企業については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

⑵　経営健全化基準以上企業のうち、公営企業の経営の早期の健全化が困難であると認められるときは、その状況に応じ、地方債の発行を制限するものとする。また、健全化法第24条で準用する健全化法第７条の規定による勧告を受けた公営企業にあっては、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

八　その他資金不足等により許可を要する場合

１　許可公営企業のうち、経営健全化基準以上企業以外の公営企業（以下「資金不足等解消計画策定企業」という。）は、公営企業の資金不足及び繰越欠損金の解消を図るための計画（以下「資金不足等解消計画」という。）を策定するものとする。

２　資金不足等解消計画策定企業の地方債の許可基準

⑴　資金不足等解消計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている公営企業については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

⑵　資金不足等解消計画策定企業のうち、当該公営企業に対する一般会計又は他の特別会計による適切な負担区分に基づく負担がなされていないもの、多額の赤字を有し、又は料金その他収入の確保を怠り、経営健全化のために必要な努力を払わないものについては、その状況に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

第四　財政再生団体に係る許可基準

財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であって再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体（以下「財政再生団体等」という。）については、一又は二に定める許可基準により許可を行うものとする。

一　健全化法第10条第３項の規定に基づく同意を得た財政再生団体の地方債の許可基準等

１　財政再生計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている財政再生団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

２　財政再生計画の実施が着実に行われていない財政再生団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。また、健全化法第20条第１項の規定による勧告を受けた財政再生団体については、当該勧告に基づいて講じた措置の内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

３　再生振替特例債については、健全化法第12条第１項の規定に基づき算出した額を許可の対象とする。

二　一に係るもの以外の財政再生団体等の許可基準

健全化法第11条ただし書及び健全化令第13条に規定する場合は、財政の再生の状況を踏まえ、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。また、健全化法第20条第１項の規定による勧告を受けた財政再生団体については、当該勧告に基づいて講じた措置の内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

三　財政再生団体等が加入する組合等の場合

財政再生団体等が加入する組合については、当該財政再生団体等が策定した財政再生計画との整合性に留意して地方債の許可等を行うものとする。

第五　公営企業経営改善特例債に係る許可基準

公営企業経営改善特例債については、一又は二のいずれかに該当すると認められる場合において公営企業の全部又は一部を廃止しようとする地方公共団体で、議会の議決を経て、当該公営企業の経営の現況及び将来の見通し、一又は二のいずれかに該当すると認められる理由等を記載した申請書を提出するものに対し、当該公営企業に係る施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費等を対象として許可を行うものとする。

一　当該地域において、当該公営企業により現に提供されているサービスと同種のサービスが持続的に提供されるよう、そのサービスの提供の在り方を見直す必要があるとき。

二　一に掲げるもののほか、当該地域の地理的条件及び社会的状況からみて、当該公営企業によるサービスの提供の継続が困難であるとき。

○総務省告示第百六十号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十項の規定に基づき、令和八年度地方債計画を次のように作成したので、同項の規定により公表する。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正

令和８年度地方債計画
（通常収支分）

（単位：億円、％）

項目	令和８年度計画額(A)	令和７年度計画額(B)	差引 (A)－(B) (C)	増減率 (C)／(B)×100
一　一般会計債				
1　公共事業等	15,765	15,908	△ 143	△ 0.9
2　公営住宅建設事業	1,083	1,100	△ 17	△ 1.5
3　災害復旧事業	1,127	1,127	0	0.0
4　教育・福祉施設等整備事業	6,726	5,723	1,003	17.5
(1)　学校教育施設等	3,143	2,670	473	17.7
(2)　社会福祉施設	365	367	△ 2	△ 0.5
(3)　一般廃棄物処理	1,989	1,603	386	24.1
(4)　一般補助施設等	692	546	146	26.7
(5)　施設（一般財源化分）	537	537	0	0.0
5　一般単独事業	28,125	26,625	1,500	5.6
(1)　一般	3,043	2,493	550	22.1
(2)　地域活性化	690	690	0	0.0
(3)　防災対策	871	871	0	0.0
(4)　地方道路等	3,921	3,221	700	21.7
(5)　旧合併特例	1,400	2,500	△ 1,100	△ 44.0
(6)　緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7)　公共施設等適正管理	4,500	4,500	0	0.0
(8)　緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9)　緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10)　脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11)　こども・子育て支援	450	450	0	0.0
(12)　デジタル活用推進	1,350	900	450	50.0
(13)　高等学校教育改革等推進	900	—	900	皆増
6　辺地及び過疎対策事業	6,700	6,490	210	3.2
(1)　辺地対策	600	590	10	1.7
(2)　過疎対策	6,100	5,900	200	3.4
7　公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8　行政改革推進	700	700	0	0.0
9　調整	100	100	0	0.0
計	60,671	58,118	2,553	4.4
二　公営企業債				
1　水道事業	7,912	7,339	573	7.8
2　工業用水道事業	398	420	△ 22	△ 5.2
3　交通事業	1,652	1,584	68	4.3
4　電気事業・ガス事業	173	260	△ 87	△ 33.5
5　港湾整備事業	634	618	16	2.6
6　病院事業・介護サービス事業	6,378	5,998	380	6.3
7　市場事業・と畜場事業	456	395	61	15.4
8　地域開発事業	991	1,346	△ 355	△ 26.4
9　下水道事業	15,373	13,918	1,455	10.5
10　観光その他事業	100	107	△ 7	△ 6.5
計	34,067	31,985	2,082	6.5
合計	94,738	90,103	4,635	5.1
三　退職手当債	—	800	△ 800	皆減
四　国の予算等貸付金債	(139)	(176)	(△ 37)	(△ 21.0)
総計	(139)	(176)	(△ 37)	(△ 21.0)
	94,738	90,903	3,835	4.2
内訳　普通会計分	61,448	59,620	1,828	3.1
内訳　公営企業会計等分	33,290	31,283	2,007	6.4
資金区分				
公的資金	40,292	38,761	1,531	3.9
財政融資資金	23,546	22,688	858	3.8
地方公共団体金融機構資金	16,746	16,073	673	4.2
（国の予算等貸付金）	(139)	(176)	(△ 37)	(△ 21.0)
民間等資金	54,446	52,142	2,304	4.4
市場公募	34,000	32,600	1,400	4.3
銀行等引受	20,446	19,542	904	4.6

その他同意等の見込まれる項目

1　第１次国土強靱化実施中期計画に基づき推進が特に必要となる施策に係る直轄事業及び補助事業の地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債

2　地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債

3　公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和６年能登半島地震減収対策企業債

4　財政再生団体が発行する再生振替特例債

5　資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

6　国の補正予算又は予備費に伴う補正予算債

（備　考）

国の予算等貸付金債の（　）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

農業構造転換集中対策事業債については、一般補助施設整備等事業の内数である。

公営企業経営改善特例債については、一般事業の内数である。

補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金を対象とする地方債、国の予算等貸付金債並びに財政融資資金による地方債の同意等については、国の予算の範囲内で行う。

令和８年度地方債計画

（東日本大震災分）

復旧・復興事業

（単位：億円、％）

項目		令和８年度計画額(A)	令和７年度計画額(B)	差引 (A)－(B) (C)	増減率 (C)／(B)×100
一般会計債					
公営住宅建設事業		8	10	△ 2	△ 20.0
災害復旧事業		1	1	0	0.0
一般単独事業		2	1	1	100.0
公営企業債					
水道事業		4	3	1	33.3
下水道事業		1	—	1	皆増
国の予算等貸付金債		(1)	(1)	(0)	(0.0)
総計		(1)	(1)	(0)	(0.0)
		16	15	1	6.7
内訳	普通会計分	10	11	△ 1	△ 9.1
	公営企業会計等分	6	4	2	50.0
資金区分	公的資金				
	財政融資資金	12	11	1	9.1
	地方公共団体金融機構資金	4	4	0	0.0
	（国の予算等貸付金）	(1)	(1)	(0)	(0.0)

その他同意等の見込まれる項目

1　東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

2　上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債

3　上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

（備　考）

国の予算等貸付金債の（　）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金を対象とする地方債、国の予算等貸付金債並びに財政融資資金による地方債の同意等については、国の予算の範囲内で行う。

○総務省告示第百六十一号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十条第四項の規定に基づき、令和八年度地方債充当率を次のように定めたので、同項の規定により公表する。

令和八年四月一日　　総務大臣　林　芳正

令和８年度地方債充当率

1　基本となる事業別地方債充当率

（通常収支分）

項目	令和８年度充当率	令和７年度充当率
一　一般会計債		
1　公共事業等	90％	90％
2　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	100％	100％
3　公営住宅建設事業	100％	100％
4　災害復旧事業		
5　教育・福祉施設等整備事業		
(1)　学校教育施設等	90％	90％
(2)　社会福祉施設	80％	80％
(3)　一般廃棄物処理	90％	90％
(4)　一般補助施設等	75％	75％
(5)　施設（一般財源化分）	100％	100％
6　一般単独事業		
(1)　一般	75％	75％
(2)　地域活性化	90％	90％
(3)　防災対策	90％	90％
(4)　地方道路等	90％	90％
(5)　旧合併特例	95％	95％
(6)　緊急防災・減災	100％	100％
(7)　公共施設等適正管理	90％	90％
(8)　緊急自然災害防止対策	100％	100％
(9)　緊急浚渫推進	100％	100％
(10)　脱炭素化推進	90％	90％
(11)　こども・子育て支援	90％	90％
(12)　デジタル活用推進	90％	90％
(13)　高等学校教育改革等推進	90％	—
7　辺地及び過疎対策事業	100％	100％
(1)　辺地対策		
(2)　過疎対策		
8　公共用地先行取得等事業		
9　行政改革推進		
10　調整		

二　公　営　企　業　債		
三　国の予算等貸付金債		

（東日本大震災分）

復旧・復興事業

項　目	令和８年度充当率	令和７年度充当率
一　一般会計債 １　公営住宅建設事業	100％	100％
２　災害復旧事業		
３　一般単独事業		
二　公営企業債		
三　国の予算等貸付金債		

2　地方債同意等基準の事業別の地方債充当率

（通常収支分）

事業区分		対象事業	充当率
大項目	小項目		
一般会計債			
公共事業等			90％
防災・減災・国土強靭化緊急対策事業			100％
公営住宅建設事業			100％
災害復旧事業		補助・直轄災害復旧事業	［現年］ 公共土木施設等　100％ 農地・農林漁業施設　90％ ［過年］ 公共土木施設等　90％ 農地・農林漁業施設　80％
		歳入欠かん債及び災害対策債	歳入欠かん債　100％ 災害対策債　100％
		小災害復旧事業	公共土木施設等　100％ 農地 一般被災地　50％ 被害激甚地　74％ 農林施設 一般被災地　65％ 被害激甚地　80％
		地方公営企業災害復旧事業	100％
		火災復旧事業	
		一般単独災害復旧事業	公共土木施設等　100％ 農地・農林漁業施設　65％
教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等整備事業	建物（国庫負担事業分）	90％
		建物（単独事業分）	75％
		学校施設環境改善交付金事業その他の国庫補助金を受けて実施する事業	75％ （公立の義務教育諸学校に係る危険改築事業、不適格改築事業等　90％）
		義務教育施設・高等学校用地	90％
		上記以外の施設用地	75％
	社会福祉施設整備事業		80％ （貸付目的の社会福祉施設に係る用地の取得　90％）
	一般廃棄物処理事業	施設（補助事業分）	90％
		施設（単独事業分）	75％ （重点化等事業　90％）
		清掃運搬施設等	75％
		用地関係	100％
	一般補助施設整備等事業	別掲	
	施設整備事業（一般財源化分）		100％
一般単独事業	一般事業	別掲	
	地域活性化事業		90％

	防災対策事業	防災基盤整備事業	75% （浸水想定等区域移転事業　90%）
		公共施設等耐震化事業	90%
		自然災害防止事業	100%
	地方道路等整備事業		90%
	旧合併特例事業	旧市町村合併特例事業	95% （地方公営企業への出資・補助等　100%）
		旧市町村合併推進事業	90%
	緊急防災・減災事業		100%
	公共施設等適正管理推進事業		90%
	緊急自然災害防止対策事業		100%
	緊急浚渫推進事業		100%
	脱炭素化推進事業		90%
	こども・子育て支援事業		90%
	デジタル活用推進事業		90%
	高等学校教育改革等推進事業		90%
辺地及び過疎対策事業	辺地対策事業		100% （公営企業債の対象となる施設　50%）
	過疎対策事業		100% （公営企業債の対象となる施設　50% 集落再編整備のための住宅　75%）
公共用地先行取得等事業			
行政改革推進			
調整			

公営企業債			100%
水道事業			
工業用水道事業			
交通事業			
電気事業・ガス事業			
港湾整備事業			
病院事業・介護サービス事業			
市場事業・と畜場事業			
地域開発事業			
下水道事業			
観光その他事業			
国の予算等貸付金債			
減収補塡債			
減収補塡債（特例分）			
再生振替特例債			

（注１）補正予算債の充当率は、別に定める。

（注２）災害復旧事業（農地・農林漁業施設）において、受益者負担金を分割払い又は減免により事業年度に徴収しない場合の充当率は、100％とする。

（注３）著しく異常かつ激甚な非常災害等により、財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして別に定める地方公共団体における当該災害に係る補助・直轄災害復旧事業の過年の充当率は、現年と同率とする。

（注４）一般廃棄物処理事業に係る重点化等事業とは、事業全体を単独事業で実施する事業のうち、ごみ焼却施設の新設に係るもの（ごみ処理広域化計画に基づいて実施するものに限る。）並びにし尿処理施設、地域し尿処理施設、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の基幹的設備（平成９年度までの国庫補助対象設備をいう。）の改造事業であって総事業費が１億５千万円以上の事業とする。

（注５）防災対策事業の防災基盤整備事業におけるデジタル化関連事業等の充当率は、90％とする。
（注６）辺地対策事業及び過疎対策事業のうち、地方公営企業法が適用されない診療施設の充当率は、100％とする。
（注７）資金区分の変更等による借換債の充当率は、100％とする。
（別掲）

事業区分		対象事業	充当率
大項目	小項目		
一般補助施設整備等事業、一般単独・一般事業共通		消防・防災施設整備事業	90％ （消防庁舎の整備事業（広域化に係るものを除く。）　75％）
		その他事業	
		①出資金・貸付金、負担金	75％ （出資金・貸付金 政府関係機関等　90％ ミュニティ・ファンド形成事業等　90％ 地域の資源を活用した事業を行う法人等に対する出資　90％ 災害復興基金等　100％ 住宅資金等貸付事業　100％ 土地開発公社経営健全化対策に基づく貸付金　100％ 負担金 政府関係機関等　90％）
		②①以外の事業（補助金の財源を含む。）	75％
一般補助施設整備等事業		原子力発電施設等立地地域振興特別事業	
		畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業	
		沖縄振興特別推進交付金事業	
		沖縄離島活性化推進事業	
		沖縄振興特定事業推進事業	
		沖縄北部連携促進特別振興事業	
		沖縄観光景観形成支援事業	
		沖縄産業創出支援事業（沖縄持続可能な交通環境構築推進事業に限る。）	
		沖縄産業技術開発事業（沖縄先端医療技術基盤形成促進事業に限る。）	
		駐留軍用地跡地先行取得事業	
		特定臨時避難施設整備事業	100％
		奄美群島振興交付金事業（農業創出緊急支援事業に限る。）	
		未買収道路用地取得事業（沖縄県に限る。）	
		特定間伐等促進対策事業	
		アイヌ政策推進交付金事業	
		地域公共交通再構築事業（鉄道事業再構築事業に係るものに限る。）	
		農業構造転換集中対策事業（農業構造転換集中対策のうち農業農村整備（農地の大区画化等）及び共同利用施設の再編集約・合理化（「更なる加速化」の対象事業に限る。）に係る事業）	
		出資金・貸付金（チッソ分）	
		特別転貸債	
		防災集団移転事業	90％ （宅地分譲助成　100％）
		有明海・八代海等再生事業	
		地域未来交付金事業（地域再生法（平成17年法律第24号）第５条第４項第１号イに規定する事業（施設整備事業等に限る。））	
		地方大学・地域産業創生事業	
		文化財保存・活用事業	

		農業構造転換集中対策のうち「スマート農業技術・新品種の開発、生産性向上に資する農業機械の導入」及び「共同利用施設の再編集約・合理化」（生乳需給調整高度化・輸出拡大事業に限る。）に係る事業（市町村負担に限る。）	90％
		農業構造転換集中対策以外の農地耕作条件改善事業、畑作等促進整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業及び農業生産基盤情報通信環境整備事業（市町村負担に限る。）	
		ペロブスカイト太陽電池導入事業	
		児童相談所一時保護施設整備事業	
		豪雪対策整備事業	80％
		認定こども園整備事業	
一般単独・一般事業		石綿対策事業（石綿救済基金に対する拠出）	100％
		地域総合整備資金貸付事業	
		被災施設復旧関連事業	
		地域鉄道対策事業	
		北海道旅客鉄道対策事業	
		公営企業経営改善特例	
		石綿対策事業（公共施設等の石綿の除去事業）	95％
		拠点法等特別事業	90％
		河川等事業	
		臨時高等学校改築等事業	
		半島振興防災道路整備事業	
		児童相談所整備事業	

（東日本大震災分）

復旧・復興事業

事業区分		対象事業	充当率
大項目	小項目		
一般会計債			100％
	公営住宅建設事業		
	災害復旧事業		
	一般補助施設整備等事業		
	一般単独事業		
公営企業債			
	水道事業		
	工業用水道事業		
	交通事業		
	電気事業・ガス事業		
	港湾整備事業		
	病院事業・介護サービス事業		
	市場事業・と畜場事業		
	地域開発事業		
	下水道事業		
	観光その他事業		
国の予算等貸付金債			

（注１）補正予算債の充当率は、別に定める。

（注２）資金区分の変更等による借換債の充当率は、100％とする。

○法務省・国土交通省告示第一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十四条の四第一項の規定に基づき、同項の土地を次のように指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月一日

法務大臣　平口　洋
国土交通大臣　金子　恭之

令和六年能登半島地震に伴う地盤の液状化による被害の回復を図るため、次に掲げる市又は町が行う国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三（国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）第四条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により定められた事業計画に基づく国土調査法第二条第五項に規定する地籍調査の調査地域に所在する土地であって、当該地盤の液状化により租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十四条の五の二の地図における土地の境界が当該土地の筆界（同条に規定する筆界をいう。）と相違することとなったもの

石川県金沢市
石川県羽咋市
石川県かほく市
石川県河北郡内灘町

○財務省告示第九十八号

沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令（昭和二十六年政令第百六十二号）第一条第三項の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫の貸付金利息のうち未収貸付金利息、借入金利息及び寄託金利息並びに債券利息のうち債券発行差額償却、債券発行費償却、貸倒引当金への繰入れ及び固定資産減価償却費の算出方法を定める件（平成二十年十月財務省告示第二百九十六号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年四月一日

財務大臣　片山さつき

第十五条中「第四十八条の二第一項第一号」の下に「及び第四号」を加える。

○厚生労働省告示第百七十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条第一項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十七条第四項第一号及び第百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年四月一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

1　検定を受けるべき医薬品、手数料、試験品の数量及び検定機関			
（略）			
生物学的製剤			
検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量	検定機関
（略）	（略）	（略）	（略）
ＲＳウイルスＲＮＡワクチン	220,000円	（略）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）
（略）	（略）	（略）	（略）
乾燥ガスえそウマ抗毒素	220,000円	（略）	機構
（略）	（略）	（略）	（略）
コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン	（略）	（略）	機構
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

1　検定を受けるべき医薬品、手数料、試験品の数量及び検定機関			
（略）			
生物学的製剤			
検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量	検定機関
（略）	（略）	（略）	（略）
ＲＳウイルスＲＮＡワクチン	86,600円	（略）	国立健康危機管理研究機構
（略）	（略）	（略）	（略）
乾燥ガスえそウマ抗毒素	75,300円	（略）	国立健康危機管理研究機構
（略）	（略）	（略）	（略）
コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン	（略）	（略）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）
（略）	（略）	（略）	（略）

乾燥ジフテリアウマ抗毒素	220,000円	内容量が液状製剤として２mL、３mL、４mL、５mL又は10mLに相当する量であるとき。 １本	機構
（略）	（略）	（略）	（略）
沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）	220,000円	（略）	機構
（略）	（略）	（略）	（略）
乾燥はぶウマ抗毒素	220,000円	（略）	機構
（略）	（略）	（略）	（略）
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素	220,000円	（略）	機構
（略）	（略）	（略）	（略）
乾燥まむしウマ抗毒素	220,000円	（略）	機構

乾燥ジフテリアウマ抗毒素	75,300円	１　内容量が液状製剤として２mLに相当する量であるとき。 ５本 ２　内容量が液状製剤として３mLに相当する量であるとき。 ２本 ３　内容量が液状製剤として４mLに相当する量であるとき。 ２本 ４　内容量が液状製剤として５mLに相当する量であるとき。 １本 ５　内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 １本	国立健康危機管理研究機構
（略）	（略）	（略）	（略）
沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）	86,600円	（略）	国立健康危機管理研究機構
（略）	（略）	（略）	（略）
乾燥はぶウマ抗毒素	75,300円	（略）	国立健康危機管理研究機構
（略）	（略）	（略）	（略）
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素	75,300円	（略）	国立健康危機管理研究機構
（略）	（略）	（略）	（略）
乾燥まむしウマ抗毒素	75,300円	（略）	国立健康危機管理研究機構

（略）	（略）	（略）	（略）
乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子	220,000円	内容量が液状製剤として2.5mL、５mL又は10mLに相当する量であるとき。 １本	機構
（略）	（略）	（略）	（略）
pH４処理酸性人免疫グロブリン	220,000円	（略）	機構
（略）	（略）	（略）	（略）
抗HBs人免疫グロブリン	220,000円	内容量が１mL又は５mLであるとき。 １本	機構
乾燥抗HBs人免疫グロブリン	220,000円	内容量が液状製剤として１mL又は５mLに相当する量であるとき。 １本	機構

（略）	（略）	（略）	（略）
乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子	164,600円	内容量が液状製剤として2.5mL、５mL又は10mLに相当する量であるとき。 ２本	国立健康危機管理研究機構
（略）	（略）	（略）	（略）
pH４処理酸性人免疫グロブリン	295,800円	（略）	国立健康危機管理研究機構
（略）	（略）	（略）	（略）
抗HBs人免疫グロブリン	１　発熱試験法によるとき。 766,900円 ２　エンドトキシン試験法によるとき。 746,600円	１　発熱試験法によるとき。 ⑴　内容量が１mLであるとき。 10本 ⑵　内容量が５mLであるとき。 ４本 ２　エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が１mL又は５mLであるとき。 ３本	国立健康危機管理研究機構
乾燥抗HBs人免疫グロブリン	１　発熱試験法によるとき。 766,900円 ２　エンドトキシン試験法によるとき。 746,600円	１　発熱試験法によるとき。 ⑴　内容量が液状製剤として１mLに相当する量であるとき。 10本	国立健康危機管理研究機構

ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	220,000円	内容量が１mL又は５mLであるとき。 １本	機構
（略）	（略）	（略）	（略）
乾燥濃縮人α_1－プロテイナーゼインヒビター	220,000円	内容量が20mLであるとき。 １本	機構
乾燥濃縮人プロテインC	220,000円	（略）	機構
（略）	（略）	（略）	（略）

		⑵　内容量が液状製剤として５mLに相当する量であるとき。 ４本 ２　エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として１mL又は５mLに相当する量であるとき。 ３本	
ポリエチレングリコール処理抗ＨＢｓ人免疫グロブリン	１　発熱試験法によるとき。 869,300円 ２　エンドトキシン試験法によるとき。 849,100円	１　発熱試験法によるとき。 ⑴　内容量が１mLであるとき。 23本 ⑵　内容量が５mLであるとき。 ７本 ２　エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が１mL又は５mLであるとき。 ４本	国立健康危機管理研究機構
（略）	（略）	（略）	（略）
乾燥濃縮人α_1－プロテイナーゼインヒビター	419,100円	内容量が20mLであるとき。 ２本	国立健康危機管理研究機構
乾燥濃縮人プロテインC	86,600円	（略）	国立健康危機管理研究機構
（略）	（略）	（略）	（略）

2　検定基準 生物学的製剤 （略） （削る） （略） （削る） （略） （削る） （略） （削る） （略） （削る） （略） （削る） （略） （削る） （削る） （削る） （略） （削る） （略）	2　検定基準 生物学的製剤 （略） 乾燥ガスえそウマ抗毒素 生物学的製剤基準の乾燥ガスえそウマ抗毒素の条の3.2.1に規定する試験法によるものとする。 （略） 乾燥ジフテリアウマ抗毒素 生物学的製剤基準の乾燥ジフテリアウマ抗毒素の条の3.2.1に規定する試験法によるものとする。 （略） 乾燥はぶウマ抗毒素 生物学的製剤基準の乾燥はぶウマ抗毒素の条の3.2.1に規定する試験法によるものとする。 （略） 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素 生物学的製剤基準の乾燥ボツリヌスウマ抗毒素の条の3.2.1に規定する試験法によるものとする。 （略） 乾燥まむしウマ抗毒素 生物学的製剤基準の乾燥まむしウマ抗毒素の条の3.2.1に規定する試験法によるものとする。 （略） 乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子 生物学的製剤基準の乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子の条の3.4に規定する試験法によるものとする。 （略） pH４処理酸性人免疫グロブリン 生物学的製剤基準のpH４処理酸性人免疫グロブリンの条の3.6に規定する試験法によるものとする。 （略） 抗HBs人免疫グロブリン 生物学的製剤基準の抗HBs人免疫グロブリンの条の3.6及び3.7に規定する試験法によるものとする。 乾燥抗HBs人免疫グロブリン 生物学的製剤基準の乾燥抗HBs人免疫グロブリンの条の3.6及び3.7に規定する試験法によるものとする。 ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン 生物学的製剤基準のポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリンの条の3.3、3.6及び3.7に規定する試験法によるものとする。 （略） 乾燥濃縮人α_1－プロテイナーゼインヒビター 生物学的製剤基準の乾燥濃縮人α_1－プロテイナーゼインヒビターの条の3.7に規定する試験法によるものとする。 （略）

○経済産業省告示第五十三号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第三十条の規定に基づき、避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示（平成二十七年経済産業省告示第百四十五号）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年四月一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
火薬類取締法施行規則第三十条の経済産業大臣が告示で定める避雷装置の位置、型式、構造、材質等は、日本産業規格Ｚ九二九〇―三（二〇一九）「雷保護―第三部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」の外部雷保護システムに適合するものであって、雷保護レベル（ＬＰＬ）がⅠ又はⅡであるものとする。 （削る）	火薬類取締法施行規則第三十条の経済産業大臣が告示で定める避雷装置の位置、型式、構造、材質等は、次のいずれかとする。 一　次のいずれにも適合するもの。 イ　避雷装置の型式は、避雷針又は架空地線であること。 ロ　突針又は架空線は、雷撃から保護しようとする建物（以下「被保護建物」という。）の全ての点と突針の先端又は架空線の上端のいずれかの点とを結ぶ直線と、突針の先端又は架空線の上端のその点を通る鉛直線とのなす角度が四十五度以内となるように設けてあること。ただし、次に掲げる空間においては、その角度は六十度以内であること。 (1)　被保護建物一棟について突針を二以上設ける場合において、いずれか二の突針の先端を含む鉛直面に対して三十度の角度をなし、かつ、それぞれの突針の先端を含む鉛直面によって囲まれた空間 (2)　被保護建物一棟について架空線を二以上設ける場合において、架空線の両端のいずれか二を含む鉛直面によって囲まれた空間 ハ　被保護建物の上端から突針の先端までの高さは、二十五センチメートル以上、被保護建物の上端から架空線の上端までの高さは、三メートル以上であること。 ニ　架空線は、できるだけ水平であること。 ホ　突針は、直径が十二ミリメートル以上の銅棒、架空線は、断面積が三十平方ミリメートル以上の銅線又はこれと同等以上の電導効果のある導体であること。 ヘ　突針又は架空線は、避雷導線によって接地電極に接続されていること。 ト　避雷導線は、被保護建物から独立して避雷針若しくは架空地線を設けた場合又はその避雷導線が断面積が四十一平方ミリメートル以上の銅線若しくはこれと同等以上の電導効果のある導体である場合を除き、被保護建物の上端以下においては二条以上とし、相互に引き離して設けてあること。 チ　避雷導線は、直線的に設け、やむを得ず湾曲させる場合には、その湾曲部の曲率半径が二十センチメートル以上であり、かつ、架空地線又は避雷針を被保護建物から独立して設けた場合を除き、建物の最外側に沿って設けてあること。 リ　避雷導線は、断面積が三十平方ミリメートル以上の銅線又はこれと同等以上の電導効果のある導体であること。 ヌ　避雷導線と突針又は架空線及び接地電極との接続部並びに避雷導線相互の接続部の電気抵抗は、接続されるこれらの導体のうち、電気抵抗が高い導体の電気抵抗より高くないこと。

ル　避雷導線は、電灯線、電話線若しくはガス管（避雷導線との間に、鉄筋コンクリート造の壁、接地された金属板又は金属網その他の静電気的遮蔽物があるものを除く。）又は可燃性のガス若しくは火薬類の粉じんの出るおそれのあるバルブ、ゲージ、排気孔等から一メートル以上離れていること。ただし、可燃性のガス又は火薬類の粉じんの出るおそれのあるバルブ、ゲージ、排気孔等から一メートル以上離すことが著しく困難である場合において、これらの物を耐食性の金属網で覆う等適当な引火防止の措置が講じられているときは、この限りでない。

ヲ　突針支持物として鉄管を用いる場合には、避雷導線は、その管内を通っていないこと。

ワ　避雷導線から一メートル未満の距離にある金属製の雨どい、はしご等（避雷導線との間に鉄筋コンクリート造の壁、接地された金属板又は金属網その他の静電気的遮蔽物があるものを除く。）は、断面積が十四平方ミリメートル以上の銅線又はこれと同等以上の電導効果のある導体により接地していること。

カ　被保護建物から独立して避雷針又は架空地線を設ける場合には、避雷針又は架空地線の各部分は、その建物から二・五メートル以上離れていること。

ヨ　避雷針又は架空地線は、雷撃、風圧等により損傷が生じないように堅固に設置されていること。

タ　避雷針又は架空地線を支持するため支線を設ける場合には、その支線は、支持点において避雷導線に接続していること。

レ　タの支線は、ル及びワの規定の適用に関しては、避雷導線とみなす。

ソ　接地電極は、避雷導線ごとに一個以上であること。

ツ　接地電極は、ガス管から一メートル以上離して埋設されていること。

ネ　接地電極は、銅板等の耐食性の金属体とすること。

ナ　接地電極の接地抵抗（接地電極に接続する避雷導線の接地抵抗を含む。）は、避雷導線が二条以上の場合にあってはその一条ごとに二十オーム以下、一条の場合にあっては十オーム以下であること。ただし、避雷針又は架空地線を大地の固有抵抗が高い山地、砂地等に設ける場合において、被保護建物から放射状に地下五十センチメートル以上の深さに埋設した断面積が三十平方ミリメートル以上であって長さが五メートル以上の銅線四条以上をもって接地電極とするときは、この限りでない。

二　日本産業規格Ａ四二〇一（二〇〇三）「建築物等の雷保護」の外部雷保護システムに適合するものであって、保護レベルがⅠ又はⅡであるもの。

（削る）

附　則

この告示の施行の際現に火薬類取締法施行規則第三十条に定める基準により設置されている又はその工事に着手されている避雷装置については、この告示による改正後の避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○国土交通省告示第五百九号

船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第三百十一条の二十一の二及び第三百十一条の二十二第一項第三号並びに船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第四条の二第三号の規定に基づき、船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月一日

国土交通大臣　金子　恭之

船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示等の一部を改正する告示

（船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示の一部改正）

第一条　船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） **第二条**　（略） ２　沿海区域を航行区域とする船舶であって、平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域において遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供するものに備える無線電信等については、新告示の規定にかかわらず、当該船舶が令和八年十月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査を受けるまでの間は、なお従前の例によることができる。	**附　則** （経過措置） **第二条**　（略） ２　沿海区域を航行区域とする船舶であって、平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域において遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供するものに備える無線電信等については、新告示の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶を定める告示の一部改正）

第二条　船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶を定める告示（令和六年国土交通省告示第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶は、次に掲げるもの（旅客船に該当するものを除く。）とする。 一　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（物のみの運送の用に供するものを除く。） 二　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船	船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶は、旅客船以外の船舶であって、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供するもの（物のみの運送の用に供する船舶を除く。）とする。 （新設）

（船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示の一部改正）

第三条　船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示（令和七年国土交通省告示第四百二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
船舶安全法施行規則第四条の二第三号の告示で定める船舶は、次に掲げるものとする。 一　沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル未満の船舶（次のいずれかに該当するものを除く。） イ　（略） ロ　旅客定員を有する船舶であって、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十三条の二に規定する旅客運送船舶運航事業の用に供するもの（イに該当するものを除く。） ハ　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船（イに該当するものを除く。） 二　沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル以上の沿岸小型船舶（小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）第二条第三項の沿岸小型船舶をいう。）（前号イからハまでのいずれかに該当するものを除く。）	船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第四条の二第三号の告示で定める船舶は、次に掲げるものとする。 一　沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル未満の船舶（次に掲げるものを除く。） イ　（略） ロ　旅客定員を有する船舶であって、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十三条の二に規定する旅客運送船舶運航事業の用に供するもの（イに掲げるものを除く。） （新設） 二　沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル以上の沿岸小型船舶（小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）第二条第三項の沿岸小型船舶をいう。）（前号イ及びロに掲げるものを除く。）

三　沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル以上の二時間限定沿海船（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第二条第三項の二時間限定沿海船をいう。）（第一号イからハまでのいずれかに該当するものを除く。）

四　平水区域を航行区域とする船舶（湖川港内の水域のみを航行する船舶及び第一号イからハまでのいずれかに該当するものを除く。）

五　湖川港内の水域のみを航行する船舶（琵琶湖を航行する船舶（第一号イからハまでのいずれかに該当するものに限る。）を除く。）

六　前各号に掲げる船舶以外の小型兼用船（船舶安全法施行規則第一条第五項に規定する小型兼用船をいう。）（第一号イからハまでのいずれかに該当するものを除く。）であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ・ロ　（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年十月一日から施行する。

（船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

2　第三条の規定による改正前の船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示本則各号のいずれにも該当しないものについては、この告示の施行の日以後最初に行われる船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第五条第一項第一号の定期検査又は同項第二号の中間検査を受けるまでの間は、同法第四条第一項の規定は、適用しない。

○国土交通省告示第五百十号

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第三条第一項の規定に基づき、空港の設置及び管理に関する基本方針の一部を改正する告示を次のように定めたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年四月一日

国土交通大臣　金子　恭之

空港の設置及び管理に関する基本方針の一部を改正する告示

空港の設置及び管理に関する基本方針（平成二十年国土交通省告示第千五百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分と対照し、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
はじめに 1　我が国の空港政策の課題と空港法 我が国の空港（公共の用に供する飛行場）は、社会経済の発展や高速交通需要の増大に伴い順次整備が進められてきた結果、現在全国で合計九十七を数えるに至っており、空港整備は、配置的側面から見れば概成したものと考えられる。一方で、航空利用者の大幅な増加に伴い航空に対する需要の質は多様化・高度化しており、さらに、観光立国の実現に向けた施策の推進に伴い、訪日外国人旅行者が大幅に増加してきていることも踏まえ、利用者ニーズの変化に的確に応えていく必要がある。また、アジア域内の各国・地域では、国家戦略として、アジア域内はもとより、北米をはじめ欧米とアジアとの間で増大する航空需要を取り込むための空港整備が進められていることから、我が国においても、こうした空港間競争の動きに後塵を拝することなく、官民が一体となって、拠点空港の機能強化と航空ネットワークの充実を着実に図ることで、我が国の国際競争力の強化及び経済安全保障の確立に資するとともに、アジアの玄関口として国際的な交流促進に対する貢献を積極的に果たしていく必要がある。	はじめに 1　我が国の空港政策の課題と空港法 我が国の空港（公共の用に供する飛行場）は、社会経済の発展や高速交通需要の増大に伴い順次整備が進められてきた結果、現在全国で合計九十七を数えるに至っており、事業実施中の空港を加えると、空港整備は、配置的側面から見れば概成したものと考えられる。一方で、航空利用者の大幅な増加に伴い航空に対する需要の質は多様化・高度化しており、さらに、観光立国推進施策の推進に伴い観光交流は一層増加する見込みであるため、これらに的確に応える必要がある。また、アジア各国の急速な経済成長に対応して、我が国もアジア各国との間で増大する航空需要に見合う供給力を確保し、アジアの玄関口として世界との間の交流に対する貢献を積極的に果たす必要がある。 このような状況を踏まえ、我が国の空港政策を確立し、航空ネットワークの維持強化を含め利用者便益の増進及び国際競争力の強化に向け適切に対応することが求められているところであり、空港政策の重点が「整備」から「運営」にシフトし既存ストックを最大限活用することを基本とする中で、「整備」については、今後とも需要を厳格に見極めた上で、将来需

このような状況を踏まえ、空港政策の重点を「整備」から「運営」にシフトさせ既存ストックを最大限活用することを基本としつつ、「整備」については、今後とも需要を厳格に見極めた上で、将来需要に対応するための施設整備・機能向上等を図りつつ、「運営」については、既存の空港を有効活用することにより、多様化し高度化する空港利用者のニーズに的確に対応し、空港の効果的かつ効率的な運営の確保、空港施設の適切な維持・更新等を図ることが急務となっている。

我が国の空港をめぐる諸課題に適切に対応し、今後の空港の中長期的な整備及び運営のあり方を明示するため、国土交通大臣が空港の設置及び管理に関する基本方針を定めることとする等の内容を盛り込んだ「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律」が平成二十年の第百六十九回国会において成立し、同年六月、これまでの空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）は、名称も空港法と改められた。

2　基本方針策定の趣旨と基本理念

本基本方針は、空港法第三条の規定に基づき、「空港管理者、国、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の相互の密接な連携及び協力の下に、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行い、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上が図られるべきこと」を基本理念として、同条第二項に規定する記載事項ごとに定めるものである。

3　基本方針策定に当たっての留意事項

今後の空港の中長期的な整備及び運営のあり方は、現時点での社会経済情勢と今後の動向、利用者及び国民のニーズ・意識の動向、空港整備や空港容量の現状と今後の見込み、航空運送事業者の今後の事業戦略、他の交通機関の整備の現状と今後の見通し、これまでの各国の取組とその効果等も含め、様々な事情と密接に関係するものである。

したがって、これらの諸事情を総合的に勘案し、利用者の視点、国家戦略の視点、グローバルの視点、地域の視点、先見性の視点、効率化の視点、総合性の視点といった様々な視点から、空港をめぐる諸課題を複眼的に捉えて、今後の空港の中長期的な整備及び運営のあり方を定めることが期待されている。

このため、本基本方針は、これらの視点を踏まえるとともに、次に掲げる事項について留意して、策定したものである。

今後は、国にあっては本基本方針に則った政策遂行を図るほか、国管理空港の的確な整備及び運営を、国以外の空港管理者にあっては本基本方針に沿って空港の整備及び運営を、空港運営権者（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第二十九条第二項に規定する空港運営権者、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第四条第二項に規定する国管理空港運営権者、同法第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者、同法附則第五条に規定する共用空港運営権者及び同法附則第十六条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者をいう。以下同じ。）にあっては本基本方針のほか関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針（平成二十四年国土交通省告示第七百三十八号）又は民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針（平成二十五年国土交通省告示第千八十号）に沿って空港の運営等を、空港機能施設事業者

2　基本方針策定の趣旨と基本理念

本基本方針は、このような経緯で改正された空港法第三条の規定に基づき、「空港管理者、国、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の相互の密接な連携及び協力の下に、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行い、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上が図られるべきこと」を基本理念として、同条第二項に規定する記載事項ごとに定めるものである。

3　基本方針策定に当たっての留意事項

今後の空港の中長期的な整備及び運営のあり方は、現時点での社会経済情勢と今後の動向、利用者及び国民のニーズ・意識の動向、空港整備や空港容量の現状と今後の見込み、航空運送事業者の今後の事業戦略、他の交通機関の整備の現状と今後の見通し、これまでの各国の取組とその効果等も含め、様々な事情と密接に関係するものである。

したがって、これらの諸事情を総合的に勘案し、利用者の視点、国家戦略の視点、グローバルの視点、地域の視点、先見性の視点、効率化の視点、総合性の視点といった様々な視点から、空港をめぐる諸課題を複眼的に捉えて、今後の空港の中長期的な整備及び運営のあり方を定めることが期待されている。

このため、本基本方針は、これらの視点を踏まえるとともに、次に掲げる事項について留意して、策定したものである。

今後は、国にあっては本基本方針に則った政策遂行を図るほか、国自らが設置及び管理する空港の的確な整備及び運営を、国以外の空港管理者にあっては本基本方針に沿って空港の整備及び運営を、空港法第十五条に規定する空港機能施設事業者にあっては本基本方針に沿って空港機能施設の整備及び運営を適切に行うこととし、その他の関係者に対しては本基本方針に沿って行う空港の整備及び運営に対し最大限の理解と協力を求めるものである。

にあっては本基本方針に沿って空港機能施設の整備及び運営を適切に行うこととし、その他の関係者に対しては本基本方針に沿って行う空港の整備及び運営に対し最大限の理解と協力を求めるものである。

(1) 航空の安全の確保

航空においては、ひとたび事故が生じれば多くの人命が奪われる可能性が高く、その安全の確保はすべての活動に対して優先されるべき大前提である。したがって、国、空港管理者、空港運営権者、航空運送事業者を含め空港の整備及び運営に関連するすべての者は、このことを肝に銘じて取り組まなければならない。

(2) 航空政策との整合・協調的取組

空港はこれを利用して離着陸する航空機があってこそ機能するものであり、航空ネットワークを構成する重要な要素としてその役割を的確に果たすことが求められる。したがって、空港の整備及び運営に当たり、現在取り組んでいる次のような航空政策全般との整合・協調的取組が必要である。

①　（略）

②　航空は、国内の地域間交流、世界との往来、観光を含む交流や物資の輸送等のための不可欠の交通手段として、国民生活の向上や地域経済の活性化にも大きな役割を果たすものであり、このような航空の機能が十分に発揮されることが我が国の競争力や地域活力の源泉となり、アジアの玄関口として国際的な交流促進に対する貢献にもなる。すなわち、航空ネットワークの強化、利用しやすい航空輸送の確保等は、生活・産業レベルの向上や我が国の競争優位をもたらし、国際的責務を果たすことにもなるものであり、そういった観点から、国も、空港の適切な整備及び運営、航空運送事業者の路線参入、航空輸送サービス提供の維持等も含めた適切な航空政策の遂行に努めることとしている。

(3) 他の関連政策との整合・協調的取組

空港政策と観光政策や物流政策との連携による総合効果を発揮させること、空港と鉄道・道路等との連携による空港アクセスの整備やその利便性向上を図ること等、空港政策と関連政策の連携については、総合的な見地からの検討を行い、関連政策との整合・協調的取組を図りながら、それぞれの政策遂行を的確に行うこととしている。

第４　空港の設置及び管理の意義及び目標に関する事項

１　意義

（略）

空港は、単体では機能し得ず、他の空港と航空機によって結ばれ、路線が構築されて初めて機能するという意味で「ネットワークの基盤」であるという特性を有している。加えて、空港は設置された地域の中においても孤立して存在するものではなく、空港周辺地域の様々な事業者、地方公共団体等の存在に支えられ、各地との移動・交流を行う基盤ともなっているという意味で「地域における拠点」としての機能を担っている。さらに、空港はサービス提供の場であり、「サービスの拠点」としての機能や、不法入国の水際阻止、震災時の輸送拠点となる等「安全・安心の拠点」としての機能も有しており、これらすべての機能を総括して、経済社会活動の基盤、世界に向けた玄関口、物資の輸出入の拠点、観光を含む交流の基盤、地域活力向上の基盤等の「公共インフラ」としての機能を果たしているものである。

(1) 航空の安全の確保

航空においては、ひとたび事故が生じれば多くの人命が奪われる可能性が高く、その安全の確保はすべての活動に対して優先されるべき大前提である。したがって、国、空港管理者、航空運送事業者を含め空港の整備及び運営に関連するすべての者は、このことを肝に銘じて取り組まなければならない。

(2) 航空政策との整合・協調的取組

空港はこれを利用して離着陸する航空機があってこそ機能するものであり、航空ネットワークを構成する重要な要素としてその役割を的確に果たすことが求められる。したがって、空港の整備及び運営に当たり、現在取り組んでいる次のような航空政策全般との整合・協調的取組が必要である。

①　（略）

②　航空は、国内の地域間交流、世界との往来、観光を含む交流や物資の輸送等のための不可欠の交通手段として、国民生活の向上や地域経済の活性化にも大きな役割を果たすものであり、このような航空の機能が十分に発揮されることが我が国の競争力や地域活力の源泉となり、アジアの玄関口として世界との間の交流に対する貢献にもなる。すなわち、航空ネットワークの強化、利用しやすい航空輸送の確保等は、生活・産業レベルの向上や我が国の競争優位をもたらし、国際的責務を果たすことにもなるものであり、そういった観点から、国も、空港の適切な整備及び運営、航空運送事業者の路線参入、航空輸送サービス提供の維持等も含めた適切な航空政策の遂行に努めることとしている。

(3) 他の関連政策との整合・協調的取組

空港政策と観光立国推進施策やアジア・ゲートウェイ構想推進施策との連携による総合効果を発揮させること、空港と鉄道・道路等との連携による空港アクセスの整備やその利便性向上を図ること等、空港政策と関連政策の連携については、総合的な見地からの検討を行い、関連政策との整合・協調的取組を図りながら、それぞれの政策遂行を的確に行うこととしている。

第４　空港の設置及び管理の意義及び目標に関する事項

１　意義

（略）

空港は、単体では機能し得ず、他の空港と航空機によって結ばれ、路線が構築されて始めて機能するという意味で「ネットワークの基盤」であるという特性を有している。加えて、空港は設置された地域の中においても孤立して存在するものではなく、空港周辺地域の様々な事業者、地方公共団体等の存在に支えられ、各地との移動・交流を行う基盤ともなっているという意味で「地域における拠点」としての機能を担っている。さらに、空港はサービス提供の場であり、「サービスの拠点」としての機能や、不法入国の水際阻止、震災時の輸送拠点となる等「安全・安心の拠点」としての機能も有しており、これらすべての機能を総括して、経済社会活動の基盤、世界に向けた玄関・窓口、物資の輸出入の拠点、観光を含む交流の基盤、地域活力向上の基盤等の「公共インフラ」としての機能を果たしているものである。

このように、空港は、我が国の社会経済活動に不可欠な社会基盤であり、地域における広域的な交流拠点であり、かつ、四面環海の我が国において、世界に向けた玄関口として人流・物流両面で不可欠な役割を果たしている。

昨今では、経済社会のグローバル化に伴い、世界の活力を成長のエネルギーとし、我が国の国際競争力を強化していくことが求められている。また、激変する世界情勢の中で、我が国と世界各国・地域との接続性を高め、経済安全保障を確立していくことも重要である。このため、現下の厳しい財政事情に鑑みつつ、必要となる我が国の内外の航空ネットワークの強化や航空運送の活性化等を図るべく、空港の能力を量的にも質的にも最大限に発揮させる施策を講じることが喫緊の課題となっている。

また、人口減少や急速な少子高齢化の進展、産業の空洞化等を背景にして、我が国では、地域の活力の減退が危惧されているため、地域における広域的な交流拠点であり地域活性化の核となり得る空港において、観光振興や物流高度化をはじめとする関連施策とも連携しながら、国内外の人や物の流れを活発化させ、需要の創出につなげていくことを目指し、積極的な取組を行うことが求められている。

とりわけ、二〇三〇年（令和十二年）までに訪日外国人旅行者数を六千万人、訪日外国人旅行消費額を十五兆円に拡大する等の政府目標が掲げられており、オーバーツーリズムの課題を回避しつつ持続的に観光客を受入れながら、その効果を日本全体へ波及させていくためには、航空ネットワークを生かした地方誘客により、訪日外国人旅行者のフローを構造的に変えていく必要があり、玄関口となる空港が、広域的な移動を支える基幹的な交通ネットワークの構築に寄与していくことが求められている。

さらに空港は、大規模自然災害が頻発する中で、緊急物資・人員の輸送拠点として、地域の事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に重要な役割を果たし、国土強靭化に貢献するインフラであることも明らかになってきている。これまでの災害において、空港が住民避難拠点として機能した例もある。

このような状況を踏まえ、航空の安全の確保を前提に、環境の保全に配慮しつつ、航空輸送需要への的確な対応、サービスの改善等を通じた利用者の便益の増進、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化、地域の活力の向上、防災・減災、国土強靭化等に資するべく、空港の設置及び管理を行うこととする。

2　目標

空港の設置及び管理については、1の「意義」に掲げる内容を踏まえつつ、次に掲げる目標の達成に向けて的確に取り組むこととする。

①　既存ストックの有効活用を基本とし、民間の資金や能力も活用しつつ、空港施設の更新や高質化、運営面の充実・効率化及び施設の着実な整備を行うことにより、利用者便益の増進及び空港における安全・安心の確保を図ることとする。

②　空港のサービス水準の向上等を通じた内外の航空路線の維持・強化を図るとともに、適正な水準の空港使用料の設定を行い、もって海外の空港と密接に結ぶとともに国内の空港間でも充実した航空ネットワークの適切な形成等により、我が国の国際競争力強化を図ることとする。

③　空港の積極的な活用により、訪日外国人旅行者の受入拡大や各地域の産業クラスター形成の促進を図り、地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に資するとともに、空港の運営に伴う環境負荷を軽減し、周辺地域との共生を図ることとする。

このように、空港は、我が国の社会経済活動に不可欠な社会基盤であり、地域における広域的な交流拠点であり、かつ、四面環海の我が国において、世界に向けた玄関・窓口として人流・物流両面で不可欠な役割を果たしている。

昨今では、経済社会のグローバル化に伴い、世界の活力を成長のエネルギーとし、我が国の国際競争力を強化していくことが求められている。このため、現下の厳しい財政事情に鑑みつつ、必要となる我が国の内外の航空ネットワークの強化や航空運送の活性化等を図るべく、空港の能力を量的にも質的にも最大限に発揮させる施策を講じることが喫緊の課題となっている。

また、急速な少子高齢化の進展、産業の空洞化等を背景にして、我が国では、地域の活力の減退が危惧されているため、地域における広域的な交流拠点であり地域活性化の核となり得る空港において、観光振興や物流高度化を始めとする関連施策とも連携しながら、国内外の人や物の流れを活発化させ、需要の創出につなげていくことを目指し、積極的な取組を行うことが求められている。

このような状況を踏まえ、航空の安全の確保を前提に、航空輸送需要への的確な対応、サービスの改善等を通じた利用者の便益の増進、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化、地域の活力の向上等に資するべく、空港の設置及び管理を行うこととする。

2　目標

空港の設置及び管理については、1の「意義」に掲げる内容を踏まえつつ、次に掲げる目標の達成に向けて的確に取り組むこととする。

①　既存ストックの有効活用を基本とし、空港施設の更新や高質化、運営面の充実・効率化及び施設の着実な整備によって利用者便益の増進及び空港における安全・安心の確保を図ることとする。

②　空港のサービス水準の向上等を通じた内外の航空路線の維持強化を図るとともに、適正な水準の空港使用料の設定を行い、もって海外の空港と密接に結ぶとともに国内の空港間でも充実した航空ネットワークの適切な形成等により、我が国の国際競争力強化を図ることとする。

③　空港の積極的な活用により地域経済の活性化その他の地域の活力の向上を図るとともに、空港の運営に伴う環境負荷を軽減し、周辺地域との共生を図ることとする。

④　航空脱炭素化推進基本方針（令和四年国土交通省告示第千二百四十一号）に基づき、空港の脱炭素化を推進することで、各空港の温室効果ガス排出量を削減し、我が国の空港全体でカーボンニュートラルの高みを目指すこととする。

⑤　空港の耐災害性や防災拠点機能を強化することで、空港周辺の地域防災力向上を図るとともに、国土強靱化に貢献することとする。

⑥　（略）

空港関係者の役割

3

空港の設置及び管理の意義及び目標の達成に向けて、空港関係者がそれぞれの役割を適切に果たすことが望まれる。この観点から、それぞれの役割を以下のとおり整理する。

①　国は、空港政策をどのように展開するかを定める本基本方針の実現に向けた施策を講じるとともに、国管理空港の設置及び管理に関する責任者として、地域の関係者、空港機能施設事業者等と連携し、航空ネットワークの拠点となる空港が向かうべき方向性を視野に入れ、空港の整備及び運営を適切に行い、航空ネットワークの拡充のための基盤整備を含む空港機能の強化、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。また、国以外の空港管理者や空港運営権者に対し、適切に指導監督を行い、利用者の便益の増進、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。

②　空港会社は、国際拠点空港の設置及び管理に関する責任者として、国、関係地方公共団体等の関係者と連携し、国際拠点空港として将来的に目指していくべき姿を念頭に置き、効率的で自立した経営や創意工夫を生かした空港の整備及び運営を通じて、利用者の便益の増進、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。

③　空港の管理者である地方公共団体は、その管理する空港の設置及び管理に関する責任者として、国等の関係者と連携し、将来の空港のあり方を考慮に入れながら、創意工夫を生かした空港の整備及び運営を通じて、利用者便益の増進、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。

④　空港運営権者は、空港の運営等を行う者としてその責務を果たすものであり、空港の公共インフラとして有する高い公共性を踏まえつつ、国、関係地方公共団体等の関係者と連携し、民間の資金や能力を活用することで効率的かつ効果的に創意工夫を生かした空港の運営等を適切に行い、利用者の便益の増進、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。

⑤　（略）

また、空港の関係地方公共団体その他の関係者については、以下の役割を果たすことが望まれる。

⑥　空港の関係地方公共団体、観光関係団体、商工関係団体等は、空港を核とした地域の活性化に向け、空港管理者その他の関係者と連携・協力するとともに、協議会（空港法第十四条に規定する協議会をいう。以下同じ。）を積極的に活用し、利用者便益の増進に努めることとする。

⑦　航空運送事業者、貨物運送事業者、グランドハンドリング事業者等は、空港を中心とした人流・物流の主たる担い手として、空港管理者その他の関係者と連携・協力し、空港におけるサービスの向上その他の空港利用者の便益の増進に向け関係者と連携した取組に努めることとする。

⑧　ビジネスジェット（企業・団体又は個人が利用する定期航空運送以外の商用・観光目的等の航空運送）関係者や航空機使用事業者、防災・消防・警察ヘリ等の航空運送事業者以外の航空機使用者は、空港の適切かつ有効な活用に向け、空港管理者その他の関係者と連携・協力した取組に努めることとする。

（新設）

3

④　（略）

空港関係者の役割

空港の設置及び管理の意義及び目標の達成に向けて、空港関係者がそれぞれの役割を適切に果たすことが望まれる。この観点から、それぞれの役割を以下のとおり整理する。

①　国は、空港政策をどのように展開するかを定める本基本方針の実現に向けた施策を講じるとともに、国管理空港の設置及び管理に関する責任者として、地域の関係者、空港機能施設事業者等と連携し、航空ネットワークの拠点となる空港が向かうべき方向性を視野に入れ、空港の整備及び運営を適切に行い、航空ネットワークの拡充のための基盤整備を含む空港機能の強化、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。また、国以外の空港管理者に対し、適切に指導監督を行い、利用者の便益の増進、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。

②　空港会社は、国際拠点空港の設置及び管理に関する責任者として、国、周辺地方公共団体等の関係者と連携し、国際拠点空港として将来的に目指していくべき姿を念頭に置き、効率的で自立した経営や創意工夫をいかした空港の整備及び運営を通じて、利用者の便益の増進、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。

③　空港の管理者である地方公共団体は、その管理する空港の設置及び管理に関する責任者として、国等の関係者と連携し、将来の空港のあり方を考慮に入れながら、創意工夫をいかした空港の整備及び運営を通じて、利用者便益の増進、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。

（新設）

④　（略）

また、空港の周辺地方公共団体その他の関係者については、以下の役割を果たすことが望まれる。

⑤　空港の周辺地方公共団体、観光関係団体、商工関係団体等は、空港を核とした地域の活性化に向け、空港管理者その他の関係者と連携・協力するとともに、協議会（空港法第十四条に規定する協議会をいう。以下同じ。）を積極的に活用し、利用者便益の増進に努めることとする。

⑥　航空運送事業者、貨物運送事業者等は、空港を中心とした人流・物流の主たる担い手として、空港管理者その他の関係者と連携・協力し、空港におけるサービスの向上その他の空港利用者の便益の増進に向け関係者と連携した取組に努めることとする。

⑦　ビジネス航空関係者や航空機使用事業者、防災・消防・警察ヘリ等の航空運送事業者以外の航空機使用者は、空港の適切かつ有効な活用に向け、空港管理者その他の関係者と連携・協力した取組に努めることとする。

⑨　空港へのアクセス（鉄道、バス、タクシー等）を担うアクセス交通事業者のほか、レンタカー事業者、駐車場運営者は、空港アクセスが利用者便益の重要な要素であることを念頭に、空港管理者その他の関係者との連携・協力による空港アクセス機能の高度化等を図るとともに、利用者の便益の増進に向け関係者と連携した取組に努めることとする。

なお、それぞれの空港が置かれている環境や直面する課題は大きく異なっている。そのため、空港管理者及び空港運営権者や関係地方公共団体が中心となって、関係者の協議により各空港の将来ビジョンを策定すること等を通じて、２の「目標」に掲げた６つの目標の内容を具体化・明確化するとともに、上記のそれぞれの主体がどのような役割を果たすべきかを整理することで、全体最適の観点から関係者の連携・協力を通じて必要な取組を計画的に進めていくことが望ましい。

４　航空政策全体としての取組

１の「意義」に掲げる内容を踏まえ、空港の設置及び管理の目標を達成するに当たっては、３の「空港関係者の役割」に掲げる内容のとおり、関係者がそれぞれの役割を果たすことが望まれるが、空港はネットワークの基盤であるという特性から見ても、空港の整備及び運営における対応と併せ、航空路線の展開やサービス内容を含めた航空政策全体としての取組が必要である。

このため、まずは、空港の整備及び運営における対応を確実に行い、目標達成のために必要な取組を行うこととし、その上で、空港を活用した航空政策全般の中でどのように航空ネットワークを維持・強化し、航空の利用促進・需要喚起・サービス向上にどのようにつなげていくかについて正面から取り組んでいくこととし、このための政策の磨き上げとその円滑な実施に向け全力を挙げることとする。

第二　空港の整備に関する基本的な事項

我が国の空港については、配置的側面からの整備は全国的に見れば概成し、離島を除き新設を抑制することとしており、今後は、将来需要に的確に対応するための方策のほか、航空輸送サービスの質の向上や利用者の便益の増進に向けた空港機能の高質化、また、空港保安、防災・減災、国土強靱化の観点からの安全・安心の確保等が求められている。これらに対応するため、現下の厳しい財政事情に鑑み、需要予測の一層の精度向上に引き続き努め、事業評価をより厳格に実施すること等により選択と集中を図り、投資を重点化していくとともに、既存ストックを活用した空港機能の高質化に向け、以下の施策を中心に取り組むことが必要である。

なお、具体的な整備のあり方については、社会資本整備重点計画に従って対応する。

１　将来需要に対応するための施設整備・機能向上等

将来の需要動向を踏まえ、今後の空港の整備においては、以下のとおり取り組んでいくことが必要である。

①　（略）

②　離島空港については、島民生活の安定や離島振興、有人国境離島の保全などの観点から、航空ネットワークの維持や活性化等を図るために必要な施設整備等を着実に推進することとする。

③・④　（略）

⑧　空港へのアクセス（鉄道、バス、タクシー等）を担うアクセス交通事業者は、アクセスが利用者便益の重要な要素であることを念頭に、空港管理者その他の関係者との連携・協力による空港へのアクセス機能の高度化等を図るとともに、利用者の便益の増進に向け関係者と連携した取組に努めることとする。

４　航空政策全体としての取組

１の「意義」に掲げる内容を踏まえ、空港の設置及び管理の目標を達成するに当たっては、３の「空港関係者の役割」に掲げる内容のとおり、関係者がそれぞれの役割を果たすことが望まれるが、空港はネットワークの基盤であるという特性から見ても、空港の整備及び運営における対応と併せ、航空路線の展開やサービス内容を含めた航空政策全体としての取組が必要である。

このため、まずは、空港の整備及び運営における対応を確実に行い、目標達成のために必要な取組を行うこととし、その上で、空港を活用した航空政策全般の中でどのように航空ネットワークを維持し、航空の利用促進・需要喚起・サービス向上にどのようにつなげていくかについて正面から取り組んでいくこととし、このための政策の磨き上げとその円滑な実施に向け全力を挙げることとする。

第二　空港の整備に関する基本的な事項

我が国の空港については、事業実施中の空港を加えると、配置的側面からの整備は全国的に見れば概成し、離島を除き新設を抑制することとしており、今後は、将来需要に的確に対応するための方策のほか、航空輸送サービスの質の向上や利用者の便益の増進に向けた空港機能の高質化、また、耐震、防災保安の観点からの安全・安心の確保等が求められている。これらに対応するため、現下の厳しい財政事情に鑑み、需要予測の一層の精度向上に引き続き努め、事業評価をより厳格に実施すること等により選択と集中を図り、投資を重点化していくとともに、既存ストックを活用した空港機能の高質化に向け、以下の施策を中心に取り組むことが必要である。

なお、具体的な整備のあり方については、今後閣議決定される社会資本整備重点計画に従って対応する。

１　将来需要に対応するための施設整備・機能向上等

将来の需要動向を踏まえ、今後の空港の整備においては、以下のとおり取り組んでいくことが必要である。

①　（略）

②　離島空港については、島民生活の安定や離島振興などの観点から、航空ネットワークの維持や活性化等を図るために必要な施設整備等を着実に推進することとする。

③・④　（略）

2

空港の保安対策、防災・減災、国土強靭化の観点からの安全・安心の確保

空港への不法侵入事案の発生、空港の浸水や大規模地震の発生等といった航空輸送サービスの安全・安心を脅かす事象が発生しており、これらに適切に対応するため、以下の取組を進めることが重要である。

①　空港への不法侵入は航空機の安全な運航や空港利用者の安全・安心を脅かすものであり、これを防止し空港のセキュリティを向上するため、空港の監視能力の強化や適切な警備体制の構築を図る等空港への不法侵入対策の強化を行うこととする。

②　防災・減災、国土強靭化の観点から、交通結節拠点である空港において、耐災害性強化を図るとともに、防災拠点機能を強化することで、交通連携によるリダンダンシーの確保、迅速な人命救助や避難、経済活動の維持・継続、早期の復旧・復興を支える。とりわけ、台風や豪雨等に備えた浸水対策、地震災害時における緊急物資等輸送拠点としての機能確保、航空ネットワークの維持等を図るための滑走路、航空保安施設等の耐震性向上等を重点的に実施することとする。

3

既存ストックを活用した空港機能の高質化

航空輸送サービスの質や空港利用者にとっての使いやすさを向上する観点から、以下のとおり既存ストックの活用を通じた空港機能の高質化を図ることとする。

①　安全性を確保しながら、利用者便益の増進と空港の効率的な運営を図るため、ＩＬＳ（計器着陸装置）の高カテゴリー化等を進め、天候等による欠航の発生を極力防止することにより就航率の改善を図る。また、進入方式の高度化等による空港処理能力の向上に努めることとする。

②　多様性・包摂性が確保され、誰もが安心して利用しやすい空港とするため、引き続きバリアフリー化やジェンダー主流化等のための施設整備を進めるとともに、わかりやすいサイン・案内表示板の整備等を行い、ユニバーサルデザイン化を推進することとする。また、訪日外国人旅行者の増加に対応して、多言語表記・案内のほか、多種多様なニーズへの対応にも努める。

③　国内外の都市間を効率的に結ぶ航空物流拠点の形成の観点や、混雑・集中問題を回避しつつ、訪日外国人旅行者の受入拡大を含む国際観光交流の促進等を図る観点等から、増大する航空需要等に対応したターミナル諸施設の機能向上を推進する。

4

（略）

第三　空港の運営に関する基本的な事項

多様化・高度化する空港利用者のニーズに的確に対応し、我が国の国際競争力の強化や地域の活力の向上といった喫緊の課題についても空港として果たしうる貢献を行うべく、空港管理者、空港運営権者及び空港機能施設事業者は、相互に連携し、安全な運航の確保、保安・防災面における対応能力の強化、環境への配慮を前提に、空港の収支状況等を踏まえながら、情報開示・透明化等を通じた空港運営の効率化・提供サービスの高度化を図り、利用促進のための措置を講じ、ネットワークの維持・強化につながるような運営に努めることとする。

また、空港は、空港そのものが観光客の来訪目的施設になるほか、地域住民の日常生活の中で移動目的以外の来訪施設となり得ることも踏まえ、地域の事情・特色を踏まえて関係地方公共団体、関係事業者等と協力し、利用者便益の増進に努めるほか、協議会の活用等により空港を中心とした地域の活力向上を図る等、ハード・ソフトの組み合わせによる空港運営の強化を推進することとする。

2

空港の耐震化等による安全・安心の確保

大規模地震の発生、空港への不法侵入事案の発生等といった航空輸送サービスの安全・安心を脅かす事象が発生しており、これらに適切に対応するため、以下の取組を進めることが重要である。

①　過去の地震災害において空港がいち早く復旧し、被災地域と外部地域を直接結ぶ緊急輸送の拠点として救急救命活動、災害復旧支援等に大きな役割を果たした経験を生かし、被災時の緊急輸送拠点となる空港の特性を最大限活用するため、また、地震災害時にも航空ネットワーク及び背後圏における経済活動の継続性を維持するため、滑走路、航空保安施設等の耐震性を向上することとする。

②　空港への不法な侵入は航空機の安全な運航や空港利用者の安全・安心を脅かすものであり、これを防止し空港のセキュリティを向上するため、空港の監視能力の強化や適切な警備体制の構築を図る等空港への不法侵入対策の強化を行うこととする。

3

既存ストックを活用した空港機能の高質化

航空輸送サービスの質や空港利用者にとっての使いやすさを向上する観点から、以下のとおり既存ストックの活用を通じた空港機能の高質化を図ることとする。

①　安全性を確保しながら、天候等による欠航の発生を極力防止することにより、利用者便益の増進と空港の効率的な運営を図るため、ＩＬＳ（計器着陸装置）の高カテゴリー化等を積極的に進め、就航率の改善を図ることとする。

②　誰もが利用しやすい空港とし、高齢化社会を見据えた利用者便益の増進や国内外の観光客の使いやすさの向上を目指すこととし、引き続きバリアフリー化を進め、わかりやすいサイン・案内表示板の整備等を行い、ユニバーサルデザイン化を推進することとする。

③　都市間を効率的に結ぶ航空物流拠点の形成、国際観光交流の促進等を図る観点から、増大する航空需要等に対応したターミナル諸施設の機能向上を推進する。

4

（略）

第三　空港の運営に関する基本的な事項

多様化・高度化する空港利用者のニーズに的確に対応し、我が国の国際競争力の強化や地域の活力の向上といった喫緊の課題についても空港として果たしうる貢献を行うべく、空港管理者及び空港機能施設事業者は、相互に連携し、安全な運航の確保、保安・防災面における対応能力の強化、環境への配慮を前提に、今後は、空港の収支状況等を踏まえながら、情報開示・透明化等を通じた空港運営の効率化・提供サービスの高度化を図り、利用促進のための措置を講じ、ネットワークの維持増強につながるような運営に努めることとする。

また、地域の事情・特色を踏まえて関係地方公共団体、関係事業者等と協力し、利用者便益の増進に努めるほか、協議会の活用等により空港を中心とした地域の活力向上を図る等、ハード・ソフトの組み合わせによる空港運営の強化を推進することとする。

1　効果的かつ効率的な空港の運営

航空輸送サービスの質や空港の使いやすさといった利用者のニーズの多様化・高度化に的確に対応するため、次に掲げるとおり効果的かつ効率的な空港の運営を図り、空港の高質化を推進する必要がある。なお、次に掲げる取組を更に効果的に責任を持って遂行するための体制のあり方に関しては、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第二十条第二項において「空港整備特別会計（現「自動車安全特別会計空港整備勘定」）において経理されている事務及び事業については、将来において、独立行政法人その他の国以外の者に行わせることについて検討するものとする。」とされていることから、その趣旨を踏まえ、今後適切に検討することとする。

①　（略）

②　訪日外国人旅行者の更なる地方誘客に当たっては、地方空港への国際線の就航拡大と、地方空港と拠点空港を結ぶ国内線の利用促進との双方が必要であることを念頭に、魅力的なデスティネーション形成や新たな旅行需要の創出と併せて地域全体で必要な取組が進められるよう、地方公共団体や地元経済界はもとより、ＤＭＯ（観光地域づくり法人）等とも密接に連携した空港マネジメントを推進することとする。

③　特に離島については、島民生活の安定や離島振興、有人国境離島の保全などの観点から、これまでの離島航空路維持のための方策と併せて、島民の利用負担の軽減や観光客誘致による需要拡大など、離島航空路の利用の推進策やそれに対応した空港・地域の受入体制の強化に努めることとする。

④　（略）

⑤　ＦＳＣ（フルサービスキャリア）のみならず、ＬＣＣ（ローコストキャリア）やコミューター航空等、様々な旅客を対象とした多様な航空便を積極的に誘致することで、空港利用の促進を図り、空港を最大限有効活用することに努めることとする。

⑥　（略）

⑦　世界経済のグローバル化に伴い、年々利用が増加しているビジネスジェット等への適切な対応も視野に入れて取り組むこととする。

⑧　ビジネスジェットが受入れ可能と見込まれる空港においては、専用のスポット（航空機を駐機するために定められた場所）やターミナル、旅客動線の確保等のビジネスジェットの利便性向上のための取組を推進することとする。

なお、これらの取組をはじめ、効果的かつ効率的な空港の運営を実現していくうえで、民間の資金や能力を活用し、航空系事業と非航空系事業の一体経営を可能とする、コンセッション事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業をいう。）の導入が有効な手段の一つであると考えられる。このため、引き続き、各空港における同事業の導入を推進しつつ、その導入が当面困難とみられる空港においても、各空港の特性に応じて、より効果的・効率的な運営手法を選択し、空港経営改革に取り組んでいくことが重要である。

1　効果的かつ効率的な空港の運営

航空輸送サービスの質や空港の使いやすさといった利用者のニーズの多様化・高度化に的確に対応するため、次に掲げるとおり効果的かつ効率的な空港の運営を図り、空港の高質化を推進する必要がある。なお、次に掲げる取組を更に効果的に責任を持って遂行するための体制のあり方に関しては、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）において「空港整備特別会計（現「社会資本整備事業特別会計空港整備勘定」）において経理されている事務及び事業については、将来において、独立行政法人その他の国以外の者に行わせることについて検討するものとする。」とされていることから、その趣旨を踏まえ、今後適切に検討することとする。

①　（略）

②　内外の航空路線の誘致等、関係者と一体となった空港全体のマネジメントを推進することとする。

③　特に離島については、島民生活の安定や離島振興などの観点から、島民の足の確保や観光客誘致による需要拡大に向けた努力を行うなど離島航空路の利用の推進策やそれに対応した空港・地域の受入れ体制の強化に、これまでの離島航空路維持のための方策と併せて努めることとする。

④　（略）

⑤　定期便の誘致に加え、チャーター便の導入を進めるほか、コミューター航空、外国ＬＣＣ（ローコストキャリア）等の積極誘致による空港利用の促進を図り、空港を最大限有効活用することに努めることとする。

⑥　（略）

⑦　世界経済のグローバル化に伴い、近年諸外国で利用が増加しているビジネス航空（主に小型航空機を用いた定期航空運送以外のビジネス目的の運航）等新しい航空ビジネスへの適切な対応も視野に入れて取り組むこととする。

⑧　ビジネス航空が受け入れ可能と見込まれる空港においては、専用のスポット（航空機を駐機するために定められた場所）の確保等のビジネス航空の利便性向上のための取組を推進することとする。

2　空港施設の適切な維持・機能向上

滑走路等の空港施設の機能を適切に発揮させるためには、空港機能の保全を図りつつ、空港施設の適切な維持に加え、既存施設の老朽化に対応するとともに、機能向上に向けた既存施設の更新・改良を図ることが不可欠であり、次に掲げる措置を着実に推進することとする。

①　新技術の導入や予防保全による点検業務の効率化・高度化を図り、適切な維持管理を実施することとする。

②　施工方法の改良等によるライフサイクルコストの縮減等を図りつつ、情報通信技術（ICT）の活用の推進、作業の最適化による生産性の向上に取り組み、老朽化した施設の計画的な更新・改良を実施することとする。

③　（略）

④　積雪による航空機、牽引車等の円滑な運用が妨げられることを回避するため、除雪能力の向上に努めるほか、除雪時における関係者の連絡体制を強化する等、除雪体制の強化を図るとともに、除雪作業の省力化・自動化の取組を推進することとする。

⑤　（略）

⑥　地方管理空港等における地方公共団体の技術系職員の不足や技術力低下の深刻化を踏まえ、所定の要件を満たす工事を空港管理者及び空港運営権者に代わって国が行うことができる制度を適切に運用する一方、地方公共団体の技術系職員の確保・育成を図ることとする。

3　利用者の便益の増進

空港は、サービスの拠点としての特性を有しており、空港利用者に対するサービス提供の場として、利用者ニーズに対応した機能の発揮が望まれる。

たとえば、航空旅客が空港を利用する際は、アクセス交通の到着場所から空港ターミナルビルを経て航空機に搭乗するまでの一連の流れの中で様々なサービスを受けるが、これらの流れの中で個々のサービス水準が適正であることに加え、一連の流れが円滑に進められることが求められる。また、飲食・買い物の場、空港内施設の案内サービス、欠航遅延等の場合の運航情報の提供、アクセス交通の運行情報の提供、空港周辺の観光情報の提供なども、空港利用者にとっては重要なサービスである。

このようなことを念頭に置き、利用者の便益の増進に向け、次に掲げる措置を推進することとする。

(1)　航空利用者（旅客）の便益の増進

①　多様性・包摂性が確保され、誰もが安心して利用しやすい空港とするため、バリアフリー化やジェンダー主流化等のための施設整備などハード面の対応にとどまらず、その使いやすさの向上・改善への取組などソフト面での対応を行い、ユニバーサルデザイン化を推進することとする。また、訪日外国人旅行者の増加に対応して、多言語表記・案内のほか、多種多様なニーズへの対応にも努める。

②　深夜早朝便にも対応した交通アクセスの確保に向け、アクセス交通事業者と連携協調して取り組むほか、空港からの鉄道の輸送力強化・速達化、バス、タクシー等の乗降場の容量拡大・適正配置等空港へのアクセス交通改善や、その利用促進を図ることで、多様な旅客需要に対応した空港アクセスの確保に努めることとする。

③　アクセス交通事業者等との連携強化を通じて、航空便とアクセス交通の接続や運行状況等に係る関連情報のきめ細かい提供が図られるように努めることとする。

2　空港施設の適切な維持・機能向上

滑走路等の空港施設の機能を適切に発揮させるためには、空港機能の保全を図りつつ、空港施設の適切な維持に加え、既存施設の老朽化に対応するとともに、機能向上に向けた既存施設の更新・改良を図ることが不可欠であり、次に掲げる措置を着実に推進することとする。

①　点検の強化等、予防保全の手法等を用いた適切な維持管理を実施することとする。

②　施工方法の改良等によるライフサイクルコストの縮減等を図りつつ、老朽化し緊急性の高い施設を早急に更新するなど、施設の点検等の周期・頻度等の適切な設定等を図り、既存施設の円滑かつ計画的な更新・改良を実施することとする。

③　（略）

④　積雪による航空機、牽引車等の円滑な運用が妨げられることを回避するため、除雪能力の向上に努めるほか、除雪時における関係者の連絡体制を強化する等、除雪体制の強化を図ることとする。

⑤　（略）

（新設）

3　利用者の便益の増進

空港は、サービスの拠点としての特性を有しており、空港利用者に対するサービス提供の場として、利用者ニーズに対応した機能の発揮が望まれる。

たとえば、航空旅客が空港を利用する際は、アクセス交通の到着場所から空港ターミナルビルを経て航空機に搭乗するまでの一連の流れの中で様々なサービスを受けるが、これらの流れの中で個々のサービス水準が適正であることに加え、一連の流れが円滑に進められることが求められる。また、飲食・買い物の場、空港内施設の案内サービス、欠航遅延等の場合の運航情報の提供、アクセス交通の運行情報の提供、空港周辺の観光情報の提供なども、空港利用者にとっては重要なサービスである。

このようなことを念頭に置き、利用者の便益の増進に向け、次に掲げる措置を推進することとし、その継続的な取組を効果的かつ効率的に進めるために必要となる数値・指標的な目標設定とその評価等の手法の導入等の具体的方策の検討にも努めることとする。

(1)　航空利用者（旅客）の便益の増進

①　誰もが利用しやすい空港とするため、バリアフリー化のための施設整備などハード面の対応にとどまらず、その使いやすさの向上・改善への取組などソフト面での対応を行い、ユニバーサルデザイン化を推進することとする。

②　今後主要空港では深夜早朝便の増加が見込まれるが、このような深夜早朝便に対応した交通アクセスの確保に向け、アクセス交通事業者と連携協調して取り組むほか、空港からのバス、タクシー等の乗降場の容量拡大・適正配置等空港へのアクセス交通改善を図ることとする。

③　空港へのアクセス時間を短縮すべく、アクセス交通事業者等との連携強化を図るとともに、航空便とアクセス交通の接続等に係る関連情報のきめ細かい提供が図られるように努めることとする。

④　自家用車を利用した空港来訪者の増加による空港駐車場の混雑が課題となっているため、関係地方公共団体、駐車場運営者、アクセス交通事業者等の空港関係者と連携し、料金施策による需要マネジメントや混雑情報の発信の強化、立体駐車場の整備等による駐車可能台数の拡大、公共交通の利用促進等の対策に総合的に取り組む。併せて、担い手の確保が課題となっている空港関係従事者の駐車スペースの確保にも取り組む必要がある。また、レンタカー利用者の増加に対応して、レンタカーの営業拠点や乗降場、駐車場の適正配置等の利便性向上にも配慮することとする。さらに、空港においていわゆる白タク行為や、ルールに従わないレンタカーの貸渡し等が行われないよう、空港関係者が共同して取り組むこととする。

⑤　観光立国推進基本計画等の観光施策との整合・協調を図り、空港として、訪日外国人旅行者を含む国内外の旅行者への観光振興に資する情報の提供及び発信機能の拡充、地域の観光案内、宿泊施設等の情報提供の充実に努めることにより、観光分野における国際競争力の強化や地方創生に貢献することとする。

⑥　空港内において、訪日外国人旅行者の増加等、利用者ニーズの変化も勘案し、ハード・ソフト両面で、航空利用者にとって分かりやすく円滑な旅客動線の確保に努める。また、第三国間輸送の増加や深夜早朝便の増加等も踏まえ、国際線と国際線、国際線と国内線との乗継ぎ及びアクセス交通への乗継ぎにおける利便性向上や、空港での待ち時間における快適な滞在を図る等のため、仮眠施設、シャワールーム等空港ターミナル施設の充実を図ることとする。

⑦　航空利用者が増加する中でも利便性を持続可能なものとするため、顔認証技術等、最新のデジタル技術を積極的に活用しつつ、搭乗関連手続きの円滑化・迅速化を図ることとする。

⑧　ＣＩＱ（税関、入管、検疫等）手続等についても、最新のデジタル技術を積極的に活用しつつ、待ち時間短縮等サービス水準の向上が図られるよう、必要な機器の導入も含めたＣＩＱ等の取組との連携・支援を行うこととする。

⑨　天候等により遅延、欠航等が発生した場合や、それにより二次交通が確保されない場合に、旅客が空港に滞留する可能性があることも踏まえ、訪日外国人旅行者を含めた旅客への適切な情報提供や代替アクセス手段の確保、滞留者対応に向けた資機材の確保等、遅延や欠航等が発生した場合に適切な対応が図られるよう、空港関係者において緊密に連携を図ることとする。

⑩　航空運送事業者及び空港機能施設事業者は、空港におけるサービスの向上に向け、空港管理者及び空港運営権者との間で緊密に連携を図ることとする。また、定時運航についても利用者利便の中核をなすものであるため、関係者で連携しながら、必要な対策の実施に努めることとする。

⑪　公共交通機関である航空や公共施設である空港の円滑な運営の観点から、例えば、遅延回避のための円滑な搭乗に資する利用者側の理解や協力についても、積極的に呼び掛けていくこととする。

(2)

航空物流機能の強化

ユーザーの要求水準の高度化、臨空部におけるロジスティクスセンターの形成の進展等により、他の輸送機関より速達性に優れる航空による貨物輸送の重要性はますます高まっている。国際分業の進展等による経済のグローバル化に伴い、部品の調達から生産、販売

④　レンタカー利用者等の利便を考慮してレンタカーの営業拠点や乗降場、駐車場の適正配置に努めることとする。

⑤　観光立国推進基本計画等の観光施策との整合・協調を図り、空港として、観光振興に資する情報の提供及び発信機能の拡充、地域の観光案内、宿泊施設等の情報提供の充実に努めることにより、観光分野における国際競争力の強化に貢献することとする。

⑥　二十四時間化に伴う深夜早朝便の増加等も踏まえ、国際線トランジットや国際線と国内線との乗継ぎ及びアクセス交通への乗継ぎのための空港での待ち時間における快適な滞在を図る等のため、仮眠施設、シャワールーム等空港内施設の充実を図ることとする。

（新設）

⑦　ＣＩＱ（税関、入管、検疫等）等について、待ち時間短縮等サービス水準の向上が図られるよう関係機関との連携・支援を行うこととする。

⑧　天候等により遅延、欠航等の発生した場合の対応の適切化を図ることとする。

⑨　航空運送事業者及び空港機能施設事業者は、空港におけるサービスの向上に向け、空港管理者との間で緊密に連携を図ることとする。

（新設）

(2)

航空物流機能の強化

ユーザーの要求水準の高度化、臨空部におけるロジスティクスセンターの形成の進展等により、他の輸送機関より速達性に優れる航空による貨物輸送の重要性はますます高まっている。さらに、国際分業の進展等による経済のグローバル化に伴い、部品の調達から生

までの全体最適化を目指すサプライチェーンマネジメントを基本とする経営戦略を進める荷主にとって、国際物流は極めて重要な位置付けとなっている。近年では、経済安全保障の観点からサプライチェーンの強靭化を図ることも求められている。この意味で、航空物流は、我が国の経済活動を支える基盤的な役割を担い、国際競争力の強化を図る上でも重要であることから、航空物流機能の強化が求められている。

さらに、国内物流においては、陸・海・空のあらゆる輸送モードを総動員する「新モーダルシフト」の一環として、定期旅客便の空きスペース等の活用によりトラックドライバー不足やＣＯ２（二酸化炭素）排出量削減へ寄与することも求められている。

これらのため、航空物流機能の強化を図るための取組について、道路、港湾、鉄道等の他の輸送モードに係るインフラとの連携を念頭に、利用者たる貨物運送事業者、貨物取扱事業者のニーズも適確に踏まえつつ、我が国の国際競争力や地域の活力の向上につながることを見据え、貨物取扱地区の確保や高機能化をはじめとする空港貨物地区内の物流機能向上のために必要な措置を行うほか、国際トランジット貨物便の誘致、深夜貨物便による空港の利活用の推進、地方空港の戦略的活用、物流のデジタル化を通じた関係者が一元的に情報共有できる環境の整備、税関関連事務の簡素化等に向けて、積極的に対処することとする。

⑶　空港運営に対しての利用者等の意向を反映させる仕組み

空港利用者の便益増進のための継続的な取組を担保するため、利用者等の意向を反映させる仕組みである空港全体のＣＳ（顧客満足度）調査や空港別収支等空港運営の状況も勘案しつつ、空港管理者及び空港運営権者が中心となって、適切な目標を設定し、その実施状況を評価し、改善していくといった必要な取組を推進することとする。また、この取組の状況を適宜公表し、空港を利用する際の参考情報として活用を促すほか、海外空港における利用者便益との比較にも活用できる方策についても併せて検討することとする。

4　安全・安心の確保

航空輸送サービスにおいて、安全・安心の確保は何よりも優先されるべき課題である。航空輸送を支えるインフラである空港においても、安全・安心の確保のための措置は最重要事項であり、今後の航空輸送需要の増大に対応し、次に掲げる措置を推進することとする。

①　今後の航空交通量の増大に対応し、更なる高い安全性を確保すべく、ＩＣＡＯ（国際民間航空機関）における標準化に応じて、事前予防的な安全対策であるＳＭＳ（安全管理システム（安全に対する目標達成のための管理計画を立案・実施し、その状況を監視し、必要な措置を講じていく管理手法））の導入を推進することとし、空港管理者及び空港運営権者は、航空法第四十七条の二に規定する空港機能管理規程において、空港の機能を確保するための管理の方針、体制及び方法を適切に定め、これに従い航空交通及び空港の業務に従事する者の安全を確保するために必要な措置を適切に講じることとする。

②　航空機に対するテロ・ハイジャックや空港への不法侵入は、航空機の安全運航や空港利用者の安全・安心を脅かすものである。このため、空港管理者及び空港運営権者は、空港内の航空機や、ターミナルビル、滑走路等の施設に対する破壊行為を防止し、テロ・ハイジャックから航空の安全を守るため、空港機能施設事業者等に対し積極的な取組を

産、販売までの全体最適化を目指す「サプライチェーンマネジメント（商慣行の見直し、電子商取引の推進等による企業間連携を通じて、生産から消費までの情報と物の流れを効率化し、商品を迅速に適正な価格で提供するための仕組み）」を基本とする経営戦略を進める荷主にとって、国際物流は極めて重要な位置付けとなっている。この意味で、航空物流は、我が国の経済活動を支える基盤的な役割を担い、国際競争力の強化を図る上でも重要であることから、航空物流機能の強化が求められている。

このため、航空物流機能の強化を図るための取組について、利用者たる貨物運送事業者、貨物取扱事業者のニーズも適確に踏まえつつ、我が国の国際競争力や地域の活力の向上につながることを念頭に、貨物取扱地区の確保や高機能化を始めとする空港貨物地区内の物流機能向上のために必要な措置を行うほか、国際トランジット貨物便の誘致、深夜貨物便による空港の利活用の推進、地方空港の戦略的活用等に向けて、積極的に対処することとする。

⑶　空港運営に対しての利用者等の意向を反映させる仕組み

空港利用者の便益増進のための継続的な取組を担保するため、幅広い関係者からの多様な意見・提案を反映させる仕組みを導入し、空港別収支等空港運営の状況も勘案しつつ、空港管理者が中心となって、適切な目標を設定し、その実施状況を評価し、改善していくといった必要な取組を推進することとする。このため、空港会社が取り組んできたＣＳ（顧客満足度）調査や公共交通機関の快適性・安心性評価に際し実施してきている指標計測等の手法も参考にし、効率化の視点に留意しながら、継続的な取組が確保されるような利用者等の意向を反映させる仕組みとその実施内容の検討に着手する。また、この取組の状況を適宜公表し、空港を利用する際の参考情報として活用を促すほか、海外空港における利用者便益との比較にも活用できる方策についても併せて検討することとする。

4　安全・安心の確保

航空輸送サービスにおいて、安全・安心の確保は何よりも優先されるべき課題である。航空輸送を支えるインフラである空港においても、安全・安心の確保のための措置は最重要事項であり、今後の航空輸送需要の増大に対応し、次に掲げる措置を推進することとする。

①　今後の航空交通量の増大に対応し、更なる高い安全性を確保すべく、ＩＣＡＯ（国際民間航空機関）における標準化に応じて、事前予防的な安全対策であるＳＭＳ（安全管理システム（安全に対する目標達成のための管理計画を立案・実施し、その状況を監視し、必要な措置を講じていく管理手法））の導入を推進することとし、空港管理者は、航空法第四十七条の二に規定する空港保安管理規程において、空港の保安を確保するための管理の方針、体制及び方法を適切に定め、これに従い航空交通及び空港の業務に従事する者の安全を確保するために必要な措置を適切に講じることとする。

②　航空機に対するテロ・ハイジャックや空港への不法な侵入は、航空機の安全運航や空港利用者の安全・安心を脅かすものである。このため、空港管理者は、空港内の航空機や、ターミナルビル、滑走路等の施設に対する破壊行為を防止し、テロ・ハイジャックから航空の安全を守るため、空港機能施設事業者等に対し積極的な取組を求めるとともも

求めるとともに、関係者間の調整に主体的役割を果たし、制限区域等への出入管理の徹底等、各空港において定められた空港機能管理規程に基づく保安措置の実施に万全を期する。また、厳しさを増す国際的なテロ等への対応や、訪日外国人旅行者をはじめとした今後の航空需要の増大に対応するため、保安検査員の処遇改善や保安検査の高度化に資するＤＸ技術等の活用を図るなど、更なる保安レベル向上や検査業務効率化を推進する必要がある。こうした観点から、旅客の保安検査の実施主体について、航空運送事業者等から、空港特性を十分に把握し空港を一元的に管理する立場の空港管理者及び空港運営権者へ順次移行すべく、計画的に調整を進めることとする。さらに、国管理空港・地方管理空港においては、より適切な保安検査の実施の観点から、各空港の実情を踏まえつつ、空港管理者からターミナルビル事業者への保安検査業務に係る事務委任について、空港ごとに検討を進める。

③　無人航空機による空港への侵入事案等が国内外で発生していることを踏まえ、空港管理者及び空港運営権者は巡視等の無人航空機の異常な飛行を防止するために必要な措置を講じるほか、無人航空機の侵入が生じた場合においても、空港等の機能を確保するために必要な措置を講じることとする。

④　令和六年一月の東京国際空港内での航空機衝突事故等における経験と教訓を踏まえ、適切な消防体制を確保し、空港消防職員の教育訓練を図る等により、空港消防能力の強化を図ることとする。また、地上走行中の航空機や車両の滑走路への誤進入を防止するための施設の改修及び維持管理を行うとともに、滑走路の安全に係る推進体制を強化する。

⑤　空港は不法入国の水際阻止や新型コロナウイルス感染症等に関する水際対策等における前線拠点であり、これらの適切な運用が、我が国と国民生活の安全と国民の安心をもたらすものである。このため、不法入国の防止、感染症や動植物検疫に係る水際対策、空港への不法侵入の防止対策等の重要性について、利用者の理解を得るよう努めるとともに、こうした対策に当たり、空港施設を柔軟に運用するなど、臨機応変な対応が取れるよう、内閣感染症危機管理統括庁、ＣＩＱ、警察、消防等関係機関との連携強化を図ることとする。

⑥　（略）

⑦　自然災害発生時、空港は救急・救命活動や住民避難、緊急物資・人員の輸送の拠点として重要な役割を担うため、速やかにその機能を確保する必要がある。このため、空港関係者が一体となり、事業継続計画「Ａ２（Ａｄｖａｎｃｅｄ／Ａｉｒｐｏｒｔ）－ＢＣＰ」を策定し、関係者やアクセス事業者、近隣空港との連携を強化する。さらに、平時から訓練を実施し、計画の実効性を高めるとともに、自然災害の激甚化・頻発化等の環境の変化も踏まえ、不断の見直しを図ることで、災害時に迅速かつ円滑な対応を可能にする。

⑧　大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、空港の被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止・早期復旧、その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を適切に運用することとする。

⑨　災害時に地方管理空港等の空港管理者から要請があった場合に、災害復旧工事やエプロンの利用の調整等に関する業務を当該空港の空港管理者及び空港運営権者に代わって国が行うことができる権限代行制度を適切に運用することとする。

に、関係者間の調整に主体的役割を果たし、制限区域等への出入管理の徹底等、各空港において定められた空港保安管理規程に基づく保安措置の実施に万全を期する。さらに、航空運送事業者等による保安検査の実施に対し、支援・協力を行うほか、関係者の理解の増進に努めることとする。

（新設）

③　平成十九年八月の外国航空機の那覇空港内での爆発炎上事故等における経験と教訓を踏まえ、適切な消防体制を確保し、空港消防職員の教育訓練を図る等により、空港消防能力の強化を図ることとする。

④　空港は不法入国の水際阻止や新型インフルエンザに関する水際対策等における前線拠点であり、これらの適切な運用が、我が国と国民生活の安全と国民の安心をもたらすものである。このため、不法入国の防止、新型インフルエンザに関する水際対策、空港への不法侵入の防止対策等の重要性について、利用者の理解を得るよう努めるとともに、ＣＩＱ、警察、消防等関係機関との連携強化を図ることとする。

⑤　（略）

⑥　地震災害等の緊急事態における緊急物資等の輸送受け入れ体制の確保、帰宅困難者等への対応等を図ることとする。

（新設）

（新設）

⑩　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）において、空港についても基幹インフラとして指定されていることを踏まえ、基幹インフラ役務の安定的な提供確保に向け、重要設備の導入・維持管理の委託等の届出・審査の適正な実施を図る。

⑪　空港は、サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）に基づき、重要インフラ分野の一つとして位置づけられていることを考慮し、空港管理者及び空港運営権者は、空港機能の確保に特に影響を及ぼす主要システムのサイバーセキュリティの確保に取り組むこととする。

5　環境負荷の低減

空港分野においては、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の達成も視野に、空港運営に伴う地球環境や地域環境への影響を低減させ、空港の持続可能性を確保するため、環境の保全及び良好な環境の創造を推進する施策を行う必要がある。このため、次の施策に積極的に取り組むこととする。

なお、周辺地域に環境負荷等の影響を与える成田国際空港、東京国際空港等の空港における航空機騒音による障害の防止等の対策やこれまでの周辺地域と合意の上進めている各種施策については、第五の「空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項」に掲げる内容のとおり、確実に取り組んでいくものとする。

①　柔軟な経路設計が可能となることにより、航空経路の短縮を通じ燃料消費及びＣＯ２排出量の削減につながる衛星信号の情報を利用した進入方式の導入等の航空交通システムの高度化のための協力支援を行うこととする。

②　いわゆるＥＳＧ投資の機運が高まっている中、航空脱炭素化推進基本方針に基づき、二〇五〇年までのカーボンニュートラルの実現に向け、空港施設・空港車両の省エネルギー化、空港への再生可能エネルギーの導入等、空港における脱炭素化を推進することとする。具体的には、航空灯火のＬＥＤ化、空港車両のＥＶ・ＦＣＶ化、充電設備の導入、ＧＰＵ（地上動力設備）の利用促進、太陽光発電等の地域特性を考慮した再生可能エネルギーの導入等に取り組むこととする。

③　カーボンニュートラルの実現に向けて、ＣＯ２削減効果の大きいＳＡＦ（持続可能な航空燃料）の導入が航空の脱炭素化において不可欠であり、国際競争力のある価格でのＳＡＦの導入促進に向け、空港関係者も参画し、官民連携して取り組む。

6　空港ＤＸの推進

今後も拡大する世界の航空需要を取り込み、空港機能を持続可能な形で維持・発展させていくためには、顔認証、自動運転、ＡＩ等の最新技術を積極的に取り込みつつ、自動チェックイン機やスマートレーン等による旅客の搭乗関連手続きの円滑化・迅速化や、自動運転トーイングトラクターや自動ボーディングブリッジ等によるグランドハンドリング業務の省人化・省力化といった空港関係業務のイノベーションを官民が連携して進める必要がある。

こうした空港ＤＸ技術の本格実装化のため、空港管理者や空港運営権者が中心となり必要なインフラ整備に取り組むほか、国においても、規制・制度の見直しや技術開発、導入事業者に対する支援の実施等について積極的に取り組んでいくべきである。

（新設）

5　環境負荷の低減

空港運営に伴う地球環境や地域環境への影響を低減させるため、空港においても、環境の保全及び良好な環境の創造を推進する施策を行う必要がある。このため、次の施策に積極的に取り組むこととする。

なお、周辺地域に騒音負荷等の影響を与える成田国際空港等の空港における航空機騒音による障害の防止等の対策やこれまでの周辺地域と合意の上進めている各種施策については、第五の「空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項」に掲げる内容のとおり、確実に取り組んでいくものとする。

①　柔軟な経路設計が可能となることにより、航空経路の短縮を通じ燃料消費及び二酸化炭素（ＣＯ２）排出量の削減につながるＲＮＡＶ（広域航法）の導入等の航空保安システムの高度化のための協力支援を行うこととする。

②　環境にやさしい空港（エコエアポート）施策を推進することとする。具体的には、ＧＰＵ（地上動力設備）の利用促進、空港内建築物における太陽光発電の導入や屋上緑化、空港内車両のエコカー化やアイドリングストップの励行等に取り組むこととする。

（新設）

航空管制業務等との連携

空港管理者及び空港運営権者は、当該空港における安全かつ円滑な航空交通の確保を図るとともに、全国的な航空交通ネットワークを構成する一員として、我が国全体の航空の安全に貢献することが求められる。

①・②　（略）

8

空港会社及び空港運営権者の運営のあり方

空港会社については、国際拠点空港としての公共的な役割や、独占性、代替不可能性といった事業特性に鑑み、効率的でかつ自立した経営を確保するための措置を講じてきている。空港運営権者についても、地域の実情を踏まえつつ民間の資金や能力を活用した効率的な空港運営を図るための措置を講じてきている。今後も、創意工夫を発揮した的確な空港運営を可能ならしめるため、それぞれの自主性を最大限尊重した経営環境・体制整備を講じることとする。

空港会社及び空港運営権者は、自らの運営する空港の公共的な役割を十分認識し、関係法令・条約等を遵守するとともに、我が国の航空ネットワークにおける重要性を踏まえ、航空機の安全運航の確保のほか、我が国の航空需要に応えるよう適切な方策を講じることとし、ガバナンス（企業統治）を確保しつつ、会社経営の効率化、利用者の便益の増進、周辺地域・経済団体等と協力した利用促進策の実施等を図って、継続的かつ安定的で適正な空港運営を行い、もって我が国の国際競争力の強化や地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に貢献すべきである。

特に、基本施設（滑走路・エプロン（旅客の乗降、貨物の積卸し、燃料補給等のために航空機を駐機する場所）等）の適切な管理、需要に的確に対応した空港機能の拡充、着陸料、旅客取扱施設利用料等の料金の適正な水準の確保、利用者便益の増進、公正かつ平等な運営の確保、保安防災措置の確実な実施、脱炭素化を含む環境負荷の低減、空港ＤＸの推進、環境対策・地域共生策の適切な実施、安全保障・危機管理に対する適切な対応の確保等については、空港運営の最重要項目として留意すべきである。

このため、国は、空港会社及び空港運営権者に対して、必要な情報の開示を促すほか、空港運営の状況の把握に努めるとともに、事業運営が適切に行われるよう関係法令に基づく必要な施策を適切に講じることとする。

9

空港機能施設事業の運営のあり方

空港ターミナルビルや航空機給油施設に係るサービスの提供を行う空港機能施設事業も、空港が安全かつ円滑に機能し、航空機の安全かつ安定的な運航を確保し、利用者にとって利用しやすい空港とするために不可欠な事業であり、高い公共性を有するものである。しかしながら、こういった事業については、空港の基本施設に準ずる公共性と重要性を有し、その的確な事業遂行が空港運営にとって不可欠であるにもかかわらず、かつては、的確な実施を担保するための制度的措置が講じられていなかった。空港政策の重点が空港の「整備」から「運営」へシフトしていく中で、空港機能施設事業に対する的確な実施を担保するための規範性の高い規制措置を講じることが喫緊の課題となってきたため、平成二十年の空港法への改正において、空港機能施設事業者の指定制度が導入された。

このような経緯と事業の公共的性格等を踏まえ、空港機能施設事業者による事業の実施については、空港機能の提供者の一員として、空港利用者の便益の増進及び安全・安心の確保の推進に寄与するよう、空港管理者との調整の下に、その事業遂行が適切に行われるようにすることが必要である。

以上を踏まえ、まず、空港機能施設事業者の指定に当たっては、その事業の空港運営における重要性に鑑み、

イ　（略）

6

航空管制業務等との連携

空港管理者は、当該空港における安全かつ円滑な航空交通の確保を図るとともに、全国的な航空交通ネットワークを構成する一員として、我が国全体の航空の安全に貢献することが求められる。

①・②　（略）

7

空港会社の運営のあり方

空港会社については、国際拠点空港としての公共的な役割や、独占性、代替不可能性といった事業特性に鑑み、効率的でかつ自立した経営を確保するための措置を講じてきている。今後も、創意工夫を発揮した的確な空港運営を可能ならしめるため、その自主性を最大限尊重した経営環境・体制整備を講じることとする。

空港会社は、自らの運営する国際拠点空港の公共的な役割を十分認識し、関係法令・条約等を遵守するとともに、我が国の航空ネットワークにおける重要性を踏まえ、航空機の安全運航の確保のほか、我が国の国際航空需要に応えるよう適切な方策を講じることとし、会社経営の効率化、利用者の便益の増進、周辺地域・経済団体等と協力した利用促進策の実施等を図って、継続的かつ安定的で適正な空港運営を行い、もって我が国の国際競争力の強化に貢献すべきである。

特に、基本施設（滑走路・エプロン（旅客の乗降、貨物の積卸し、燃料補給等のために航空機を駐機する場所）等）の適切な管理、需要に的確に対応した空港機能の拡充、着陸料、旅客取扱施設利用料等の料金の適正な水準の確保、利用者便益の増進、公正かつ平等な運営の確保、保安防災措置の確実な実施、環境対策・地域共生策の適切な実施、安全保障・危機管理に対する適切な対応の確保等については、空港運営の最重要項目として留意すべきである。

このため、国は、空港会社に対して、必要な情報の開示を促すほか、空港運営の状況の把握に努め、事業運営が適切に行われるよう関係法令に基づく必要な施策を適切に講じることとする。

8

空港機能施設事業の運営のあり方

空港ターミナルビルや航空機給油施設に係るサービスの提供を行う空港機能施設事業も、空港が安全かつ円滑に機能し、航空機の安全かつ安定的な運航を確保し、利用者にとって利用しやすい空港とするために不可欠な事業であり、高い公共性を有するものである。しかしながら、こういった事業については、空港の基本施設に準ずる公共性と重要性を有し、その的確な事業遂行が空港運営にとって不可欠であるにもかかわらず、これまで、的確な実施を担保するための制度的措置が講じられてこなかった。空港政策の重点が空港の「整備」から「運営」へシフトしていく中で、空港機能施設事業に対する的確な実施を担保するための規範性の高い規制措置を講じることが喫緊の課題となってきたため、今般の空港法への改正において、空港機能施設事業者の指定制度が導入された。

このような経緯と事業の公共的性格等を踏まえ、指定空港機能施設事業者による事業の実施については、空港機能の提供者の一員として、空港利用者の便益の増進及び安全・安心の確保の推進に寄与するよう、空港管理者との調整の下に、その事業遂行が適切に行われるようにすることが必要である。

以上を踏まえ、まず、空港機能施設事業者の指定に当たっては、その事業の空港運営における重要性に鑑み、

イ　（略）

ロ　施設の安定的かつ適正な提供を可能とする「十分な経理的基礎及び技術的能力」として、事業遂行に向けた資金調達方策の確立、旅客取扱施設利用料等の利用者負担の適正化に向けた取組、区分経理の実施、安全保障・危機管理に対する適切な対応の確保、利便性向上施策、脱炭素化を含む環境負荷の低減、空港ＤＸの推進、協議会への積極的な対応、地域との連携のための取組等を十分に行えるものであること等を確認すること。

併せて、ガバナンス（企業統治）の確保に向けた取組が行われていることを確認すること。

が必要である。

さらに、空港機能施設事業者に対しては、必要な情報の開示を促すほか、事業遂行の状況の把握に努め、事業遂行が適切に行われるよう空港法等の関係法令に基づく必要な施策を適切に講じることとする。

10‖　情報開示・透明化、ガバナンス（企業統治）の確保

空港管理者、空港運営権者及び空港機能施設事業者は、利用者の便益の増進や空港運営の効率化を図るため、空港内サービス内容や災害時における対策内容の開示、空港別収支の明確化等を含め、利用者への的確な情報の開示・提供等透明性の確保に努めることとする。

特に、空港管理者及び空港運営権者は、空港法第十二条において、空港のサービス内容等を定めた空港供用規程の策定と公表を行わなければならないこととされている。空港供用規程は、空港利用者の便益の増進を目的として策定されるものであることから、その策定に当たっては、同条第一項各号に規定された事項について、その内容が空港利用者にとって空港の利用を適切に決定することを可能とするために最低限必要な事項を網羅する等利用者の視点に立って定めたものとなることが重要であり、本基本方針の趣旨を踏まえて適切に定めることが必要である。

また、空港会社、空港運営権者及び空港機能施設事業者は、民間事業者でありつつも、空港という公共性の高いインフラの運営を担う存在であり、関係するステークホルダーからの幅広く、また高い信頼を得る必要があり、かつ、短期的な利益判断にとらわれず、中長期的視点に立った経営姿勢が求められることから、コンプライアンスをはじめ、ガバナンス（企業統治）の確保に関する取組の実効性を十分に確保する必要がある。具体的には、ガバナンス（企業統治）確保のための指針等の整備と遵守の宣言、社外取締役・監査役等が監督する仕組みを含めた適切な経営の確保、不適切事案の速やかな公表を含めた国民に対する積極的な情報開示の実行等に努めることが求められる。

11‖　地方公共団体の管理する空港における運営のあり方

地方公共団体が管理する空港については、それぞれの空港の後背圏の経済状況、航空路線の展開の状況、他の交通網の整備の状況等置かれている環境が様々であるため、それぞれの地方公共団体が住民・利用者の意向・ニーズを踏まえるほか、空港に対する理解の増進と関係者の協力の確保を念頭に置いて、今後とも、適切な空港の整備及び運営に向けた努力を行う必要がある。

○

▷

○

ロ　施設の安定的かつ適正な提供を可能とする「十分な経理的基礎及び技術的能力」として、事業遂行に向けた資金調達方策の確立、旅客取扱施設利用料等の利用者負担の軽減に向けた取組、区分経理の実施、安全保障・危機管理に対する適切な対応の確保、利便性向上施策、環境負荷軽減、協議会への積極的な対応、地域との連携のための取組等を十分に行えるものであること等を確認すること。

が必要である。

さらに、空港機能施設事業者に対しては、必要な情報の開示を促すほか、事業遂行の状況の把握に努め、事業遂行が適切に行われるよう空港法等の関係法令に基づく必要な施策を適切に講じることとする。

（新設）

9‖　地方公共団体の管理する空港における運営のあり方

地方公共団体が管理する空港については、それぞれの空港の後背圏の経済状況、航空路線の展開の状況、他の交通網の整備の状況等置かれている環境が様々であるため、それぞれの地方公共団体が住民・利用者の意向・ニーズを踏まえるほか、空港に対する理解の増進と関係者の協力の確保を念頭に置いて、今後とも、適切な空港の整備及び運営に向けた努力を行う必要がある。

これまでも、各空港においては、航空路線の維持活性化に向け、創意工夫を凝らし、航空運送事業者との連携、観光関係団体等との協調的取組等により、空港の利用促進に取り組んできている。また、離島空港においては、島民生活の安定に加え、離島振興や有人国境離島の保全などの観点もあることから、離島航空路の利用の推進策やそれに対応した空港・地域の受入体制の強化に取り組んできている。

引き続き、このような努力を継続・強化し、地域の事情・特色を踏まえた空港の利用者の便益の増進、需要喚起等の利用促進等に努めることや、他の地方公共団体における取組内容を参考にし、先進事例を積極的に活用するほか、国管理空港における効果的・効率的な運営に向けた取組に準じ、空港へのコンセッション事業の導入を含む空港経営改革を推進するとともに、収支状況等の空港運営情報の明確化・透明化等を通じた運営効率化を図ることが望まれる。

12‖　空港機能を支える事業の運営のあり方

空港グランドハンドリング、空港給油、保安検査等の空港業務は、航空機の安全かつ効率的な運航に不可欠な重要な業務であり、これらの業務が十分かつ健全に提供されなければ、空港機能の維持・拡充が困難となる。また、空港利用者に直接接する空港業務については、適切に提供されなければ、その満足度にも影響を与えることとなる。そのため、航空運送事業者等からこれらの業務を営む事業者に委託等が行われる場合においては、航空輸送サービスの安全・安心な運航の確保に当たり十分な事業遂行能力を有する者を選定するとともに、賃上げを含む処遇改善や労働環境の改善等への積極的な取組も含め、当該事業者において業務が適切に行われていることを不断に確認することが望ましい。また、担い手不足が深刻化する中、処遇改善や労働環境の改善等により必要な人材を確保し従業員のモチベーションの向上に努めていくことが重要であり、そのためにも、この分野では一部に多重委託構造も見られるところ、委託側と受託側の間における取引の適正化が求められる。

また、特定技能の在留資格制度による外国人材の確保・育成や、グランドハンドリング業務に係る資格の共通化及び資機材の共用化等、事業者の枠を超えた協調領域の拡大、先進資機材の導入等の空港ＤＸによる生産性向上に取り組むことも重要である。

さらに、突然の運休や減便等に伴う業務量の変動リスクについて、路線誘致等を図る空港管理者や空港運営権者、関係地方公共団体をはじめとする関係者が連携して適切に分担するなどの取組が期待される。

こうした取組が空港全体で適切に行われるよう、空港管理者及び空港運営権者は、関係者による協議の場を設けるなど、積極的にリーダーシップを発揮し、トータルとして空港サービスの提供が改善するよう取り組んでいくことが重要である。

13‖　協議会の活用

協議会は、空港に関わる多様な関係者が一堂に会し、自発的で創意工夫に富んだ各種取組の具体化を図るための検討・調整を図る場であり、空港法第十四条において協議会の位置づけを明確にするとともに、その開催の手続きや関係者の役割と合意事項の法的な効力等を明確にしている。

空港が地域と共生し、連携して運営されることが利用者利便の向上をはじめとした空港の機能向上に役立つことはもとより、地域の拠点としての空港の活性化が地域の活力向上に資することを踏まえると、このような協議会制度が十分に活用され、関係者の自発的な協力と連携により、円滑な協議が効果的に進められることが重要である。

このため、空港管理者が中心となって、空港利用者の便益の増進等の実現を図るべく、空港管理者、空港運営権者、空港機能施設事業者、航空運送事業者、アクセス交通事業者、関係地方公共団体等々の空港の置かれた状況も反映した様々な関係者を構成員とする協議会を通じた取組を推進することとする。

（新設）

これまでも、各空港においては、航空路線の維持活性化に向け、創意工夫を凝らし、航空運送事業者との連携、観光関係団体等との協調的取組等により、空港の利用促進に取り組んできている。

引き続き、このような努力を継続・強化し、地域の事情・特色を踏まえた空港の利用者の便益の増進、需要喚起等の利用促進等に努めることや、他の地方公共団体における取組内容を参考にし、先進事例を積極的に活用するほか、国管理空港における効果的・効率的な運営に向けた取組に準じ、収支状況等の空港運営情報の明確化・透明化等を通じた運営効率化を図ることが望まれる。

10‖　協議会の活用

協議会は、空港に関わる多様な関係者が一堂に会し、自発的で創意工夫に富んだ各種取組の具体化を図るための検討・調整を図る場であり、これまでも各地で様々な取組が行われてきたが、今般の空港法への改正に当たり、同法第十四条において、このような協議会の位置づけを明確にし、その開催の手続きや関係者の役割と合意事項の法的な効力等が明確にされた。

空港が地域と共生し、連携して運営されることが利用者利便の向上をはじめとした空港の機能向上に役立つことはもとより、地域の拠点としての空港の活性化が地域の活力向上に資することを踏まえると、このような協議会制度も十分に活用し、関係者の自発的な協力と連携により、円滑な協議が効果的に進められることが期待される。

このため、関係者の理解と協力を求めつつ、空港管理者が中心となって、空港利用者の便益の増進等の実現を図るべく、空港管理者、周辺地方公共団体、航空運送事業者、空港機能施設事業者、アクセス交通事業者等各々の空港の置かれた状況も反映した様々な関係者を構成員とする協議会を通じた取組を推進することとする。

（削る）

第四　空港とその周辺の地域との連携の確保に関する基本的な事項

空港は、地域における広域的な交通拠点であり、急速な少子高齢化の進展、産業の空洞化等を背景にした地域の活力の減退を克服するため、空港を通じた国内外の人や物資の流れを活発化させることにより、観光振興や物流の高度化等を図り、地域の活力を向上させることが求められている。

このため、空港を活用した地域経済活性化等の地域の活力向上に向け、空港利用者の視点も踏まえ、空港や周辺地域における空港利用者の交流の促進、空港に集まる産業物資や地元産品の流通の促進、空港における空港周辺地域住民の交流の促進等、空港と周辺地域との連携を推進していくことが必要である。

また、空港を活用した観光振興・物流高度化等による地域の活力向上を図るため、空港管理者、空港運営権者、アクセス交通事業者、関係地方公共団体、観光関係団体、商工関係団体、ＤＭＯ等による連携した取組の推進が重要であり、第三13の「協議会の活用」に掲げる内容のとおり、協議会制度の活用にも積極的に取り組むこととする。

第五　空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項

国土の狭隘な我が国において、航空需要に適切に対応し、航空輸送サービス水準の向上を図るためには、空港の運営に伴う環境負荷を軽減し、周辺地域との共生を図ることが極めて重要であり、このような観点から、これまで多様な環境対策及び地域周辺対策が実施されてきた。

周辺地域に騒音等の負担を与える成田国際空港等の空港においては、航空機の低騒音化等の環境対策や落下物対策等の安全対策を含めた更なる負担軽減に向けた努力を行うことは論をまたないが、周辺地域に負担が生じることは当面不可避であることから、適切な見直しを行いつつ、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）等の法令に基づく移転補償・防音工事の実施や、航空機からの落下物に係る補償等の充実、空港の周辺における環境対策及び地域周辺対策を着実に行い、空港に対する周辺地域の理解を得ることが、空港の円滑な運営にとって重要である。

これらの対策の実施に当たっては、周辺地域の事情・特色を踏まえつつ、空港管理者、空港運営権者、空港周辺の地方公共団体その他の空港関係者の間において、十分な情報交換等に基づき適切な方策が合意され、進められることが望ましい。

11　情報開示・透明化

利用者の便益の増進や空港運営の効率化を図るため、空港内サービス内容や災害時における対策内容の開示、空港別収支の明確化等を含め、利用者への的確な情報の開示・提供等透明性の確保に努めることとする。

特に、空港法第十二条において、空港管理者は空港のサービス内容等を定めた空港供用規程の策定と公表を行わなければならないこととされている。空港供用規程は、空港利用者の便益の増進を目的として策定されるものであることから、その策定に当たっては、同条第一項各号に規定された事項について、その内容が空港利用者にとって空港の利用を適切に決定することを可能とするために最低限必要な事項を網羅する等利用者の視点に立って定めたものとなることが重要であり、本基本方針の趣旨を踏まえて適切に定めることが必要である。

第四　空港とその周辺の地域との連携の確保に関する基本的な事項

空港は、地域における広域的な交通拠点であり、急速な少子高齢化の進展、産業の空洞化等を背景にした地域の活力の減退を克服するため、空港を通じた国内外の人や物資の流れを活発化させることにより、観光振興や物流の高度化等を図り、地域の活力を向上させることが求められている。

このため、空港を活用した地域経済活性化等の地域の活力向上に向け、空港利用者の視点も踏まえ、空港や周辺地域における空港利用者の交流の促進、空港に集まる産業物資や地元産品の流通の促進、空港における空港周辺地域住民の交流の促進等、空港と周辺地域との連携を推進していくことが必要である。

また、空港を活用した観光振興・物流高度化等による地域の活力向上を図るため、空港管理者、アクセス交通事業者、周辺地方公共団体、観光関係団体、商工関係団体等による連携した取組の推進が重要であり、第三10の「協議会の活用」に掲げる内容のとおり、協議会制度の活用にも積極的に取り組むこととする。

第五　空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項

国土の狭隘な我が国において、航空需要に適切に対応し、航空輸送サービス水準の向上を図るためには、空港の運営に伴う環境負荷を軽減し、周辺地域との共生を図ることが極めて重要であり、このような観点から、これまで多様な環境対策及び地域周辺対策が実施されてきた。

周辺地域に騒音負荷等の影響を与える成田国際空港等の空港においては、航空機の低騒音化等の発生源対策を含め更なる軽減に向けた努力を行うことは論を待たないが、周辺地域に負荷が生じることは当面不可避であることから、適切な見直しを行いつつ、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）等の法令に従い、移転補償・防音工事の実施等空港の周辺における環境対策及び地域周辺対策を着実に行い、空港に対する周辺地域の理解を得ることが、空港の円滑な運営にとって重要である。

また、これらの対策の実施に当たっては、周辺地域の事情・特色を踏まえつつ、空港管理者、周辺地方公共団体、空港関係者等の間において、十分な情報交換等に基づき適切な方策が合意され、進められることが望ましい。

特に、成田国際空港については、建設の経緯もあり、その後の関係者間の話合いの過程や民営化に当たって、国、空港会社及び地域の間で得られた理解と合意に基づいた地域共生策が進められてきており、今後とも、これらを尊重し、適切な施策が講じられることが必要である。

また、令和二年三月から都心上空を通過する新飛行経路が導入された東京国際空港においても、引き続き飛行経路周辺地域における騒音負担の更なる軽減や安全対策の更なる充実を図るとともに、地域への丁寧な情報提供を行う必要がある。

第六　地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する空港相互間の連携の確保に関する基本的な事項

成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港及び中部国際空港は、いずれも我が国の主要空港として空の玄関口の役割を担っているが、増加傾向にある国際航空需要への対応や、東アジアの主要空港との空港間競争への対応が喫緊の課題となっている。

このため、これら主要空港が全体として、今後更に増加が見込まれる訪日外国人旅行者等の旅客需要や、高単価・高付加価値の工業品や農産品の輸出等の貨物需要をはじめとする我が国の旺盛な国際航空需要に適切に応えるとともに、人流・物流の両面で三国間流動需要の積極的な取り込みを図り、我が国の経済安全保障の確保の観点からもオープンかつ戦略的なネットワークを構築することで、更なる国際競争力の強化に取り組むこととする。

さらに、各主要空港の存する首都圏、近畿圏、中部圏のそれぞれの域内において、当該域内に存する他の空港も含めて、航空需要、各空港の特色等を踏まえ、空港運用の最適化を図り、空港機能を地域全体として最大化できるよう努めていく。

また、三大都市圏以外の地域においても、地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する空港については、同様に、空港機能の最大化の観点から連携を図っていくことが望ましい。

１　首都圏における空港相互間の連携のあり方

首都圏に存する成田国際空港及び東京国際空港は、我が国の国際航空需要の多くを担うのみならず、その地理的優位性から、三国間、とりわけ北米とアジアの国・地域の結節点としての役割をますます強化していける可能性があることから、成田国際空港における滑走路の新増設等の機能強化により、年間発着容量を現在の三十四万回から五十万回に増加させ、両空港を合わせた年間発着容量を約百万回とする。

特に成田国際空港においては、三国間流動需要の更なる取り込みに向けて、時間当たりの発着回数の増加やワンターミナルの整備により、アジアの国・地域の他の主要空港と比較して遜色のない国際ハブ空港としての機能強化を図るとともに、新貨物地区の整備により国際航空物流機能の抜本的強化を図ることとする。また、ＬＣＣ・ビジネスジェット等、多様な需要に幅広く対応していく。

さらに、新幹線等の乗継ぎ拠点を含む都心部及び東京国際空港との鉄道・道路アクセスの強化に取り組むこととする。

東京国際空港においても、更なる運用の効率化及び利便性の向上を目指して、ターミナルの再編・整備を計画的に進めるとともに、空港アクセス鉄道の強化を進める。

特に、成田国際空港については、建設の経緯もあり、その後の関係者間の話合いの過程や民営化に当たって、国、空港会社及び地域の間で得られた理解と合意に基づいた地域共生策が進められてきており、今後とも、これらを尊重し、適切な施策が講じられることが必要である。

第六　地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する空港相互間の連携の確保に関する基本的な事項

成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港の我が国国際拠点空港は、我が国の国際航空需要に応えるとともに、欧米等の長距離国際路線について東アジア地域における主要な窓口としての役割を担ってきているが、東アジアの近隣諸国における国際ハブ空港の戦略的な整備進展に伴い、これらの空港との競争の必要性も認識されてきている。

このため、我が国の旺盛な国際航空需要に今後とも適切に応えるとともに、東アジアと世界を結ぶアジア・ゲートウェイとしての我が国の地位を維持増進していくため、全国的な視野に立ってアジアとのオープンかつ戦略的なネットワークを構築する。

この場合において、これら三空港については、各空港がそれぞれの背後圏の航空需要に応えることはもとより、我が国の国際拠点空港として三空港相まって我が国全体の航空需要に最大限対応することが適切である。首都圏空港の空港容量が当面逼迫している状況においては、空港容量に余裕のある関西国際空港及び中部国際空港と合わせて、これらの航空需要にトータルとして最大限対応することとする。さらに、平成二十二年の首都圏空港の容量拡大によっても概ね十年後には空港容量が逼迫することが予想されており、更なる容量拡大に向けての検討が課題となっているが、これらの容量拡大のあり方及びそれに伴う国際拠点空港全体としてのあり方についても、検討することとする。

また、同一地域の複数空港について、航空需要、各空港の特色、地元における議論等を踏まえ、適切な役割分担に基づき、当該地域全体としての運営の最適化を図ることとする。

１　首都圏における空港相互間の連携のあり方

平成二十年六月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針２００８」及びその前提となった同年五月の「首都圏空港（成田・羽田）における国際航空機能拡充プラン」（具体的な内容は、〔注〕参照）に従い、成田国際空港（成田）は国際線の基幹空港、東京国際空港（羽田）は国内線の基幹空港という基本的な役割分担を踏まえ、両空港間及び都心と両空港との間の鉄道アクセス改善のための整備の調査検討を含め、両空港の一体的活用による国際航空機能の最大化を図る。

〔注〕・　平成二十二年に、羽田は昼間約三万回・深夜早朝約三万回の合計約六万回、成田は約二万回の合計約八万回の国際定期便を実現する。

・　平成二十二年以降は、羽田は、国内線需要に適切に対応しつつ、国内・国際双方の需要の伸びを勘案して、昼間は羽田のアクセス利便性を活かせる路線を中心に国際線の増加を推進する。

・　首都圏全体で、平成二十二年以降、約十七万回の発着枠の増枠により年間発着枠約七十万回を実現し、さらに、あらゆる角度から可能な限りの空港容量拡大施策を検討する。

そのうえで、両空港それぞれの強みを生かした航空ネットワークの形成を図りつつ、両空港間の旅客・貨物の移動の一層の円滑化を実現することによって、両空港一体の「首都圏空港」としての国際競争力を大幅に強化していく。

2　近畿圏における空港相互間の連携のあり方

令和元年五月の関西三空港懇談会において確認された関西三空港の以下の役割分担の下、各空港の特性を生かしつつ、トータルとして三空港の最適運用を図ることとする。

①　関西国際空港は西日本を中心とする国際拠点空港であり、関西圏の国内線の基幹空港

②　（略）

③　神戸空港は神戸市及びその周辺の航空需要に対応する地方空港であり、関西国際空港・大阪国際空港を補完する機能が求められる。

令和四年九月の同懇談会では、令和十二年前後を目途に三空港全体で年間五十万回の発着容量確保を目指すことが合意されており、これに向けた利用促進や空港機能の強化等に関する地元における議論も踏まえ、また、三空港を一体的に運営する空港運営権者の経営判断をできる限り尊重しつつ、安全面・環境面への配慮を大前提に、関西全体の航空需要拡大と関西経済の発展に向けて引き続き適切に対応する。

3　中部圏における空港相互間の連携のあり方

平成十年度の中部国際空港の事業化に先立ち、定期航空路線は中部国際空港へ一元化することが前提とされたことを踏まえ、中部国際空港は成田国際空港及び関西国際空港と並ぶ我が国の国際拠点空港として、空港の完全二十四時間運用の実現や安定的な輸送機能の確保等に向けた代替滑走路の整備等を推進し、これらの機能強化を十分に生かした活用を促進する。県営名古屋飛行場はコミューター航空やビジネスジェットなどの小型航空機の活動拠点として中部国際空港を補完するという基本的な役割分担の下、長期的視野に立って中部圏の多様な航空需要に適切に対応した両空港の連携を図ることとする。

第七　その他

1　共用空港における整備及び運営等

共用空港については、その空港としての特性を踏まえつつ、前記第一～第五の趣旨に沿った空港の整備及び運営を行うため、自衛隊又はアメリカ合衆国との連携を密接に図ることとする。

2　基本方針に則った空港法・航空法の運用のあり方

本基本方針は、空港法で定める空港機能施設事業者の指定、空港脱炭素化推進計画の認定等の際の判断指針ともなるべきものである。したがって、これらの行政上の行為に当たっては、本基本方針の中の各項目において定める内容に従うほか、基本方針全体の趣旨に則って適正な運用を図ることとする。また、関係者が申請等に当たって行政の判断内容の予測を容易に行えるようにする観点から、必要となる事項については本基本方針に従いさらに具体的な指定基準、ガイドライン等を定めることとする。当該基準等の策定に当たっては、パブリックコメントを行う等公正で透明な手続きの確保に留意することとする。

2　近畿圏における空港相互間の連携のあり方

平成十七年十一月に開催された関西３空港懇談会において了承された関西三空港のあり方に従い、以下の役割分担の下で、トータルとして三空港の最適運用を図ることとする。

①　関西国際空港は西日本を中心とする国際拠点空港であり、関西圏の国内線の基幹空港。国際線が就航する空港は、今後とも関空に限定することが適当

②　（略）

③　神戸空港は百五十万都市神戸及びその周辺の国内航空需要に対応する地方空港

なお、関西三空港の最適運用・経営のあり方、需要喚起のための利用促進のあり方、関西国際空港株式会社の財務構造の抜本改善等の喫緊の課題については、近畿圏全体の利用促進の確保や経済の発展のために進められている地元における議論も踏まえながら、利用者利便の向上、関西国際空港の国際競争力の強化や安定的な経営基盤の確立に向けて、引き続き検討する。

3　中部圏における空港相互間の連携のあり方

平成十年度の中部国際空港の事業化に先立ち、定期航空路線は中部国際空港へ一元化することが前提とされたことを踏まえ、中部国際空港は成田国際空港・関西国際空港と並ぶ我が国の国際拠点空港として、二十四時間運用をいかした活用を促進する。県営名古屋飛行場はコミューター航空やビジネス機などの小型航空機の活動拠点として中部国際空港を補完するという基本的な役割分担の下、長期的視野に立って中部圏の多様な航空需要に適切に対応した両空港の連携を図ることとする。

第七　その他

1　共用空港における整備及び運営等

共用空港については、その空港としての特性を踏まえつつ、前記第一～第五の趣旨に沿った空港の整備及び運営を行うため、自衛隊又はアメリカ合衆国との連携を密接に図ることとする。

また、首都圏の航空需要の一翼を担う役割を果たすための共用空港等の活用のあり方について、関係者間において検討を進めることとする。

2　基本方針に則った空港法・航空法の運用のあり方

本基本方針は、空港法で定める空港供用規程についての認可、空港機能施設事業者の指定等の際の判断指針ともなるべきものである。したがって、これらの行政上の行為に当たっては、本基本方針の中の各項目において定める内容に従うほか、基本方針全体の趣旨に則って適正な運用を図ることとする。また、関係者が申請等に当たって行政の判断内容の予測を容易に行えるようにする観点から、必要となる事項については本基本方針に従いさらに具体的な認可基準、指定基準等を定めることとする。当該基準等の策定に当たっては、パブリックコメントを行う等公正で透明な手続きの確保に留意することとする。

３　その他

空港の設置及び管理に際しては、第三５の「環境負荷の低減」及び第五の「空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項」に掲げる取組のほか、環境関係法令に従いつつ、空港周辺における自然環境等の保全に配慮する。

空港は、我が国の安全保障を確保する上で重要な役割を担うので、空港管理者は、関係法令に基づく責務等を適切に履行し、平素から国等との連携を密接に図ることとする。

特に、総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議を踏まえ、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊・海上保安庁の航空機が平時から必要な空港を円滑に利用できるよう、国土交通省と防衛省と空港管理者との間に「円滑な利用に関する枠組み」を設け、必要な調整を実施するとともに、枠組みを設けた空港（特定利用空港）においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機の円滑な利用にも資するよう、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮して、必要な整備又は既存事業を促進する。

おわりに

我が国の空港は、岩国空港（岩国飛行場）が平成二十四年に開港したこと等により合計九十七空港となっている。また、成田国際空港の滑走路の新増設等をはじめ、各空港において必要な機能強化事業が進められている。

空港をめぐる状況は進展していくが、今後とも、将来需要に対応するための方策と併せ、これまで整備してきた空港の的確な機能向上及び効率的な運営を行い、全国の空港をトータルとして有効活用し、適正な航空ネットワークを形成し、利用者のニーズに応えるとともに、国際航空機能を強化し、「開かれた日本」の玄関口として我が国の競争力の向上に貢献することが重要である。

したがって、このような認識の下に定めた本基本方針に従って空港政策を着実に進め、空港の適切な整備及び運営を図ることとし、関係者に対し、それぞれの役割を十分に発揮し、国、地方公共団体、空港会社、空港運営権者、空港機能施設事業者、航空運送事業者をはじめとする関係者間の連携を強化して、積極的な取組を求めるものである。

なお、社会経済情勢等の変化を受けて、本基本方針を見直すべき事態が生じた場合は、次回の見直し・改定の時期を待つことなく臨機応変に対応することとする。

３　その他

空港の設置及び管理に際しては、第三５の「環境負荷の軽減」に掲げる取組のほか、環境関係法令に従いつつ、空港周辺における自然環境等の保全に配慮する。

空港は、我が国の安全保障を確保する上で重要な役割を担うので、空港管理者は、関係法令に基づく責務等を適切に履行し、平素から国等との連携を密接に図ることとする。

特に、総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議を踏まえ、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊・海上保安庁の航空機が平時から必要な空港を円滑に利用できるよう、国土交通省と防衛省と空港管理者との間に「円滑な利用に関する枠組み」を設け、必要な調整を実施するとともに、枠組みを設けた空港（特定利用空港）においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機の円滑な利用にも資するよう、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮して、必要な整備又は既存事業を促進する。

おわりに

我が国の空港は、静岡空港及び百里飛行場（茨城空港）が平成二十一年以降順次開港することが予定され、この結果、合計九十九空港となる。また、首都圏においては、平成二十二年には成田国際空港（成田）の暫定滑走路の北伸及び東京国際空港（羽田）の第四滑走路の供用がそれぞれ予定されており、首都圏空港（成田・羽田）における国際航空機能の拡充と空港容量の拡大が見込まれている。

このように、さらに空港をめぐる状況は進展していくが、今後とも、将来需要に対応するための方策と併せ、これまで整備してきた空港の的確な機能向上及び効率的な運営を行い、全国の空港をトータルとして有効活用し、適正な航空ネットワークを形成し、利用者のニーズに応えるとともに、国際航空機能を強化し、「開かれた日本」の玄関・窓口として我が国の競争力の向上に貢献することが重要である。

したがって、今後は、このような認識の下に定めた本基本方針に従って空港政策を着実に進め、空港の適切な整備及び運営を図ることとし、関係者に対し、それぞれの役割を十分に発揮し、国、地方公共団体、空港会社、航空運送事業者をはじめとする関係者間の連携を強化して、積極的な取組を求めるものである。

なお、本基本方針の各項目の中には、現時点では方針を定めるに至らず、今後の検討にゆだねたものもある。それらについては、関係者の理解と協力を得つつできる限り早急に結論を得ることとし、必要に応じ本基本方針を改定することとする。

また、昨今の経済状況の推移やそれに伴う影響については、引き続き注視するが、この他にも本基本方針の策定後に現時点では予想できない事象が発生し、本基本方針を見直すべき事態が生じた場合は、次回の見直し・改定の時期を待つことなく臨機応変に対応することとする。

○国土交通省告示第五百十一号

医療法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第六十六号）の施行に伴い、及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）第五条第一項第一号の規定に基づき、学校等の建築物について防音構造としなければならない建築物の部分を建築物の種類に応じて指定する件（昭和五十五年運輸省建設省告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）第五条第一項第一号の規定に基づき、学校等の建築物について、防音構造としなければならない建築物の部分を建築物の種類に応じてそれぞれ次のように指定する。	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）第五条第一項第一号の規定に基づき、学校等の建築物について、防音構造としなければならない建築物の部分を建築物の種類に応じてそれぞれ次のように指定する。
一　（略）	一　（略）
二　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所、同法第二条第一項に規定する助産所又は同法第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設 病室、診察室、手術室、処置室、検査室、調剤室、分べん室、講義室、図書室、事務室、会議室その他静穏を必要とする建築物の部分及びこれらの建築物の部分との間に区画となる間仕切壁等がなく当該建築物の部分と一体とみなされる建築物の部分	二　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所 病室、診察室、手術室、処置室、検査室、調剤室、分べん室、講義室、図書室、事務室、会議室その他静穏を必要とする建築物の部分及びこれらの建築物の部分との間に区画となる間仕切壁等がなく当該建築物の部分と一体とみなされる建築物の部分
三・四　（略）	三・四　（略）

附　則

この告示は、医療法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○原子力規制委員会告示第三号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第三号の規定に基づき、平成十二年六月科学技術庁告示第三号（原子力災害対策特別措置法第二条第三号の規定に基づき原子力事業者から除かれる者を指定する件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月一日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

平成十二年六月科学技術庁告示第三号（原子力災害対策特別措置法第二条第三号の規定に基づき原子力事業者から除かれる者を指定する件）の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
指定する者	工場又は事業所の所在地	指定に付する条件
（略）	（略）	一・二　（略）
株式会社東芝（研究炉管理センターに係る規制法第二十三条第一項の規定に基づく原子炉の設置の許可に係る地位に限る。）	（略）	
（略）	（略）	

改正前		
指定する者	工場又は事業所の所在地	指定に付する条件
（略）	（略）	一・二　（略）
東芝エネルギーシステムズ株式会社（研究炉管理センターに係る規制法第二十三条第一項の規定に基づく原子炉の設置の許可に係る地位に限る。）	（略）	
（略）	（略）	

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○防衛省告示第九十九号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十一条の規定に基づき、装備移転船舶の配員の基準を次のように定めたので、告示する。

令和八年四月一日　　防衛大臣　小泉進次郎

装備移転船舶の配員の基準

（総則）

第１条　この基準は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第111条の規定に基づき、自衛隊法第109条第１項に規定する装備移転船舶（無機力の船舶を除く。以下単に「船舶」という。）の配員の基準を定めるものである。

（配員の基準）

第２条　船舶の航行（船舶の製造において装備品等（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第４条第１項第13号に規定する装備品等をいう。）の機能及び性能の確認のための航行であって、１回の航行が短期間のものをいう。以下第６項及び第７項において同じ。）を行う場合は、別表第１の船舶の種別の欄に掲げる船舶には、同表の職務の欄に掲げる職務を行う者として、同表の資格の欄に掲げる資格又はこれより上級の資格を有する者を、それぞれの欄の資格につき少なくとも１人は配員しなければならない。

２　前項の規定により水陸両用車に配員される１級小型船舶操縦士の資格を有する者は、水陸両用車の教育を受け、機能及び性能を熟知し、操作に習熟している者でなければならない。

３　第１項の規定により配員される船舶の運航又は操縦の職務を行う者であって、別表第１の資格の欄に掲げる資格のうち最も上級の資格又はこれより上級の資格を有する者のうち１人は、船長としなければならない。この場合において、船長（船舶の運航の職務を行う者に限る。）は、20歳以上の者でなければならない。

４　第１項の規定により配員される船舶の機関の運転の職務を行う者であって、別表第１の資格の欄に掲げる資格又はこれより上級の資格を有する者（第６項の規定により３級海技士（機関）の資格を有する者とみなされる者及び第７項の規定により１級海技士（機関）の資格を有する者とみなされる者を含む。）のうち１人は、20歳以上の者でなければならない。

５　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第10条第１項（同法第22条の２第７項において準用する場合を含む。）若しくは同法第23条の７第１項又は海難審判法（昭和22年法律第135号）第４条の規定による業務の停止の処分を受けている者については、第１項の規定により配員してはならない。

６　防衛大学校若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業後３年以上の船舶の機関の取扱いに関する実歴を有している者又は工業に関する学科を置く学校教育法に基づく高等学校を卒業後５年以上の船舶の機関の取扱いに関する実歴を有する者は、船舶の航行を行う場合に限り、別表第１の資格の欄に掲げる３級海技士（機関）の資格を有する者とみなす。

７　防衛大学校若しくは学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業後５年以上の船舶の機関の取扱いに関する実歴を有している者又は工業に関する学科を置く学校教育法に基づく高等学校を卒業後８年以上の船舶の機関の取扱いに関する実歴を有する者は、船舶の航行を行う場合に限り、別表第１の資格の欄に掲げる１級海技士（機関）の資格を有する者とみなす。

（配員の基準の特例）

第３条　前条の規定にかかわらず、隊員（自衛隊法第２条第５項に規定する隊員をいう。次条において同じ。）が船舶の運航及び機関の運転又は操縦を行う場合は、別表第２の船舶の種別の欄に掲げる船舶には、同表の職務の欄に掲げる職務を行う者として同表の資格の欄に掲げる資格又はこれより上級の資格を有する陸上自衛官、海上自衛官、航空自衛官又は防衛装備庁に所属する事務官等（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第４条第１項に規定する事務官等をいう。）である者（以下「防衛装備庁職員」という。）をそれぞれの欄の資格につき少なくとも１人は配員しなければならない。この場合において、基準排水量100トン以上の船舶（支援船と同種の船舶を除く。）にあっては、同表の職務の欄に掲げる職務と同種の職務を行う者のうち少なくとも１人は、３等陸尉以上の陸上自衛官又は３等海尉以上の海上自衛官でなければならない。

２　前項及び次条の規定は、船舶が航行中に、当該船舶に必要な前項の資格を有し、又は次条に規定する資格を有する陸上自衛官、海上自衛官、航空自衛官又は防衛装備庁職員に欠員を生じ、その補充が困難である場合には、適用しない。

（無線設備の操作に従事する者の配員）

第４条　無線設備を有する船舶には、前２条の基準により配員される者のほか、当該無線設備の種類に応じて、電波法（昭和25年法律第131号）第40条第１項の無線従事者の資格を有する者又は自衛隊の電波の監理に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第34号）第26条に規定する資格を有する隊員を、当該無線設備の操作に従事する者として配員しなければならない。

別表第１（第２条関係）

船舶の種別	職務	資格
水陸両用車	船舶の操縦	１級小型船舶操縦士
基準排水量33.3トン未満又は総トン数20トン未満の船舶であって、沿海区域のうち次に掲げる区域のみを航行するもの（以下この表において「沿岸小型船舶」という。） 一　平水区域 二　本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から五海里以内の水域	船舶の操縦	２級小型船舶操縦士
基準排水量33.3トン未満又は総トン数20トン未満の船舶（沿岸小型船舶を除く。）	船舶の操縦	１級小型船舶操縦士
基準排水量33.3トン以上100トン未満の船舶	船舶の運航	５級海技士（航海）
	船舶の機関の運転	５級海技士（機関）
基準排水量100トン以上250トン未満の船舶及び基準排水量250トン以上1,000トン未満の船舶であって平水区域のみを航行するもの	船舶の運航	５級海技士（航海）
	船舶の機関の運転	５級海技士（機関）
基準排水量250トン以上1,000トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）	船舶の運航	４級海技士（航海）
	船舶の機関の運転	４級海技士（機関）
基準排水量1,000トン以上かつ総トン数5,000トン未満の船舶	船舶の運航	３級海技士（航海）
	船舶の機関の運転	３級海技士（機関）
基準排水量1,000トン以上かつ総トン数5,000トン以上の船舶	船舶の運航	１級海技士（航海）又は２級海技士（航海）
	船舶の運航	３級海技士（航海）
	船舶の機関の運転	１級海技士（機関）又は２級海技士（機関）

備考１　この表において「１級海技士（航海）」、「２級海技士（航海）」、「３級海技士（航海）」、「４級海技士（航海）」、「５級海技士（航海）」、「１級海技士（機関）」、「２級海技士（機関）」、「３級海技士（機関）」、「４級海技士（機関）」及び「５級海技士（機関）」は、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第５条第１項に規定する資格をいう。

２　この表において「１級小型船舶操縦士」及び「２級小型船舶操縦士」は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の３第１項に規定する資格をいう。

別表第２（第３条関係）

船舶の種別	職務	資格
水陸両用車	船舶の操縦	操縦水陸両用車級
基準排水量33.3トン未満又は総トン数20トン未満の船舶であって、沿海区域のうち次に掲げる区域のみを航行するもの（以下この表において「沿岸小型船舶」という。） 一　平水区域 二　本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から五海里以内の水域	船舶の操縦	操縦小型２級
基準排水量33.3トン未満又は総トン数20トン未満の船舶（沿岸小型船舶を除く。）	船舶の操縦	操縦小型１級
基準排水量33.3トン以上100トン未満の船舶	船舶の運航	運航４級
	船舶の機関の運転	機関４級
基準排水量100トン以上250トン未満の船舶及び基準排水量250トン以上1,000トン未満の船舶であって平水区域のみを航行するもの	船舶の運航	運航３級
	同上	運航４級
	船舶の機関の運転	機関３級
	同上	機関４級
基準排水量250トン以上1,000トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）	船舶の運航	運航２級
	同上	運航３級
	船舶の機関の運転	機関２級
	同上	機関３級
基準排水量1,000トン以上	船舶の運航	運航１級
	同上	運航２級
	同上	運航３級
	船舶の機関の運転	機関１級
	同上	機関２級
	同上	機関３級

備考　この表において「運航１級」、「運航２級」、「運航３級」、「運航４級」、「機関１級」、「機関２級」、「機関３級」、「機関４級」、「操縦小型１級」、「操縦小型２級」及び「操縦水陸両用車級」は、船舶の配員の基準に関する訓令（昭和60年防衛庁訓令第２号）第２条に規定する資格をいう。

○防衛省告示第百号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百七条第五項の規定に基づき、装備移転航空機の安全性に関する基準、装備移転航空機の運航に関する基準及び装備移転航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準を次のように定めたので、告示する。

令和八年四月一日　　防衛大臣　小泉進次郎

装備移転航空機の安全性に関する基準、装備移転航空機の運航に関する基準及び装備移転航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準

目次

第１章　総則
第２章　安全性基準
　第１節　装備移転航空機の安全性基準
　第２節　装備移転無人航空機の安全性基準
　第３節　試験飛行に係る安全性基準の特例
第３章　運航基準
　第１節　装備移転航空機の運航基準
　第２節　装備移転無人航空機の運航基準
第４章　技能基準

第１章　総則

第１　目的

この告示は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第107条第５項の規定に基づき、装備移転航空機の安全性に関する基準、装備移転航空機の運航に関する基準及び装備移転航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準を定めることを目的とする。

第２　定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　装備移転航空機　自衛隊法第107条第１項に規定する装備移転航空機をいう。

⑵　装備移転無人航空機　装備移転航空機のうち無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第２条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）であるものをいう。

⑶　安全性基準　自衛隊法第107条第５項の規定による装備移転航空機の安全性に関する基準をいう。

⑷　運航基準　自衛隊法第107条第５項の規定による装備移転航空機の運航に関する基準をいう。

⑸　技能基準　自衛隊法第107条第５項の規定による装備移転航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準をいう。

⑹　製造者　自衛隊法第107条第７項に規定する装備移転航空機を製造する者をいう。

第２章　安全性基準

第１節　装備移転航空機の安全性基準

第１　飛行

１　一般

⑴　装備移転航空機（航空法第２条第１項に規定する航空機に限る。以下この節において同じ。）の性能及び飛行性は、飛行試験その他の試験又はこれらの試験に基づく計算によって証明されたものでなければならない。ただし、計算による結果は、直接の試験による結果と同程度に正確なものであるか又はそれよりも安全側にあることが確実なものでなければならない。

⑵　前号の証明は、予想される運用状態における重量及び重心位置の全ての可能な組合せについて行わなければならない。

⑶　種々の飛行段階における性能の決定及び飛行性の吟味は、適切な飛行形態を設定して行わなければならない。

2　性能

⑴　一般

装備移転航空機の性能は、静穏標準大気状態において、操縦に特別な技術又は過度の注意力を要することなく、次号から第４号までの規定に適合するものでなければならない。

⑵　離陸

装備移転航空機は、発動機を離陸出力又は推力の限界内で運転した状態において、安全に離陸できるものでなければならない。

⑶　上昇

装備移転航空機は、安全上必要な最低限度以上の上昇性能を有するものでなければならない。

⑷　着陸

ア　装備移転航空機は、発動機を着陸に必要な出力又は推力で運転した状態において安全に着陸できるものでなければならない。

イ　装備移転航空機は、臨界発動機が不作動であり、かつ、進入形態にある状態において進入を誤った場合においても、進入を開始できる点まで飛行を継続できるものでなければならない。

ウ　装備移転航空機は、着陸復行する場合において、全発動機を運転し、かつ、着陸形態にある状態において、安全に再上昇できるものでなければならない。

エ　回転翼航空機である装備移転航空機は、全発動機が不作動である状態で、できる限り自動回転飛行により安全に進入し、及び着陸することができるものでなければならない。

3　飛行性

⑴　操縦性

ア　装備移転航空機は、予想される全ての運用状態（地上又は水上における移動を含む。）において、円滑、確実、容易かつ迅速な縦及び横並びに方向の操縦性を持つものでなければならない。

イ　装備移転航空機は、操縦に特別の技術、過度の注意力及び過大な操縦力を要することなく、他の運用状態への移行（発動機出力又は推力の変化及び飛行形態の変化を含む。）が行われるものでなければならない。

ウ　多発の装備移転航空機は、１個又は２個の発動機（双発の装備移転航空機にあっては、１個の発動機）が停止した場合においてもこの号イの基準に適合するものでなければならない。

⑵　トリム

ア　装備移転航空機は、予想される全ての運用状態において、縦及び横並びに方向のトリムを保つために要求される操縦者の注意力及び操縦力が、飛行段階及び持続時間を考慮して過大とならないようなものでなければならない。

イ　多発の装備移転航空機は、１個又は２個の発動機（双発の装備移転航空機にあっては、１個の発動機）が停止した場合においても、この号アの基準に適合するものでなければならない。

⑶　安定性

装備移転航空機は、予想される全ての運用状態において、縦及び横並びに方向の適切な安定性を保つために要求される操縦者の注意力及び操縦力が、飛行段階及び持続時間を考慮して過大とならないようなものでなければならない。

⑷　失速

ア　固定翼航空機である装備移転航空機は、失速から安全かつ迅速に回復できるものでなければならない。

イ　固定翼航空機である装備移転航空機（滑空機を除く。）は、失速警報装置等により、失速又は失速の兆候を操縦者が明確に知ることができるものでなければならない。

⑸　フラッタ及び振動

装備移転航空機の全ての部分は、予想される運用状態において、フラッタ、激しいバフェッティングその他過度の振動を生じないものでなければならない。

第２　強度

1　一般

⑴　装備移転航空機の強度は、荷重試験又は計算によって証明されたものでなければならない。ただし、計算による結果は、試験による結果と同程度に正確なものであるか又はそれよりも安全側にあることが確実なものでなければならない。

⑵　装備移転航空機は、予想される運用状態における重量及び重心位置の全ての可能な組合せ並びに最も不利な重量分布について、この節の第２の基準に適合するものでなければならない。

⑶　装備移転航空機は、予想される運用状態における空気力、慣性力その他の力が実際に起こり得る状態とほぼ同じか又はそれよりも安全側になるように分布された荷重条件について、この節の第２の基準に適合するものでなければならない。

2　飛行荷重

装備移転航空機は、次に掲げる荷重を制限荷重に至るまで受けた場合において有害な変形を生じてはならず、かつ、その終極荷重に耐えるものでなければならない。

⑴　運用限界内で許容される運動に対応した運動荷重倍数に基づいて決定し、かつ、予想される運用状態において適正であると認められる値以上の運動荷重

⑵　予想される運用状態において統計その他の資料により妥当と認められる垂直突風速度、水平突風速度及び突風速度勾配に基づいて決定された突風荷重

3　地上荷重

装備移転航空機は、地上荷重を制限荷重に至るまで受けた場合において有害な変形を生じてはならず、かつ、その終極荷重に耐えるものでなければならない。この場合において、地上荷重を決定する着陸条件には、接地の際の姿勢、対称着陸状態、非対称着陸状態及び降下率並びに予想される運用状態において構造に加わる荷重が及ぼす因子を含めるものとする。

4　その他の荷重

装備移転航空機は、予想される運用状態において起こり得るその他の荷重（操縦による荷重、与圧荷重、発動機トルクによる荷重、形態の変化による荷重、ウインチえい航荷重、飛行機えい航荷重等）を制限荷重に至るまで受けた場合において有害な変形を生じてはならず、かつ、これらの終極荷重に耐えるものでなければならない。

5　フラッタ、ダイバージェンス及び振動

⑴　装備移転航空機は、予想される運用状態における全ての速度において、フラッタ、構造上のダイバージェンス及び操縦性を低下させる構造上の変形に対して安全なものでなければならない。

⑵　装備移転航空機は、予想される運用状態において起こり得る振動及びバフェッティングに対して十分な強度を有するものでなければならない。

6　疲労強度

装備移転航空機は、予想される運用状態において起こり得る繰返荷重及び振動荷重による致命的な疲労破壊を生じないように十分な安全性を有するものでなければならない。

第３　構造

1　一般

⑴　装備移転航空機の構造は、装備移転航空機の全ての部分が、予想される運用状態において、有効かつ確実に機能を果たすことを合理的に保証するように設計し、製作したものでなければならない。

⑵　前号の保証は、試験若しくは適正な調査研究に基づくものであるか又は経験上妥当であると認められるものでなければならない。ただし、装備移転航空機の安全な運用上重要な可動部分については、試験によらなければならない。

⑶　装備移転航空機の安全な運用上重要な部分に用いる全ての材料は、日本産業規格、アメリカ合衆国政府の制定する仕様書、アメリカ合衆国軍隊が制定する仕様書その他装備移転航空機の安全性の観点から妥当な規格（以下「日本産業規格等」という。）に適合するか又は試験によって安全性が証明されたものでなければならない。

⑷　工作法及び組立法は、信頼性のあるものでなければならない。この場合において、接着、溶接、熱処理等の厳密な管理を要する工作過程は、日本産業規格等に適合するか又は試験によって安全性が証明されたものでなければならない。
⑸　装備移転航空機の構造は、風化、腐食、摩耗その他の原因による劣化又は強度低下に対し、保護されていなければならない。
⑹　装備移転航空機の構造は、定期的及び予想される過酷な運用の後に必要とされる点検、交換及び調整並びに可動部分の潤滑が容易にできるようなものでなければならない。

2　操縦席等

⑴　操縦装置及び操作装置は、混同及び操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものでなければならない。
⑵　操縦席等は、操縦者が疲労し、若しくは混乱し、又は他の操縦者等が障害となることによって、不正確又は不自由な操縦操作を行うおそれができる限り少ないようにしたものでなければならない。この場合においては、操縦装置、操作装置及び計器の配置、これらの識別、非常装置の識別、操縦感覚、通風、暖房、騒音等について、考慮しなければならない。
⑶　操縦席等は、装備移転航空機を安全に運用できるように、十分広く、明瞭で、かつ、できる限りひずみのない視界を有しなければならない。
⑷　操縦席等は、普通の飛行並びに進入及び着陸を行う場合に、降水状態においても十分な視界を確保できるようにしたものでなければならない。
⑸　操縦席等の装置及び計器の配置は、飛行中における非常時の脱出に支障のないものでなければならない。また、脱出のための射出装置は、日本産業規格等に適合したものでなければならない。

3　非常装置

⑴　装備移転航空機は、構成品又はその系統の予想される重大な故障に際して、これから生ずる非常事態を防止する装置を有するものでなければならない。
⑵　装備移転航空機は、臨界発動機が故障した場合に、故障後の飛行又は操作を続行するための必要な装置を有するものでなければならない。

4　防火

⑴　装備移転航空機は、飛行中又は地上における火災の発生をできる限り少なくするように設計しなければならない。
⑵　装備移転航空機は、できる限り火災発生場所を密閉し、又は火災を探知してこれを消火することができるようにしたものでなければならない。

5　装備移転航空機内にある者の保護

⑴　装備移転航空機は、与圧が低下し、又は煙若しくは毒性ガスが発生した場合に、装備移転航空機内にある者をこれらから保護することができるようにしたものでなければならない。
⑵　気圧低下警報装置は、装備移転航空機内の気圧が安全限界を超えて低下した場合に、確実に作動するものでなければならない。

6　非常着陸設備

⑴　装備移転航空機は、非常着陸の際の衝撃及び火災に対して、装備移転航空機内にある者を保護することができるようにしたものでなければならない。
⑵　装備移転航空機は、非常着陸の際に、装備移転航空機内にある者が速やかに脱出できるような設備を有するものでなければならない。

7　地上作業に対する考慮

装備移転航空機は、けん引、整備、給油等の地上作業により、装備移転航空機の安全な運用上重要な部分が損傷を受けるおそれがないようにしたものでなければならない。

第４　動力装備

1　一般

⑴　動力装備は、予想される運用状態において、装備移転航空機を安全に運用することができるものでなければならない。
⑵　発動機又はプロペラが故障した後これらが回転を継続することによって火災の発生又は重大な構造上の破壊の危険が増大するおそれのある装備移転航空機にあっては、動力装備は、飛行中に当該発動機の回転を停止し、又は回転を安全な速度まで減少することができるものでなければならない。
⑶　動力装置は、予想される運用状態内のできる限り広い飛行領域において、発動機を再起動することができるものでなければならない。

2　動力部の独立等

⑴　動力装置は、各動力部を互いに独立に運転し、及び制御することができるように配列し、及び装備しなければならない。
⑵　動力装置及びこれと関連する諸系統は、通常予想できるいかなる故障が起きても、その故障による発動機の出力又は推力の低下が臨界発動機の完全な故障による出力又は推力の低下よりも大きくならないように装備しなければならない。

3　プロペラの振動

動力装備は、プロペラの振動応力が当該装備移転航空機の予想される運用状態において運用上安全とみられる値を超えないように装備しなければならない。

4　冷却系統

冷却系統は、運用中予想される最高大気温度までの各温度において、この節の第４第１項第１号の基準に適合するように動力装置の温度を維持することができるものでなければならない。

5　その他の系統

燃料系統、滑油系統、吸気系統その他の動力装置の系統は、運用中予想される全ての状態（発動機出力又は推力、高度、加速度、大気状態、燃料温度、滑油温度等）において、適正に発動機を作動させることができるものでなければならない。この場合において、使用する燃料（水及びアルコールを含む。）及び滑油は、日本産業規格等に適合したものでなければならない。

6　防火設備

⑴　防火壁

動力装置のうち発火源が可燃性物質と接近しているために火災の発生のおそれが特に大きい部分を収める区域（以下「防火区域」という。）は、発火源及び火災伝ば経路を考慮して、火災によって飛行の継続が危険となるような他の区域から防火壁によって隔離しなければならない。

⑵　可燃性流体系統の防火

ア　防火区域内の可燃性流体系統の構造は、炎にさらされた場合に可燃性流体が流出しないものでなければならない。
イ　可燃性流体系統には、防火区域内で火災が発生した場合に、当該防火区域への可燃性流体の流入を閉止できる装置を備えなければならない。

⑶　火災探知器

防火区域には、火災の発生を迅速かつ確実に探知するのに十分な火災探知器をできる限り備えなければならない。

⑷　消火系統

防火区域には、当該防火区域内の火災を確実に消火できる消火系統をできる限り備えなければならない。

第５　装備

1　一般

⑴　装備移転航空機は、予想される運用を安全に行うために必要な構成品（装備移転航空機を構成する装置、機器又は部品をいう。以下同じ。）を装備したものでなければならない。
⑵　前号の構成品は、有効かつ確実にその機能を発揮することができるものでなければならない。
⑶　この項第１号の構成品には、名称又は型式について適当な標識を施さなければならない。
⑷　装備移転航空機の構成品及びその系統は、装備移転航空機の安全な運用を損なわないように装備しなければならない。

2　計器の装置

⑴　計器の配置

ア　飛行計器、航法計器及び動力装置計器は、容易に見えるように配置しなければならない。

イ　多発の装備移転航空機にあっては、動力装置計器は、それに対応する発動機を誤認することのないように配置しなければならない。

⑵　計器板の振動特性

計器板は、計器の精度を害し、又は計器を破壊するような振動特性を有するものであってはならない。

⑶　計器の誤差

計器は、装備移転航空機の安全な運用を妨げない範囲の誤差で作動するものでなければならない。

3　電気系統及び電気装備

⑴　電気系統の装備

電気系統は、装備移転航空機内にある者に危険を及ぼさないように装備したものでなければならない。

⑵　蓄電池

蓄電池は、これに接続する構成品が装備移転航空機の予想される運用中適正に作動するため必要な電力を供給できるものでなければならない。

⑶　発電機系統

発電機系統は、これに接続する構成品が装備移転航空機の予想される運用中適正に作動するため必要な電力を供給できるものでなければならない。

⑷　電源遮断装置

ア　電気系統には、各電源に近い点で電源を配電系統から切り離せるように電源遮断装置を備えなければならない。

イ　電源遮断装置は、飛行中、容易に操作できるものでなければならない。

⑸　安全装置

全ての構成品への電気回路には、再接続のできる安全装置を備えなければならない。

⑹　電線

電線は、日本産業規格等に適合したものでなければならない。

4　灯火

⑴　計器灯

ア　計器灯は、全ての計器、スイッチ等を、容易に識別し、及び判読できるように照明するものでなければならない。

イ　計器灯は、その直射光又は反射光が操縦者等に悪影響を及ぼさないように装備しなければならない。

⑵　着陸灯

ア　着陸灯は、日本産業規格等に適合したものでなければならない。

イ　着陸灯は、夜間の着陸に必要な照明をすることができる位置に装備し、かつ、その直射光又は反射光が操縦者等に悪影響を及ぼさないように装備しなければならない。

⑶　航空灯（衝突防止灯、右舷灯、左舷灯、尾灯及び編隊灯）

ア　航空灯は、予想される運用状態及び点灯時の周囲の条件を考慮して、装備移転航空機の位置及び進行方向を他の航空機（航空法第２条第１項に規定する航空機をいう。以下同じ。）及び地上の人に迅速かつ正確に視認させることができるものでなければならない。

イ　航空灯は、その直射光又は反射光が操縦者等に悪影響を及ぼさないように装備しなければならない。

5　保安装備

⑴　救急用具は、操縦者等が非常の場合に容易に操作できるように装備しなければならない。

⑵　Ｖ安全バンド、肩バンド及び縛帯は、日本産業規格等に適合したものでなければならない。

⑶　酸素供給装置は、装備移転航空機の予想される運用状態において、装備移転航空機内にある者を保護するために必要な流量及び容量を供給できるものでなければならない。

⑷　凍結防止装置は、予想される気象状態において、確実に作動するものでなければならない。

6　油圧系統

油圧系統は、予想される運用状態において、十分な安全性を有するものでなければならない。この場合において、使用する作動油は、日本産業規格等に適合したものでなければならない。

7　電子装備

⑴　電子機器及びその附属装置は、装備移転航空機の予想される運用状態において、装備移転航空機内にある者に危険を及ぼさないように装備したものでなければならない。

⑵　電子機器は、使用中他の機器に悪影響を与える電気的雑音を発生するものであってはならない。

8　無線通信機器

⑴　無線通信機器は、装備移転航空機の予想される運用状態において、装備移転航空機内にある者に危険を及ぼさないように装備したものでなければならない。

⑵　無線通信機器は、使用中他の機器に悪影響を与える電気的雑音を発生するものであってはならない。

⑶　無線通信機器は、装備移転航空機の予想される運用状態において、装備移転航空機の安全な運用を行うための精度を維持し、確実にその機能を発揮するものでなければならない。

第６　発動機

1　一般

推進動力源として装備移転航空機に装備する発動機は、予想される運用状態において、有効かつ確実に機能を果たすことを合理的に保証するように設計し、製作したものでなければならない。

2　試験

前項の保証は、次の試験によって証明されたものでなければならない。

⑴　性能試験　発動機の出力特性又は推力特性を決定するための試験

⑵　運転試験　起動、緩速、加速、振動、超過回転その他についての運転特性が適正であり、かつ、異物混入その他有害な事態の際に、当該発動機が十分な余裕を有することを証明するための試験

⑶　耐久試験　発動機の耐久性及び信頼性を証明するための試験

⑷　その他必要な試験

第７　プロペラ

1　一般

装備移転航空機に装備するプロペラは、予想される運用状態において、有効かつ確実に機能を果たすことを合理的に保証するように設計し、製作したものでなければならない。

2　試験

前項の保証は、次に掲げる試験によって証明されたものでなければならない。

⑴　運転試験　強度、振動及び超過回転についての特性が適正であり、かつ、ピッチ変更機構及び操作機構が適正に機能を果たすことを証明するための試験

⑵　耐久試験　プロペラの耐久性及び信頼性を証明するための試験

⑶　その他必要な試験

第２節　装備移転無人航空機の安全性基準

1　装備移転無人航空機の性能及び飛行性は、飛行試験その他の試験又はこれらの試験に基づく計算によって証明されたものでなければならない。ただし、計算による結果は、直接の試験による結果と同程度に正確なものであるか、又はそれよりも安全側にあることが確実なものでなければならない。

2　装備移転無人航空機は、その飛行が航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に及ぼす影響の程度に応じ、それらの安全が損なわれないように考慮された設計でなければならない。

3　装備移転無人航空機は、操縦に特別な技術又は過度の注意力を要することなく、安全に離陸、飛行及び着陸できるものでなければならない。

4　装備移転無人航空機の構造は、十分な強度を有し、地上及び水上の人及び物件に与える損害を最小限度にとどめる形状でなければならない。

5　装備移転無人航空機は、予想される運用を安全に行うために必要な構成品等を装備しなければならない。また、当該構成品等は、有効かつ確実にその機能を発揮することができるものでなければならない。

6　予想される運用を安全に行うために必要な機器がある場合には、当該機器は、有効かつ確実にその機能を発揮することができるものでなければならない。

第３節　試験飛行に係る安全性基準の特例

前２節の規定にかかわらず、試験飛行を行う装備移転航空機については、行おうとする試験飛行に係る運用状態において飛行の安全性を確保することができる場合には、これらの節に規定する安全性基準の一部に適合することを要しない。

第３章　運航基準

第１節　装備移転航空機の運航基準

第１　装備移転航空機管理番号の表示

製造者は、装備移転航空機（航空法第２条第１項に規定する航空機に限る。以下この節において同じ。）を出発させる場合には、当該装備移転航空機に付与された装備移転航空機管理番号（自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第87条の12第１項に規定する装備移転航空機管理番号をいう。第２節第１において同じ。）を表示しなければならない。

第２　乗組員

製造者は、装備移転航空機を出発させる場合には、当該装備移転航空機の型式、運航の目的等に応じて、必要な技能を有する航空従事者（第４章の技能基準に適合する者に限る。以下この章において同じ。）を必要な人数乗り組ませなければならない。

第３　飛行計画

機長は、自衛隊の飛行場から飛行する場合において航空法第97条第１項又は第２項の規定により国土交通大臣に飛行計画を通報するときは、これを当該飛行場の管理者（飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第105号）第17条第１項に規定する管理者をいう。この節の第７及び第２節第３において同じ。）にも通報しなければならない。

第４　機長の点検

機長は、装備移転航空機を飛行させる前に、機体、発動機、無線機、落下傘、救命胴衣等について点検しなければならない。

第５　航空従事者以外の者が搭乗する場合

機長は、装備移転航空機に航空従事者以外の者が搭乗する場合には、あらかじめ、落下傘及び救命胴衣の使用法、安全帯の使用法、緊急時の処置その他必要な事項について説明しなければならない。

第６　燃料

機長は、装備移転航空機に、少なくとも次に掲げる量の燃料を携行しなければ、飛行してはならない。

⑴　有視界飛行方式により飛行しようとする場合には、着陸予定地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量及び当該量に100分の10を乗じて得た燃料の量（その量が巡航速度で20分間飛行することができる燃料の量に満たない場合又は巡航速度で２時間飛行できる燃料の量を超える場合はそれぞれ当該量）を合算した量

⑵　計器飛行方式により飛行しようとする場合には、次のア及びイに掲げる燃料の量を合算した量

ア　着陸予定地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量と当該着陸予定地から代替飛行場に飛行するに要する燃料の量を合算した燃料の量

イ　アの燃料の量に100分の10を乗じて得た燃料の量（その量が巡航速度で20分間（ターボジェット発動機及びターボファン発動機を主な動力とする固定翼航空機ではない装備移転航空機についてその着陸予定地又はその代替飛行場が公共の用に供する飛行場であるときは45分間）飛行することができる燃料の量に満たない場合又は巡航速度で２時間飛行できる燃料の量を超える場合はそれぞれ当該量）

⑶　計器飛行方式により飛行しようとする場合で代替飛行場を飛行計画に表示しないときは、着陸予定地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量と、更に巡航速度で２時間飛行することのできる燃料の量を合算した量。ただし、着陸予定地の気象状態が到着予定時刻の前後各１時間の間雲高1,000メートル以上かつ地上視程6,000メートル以上であるという気象情報を得たときは、第１号に定める燃料の量とする。

第７　飛行場管理者の指示

機長は、自衛隊の飛行場を使用する場合においては、当該飛行場を管理するために管理者が発する指示及び当該飛行場について定められた運航上の基準に従うものとする。

第８　搭乗する人数等

機長は、飛行に当たっては、装備移転航空機に搭乗する者又は搭載する物が所定の定員又は重量を超過していないか及び重量の分布が適正であるかを確かめ、装備移転航空機に搭乗する者又は搭載する物が所定の人員又は重量を超過している場合又は重量の分布が適正でない場合においては、所要の措置をとらなければならない。

第９　編隊飛行

1　製造者は、編隊飛行を行わせる場合には、あらかじめ編隊機に乗り組んでいる者のうちから編隊長を命ずるものとする。

2　編隊長は、編隊機の機長を指揮する。

3　編隊長は、編隊飛行を行う前に次に掲げる事項について、編隊機の機長と打合せをしなければならない。

⑴　編隊飛行の実施概要

⑵　合図及びその意味

⑶　その他必要な事項

第10　滑空機のえい航

装備移転航空機が滑空機をえい航しようとする場合には、次に掲げる基準に従わなければならない。

⑴　単座機ではない装備移転航空機については、専任の又は兼任の連絡員を乗り組ませること。

⑵　えい航を行う前に、次に掲げる事項について打合せをすること。

ア　合図及びその意味

イ　出発及びえい航の方法

ウ　えい航索の離脱の時期、場所及び方法

エ　その他必要な事項

⑶　装備移転航空機と滑空機が十分な連絡を行うことを援助するため、地上連絡員を配置すること。

⑷　装備移転航空機は、滑空機より約５メートル低い高度をとること。

⑸　えい航索を離脱するときは、地上連絡員を配置するものとし、地上連絡員は、当該えい航索が離脱したかを装備移転航空機に連絡すること。

⑹　えい航索は通常150メートル以上の高度で離脱すること。

⑺　雲中及び夜間のえい航飛行は、行わないこと。

第11　滑空機以外の物件のえい航

装備移転航空機が滑空機以外の物件をえい航しようとする場合は、次に掲げる基準に従わなければならない。

⑴　離陸を行う場合において安全上必要があるときは、地上連絡員を配置すること。

⑵　装備移転航空機が当該物件を離脱する場合において安全上必要があるときは、地上連絡員を配置するものとし、地上連絡員は、当該物件が離脱したかを装備移転航空機に連絡すること。

第12　物件の投下

1　装備移転航空機からの物件の投下は、地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのないことを確認してからでなければ行ってはならない。

2　装備移転航空機からの物件の投下は、自衛隊の施設又は海上（周辺に人又は船舶（自衛隊の船舶を除く。）その他の物件が存在しない海上に限る。）において行わなければならない。ただし、発動機故障その他の理由により、装備移転航空機の安全上やむを得ない場合には、この限りでない。

3　製造者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があり、当該物件の投下が地上若しくは水上の人若しくは物件又は他の航空機に危険を及ぼすおそれがないものである場合は、前項の場所以外の場所で物件を投下させることができる。

第13　落下傘降下

1　装備移転航空機からの落下傘による降下は、飛行中の他の航空機又は地上若しくは水上の人若しくは物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすことのないよう、安全に留意して行わなければならない。

2　装備移転航空機からの落下傘による降下は、自衛隊の施設内で行わなければならない。ただし、装備移転航空機の事故により搭乗者の生命に危険のある場合には、この限りでない。

3　製造者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があり、当該落下傘による降下が、飛行中の他の航空機又は地上若しくは水上の人若しくは物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすことがないものである場合は、前項の場所以外の場所に落下傘による降下を行わせることができる。

第14　離着陸の場所

製造者は、装備移転航空機が、陸上にあっては飛行場以外の場所において、水上にあっては航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）で定める場所において、離陸し、又は着陸しようとする場合には、自衛隊法施行規則第87条の５の規定による離着陸の許可を得なければならない。

第15　爆発物等の輸送

製造者は、航空法施行規則第194条第１項に定める物件を輸送する場合には、当該物件の包装方法、積載方法について、人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれの無い方法により輸送しなければならない。

第16　射撃等を行う場合

1　製造者は、試験飛行において射撃、爆撃等を行わせる必要がある場合には、防衛大臣が関係機関と協議の上指定する区域の上空で行わせなければならない。

2　製造者は、装備移転航空機による射撃、爆撃等の予定開始時刻の48時間前までに、その旨を国土交通大臣に通報するものとし、国土交通大臣に通報した後に当該射撃、爆撃等を中止することとしたときは、直ちにその旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

第17　目的地以外の飛行場等に到着した場合

機長は、飛行の目的地以外の飛行場又はその他の場所に到着し、又は不時着した場合には、直ちに、航空交通管制機関、製造者、飛行の目的地である飛行場の管理者等にその旨を通報し、又は報告しなければならない。

第18　気象状態の通報

機長は、飛行中又は飛行後において、飛行中における気象状態に関し関係機関から通報を求められた場合又は飛行中の気象が予報された気象と異なる場合においては、それぞれ通報を求められた事項又は自ら知り得た気象状況につき関係機関に通報するものとする。

第19　禁煙

装備移転航空機に搭乗している者は、次の各号に掲げる場合においては、喫煙してはならない。

⑴　装備移転航空機が地上にある場合

⑵　離陸直後又は着陸直前の場合

⑶　燃料を補給し、又は移動する場合

⑷　燃料又はガスが漏出している場合

⑸　爆発物又は燃料を積載している区画に所在する場合

⑹　前各号に掲げる場合のほか機長が禁煙を命じた場合

第20　夜間飛行の場合の装置

1　回転翼航空機又は滑空機である装備移転航空機が夜間飛行を行う場合には、次に掲げる事項を満たさなければならない。

⑴　航空灯及び操縦席灯が点灯すること。

⑵　操縦員は懐中電灯を有すること。

⑶　速度計、高度計、旋回傾斜計及び磁気ら針儀（自差修正表付き）を装備していること。ただし、回転翼航空機である装備移転航空機については、旋回傾斜計を装備しないことができる。

2　前項に規定する装備移転航空機以外の装備移転航空機が、夜間飛行を行う場合には、前項第１号及び第２号に掲げる事項を満たし、かつ、着陸灯及び計器灯を装備しなければならない。

第21　計器気象状態における飛行

装備移転航空機は、計器気象状態の場合又は計器気象状態が予想される場合においては、第４章第２項の基準に適合する航空従事者が乗り組まなければ飛行してはならない。

第22　計器気象状態における着陸

計器気象状態において着陸しようとする場合においては、第４章第２項の基準に適合する航空従事者は、その基準において有効とされた方法により着陸するものとする。

第23　旋回の禁止

装備移転航空機は、離陸して飛行場の境界を過ぎ、かつ、安全な高度に達するまでは旋回してはならない。ただし、安全上やむを得ない場合及び航空交通管制機関（航空交通管制機関がない場合は、飛行場の管理者）の許可を得た場合は、この限りでない。

第24　他の航空機への接近

飛行中の装備移転航空機は、編隊飛行その他の接近が予定される飛行以外の場合においては、他の航空機と600メートル以上の水平距離又は150メートル以上の垂直距離を保たなければならない。ただし、航空交通管制機関の別段の指示があった場合は、これによる。

第２節　装備移転無人航空機の運航基準

第１　装備移転航空機管理番号の表示

製造者は、装備移転無人航空機を飛行させる場合には、当該装備移転航空機に付与された装備移転航空機管理番号を表示しなければならない。

第２　安全確保

1　製造者は、装備移転無人航空機の飛行を行わせる場合には、当該装備移転無人航空機について実施する航空業務に必要とされる航空法第132条の40に規定する無人航空機操縦者技能証明を有する者又は当該装備移転無人航空機の飛行について必要な知識及び経験を有し、的確に実施できる者にこれを行わせなければならない。

2　製造者は、装備移転無人航空機の飛行を行う前に、気象、機体の状況、飛行経路等について確認するなど安全確保のための対策を講じなければならない。

第３　自衛隊の施設管理の基準の遵守

製造者は、装備移転無人航空機の飛行を自衛隊の施設内で行う場合には、当該施設内の飛行場を管理するために管理者が発する指示及び当該飛行場について定められた運航上の基準その他当該施設を管理するために定められた基準に従わなければならない。

第４　飛行の禁止空域

１　製造者は、装備移転無人航空機の飛行を、次に掲げる空域（自衛隊の施設内等（自衛隊の施設内又は海上（周辺に人又は船舶その他の物件が存在しない海上に限る。）をいう。以下同じ。）の上空を除く。）において行ってはならない。ただし、その飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものである場合においては、この限りでない。

⑴　無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして航空法施行規則第236条の71第１項で定める空域

⑵　前号に掲げる空域以外の空域であって、航空法施行規則第236条の72で定める人又は家屋の密集している地域の上空

２　装備移転無人航空機を飛行させる者は、その飛行を開始する前に、当該装備移転無人航空機を飛行させる空域が航空法施行規則第236条の71第１項第４号の緊急用務空域に該当するか否かの別を確認しなければならない。

３　この節の第４第１項の規定にかかわらず、製造者は、次の各号に掲げる空域（自衛隊の施設内等の上空を含む。）の飛行を行うときは、それぞれ当該各号に定める者と調整し、航空法施行規則第236条の74に掲げる事項を国土交通大臣に通報しなければならない。

⑴　航空法施行規則第236条の71第１項第１号から第３号までの空域　当該空域を管轄する航空交通管制機関及び飛行に係る進入表面等を管理する飛行場の管理者

⑵　航空法施行規則第236条の71第１項第５号の空域　当該空域を管轄する航空交通管制機関

第５　飛行の方法

１　装備移転無人航空機を飛行させる者は、装備移転無人航空機の飛行前に次に掲げる事項を確認しなければならない。

⑴　当該装備移転無人航空機の状況

⑵　当該装備移転無人航空機を飛行させる空域及びその周囲の状況

⑶　当該飛行に必要な気象情報

⑷　燃料の搭載量又はバッテリーの残量

２　製造者は、自衛隊の施設内等の上空以外において装備移転無人航空機の飛行を行う場合には、次に掲げる方法によりこれを行わなければならない。ただし、特に必要があり、次に掲げる方法のいずれかによらずに飛行を行うことが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものである場合は、当該飛行を行うことができる。

⑴　日出から日没までの間において飛行を行うこと。

⑵　当該装備移転無人航空機及びその周囲の状況を目視その他の手段により常時監視して飛行を行うこと。

⑶　当該装備移転無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に航空法施行規則第236条の79で定める距離を保って飛行を行うこと。

⑷　祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行を行うこと。

⑸　当該装備移転無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で航空法施行規則第236条の80で定めるものを輸送しないこと。

⑹　地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがない場合を除き、当該装備移転無人航空機から物件を投下しないこと。

第６　第三者が立ち入った場合の措置

装備移転無人航空機を飛行させる者は、この節の第４第１項各号に掲げる空域における飛行又はこの節の第５第２項各号に掲げる方法のいずれかによらない飛行（いずれも自衛隊の施設内等以外の上空における飛行に限る。以下「特定飛行」という。）を行う場合において当該特定飛行中の装備移転無人航空機の下に人の立入り又はそのおそれのあることを確認したときは、直ちに当該装備移転無人航空機の飛行を停止し、飛行経路の変更、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがない場所への着陸その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、当該特定飛行が、地上及び水上の人の安全が損なわれるおそれがないものである場合においては、この限りでない。

第７　飛行計画の確認

１　製造者は、装備移転無人航空機の特定飛行を行う場合には、飛行を予定する空域における装備移転無人航空機及び自衛隊の使用する無人航空機以外の無人航空機の飛行計画を確認し、空域が重複する場合は、当該無人航空機の飛行経路を回避して飛行させなければならない。

２　前項の場合において、製造者は、特段の注意をもって飛行経路周辺における他の無人航空機及び航空機の有無等を確認し、安全確保に努めなければならない。

３　製造者は、装備移転無人航空機の特定飛行を行う場合においては、当該装備移転無人航空機を飛行させる空域において、他の装備移転無人航空機又は自衛隊の使用する無人航空機の飛行を確認したときは、安全確保に努めなければならない。

第８　飛行日誌

製造者は、装備移転無人航空機の特定飛行を行う場合には、次に掲げる内容を記載した飛行日誌を備えなければならない。

⑴　装備移転無人航空機の型式、製造者及び製造番号

⑵　装備移転無人航空機の飛行に関する次の記録

ア　飛行年月日

イ　飛行させた者の氏名及び無人航空機操縦者技能証明書番号（航空法第132条の41に規定する無人航空機操縦者技能証明書の交付を受けている場合に限る。）

ウ　飛行の目的及び経路

エ　離陸及び着陸の場所及び時刻

オ　飛行させた飛行禁止空域及び飛行の方法

カ　製造後の総飛行時間

キ　飛行の安全に影響のあった事項の有無及びその内容

⑶　不具合及びその対応に関する次の記録

ア　不具合の発生年月日及びその内容

イ　対応を行った年月日及びその内容並びに確認を行った者の氏名

⑷　日常点検に関する次の記録

ア　実施年月日及び場所

イ　実施者の氏名

ウ　点検項目ごとの日常点検の結果

⑸　点検整備に関する次の記録

ア　実施年月日及び場所

イ　実施者の氏名

ウ　点検整備の内容

エ　実施の理由

⑹　その他特記事項

第４章　技能基準

１　装備移転航空機（航空法第２条第１項に規定する航空機に限る。次項において同じ。）の運航に従事する者は、当該装備移転航空機について実施する航空業務に必要とされる航空法第22条に規定する航空従事者技能証明又は航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号）第３条に規定する航空従事者技能証明を有する者であること。

２　航空法第34条第１項に規定する計器飛行等による装備移転航空機の飛行を行う者は、同項に規定する計器飛行証明を有する者又は航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令第７条に規定する計器飛行証明を有する者であること。

その他告示

○内閣府告示第三十一号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）第五条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき指定した注視区域及び特別注視区域について、公示した事項に変更があるので、同法第五条第六項において準用する同条第三項及び第十二条第六項の規定に基づき、令和五年内閣府告示第百二十六号の一部を次のように改正し、公示の日から適用する。

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　注視区域 次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分	一　注視区域 次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分
番号 / 名称 / 区域	番号 / 名称 / 区域
［略］	［同上］
六十二 / 後方支援学校、航空装備研究所土浦支所 / 茨城県土浦市、茨城県稲敷郡阿見町	六十二 / 武器学校、航空装備研究所土浦支所 / 茨城県土浦市、茨城県稲敷郡阿見町
六十三 / 後方支援学校、霞ヶ浦駐屯地、朝日燃料支処、霞ヶ浦高射教育訓練場 / 茨城県土浦市、茨城県稲敷郡阿見町	六十三 / 武器学校、霞ヶ浦駐屯地、朝日燃料支処、霞ヶ浦高射教育訓練場 / 茨城県土浦市、茨城県稲敷郡阿見町
［略］	［同上］
八十七 / 補給本部 / 東京都北区、東京都板橋区	八十七 / 補給統制本部 / 東京都北区、東京都板橋区
［略］	［同上］
二　［略］	二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○内閣府告示第三十二号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）第五条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき指定した注視区域及び特別注視区域について、公示した事項に変更があるので、同法第五条第六項において準用する同条第三項及び第十二条第六項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第九十一号の一部を次のように改正し、公示の日から適用する。

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

第一号の表中番号七の項の区域　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、当該区域の図面を内閣府に備え置いて縦覧に供する。）

○総務省告示第百六十二号

総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和八年総務省令第二十四号）の施行に伴い、令和五年総務省告示第百五十六号（総務大臣の権限又は事務を総合通信局長等に委任する件）の一部を次のように改正し、公示する。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　委任を受ける機関及び委任する権限又は事務 総務大臣の所掌に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第七条及び第十条に定める権限又は事務（総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和五年総務省令第十号）別表第二の一の項に掲げる歳入等に係るものに限る。）を、指定納付受託者の住所又は主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に委任する。ただし、総務大臣が自ら行うことを妨げない。 二　［略］	一　委任を受ける機関及び委任する権限又は事務 総務大臣の所掌に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第七条及び第十条に定める権限又は事務（総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和五年総務省令第十号）別表の一の項に掲げる歳入等に係るものに限る。）を、指定納付受託者の住所又は主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に委任する。ただし、総務大臣が自ら行うことを妨げない。 二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第百六十三号

総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和八年総務省令第二十四号）の施行に伴い、令和五年総務省告示第百五十七号（情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律第八条第一項の規定に基づく指定納付受託者の指定の件）の一部を次のように改正し、公示する。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				
名称	事務所の所在地	納付を委託することができる歳入等の種類	指定をした日	納付事務の開始の日
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目八番二十七号	総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則別表第二の一の項に掲げる歳入等	令和五年三月三十一日	令和五年四月一日
［略］				

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八条第一項に規定する指定納付受託者であって、同法第五条第一号に規定する方法による委託を受ける指定納付受託者は、次の表に掲げる者とする。

なお、この告示による指定納付受託者に委託して納付することができる総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和五年総務省令第十号）別表第二の一の項に掲げる歳入等の金額は、三十万円以下とする。

改正前				
名称	事務所の所在地	納付を委託することができる歳入等の種類	指定をした日	納付事務の開始の日
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目八番二十七号	総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則別表の一の項に掲げる歳入等	令和五年三月三十一日	令和五年四月一日
［同上］				

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八条第一項に規定する指定納付受託者であって、同法第五条第一号に規定する方法による委託を受ける指定納付受託者は、次の表に掲げる者とする。

なお、この告示による指定納付受託者に委託して納付することができる総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和五年総務省令第十号）別表の一の項に掲げる歳入等の金額は、三十万円以下とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第百六十四号

総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和八年総務省令第二十四号）の施行に伴い、令和五年総務省告示第三百四号（情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律第八条第一項の規定に基づく指定納付受託者の指定の件）の一部を次のように改正し、公示する。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八条第一項に規定する指定納付受託者であって、同法第五条第一号に規定する方法による委託を受ける指定納付受託者は、次の表に掲げる者とする。 なお、この告示による指定納付受託者に委託して納付することができる総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和五年総務省令第十号）別表第二の一の項に掲げる歳入等の金額は、三十万円以下とする。	情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八条第一項に規定する指定納付受託者であって、同法第五条第一号に規定する方法による委託を受ける指定納付受託者は、次の表に掲げる者とする。 なお、この告示による指定納付受託者に委託して納付することができる総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和五年総務省令第十号）別表の一の項に掲げる歳入等の金額は、三十万円以下とする。
名称 / 事務所の所在地 / 納付を委託することができる歳入等の種類 / 指定をした日 / 納付事務の開始の日 株式会社ポプラ / 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六六五番地の一 / 総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則別表第二の一の項に掲げる歳入等 / 令和五年八月三十一日 / 令和五年九月一日 ［略］	名称 / 事務所の所在地 / 納付を委託することができる歳入等の種類 / 指定をした日 / 納付事務の開始の日 株式会社ポプラ / 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六六五番地の一 / 総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則別表の一の項に掲げる歳入等 / 令和五年八月三十一日 / 令和五年九月一日 ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第百六十五号

総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和八年総務省令第二十四号）の施行に伴い、及び総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律第八条第一項の規定に基づく指定納付受託者の指定の件）の一部を改正する件（令和六年総務省告示第百四号（情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律第八条第一項の規定に基づく指定納付受託者の指定の件）の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公示する。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八条第一項に規定する指定納付受託者であって、同法第五条第一号に規定する方法による委託を受ける指定納付受託者は、次の表に掲げる者とする。なお、この告示による指定納付受託者に委託して納付することができる総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和五年総務省令第十号）別表第二の一の項に掲げる歳入等の金額は、三十万円以下とする。	

名称	事務所の所在地	納付を委託することができる歳入等の種類	指定をした日	納付事務の開始の日
Ｐａｙｐａｙ株式会社	東京都千代田区紀尾井町一番三号	総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則別表第二の一の項に掲げる歳入等	令和六年三月二十九日	令和六年四月一日
［略］				

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省・農林水産省・国土交通省告示第二号

奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）第一条の二第十一号の規定に基づき、平成二十六年総務省・農林水産省・国土交通省告示第七号（奄美群島振興開発特別措置法施行令第一条の二第十一号の規定により事業を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正
農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）第一条の二第十一号の規定に基づき、次に掲げる事業（同条第一号から第十号に掲げるものを除く。）を指定する。 一～五　（略） （削る） 六～十　（略）	奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）第一条の二第十一号の規定に基づき、次に掲げる事業（同条第一号から第十号に掲げるものを除く。）を指定する。 一～五　（略） 六　新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者等への利子補給金に関する事業 七～十一　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

名称	事務所の所在地	納付を委託することができる歳入等の種類	指定をした日	納付事務の開始の日
Ｐａｙｐａｙ株式会社	東京都千代田区紀尾井町一番三号	総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則別表第二の一の項に掲げる歳入等	令和六年三月二十九日	令和六年四月一日
［同上］				

○外務省告示第百十九号

令和四年五月二日にローマで、ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年四月一日に効力を生じた。

令和八年四月一日

外務大臣　茂木　敏充

ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定

日本国政府及びイタリア共和国政府（以下「両締約国政府」と総称し、個別に「締約国政府」という。）は、

両国間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、

両国間の相互理解を促進することを目的として、それぞれの国民、特に青少年に対し、他方の国の文化及び一般的な生活様式を正当に理解するための一層広範な機会を提供することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

各締約国政府は、他方の国（以下「派遣国」という。）に居住する派遣国の国民に対し、当該派遣国の国民が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、当該締約国政府が適当と認めるときは、ワーキング・ホリデー査証を無償で発給する。

(a) 主として休暇を過ごすために他方の国（以下「受入国」という。）に入国する意図を有すること。

(b) 申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(c) 被扶養者（当該締約国政府が発給したワーキング・ホリデー査証その他の査証を所持する被扶養者を除く。）を同伴しないこと。

(d) 予定される滞在期間よりも少なくとも三箇月長い期間有効な旅券及び帰国のための旅行切符又は当該旅行切符を購入するための十分な資金を所持すること。

(e) 受入国における滞在の間に生計を維持するための十分な資金を関係法令に従って所持すること。

(f) 滞在終了時に受入国を出国する意図を有すること及び滞在する間に在留資格を変更しないこと。

(g) 以前にワーキング・ホリデー査証の発給を当該締約国政府から受けていないこと。

(h) 当該締約国政府が課する健康に関する要件を満たすこと。

(i) 十分な医療保険に加入すること。

(j) 犯罪経歴を有しないこと。

(k) 受入国に滞在する間、受入国において効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

第二条

各締約国政府は、派遣国の国民に対し、派遣国にある受入国の大使館又は領事館において、ワーキング・ホリデー査証を申請することを許可する。申請者は、必要な場合には、資格を決定するために当該大使館又は領事館の代表者による面接を受ける。

第三条

1　日本国政府は、有効なワーキング・ホリデー査証を所持するイタリア共和国の国民に対し、入国の日から一年間、ワーキング・ホリデー制度の参加者として日本国に滞在することを許可し、及びその滞在の間、日本国において効力を有する法令に従い旅行資金を補う目的で休暇の付随的な活動として就労許可なしに就労することを認める。

2　イタリア共和国政府は、有効なワーキング・ホリデー査証を所持する日本国民に対し、入国の日から一年間、ワーキング・ホリデー制度の参加者としてイタリア共和国に滞在することを許可し、及び同一の雇用者の下であるか否かを問わず、合計で六箇月を超えない期間、イタリア共和国において効力を有する法令に従い旅行資金を補う目的で休暇の付随的な活動として就労許可なしに就労することを認める。

第四条

各締約国政府は、派遣国の国民に発給するワーキング・ホリデー査証の数を毎年決定するものとし、外交上の経路を通じ、他方の締約国政府に対してこの数を通報する。

第五条

各締約国政府は、ワーキング・ホリデー制度の参加者として受入国に入国した派遣国の国民に対し、受入国に滞在する間、受入国において効力を有する法令（労働及び社会保障に関するものを含む。）に従うことを要求する。

第六条

1　この協定の規定は、両締約国政府により、それぞれの国において効力を有する法令及び関連する国際法に従って実施される。イタリア共和国政府は、欧州連合の構成国であることから生ずる義務に従ってこの協定を実施する。

2　この協定の規定は、両締約国政府により、それぞれの予算の範囲内で実施される。

第七条

1　両締約国政府は、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内手続の完了を書面により相互に通告する。この協定は、これらの通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定の解釈又は実施から生ずるいかなる紛争も、外交上の経路を通じた両締約国政府間の直接の協議又は交渉により友好的に解決される。

3　この協定の規定については、いつでも外交上の経路を通じた両締約国政府間の協議の対象とすることができる。

4　この協定の改正については、いつでも両締約国政府の間で交渉することができる。当該改正は、外交上の経路を通じて書面により行われ、1に定める手続に従って効力を生ずる。

5　いずれの締約国政府も、公共の安全、公の秩序又は公衆衛生を理由として、この協定の規定の全部又は一部の実施を一時的に停止することができる。その停止は、外交上の経路を通じて他方の締約国政府に直ちに通告される。

6　各締約国政府は、外交上の経路を通じ、他方の締約国政府に対して三箇月前までに書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

7　この協定の終了又はこの協定のいかなる規定の実施の停止の後においても、両締約国政府により外交上の経路を通じて別段の決定が行われる場合を除くほか、各締約国政府は、派遣国の国民であって、当該終了又は当該停止の日において、受入国に滞在するための有効なワーキング・ホリデー査証を発給され、又は第三条の規定に基づき受入国に滞在することを許可されているものの入国又は滞在の要請について好意的な考慮を払う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十二年五月二日にローマで、ひとしく正文である日本語、イタリア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

大江　博

イタリア共和国政府のために

ルイージ・マリア・ヴィニャーリ

○財務省告示第九十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年四月一日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国　債　の　名　称	記　号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第154回	42,000,000円	41,983,274円
〃	第155回	54,580,000円	54,558,276円
〃	第156回	104,090,000円	104,048,546円
〃	第157回	244,240,000円	244,142,724円
〃	第158回	360,800,000円	360,656,288円
〃	第159回	87,880,000円	87,845,008円
〃	第160回	45,310,000円	45,291,966円
〃	第161回	52,600,000円	52,562,298円
〃	第162回	101,670,000円	101,516,090円
〃	第163回	199,990,000円	199,910,340円
〃	第164回	153,540,000円	153,478,854円
〃	第165回	60,430,000円	60,405,944円
〃	第166回	131,740,000円	131,572,074円
〃	第167回	476,660,000円	475,976,370円
〃	第168回	547,470,000円	546,204,950円
〃	第169回	813,450,000円	810,857,326円
〃	第170回	895,840,000円	893,127,404円
〃	第171回	416,920,000円	415,994,981円
〃	第172回	968,700,000円	965,766,786円
〃	第173回	984,610,000円	981,942,532円
〃	第174回	1,467,520,000円	1,461,805,888円
〃	第175回	2,899,650,000円	2,885,786,744円
〃	第176回	2,795,380,000円	2,781,645,448円
〃	第177回	28,500,000円	28,325,473円
〃	第178回	14,000,000円	13,908,140円
〃	第181回	25,000,000円	24,905,838円
〃	第182回	22,000,000円	21,927,721円
〃	第188回	55,340,000円	55,334,087円
個人向け利付国庫債券（固定・５年）	第120回	39,500,000円	39,484,266円
〃	第121回	24,450,000円	24,440,266円
〃	第122回	28,250,000円	28,238,752円
〃	第123回	34,640,000円	34,626,208円
〃	第124回	99,500,000円	99,460,374円
〃	第125回	100,600,000円	100,559,930円
〃	第126回	189,820,000円	189,744,398円
〃	第127回	215,850,000円	215,764,020円
〃	第128回	151,250,000円	151,189,754円
〃	第129回	292,710,000円	292,593,408円
〃	第130回	248,900,000円	248,800,864円
〃	第131回	163,730,000円	163,664,792円
〃	第132回	279,340,000円	279,228,720円
〃	第133回	145,400,000円	145,342,092円
〃	第134回	103,400,000円	103,358,820円
〃	第135回	185,650,000円	185,576,056円
〃	第136回	116,320,000円	116,273,670円
〃	第137回	114,180,000円	114,134,534円
〃	第138回	227,920,000円	227,829,210円
〃	第139回	72,570,000円	72,541,100円
〃	第140回	134,420,000円	134,366,462円
〃	第141回	254,400,000円	254,258,166円

〃	第142回	1,003,730,000円	1,002,290,462円
〃	第143回	709,670,000円	708,821,846円
〃	第144回	944,620,000円	943,265,240円
〃	第145回	825,210,000円	824,289,522円
〃	第146回	451,180,000円	450,856,506円
〃	第147回	383,810,000円	383,626,536円
〃	第148回	97,120,000円	97,081,318円
〃	第149回	651,870,000円	651,142,874円
〃	第150回	787,130,000円	785,812,930円
〃	第151回	1,283,730,000円	1,280,354,438円
〃	第152回	2,381,490,000円	2,373,519,984円
〃	第153回	1,373,810,000円	1,371,073,322円
〃	第154回	1,128,180,000円	1,126,561,960円
〃	第155回	651,720,000円	650,421,762円
〃	第156回	682,550,000円	680,755,256円
〃	第157回	1,662,880,000円	1,658,109,970円
〃	第158回	2,051,500,000円	2,044,143,952円
〃	第159回	3,545,000,000円	3,528,333,796円
〃	第160回	6,238,740,000円	6,208,415,423円
〃	第161回	756,510,000円	754,172,000円
〃	第162回	3,643,400,000円	3,628,593,899円
〃	第163回	2,013,970,000円	2,006,587,986円
〃	第164回	4,709,140,000円	4,686,687,407円
〃	第165回	9,124,910,000円	9,073,285,215円
〃	第166回	10,030,380,000円	9,969,174,205円
〃	第167回	15,000,000円	14,892,166円
〃	第168回	56,500,000円	56,057,998円
〃	第169回	14,000,000円	13,912,238円
〃	第171回	40,100,000円	39,888,212円
〃	第172回	12,000,000円	11,948,421円
〃	第173回	13,500,000円	13,446,544円
〃	第174回	40,000,000円	39,840,439円
〃	第175回	3,000,000円	2,989,171円
〃	第177回	7,000,000円	6,989,644円
〃	第178回	150,020,000円	150,001,484円
個人向け利付国庫債券（変動・10年）	第72回	83,240,000円	82,732,591円
〃	第73回	88,300,000円	87,772,302円
〃	第74回	32,110,000円	31,919,383円
〃	第75回	32,850,000円	32,626,204円
〃	第76回	24,550,000円	24,382,795円
〃	第77回	21,600,000円	21,476,085円
〃	第78回	42,510,000円	42,250,877円
〃	第79回	67,710,000円	67,305,350円
〃	第80回	8,890,000円	8,837,236円
〃	第81回	257,210,000円	255,457,642円
〃	第82回	174,490,000円	173,307,581円
〃	第83回	496,540,000円	493,691,230円
〃	第84回	80,620,000円	80,128,562円
〃	第85回	71,440,000円	71,013,057円
〃	第86回	64,720,000円	64,335,809円
〃	第87回	101,740,000円	101,046,869円
〃	第88回	143,330,000円	142,390,871円
〃	第89回	119,560,000円	118,874,061円
〃	第90回	128,410,000円	127,627,245円
〃	第91回	151,000,000円	150,097,583円

〃	第92回	80,650,000円	80,171,244円
〃	第93回	105,090,000円	104,374,038円
〃	第94回	115,320,000円	114,542,484円
〃	第95回	257,080,000円	255,605,079円
〃	第96回	139,540,000円	138,689,407円
〃	第97回	139,170,000円	138,338,291円
〃	第98回	217,840,000円	216,546,814円
〃	第99回	262,750,000円	260,959,903円
〃	第100回	231,740,000円	230,171,517円
〃	第101回	156,890,000円	155,989,921円
〃	第102回	126,930,000円	126,156,280円
〃	第103回	232,750,000円	231,359,027円
〃	第104回	123,330,000円	122,597,882円
〃	第105回	186,310,000円	185,040,693円
〃	第106回	285,520,000円	283,691,506円
〃	第107回	408,810,000円	406,464,576円
〃	第108回	425,280,000円	422,687,573円
〃	第109回	307,650,000円	305,811,393円
〃	第110回	295,910,000円	294,153,363円
〃	第111回	386,390,000円	383,757,542円
〃	第112回	463,570,000円	460,546,683円
〃	第113回	202,610,000円	201,447,602円
〃	第114回	400,420,000円	397,979,120円
〃	第115回	416,330,000円	413,841,884円
〃	第116回	467,320,000円	464,545,803円
〃	第117回	454,900,000円	451,800,783円
〃	第118回	396,380,000円	393,719,409円
〃	第119回	465,630,000円	462,958,584円
〃	第120回	717,370,000円	712,997,034円
〃	第121回	47,030,000円	46,748,938円
〃	第122回	27,070,000円	26,909,308円
〃	第123回	94,070,000円	93,429,116円
〃	第124回	70,430,000円	69,950,240円
〃	第125回	123,810,000円	123,099,688円
〃	第126回	211,300,000円	210,011,973円
〃	第127回	489,150,000円	486,226,696円
〃	第128回	384,150,000円	381,869,520円
〃	第129回	304,820,000円	302,743,279円
〃	第130回	123,450,000円	122,615,836円
〃	第131回	408,750,000円	406,404,910円
〃	第132回	381,710,000円	379,383,204円
〃	第133回	303,830,000円	302,014,235円
〃	第134回	209,240,000円	207,997,883円
〃	第135回	320,570,000円	318,385,975円
〃	第136回	208,600,000円	207,225,023円
〃	第137回	288,440,000円	286,785,170円
〃	第138回	215,030,000円	213,719,231円
〃	第139回	366,430,000円	364,240,096円
〃	第140回	306,960,000円	305,137,767円
〃	第141回	673,820,000円	669,229,263円
〃	第142回	390,250,000円	387,633,123円
〃	第143回	538,240,000円	535,152,020円
〃	第144回	644,660,000円	640,730,298円
〃	第145回	497,640,000円	494,665,967円

〃	第146回	782,290,000円	777,646,000円
〃	第147回	458,130,000円	455,008,806円
〃	第148回	569,540,000円	565,740,356円
〃	第149回	403,630,000円	401,314,340円
〃	第150回	988,020,000円	981,997,220円
〃	第151回	744,510,000円	740,060,582円
〃	第152回	809,250,000円	804,445,937円
〃	第153回	465,980,000円	462,805,312円
〃	第154回	1,247,510,000円	1,239,258,435円
〃	第155回	1,150,080,000円	1,143,481,753円
〃	第156回	854,620,000円	849,410,437円
〃	第157回	506,980,000円	503,950,160円
〃	第158回	1,044,650,000円	1,038,448,519円
〃	第159回	880,340,000円	874,342,283円
〃	第160回	641,140,000円	636,841,230円
〃	第161回	855,800,000円	850,890,141円
〃	第162回	752,200,000円	747,614,773円
〃	第163回	1,027,900,000円	1,021,756,975円
〃	第164回	911,810,000円	906,397,171円
〃	第165回	724,880,000円	719,941,453円
〃	第166回	864,040,000円	858,428,753円
〃	第167回	937,630,000円	932,250,639円
〃	第168回	640,250,000円	636,347,209円
〃	第169回	1,561,960,000円	1,552,625,251円
〃	第170回	1,232,140,000円	1,224,825,521円
〃	第171回	864,760,000円	858,868,460円
〃	第172回	1,000,630,000円	993,968,411円
〃	第173回	900,410,000円	895,268,223円
〃	第174回	885,790,000円	880,390,426円
〃	第175回	584,190,000円	580,698,745円
〃	第176回	1,084,020,000円	1,077,600,235円
〃	第177回	970,830,000円	964,215,792円
〃	第178回	1,571,170,000円	1,560,516,278円
〃	第179回	5,000,000円	4,961,192円
〃	第180回	16,000,000円	15,880,542円
〃	第181回	5,000,000円	4,965,496円
〃	第182回	15,000,000円	14,915,121円
〃	第184回	5,000,000円	4,977,830円
〃	第187回	13,000,000円	12,964,997円
〃	第190回	118,070,000円	118,056,511円
合　　計		122,139,980,000円	121,550,906,400円

○厚生労働省・経済産業省・環境省告示第四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づきその名称を公示する。

令和八年四月一日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第５項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
289	三酸化二アンチモン（Ⅲ）	(1)―543
290	ヘキサメチレンジアミン	(2)―153
291	フルフラール	(5)―40
292	ピリジン	(5)―710
293	アルキル（Ｃ＝８～16、直鎖型）＝Ｄ―グルコピラノシド又は（Ｄ―グルコピラナン（糖間の結合がグリコシド結合であるものに限る。）のアルキル（Ｃ＝８～16、直鎖型）グリコシド）	(5)―3641 (5)―6281 (5)―6337
294	１，２―ベンゾチアゾリン―３―オン	(9)―1845

○農林水産省告示第四百七十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年四月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後		改正前	
名称	位置	名称	位置
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	静岡県経済農業協同組合連合会小笠食肉センター	静岡県菊川市赤土千七百八十七番地の二
（略）	（略）	（略）	（略）

○国土交通省告示第五百十二号

我が国の航空安全管理体制を確立し、及び民間航空の安全の確保のために講ずべき対策等を示すことにより、航空の安全の確保を図るため、航空安全プログラムを次のとおり定める。

令和八年四月一日

国土交通大臣　金子　恭之

航空安全プログラム

はじめに

航空分野において、航空事故又は重大インシデントが発生すると、搭乗者等の生命が危険にさらされることにとどまらず、時として地上をも巻き込んだ甚大な被害をもたらす場合もあり、航空の安全の確保は、何よりも優先すべき最重要事項である。

国際民間航空条約（昭和28年条約第21号。以下「シカゴ条約」という。）の附属書19において、発生した航空事故や重大インシデントに対する事後対応だけでなく、先を見越した安全管理を行うための基礎として、シカゴ条約の締約国が航空安全プログラム（State Safety Programme。以下「SSP」という。）を実施することを規定している。SSPとは、国全体の航空の安全を管理することを目的とした、法令、規則、方針、目標、プロセス、手順及び活動を組み合わせた体系である。SSPを通じ航空安全当局が、安全方針及び安全目標を策定し、安全リスクを管理し、安全を保証し、安全の推進を図ることにより、国として航空の安全を体系的に管理するとともに、業務提供者が実施する安全管理システムと相互に連携することにより、民間航空システム全体の安全性の向上が図られることとなる。

我が国ではこれらの考え方を踏襲し、平成25年に「航空安全プログラム」（平成25年国空安企第29号）を策定した。同プログラムにおいて、我が国の航空安全管理体制を確立し、航空安全当局が民間航空の安全の確保のために講ずべき対策等を示すとともに、これらを適切に実施することにより、民間航空における航空事故その他の航空の安全に影響を及ぼす事態を未然に防ぎ、航空安全の確保を図ってきたところである。

今般、航空安全管理に関する近年の国際的動向及び我が国の航空を取り巻く現状を踏まえ、我が国の航空の安全管理に係る体制及び機能のあり方の更なる改善と明確化を図り、航空安全当局、業務提供者その他の航空活動関係者が一体となって航空の安全の確保に取り組むため、我が国におけるSSPとして本プログラムを改めて定めるものである。

航空安全当局においては、本プログラムに基づき航空活動関係者との安全情報の共有、積極的な安全文化醸成の促進、教育訓練を通じた人員の能力向上等の活動を実施するとともに、そのための予算と人員を確保することで、航空の継続的な安全性の向上を実現していくものとする。

１．定義

本プログラムにおいて、用語の定義は、以下に定めるところによる。

⑴　航空安全当局

国土交通省航空局（地方航空局を含む。以下同じ。）のうち、民間航空の安全を確保するための監督を行う課等をいう。

⑵　業務提供者

本邦航空運送事業者、認定事業場、指定航空従事者養成施設、公共用飛行場及び航空交通管制業務その他の航空機の運航に関する指示・支援業務の実施機関のうち、安全管理システムの確立が求められているものをいう。

⑶　航空活動関係者

航空機の運航に関係し、又は航空機の運航を直接的に支援する活動に従事する関係者をいう（民間航空の活動に従事する者に限る。）。

⑷　安全（Safety）

航空活動に係るリスクが受入可能なレベルまで低減され制御されている状態をいう。

⑸　安全監督（Safety oversight）

航空安全当局が民間航空の安全を確保するために行う全ての活動をいう。

⑹　安全管理システム（Safety management system）

安全リスクを管理するための体系的な仕組みであって、必要な組織体制、責任、方針及び手順を含むものをいう。

⑺　安全目標（Safety objective）

達成することが望ましい安全の結果を明文化したものをいう。

⑻　安全パフォーマンス（Safety performance）

国又は業務提供者がどの程度の安全性を達成したかを示す測定可能な結果をいう。

⑼　SPI（Safety performance indicator（安全パフォーマンス指標））

安全目標の達成に向けた進捗を含めて、安全パフォーマンスの測定又は監視のために用いる指標をいう。

⑽　SPT（Safety performance target（安全パフォーマンス目標））

SPIについて、一定期間内に達成すべきものとして国又は業務提供者が計画し、又は意図した目標をいう。

⑾　ハザード（Hazard）

航空事故その他の航空の安全に影響を及ぼす事態を引き起こす可能性のある状態又は事物をいう。

⑿　安全リスク（Safety risk）

ハザードが引き起こす又は引き起こし得る結果について予測される発生確率及び重大度の組合せをいう。

⑬　安全文化（Safety culture）
　安全に係る個人又は組織の価値観、姿勢、能力又は行動様式の総体をいう。安全文化は、ハザードが報告されることの促進、報告者の公正な取扱い、変化する要求への柔軟な対応、及び明らかにされたハザードに学ぶことを含む。
⑭　安全データ（Safety data）
　参照、処理又は分析のために収集された事実又は数値であって、安全の維持又は安全性の向上に活用できる可能性があるものをいう。
⑮　安全情報（Safety information）
　安全管理及び安全インテリジェンスの開発のため、必要に応じた処理、整理又は分析がされた安全データをいう。
⑯　安全インテリジェンス（Safety intelligence）
　安全情報の収集・分析を行うプロセスにより作り出され、意思決定を支援するものをいう。
⑰　航空事故（Accident）
　航空法（昭和27年法律第231号）第76条第１項各号に掲げる事故をいう。
⑱　重大インシデント（Serious incident）
　機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めた事態その他航空法第76条の２の国土交通省令で定める事態をいう。
⑲　航空事故等
　航空事故及び重大インシデントをいう。

２．構成と位置付け

　本プログラムは、シカゴ条約の附属書19並びに国際民間航空機関（以下「ICAO」という。）の安全管理マニュアル（Safety Management Manual）及び安全監視マニュアル（Safety Oversight Manual）Part Aに基づき、４つの構成要素（以下「Component」という。）及び８つの重要要素（Critical Elements。以下「CE」という。）を中心として構成されており、我が国の航空安全管理の主要事項を明確にしたものである。
　ICAOが提示している４つのComponent及び８つのCEを中心とした安全管理の枠組みを、図１に示す。

図１　ICAOの提示する安全管理の枠組み

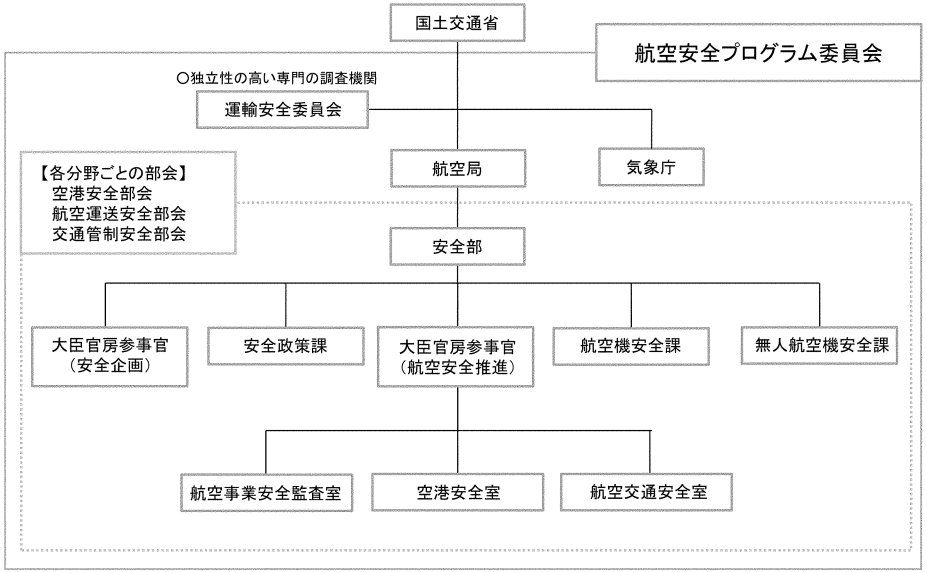


　また、本プログラムに係る取組において、航空安全当局は、人間のパフォーマンスの影響を考慮する必要がある。人間のパフォーマンスは人間の能力と限界の影響を受け、人間は複雑に変化する業務環境に順応し、各人の状況解釈に基づいて合理的と考える行動をとる。航空安全当局は、こうした人間の特性を踏まえて、１つの社会技術システムである航空分野において、人々が安全性の向上に力を発揮できるように、方針及び手順等を策定し、実施し、及び継続的に見直すものとする。

第１　航空安全当局の安全方針等（SSP Component-1）

1.1　我が国の航空法（CE-1）
　我が国では、シカゴ条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠した航空法が制定されている。
　また、航空安全当局職員は、同法の規定に基づき安全監督を行い、必要に応じて、航空機、運航、施設、人員、記録等を確認する権限を有している。
1.2　我が国の運用規則（CE-2）
　航空安全当局は、航空法の規定に基づき、及び同法を実施するため、航空法施行令（昭和27年政令第421号）、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）及び運用規則等に係る検討を行い、それらが適切かつ妥当であり続けることを確保するため適宜見直しを行うものとする。
1.3　関係機関との役割分担並びに安全方針及び安全目標
1.3.1　関係機関との役割（CE-3）
　航空安全当局は、関係行政機関との協力関係を構築し、安全管理を実施するものとする。また、航空安全当局は、効果的かつ効率的な本プログラムの実施を確保するため、航空安全当局及び関係行政機関が参加する「航空安全プログラム委員会」を設置するとともに、航空運送事業、航空保安業務及び空港管理業務の各分野における安全情報、再発防止策及び未然防止策、安全指標等の把握・分析等を行うため同委員会の下に分野ごとの安全部会を設けるものとする。
　航空安全当局及び関係行政機関の役割の分担を次に示す。また、⑴から⑶までの組織体制並びに航空安全プログラム委員会及び分野ごとの部会の構成員を図２に示す。
⑴　国土交通省航空局
　国土交通省航空局は、国土交通省に設置される組織であり、航空機の安全の確保及び航空機の航行に起因する障害の防止並びに航空機の航行の安全の確保に関することを所掌しており、航空安全当局としての業務提供者に対する監督業務も担っている。
　なお、国土交通省航空局は、上記のほかに航空従事者の教育及び養成並びに航空従事者に関する証明に関すること並びに航空路、航空交通管制、飛行計画及び航空機の運航に関する情報の提供に関することも所掌している。
　国土交通省航空局は、航空安全当局としての業務を行うに当たり、⑵から⑷までの行政機関と、情報共有、意思疎通及び調整を図るものとする。
⑵　運輸安全委員会
　運輸安全委員会は、独立性の高い専門の調査機関として設置され、航空事故等の発生の原因や航空事故による被害の原因を究明するための調査を行い、報告書の公表や、国土交通大臣又は原因関係者に対する勧告等を実施する。また当該調査で得られた知見に基づき、航空交通の安全に有益な情報についてタイムリーかつ積極的な情報発信を行い、航空事故等の再発防止や航空事故による被害の軽減に努める。
⑶　気象庁
　気象庁は、悪天による航空交通への影響を軽減し、航空機の安全な運航に寄与するとともに、航空交通管制を支援するため、シカゴ条約の附属書３に基づき、航空気象情報を提供する。
⑷　捜索救難業務に関係する行政機関
　航空機の捜索救難に関する事務は、航空機の捜索救難に関する協定（昭和40年３月18日）に基づき、警察庁、消防庁、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び防衛省が相互に協力して実施する。これらの行政機関は、シカゴ条約の附属書12に準拠して、東京捜索救難区（我が国が捜索救難業務を提供する捜索救難区の区画をいう。）における航空機の捜索救難を迅速かつ適確に実施する。

図２　各機関の組織体制並びに航空安全プログラム委員会及び分野ごとの部会の構成員



1.3.2　安全方針と安全目標

1.3.2.1　安全方針

航空安全当局は、その監督の下で行われる全ての航空活動について、最大限の安全が確保されるよう、所要の方針及び手順等を策定し、実施し、また法令に係る検討を行い、それらを継続的に見直すことによって、これらを通じて安全性の向上に努める。

航空安全当局は、航空の安全性の向上のための取組として、次の事項を関係行政機関とともに実施する。

①　シカゴ条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空法その他の我が国の航空法規に基づき、民間航空の安全に係る基準等を策定し、これらに基づく処分、報告徴収、検査その他の安全監督を行うこと。

②　安全監視活動を通して民間航空の安全の傾向を常に把握し、必要に応じて、安全リスクを低減するための措置を講じること。

③　航空安全当局及び業務提供者双方のSPI及びSPTを通じて、我が国における民間航空の安全パフォーマンスの測定及び監視を継続的に実施すること。また、安全パフォーマンスその他の民間航空の安全データ及び安全情報等を活用して民間航空の安全の傾向を把握すること。

④　民間航空の安全に係る問題に対処するため、航空活動関係者と協調し、協議に努め、継続的に安全性の向上に努めること。

⑤　自ら安全リスクを管理するという考え方の下、航空安全当局及び航空活動関係者の組織全体及び当該組織に属する個人（経営陣を含む。）が、例えば自らの行動の振り返り、改善、外部からの指摘を歓迎する姿勢や自発的にエラーを報告することを奨励する風土など、平時から積極的に安全リスクの更なる低減を志向し行動する安全文化（以下「積極的な安全文化」という。）の醸成を促進すること。

⑥　民間航空の安全データ及び安全情報は安全性の向上を主たる目的として利用するという前提の下、航空活動関係者に対し、当該情報の収集、分析及び関係者との共有を奨励すること。

⑦　本プログラムに基づく活動を効果的に実施していくため、安全管理及び安全監督のための十分な予算及び定員等の確保に努めること。

⑧　航空安全当局の職員が自らの職責を果たすことができるよう、必要となる教育訓練を実施すること。

1.3.2.2　安全目標

我が国において、昭和61年以降、特定本邦航空運送事業者（客席数が100又は最大離陸重量が50トンを超える航空機を使用して行う航空運送事業を経営する本邦航空運送事業者をいう。）における乗客の死亡事故が発生しておらず、この「死亡事故ゼロ」を今後も維持するだけでなく、全体の航空事故等についても防止を図っていく観点から、我が国の安全目標を次のとおり定めるとともに、安全目標を達成するための一定期間の取組を定める航空安全実施計画（National Aviation Safety Plan (NASP)）を定め、安全性の向上に取り組むこととする。

①　本邦航空運送事業者が運航する定期便について、死亡事故発生率及び全損事故発生率をゼロにする。

②　航空事故発生率、重大インシデント発生率及び地上作業、施設等に起因する人の死傷又は航空機が損傷した事態の発生率について、平成30年の目標値を起点としてそれぞれ15年間で50％の削減を図る。

1.3.3　文書化及び見直し

航空安全当局は、安全方針及び安全目標を含む本プログラムについて、必要な機能が文書化されることを含め、内容が適切かつ妥当であり続けることを確保するため、民間航空の安全の状況や安全情報の分析結果を踏まえ、定期的に又は必要に応じて見直しを検討するものとする。

1.3.4　危機管理に関する航空安全当局の対応

航空安全当局は、重大な事故、自然災害等に備え、対応措置の迅速かつ的確な実施を目的として、政府対策本部・現地対策本部等への国土交通省航空局の出席者、他機関との連携・調整、情報伝達の手順等の航空安全当局の役割をあらかじめ設定するものとする。

1.4　人員の要件及び訓練（CE-4）

航空安全当局は、航空安全に関わる職員に必要な知識及び技量に関する最低要件を明確にするとともに、当該職員が適切な知識と技量を身につけ、それを維持するための教育訓練を計画的に実施するものとする。教育訓練は、可能な限りICAOで教育訓練を受けた職員を教官とするとともに、新たに任用された職員向けの初期研修、職員の技能を維持するためのリカレント訓練、特定の分野において専門的な知識を習得するための専門研修等を、主に座学と実技により実施し、実施した記録を保存するものとする。

1.5　技術ガイダンス、ツール、安全上重要な情報の提供等（CE-5）

航空安全当局は、航空安全に関わる職員が適切に業務を遂行できるよう、業務に必要な手順等を解説した技術ガイダンスの作成やツールの提供を行うとともに、安全上重要な情報（航空情報、航空機故障情報、耐空性改善通報等）を当該職員に共有するものとする。また、安全上重要な情報その他の有益な情報を、ウェブサイト（SWIM (System-Wide Information Management)、航空安全情報ポータルサイト等）、航空安全情報管理・提供システム（ASIMS）等を通じて、航空活動関係者に提供するものとする。

第２　安全リスクの管理（SSP Component-2）

2.1　各種証明・許認可等（CE-6）

航空法及び関係法令（以下「航空法規」という。）に基づき、航空活動を行うための証明、許可又は認可等（以下「証明・許認可等」という。）を受けた者でなければ、航空法規により規制された業務を実施してはならない。

証明・許認可等は、申請者から申請を受けた航空安全当局等において、当該申請が航空法規並びに関連告示及び通達（以下「航空法規等」という。）に定められた基準に適合しているか否か審査・検査等を行い、適合すると認めた場合に証明書等の発行等を行う。証明・許認可等の要件及び手順は航空法規等に定められている。

2.2　安全管理システムの実施の義務付け

航空安全当局は、航空法規に基づき、業務提供者に対して安全管理システムの実施を求め、監査等を通じてその実施状況を確認する。業務提供者は、⑴から⑷までに示す枠組みを基本として、航空安全当局が航空法規に準拠し業務提供者の業務の種類に応じて別途定める要件（3.1.3において「SMS要件」という。）に適合する安全管理システムを確立し、必要な文書及び体制の整備等を行うとともに、安全データ及び安全情報の収集・共有、ハザードの特定、その安全リスクの評価、必要に応じた是正措置の実施及び講じた是正措置の有効性の評価といった活動を継続的に実施しなければならない。

⑴　安全方針と安全目標

安全に関する基本的な考え方を示した安全方針、当該方針を踏まえた安全目標、SPI、SPT、安全管理に関する責任体制及び安全管理システムの文書化等に関する事項

⑵　安全リスクの管理

安全データ及び安全情報の収集、ハザードの特定、特定されたハザードに係る安全リスクの評価並びに必要に応じた安全リスクの低減措置の実施等に関する事項

⑶　安全の保証

安全パフォーマンスの測定及び監視、内部監査等を通じた業務の実施状況等の確認、安全に影響を及ぼす可能性のある変更の管理並びに安全管理システムの継続的改善等に関する事項

⑷　教育訓練及び安全に関する情報の共有

航空安全に関わる職員に必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練並びに安全に関する情報の共有等に関する事項

2.3　航空事故等の調査

運輸安全委員会は、運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）に基づき、シカゴ条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、安全管理の支援のため、航空事故等が発生した原因や、航空事故による被害の原因を究明するための調査を行う。当該調査結果は、国土交通大臣に報告するとともに、公表する。

2.4　航空安全当局におけるハザードの特定及び安全リスクの評価

航空安全当局は、関係行政機関及び業務提供者等から広く安全データ及び安全情報を収集・分析し、国全体で対応するハザードを特定するとともに、予測される発生確率及び重大度の組合せを踏まえて、当該ハザードに係る安全リスクを評価する。

特定されたハザード、安全リスクの評価結果等は、航空安全プログラム委員会及び分野ごとの部会で共有される。

2.5　航空安全当局における安全リスク管理

2.5.1　安全に係る問題解決の仕組み（CE-8）

航空安全当局は、安全に係る問題を適切かつ確実に解決するために、次の事項を含む問題解決の仕組みを確立し、継続的に運用するものとする。

①　安全監視活動（監査、調査、分析等）を通じて把握された安全を阻害する問題の記録・管理

②　安全監視活動を通じて把握された安全を阻害する問題の原因に対する、業務提供者による是正措置に関する計画の提出及び評価プロセス

③　②の是正措置の実施状況の確認及び検証

④　②の是正措置が不十分な場合に講じる適切かつ段階的な措置（行政指導、命令、許可・承認等の取消し等）

2.5.2　航空法規等の執行方針（CE-8）

2.5.2.1　基本的方針

航空安全当局は、航空活動関係者が航空法規等を遵守していない場合、航空法規等に基づき、不利益処分又は行政指導（いずれも民間航空の安全に係るものに限る。以下「不利益処分等」という。）を実施し、航空の安全の確保を図るものとする。不利益処分等の内容は、航空法規等に対する違反の内容及び当該違反によって生じ得る航空事故等のリスクに見合ったものとし、次に掲げる事項についても考慮した上で判断することとする。

①　当該違反について

・　意図的に行ったか。
・　隠蔽していたか。
・　当該違反の当事者（当該者が個人の場合は所属する組織を含む。②において同じ。）が自主的に航空安全当局に対して報告（5.1.2に規定する自発報告制度に基づく報告を除く。）を行ったか。

②　当該違反の当事者が、改善等の措置を実施しているか、又は実施する計画を有しているか。

2.5.2.2　業務提供者に対する特例

業務提供者（航空安全当局が安全管理システムの確立を求めていない航空活動関係者であって、自主的に安全管理システムを確立しているものを含む。以下この項において同じ。）の安全管理システムの確立の支援を目的として、業務提供者に対して、一定の違反を伴う事象（航空事故等を除く。）について航空安全当局と調整の上で、安全管理システムによる改善措置を講じることを認めるため、次のとおり特例に係る方針及び規定を設ける。

⑴　基本的方針

航空安全当局は、この特例を適用するに当たり、業務提供者と意思疎通を図ることを基本とする。

⑵　安全管理システムの下で確立された自主的な報告等に関連する情報を得た場合の特例

航空安全当局は、業務提供者内部における、安全管理システムの下で収集された情報等であって、秘匿報告、自主的な報告又はこれらと同等の報告に関連する情報に違反に係るものが含まれていたとしても、当該情報を不利益処分及び厳重注意その他これに類する行政指導※の根拠として使用しない。

※「これに類する行政指導」には、監査結果の書面による通知、口頭による指導、助言等航空安全当局と航空活動関係者の間のみにおいて、日常的に行われる行政指導は含まれない。

⑶　業務提供者が違反を行った場合の特例

業務提供者が違反を行った場合、航空安全当局は、当該者と対話の機会を持つ。この対話において航空安全当局は、当該者に対し、当該違反につながった不適切事案に対する是正措置及び改善行動計画を示すよう求めることとする。航空安全当局は、当該措置及び計画の妥当性及び実効性を勘案し、これらが適切であると考えられる場合は、当該違反について不利益処分及び厳重注意その他これに類する行政指導を実施しない。また、これらが不適切と考えられる場合において、航空安全当局は、当該者との対話を継続し、必要に応じて、当該措置及び計画が適切なものとなるよう指導するが、当該者がこれに従わない場合、当該者に対し、通常の不利益処分及び厳重注意その他これに類する行政指導の実施を検討する。

⑷　例外

業務提供者が行った違反について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、本項の特例は適用しない。

①　意図的に行っていた場合
②　隠蔽していた場合

2.5.2.3　自発報告制度に係る特例

5.1.2に規定する自発報告制度に係る不利益処分等の特例については、同項④に規定するところによる。

2.5.3　国全体の航空の安全に係る安全リスク管理の手法

航空安全当局は、国全体で対応する必要があるハザードについて2.4に基づき評価された安全リスクが許容可能なレベルにない場合その他の安全リスクの管理が必要な場合に、当該安全リスクを低減させるため、関係行政機関や専門家の意見を聴きつつ、国全体で講ずべき対策を検討し、実施するとともに、当該対策の有効性をSPI等により評価し、必要に応じて改善を図る。

2.6　安全管理システムの確立が義務付けられる対象の見直し

航空安全当局は、安全管理システムの確立が義務付けられていない者について、当該者において特定されたハザード及び新たに顕在化が予期されるハザードに係る安全リスクの管理のために必要と認められる場合は、当該者における安全管理システムの確立を求めることを検討する。

第３　安全の保証（SSP Component-3）

3.1　監視義務

3.1.1　監視活動（CE-7）

⑴　監視活動の基本

航空安全当局は、業務提供者の安全管理システムを有効に機能させることを目的として、安全データ及び安全情報を収集・分析した上で、業務提供者が行う業務の内容に応じた効果的かつ持続可能な監視計画を策定し、当該計画に基づき、検査、監査その他の監視活動を継続的に実施するものとする。また、必要に応じ当該計画を見直すものとする。なお、監視計画には、具体的な監視活動の内容、頻度、対象、範囲及び手順等が含まれるものとする。

⑵　報告徴収及び検査等

航空安全当局は、航空法規に基づき、必要に応じ、又は定期的に、業務提供者に対して報告を求め、又は検査、監査若しくは調査を実施する。

3.1.2　リスクベース監視

航空安全当局は、収集された安全データ及び安全情報を用いて、分野ごとに「安全リスクプロファイル」（Safety Risk Profile。以下「SRP」という。）を構築し、当該SRPに基づき、より高いリスクを示すと考えられる領域に重点を置いた監視活動を行うための重点事項や周期を含む監視計画を策定する手順を別途定める。

SRPの構築に当たっては、業務提供者の組織の特徴（規模や複雑さ、管理的地位にある者の実績等）、過去の監査結果（指摘事項への対応状況を含む。）等を考慮する。

3.1.3　業務提供者の安全管理システムの継続的な監視

業務提供者の安全管理システムは、航空安全当局の継続的な監視及び評価の対象となる。

この一環として、業務提供者がSMS要件に基づいて設定したSPI及びSPTについて、航空安全当局は、適宜及び継続的に、次に掲げる観点から当該SPI及びSPTが妥当なものであることを確認した上で、安全パフォーマンスの監視及び評価を実施する。

①　業務提供者が行う業務の特性を表した指標であること。

②　測定可能な指標であること。

③　過去の実績及び事業計画等と照合し、現状より改善した値を目標値としていること。ただし、現状が最高の安全性を示し、現状以上の改善ができない場合は、維持した値を目標値としていること。

④　航空安全当局が設定する安全目標を考慮したものであること。

3.2　国の安全パフォーマンスの測定及びモニタリング

航空安全当局は、1.3.2.2に定める安全目標の達成に向けた安全パフォーマンスを測定するため、適切なSPI及びSPTを定めるものとする。なお、SPIは必要に応じて定性的なものとする。

航空安全当局は、SPIに基づき測定された値について、SPTとの比較その他の方法による分析・評価を行うとともに、その結果に基づく重点的な監視活動、更に詳細な分析、具体的な改善措置の検討等を行うことで、安全を阻害する問題に迅速に対処し、安全パフォーマンスの維持や改善を図る。これらの活動に当たっては、必要に応じ航空安全プログラム委員会で検討を行う。

3.3　継続的な改善

航空安全当局は、安全リスクを管理し、安全を阻害する問題を解決するためにとられた措置の有効性について評価する方法を確立し、これを実施するものとする。また、航空安全当局は、航空安全プログラム委員会において、本プログラムの活動が有効であることを定期的に評価し、必要に応じて改善を図る。

第４　安全の推進（SSP Component-4）

4.1　航空活動関係者との情報共有

航空安全当局は、航空活動関係者に本プログラム、安全方針及び安全目標を周知するものとし、航空安全当局及び航空活動関係者が相互に意見を交換する機会の設定、インターネット等を通じた情報共有により、航空活動関係者との双方向の意思疎通を図る。

4.2　安全文化の醸成等

航空安全当局は、5.1.2に規定する自発報告制度に基づく報告を奨励し、安全目標を達成するため、航空活動関係者その他の航空の安全に影響を与える関係者における積極的な安全文化の醸成に資する、様々な場を通した周知活動等の取組を実施する。

第５　安全インテリジェンスの作成及び共有

5.1　安全情報の収集

航空安全当局は、民間航空の安全データ及び安全情報の収集、保存、集約及び分析を可能にするための機能を有し、一貫性のあるプロセスで運用されるシステム又はシステムの複合体（Safety data collection and processing system。以下「SDCPS」という。）を構築するものとする。SDCPSには、国土交通省航空局が運用する「安全対策高度化システム」等が含まれる。

SDCPSによって収集する安全データ及び安全情報は、事故等が発生する前の潜在的なもの及び事故等が発生した後の事後的なものを含む。

5.1.1　義務報告制度

航空安全当局は、航空法規等に基づき、義務報告制度により報告される民間航空の安全データを収集し、当該データをSDCPSに統合するものとする。

5.1.2　自発報告制度

航空安全当局は、義務報告制度では捕捉されない民間航空の安全データを幅広く収集するため、自発報告制度を次に掲げるところにより運用するものとする。

①　主たる報告者は、航空活動に自ら直接携わる個人又は当該個人が所属する組織とする。

②　主たる報告対象事象は、航空活動を行う中で、自らが、当事者であるか否かにかかわらず、その五感により直接感じた（他人からの伝聞によるものは含まない。）、航空の安全に影響を及ぼす可能性があったと思われる事象とする。

③　報告を受ける主体を確立し、その運営は、航空安全当局及び主たる報告者以外の者が行う。

④　航空安全当局は、自発報告制度により収集した情報のうち、個人又は会社名等が特定される情報に直接アクセスせず、③の運営主体に対し当該情報の提供を求めない。また、もし当該制度により収集した情報により個人又は会社等において違反があったことを知ったとしても、当該情報を不利益処分等の根拠として使用しない。

5.1.3　安全データ及び安全情報へのアクセス

航空安全当局及び関係行政機関は、航空安全への責務を果たすことを目的として、SDCPSにより安全データ及び安全情報を利用し、又は提供するものとする。

5.1.4　安全報告の分類

航空安全当局は、義務報告制度及び自発報告制度により報告される安全データを、別途定める標準化された分類法（Taxonomy）に従い分類することで、次の取組を促進する。

①　国全体で対応するハザードの特定

②　安全データと安全情報又はこれら同士の比較

③　安全情報の共有・交換

5.1.5　安全データ及び安全情報のガバナンス

航空安全当局は、SDCPSへ取り込まれた安全データ及び安全情報の管理に関し、次の仕組みを整備するよう努める。

①　安全データ及び安全情報の管理責任者の指定

②　安全データ及び安全情報の保護（匿名化、秘匿処理）、利用範囲の明確化

5.2　安全データ及び安全情報の分析

航空安全当局は、SDCPS及び関連するデータベースに取り込まれた安全データ及び安全情報を分析する方法を確立し、これを実施するものとする。なお、この分析に当たっては、当該分析が、SPIの設定、国全体で対応するハザードの特定、安全上の望ましい成果をもたらす既存の取組や施策の特定、安全インテリジェンスの開発等に資するものとなるように留意するものとする。また、航空安全当局は、必要に応じ、業務提供者等からの協力を得て、分野別又は分野横断的な会議等を開催し、分析結果等の的確性を審議し、それらの結果を安全対策に活用する。

5.3　安全データ及び安全情報の保護の原則

航空安全当局は、情報の保護の原則を踏まえ、安全データ及び安全情報の継続的な利用を確保し、不適切な公開を防ぐ等という考え方のもと、収集し、保存し、又は分析された安全データ及び安全情報について、原則として、安全の維持又は安全性の向上以外の目的で利用可能にし、又は使用してはならない。なお、本項でいう安全データ及び安全情報には義務報告制度により収集されたものを含む。

5.4　安全情報の共有

5.4.1　他国との情報共有

航空安全当局は、SDCPSに含まれる情報の分析において、他国にとって有益と考えられる安全情報を特定した場合、情報の保護の原則に従った上で、当該安全情報を当該国に提供することができる。

5.4.2　航空活動関係者との情報共有

航空安全当局は、情報の適切な保護措置を講じた上で、航空活動関係者間の協力を促進するため、安全対策高度化システム、航空安全情報ポータルサイト、国土交通省ウェブサイト等を通じて双方向での情報共有を図るとともに、業務提供者間での有益な安全情報及び安全インテリジェンスの共有・交換を促進するよう努める。

○観光庁告示第１１号

外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第八条第一項の規定に基づき、公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間（令和三年観光庁告示第二号）の一部を次のように改正したので、同条第四項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年四月一日

観光庁長官　村田　茂樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一　法第二条第一項第一号に掲げる鉄道事業者及び同項第二号に掲げる軌道経営者並びにそれら以外の者で同条第二項第一号に掲げる鉄道施設を設置し、又は管理するもの　次の表の起点の欄に掲げる駅又は停留場と終点の欄に掲げる駅又は停留場とを結ぶ区間

起　点	終　点	主たる経過地	路　線　名	公共交通事業者等
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
藤沢	鎌倉		江ノ島電鉄線	江ノ島電鉄株式会社
大船	湘南江の島		江の島線	湘南モノレール株式会社
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
長野	妙高高原		北しなの線	しなの鉄道株式会社
新魚津	宇奈月温泉		本線	富山地方鉄道株式会社
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
京都	鳥取	上郡　智頭	東海道線　山陽線　智頭線　因美線	西日本旅客鉄道株式会社　智頭急行株式会社
中百舌鳥	和泉中央		泉北線	南海電気鉄道株式会社
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
米子	鳥取		山陰線	西日本旅客鉄道株式会社
倉敷市	三菱自工前		水島本線	水島臨海鉄道株式会社
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

一　法第二条第一項第一号に掲げる鉄道事業者及び同項第二号に掲げる軌道経営者並びにそれら以外の者で同条第二項第一号に掲げる鉄道施設を設置し、又は管理するもの　次の表の起点の欄に掲げる駅又は停留場と終点の欄に掲げる駅又は停留場とを結ぶ区間

起　点	終　点	主たる経過地	路　線　名	公共交通事業者等
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
藤沢	鎌倉		江ノ島電鉄線	江ノ島電鉄株式会社
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
長野	妙高高原		北しなの線	しなの鉄道株式会社
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
京都	鳥取	上郡　智頭	東海道線　山陽線　智頭線　因美線	西日本旅客鉄道株式会社　智頭急行株式会社
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
米子	鳥取		山陰線	西日本旅客鉄道株式会社
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

八丁堀	白島		白島線	広島電鉄株式会社
広電本社前	広電本社前	的場町	宇品線　皆実線　循環線　本線	広島電鉄株式会社
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

二　法第二条第一項第三号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者及び同項第四号に掲げるバスターミナル事業を営む者　次に掲げる区間

イ　次の表の起点の欄に掲げるバスターミナル又は停留所と終点の欄に掲げるバスターミナル又は停留所とを結ぶ区間

起点	終点	公共交通事業者等
（略）	（略）	（略）
札幌駅前	足湯入口　東町　室蘭観光協会前	道南バス株式会社
（略）	（略）	（略）
仙台空港	山形駅前	宮城交通株式会社 山形交通株式会社
（略）	（略）	（略）
仙台駅前	山形駅前	宮城交通株式会社 山形交通株式会社
県庁市役所前	秋保森林スポーツ公園前	宮城交通株式会社
仙台駅東口	蔵王温泉バスターミナル	宮城交通株式会社
（略）	（略）	（略）
仙台駅東口	米沢市役所	山形交通株式会社
県立病院	金山待合所	山形交通株式会社
公立病院	尾花沢待合所	山形交通株式会社
寒河江駅前	朝日町役場前	山形交通株式会社
仙台駅前	酒田庄交バスターミナル　新庄駅前	山形交通株式会社
県庁市役所前	高松葉山温泉	山形交通株式会社
山形市役所前	高松葉山温泉　道の駅川のみなと長井	山形交通株式会社

八丁堀	白島		白島線	広島電鉄株式会社
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

二　法第二条第一項第三号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者及び同項第四号に掲げるバスターミナル事業を営む者　次に掲げる区間

イ　次の表の起点の欄に掲げるバスターミナル又は停留所と終点の欄に掲げるバスターミナル又は停留所とを結ぶ区間

起点	終点	公共交通事業者等
（略）	（略）	（略）
札幌駅前	足湯入口　しおさい前　東町　室蘭観光協会前	道南バス株式会社
（略）	（略）	（略）
仙台空港	山形駅前	宮城交通株式会社 山交バス株式会社
（略）	（略）	（略）
仙台駅前	山形駅前	宮城交通株式会社 山交バス株式会社
県庁市役所前	秋保森林スポーツ公園前	宮城交通株式会社
仙台駅東口	米沢市役所	山交バス株式会社
県立病院	金山待合所	山交バス株式会社
公立病院	尾花沢待合所	山交バス株式会社
寒河江駅前	朝日町役場前	山交バス株式会社
仙台駅前	酒田庄交バスターミナル　新庄駅前	山交バス株式会社
県庁市役所前	高松葉山温泉	山交バス株式会社
山形市役所前	高松葉山温泉　道の駅川のみなと長井	山交バス株式会社

山交ビルバスターミナル	米沢駅前	山形交通株式会社	
エスモールバスターミナル 寒河江駅前　わくわくランド 芭蕉記念館前	湯元駅前	山形交通株式会社	
山形駅前	蔵王温泉バスターミナル	山形交通株式会社	
（略）	（略）	（略）	
成田空港	新浦安地区　東京ディズニーリゾート地区	東京空港交通株式会社 京成バス千葉ウエスト株式会社 京成バス千葉イースト株式会社	
（略）	（略）	（略）	
成田空港	横浜駅東口（ＹＣＡＴ）・みなとみらい地区	東京空港交通株式会社 京浜急行バス株式会社 横浜シティ・エア・ターミナル株式会社 京成バス千葉セントラル株式会社 京成バス千葉イースト株式会社	
成田空港	河口湖駅	株式会社フジエクスプレス 京成バス千葉イースト株式会社	
成田空港	銀座駅　東京駅	ジェイアールバス関東株式会社 あすか交通株式会社 平和交通株式会社 京成バス千葉セントラル株式会社 京成バス千葉ウエスト株式会社 京成バス千葉イースト株式会社	
（略）	（略）	（略）	
成田空港	幕張新都心地区	京成バス千葉セントラル株式会社	

山交ビルバスターミナル	米沢駅	山交バス株式会社	
エスモールバスターミナル 寒河江駅前　わくわくランド 芭蕉記念館前	小野川駐車場前　湯元駅前	山交バス株式会社	
山形駅前	蔵王温泉バスターミナル	山交バス株式会社	
（略）	（略）	（略）	
成田空港	新浦安地区　東京ディズニーリゾート地区	東京空港交通株式会社 東京ベイシティ交通株式会社 千葉交通株式会社	
（略）	（略）	（略）	
成田空港	横浜駅東口（ＹＣＡＴ）・みなとみらい地区	東京空港交通株式会社 京浜急行バス株式会社 横浜シティ・エア・ターミナル株式会社 京成バス株式会社	
成田空港	河口湖駅	株式会社フジエクスプレス 京成バス株式会社	
成田空港	銀座駅　東京駅	ジェイアールバス関東株式会社 あすか交通株式会社 平和交通株式会社 西岬観光株式会社 京成トランジットバス株式会社 京成バス株式会社 京成バスシステム株式会社 成田空港交通株式会社	
（略）	（略）	（略）	
成田空港	幕張新都心地区	ちばシティバス株式会社 京成バス株式会社	

成田空港	川越駅西口	京成バス千葉イースト株式会社
		京成バス千葉イースト株式会社 東武バスウエスト株式会社 川越観光自動車株式会社
成田空港	つくばセンター	京成バス千葉イースト株式会社 関東鉄道株式会社
成田空港	前橋	関越交通株式会社
（略）	（略）	（略）
羽田空港	新浦安地区　東京ディズニーリゾート地区	東京空港交通株式会社 京成バス東京株式会社 京浜急行バス株式会社 京成バス千葉ウエスト株式会社
（略）	（略）	（略）
羽田空港	幕張新都心地区	東京空港交通株式会社 京浜急行バス株式会社 京成バス千葉セントラル株式会社 京成バス千葉イースト株式会社
（略）	（略）	（略）
横浜駅東口	東京ディズニーリゾート	京成バス東京株式会社 京浜急行バス株式会社
（略）	（略）	（略）
バスタ新宿（新宿駅新南口）	東京ディズニーリゾート	京成バス東京株式会社 ジェイアールバス関東株式会社
（略）	（略）	（略）
幕張本郷駅	ＺＯＺＯマリンスタジアム	京成バス千葉セントラル株式会社
（略）	（略）	（略）
名古屋空港	西春駅	名鉄バス株式会社

成田空港	川越駅西口	成田空港交通株式会社
		千葉交通株式会社 東武バスウエスト株式会社 川越観光自動車株式会社
成田空港	つくばセンター	千葉交通株式会社 成田空港交通株式会社 関東鉄道株式会社
成田空港	伊香保温泉	関越交通株式会社
（略）	（略）	（略）
羽田空港	新浦安地区　東京ディズニーリゾート地区	東京空港交通株式会社 京浜急行バス株式会社 京成バス株式会社 東京ベイシティ交通株式会社
（略）	（略）	（略）
羽田空港	幕張新都心地区	東京空港交通株式会社 京浜急行バス株式会社 ちばシティバス株式会社 京成バス株式会社
（略）	（略）	（略）
横浜駅東口	東京ディズニーリゾート	京浜急行バス株式会社 京成バス株式会社
（略）	（略）	（略）
バスタ新宿（新宿駅新南口）	東京ディズニーリゾート	ジェイアールバス関東株式会社 京成バス株式会社
（略）	（略）	（略）
幕張本郷駅	ＺＯＺＯマリンスタジアム	京成バス株式会社
（略）	（略）	（略）
名古屋空港	西春駅	名鉄バス株式会社
あいち航空ミュージアム	名鉄バスセンター	名鉄バス株式会社 名古屋鉄道株式会社

浜松駅		
奥山　気賀駅前　浜名湖ガーデンパーク　三ヶ日車庫　山崎	足助	遠州鉄道株式会社
名鉄バスセンター	豊田市	名鉄バス株式会社
愛知医科大学病院　愛・地球博記念公園　尾張旭向ケ丘　トヨタ博物館前　長島温泉　菱野団地　藤が丘　明治村	足助	名鉄バス株式会社
名鉄バスセンター	豊田市	名鉄バス株式会社

浜松駅		
奥山　気賀駅前　浜名湖ガーデンパーク　三ヶ日車庫　山崎	赤池駅	遠州鉄道株式会社
長久手古戦場駅	赤池駅	名鉄バス株式会社
川島　江南駅　江南団地　宮田本郷	一宮駅	名鉄バス株式会社
小牧駅	岩倉駅	名鉄バス株式会社
市民病院	岡崎げんき館	名鉄バス株式会社
内々神社	高蔵寺駅北口	名鉄バス株式会社
川島　江南厚生病院　江南団地	江南駅	名鉄バス株式会社
名商大	米野木駅	名鉄バス株式会社
津島駅	栄	名鉄バス株式会社
国分団地	ＪＲ稲沢駅西口	名鉄バス株式会社
奥殿陣屋　市民病院　大門駅　滝団地　東名岩津　日名町　三河上郷駅	ＪＲ岡崎駅	名鉄バス株式会社
上品野　菱野団地	新瀬戸駅	名鉄バス株式会社
愛・地球博記念公園駅	瀬戸駅前	名鉄バス株式会社
市民病院	大樹寺	名鉄バス株式会社
中央総合公園	大門駅	名鉄バス株式会社
美合駅	中央総合公園	名鉄バス株式会社
足助　古瀬間墓園	豊田市	名鉄バス株式会社
尾張旭向ケ丘	長久手古戦場駅	名鉄バス株式会社
トヨタ博物館前	藤が丘	名鉄バス株式会社
五色園　トヨタ博物館前	星ヶ丘	名鉄バス株式会社
デンパーク	名鉄新安城駅	名鉄バス株式会社
愛知医科大学病院　愛・地球博記念公園　尾張旭向ケ丘　津島駅　トヨタ博物館前　長島温泉　菱野団地　藤が丘　明治村	名鉄バスセンター	名鉄バス株式会社 名古屋鉄道株式会社

（略）	（略）	（略）
名鉄東岡崎駅	足助	名鉄バス株式会社
（略）	（略）	（略）
中津川駅前	加子母総合事務所　妻籠　苗木城　馬籠	北恵那交通株式会社
（略）	（略）	（略）
金沢駅	森本駅	西日本ジェイアールバス株式会社
（略）	（略）	（略）
バスターミナル東京八重洲	ひだホテルプラザ	神姫観光株式会社
（略）	（略）	（略）
広島空港	広島バスセンター	株式会社広島バスセンター 広島バス株式会社 広島電鉄株式会社 ＪＲバス中国株式会社 広島交通株式会社 芸陽バス株式会社
広島空港	広島駅新幹線口	広島バス株式会社 広島電鉄株式会社 ＪＲバス中国株式会社 広島交通株式会社 芸陽バス株式会社
（略）	（略）	（略）
岡山空港	倉敷駅北口	中鉄バス株式会社
（略）	（略）	（略）
岩国錦帯橋空港	広島バスセンター	株式会社広島バスセンター
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
名鉄東岡崎駅	足助　大沼　岡崎墓園　上米河内　川向　北野二番訳　坂戸　桜形　ＪＲ安城駅　西岡崎駅　羽栗	名鉄バス株式会社
（略）	（略）	（略）
中津川駅前	加子母総合事務所　苗木城　馬籠	北恵那交通株式会社
（略）	（略）	（略）
金沢駅	不動寺	西日本ジェイアールバス株式会社
（略）	（略）	（略）
虎ノ門ヒルズバスターミナル	市営高山駅西駐車場	神姫観光株式会社
（略）	（略）	（略）
広島空港	広島バスセンター	株式会社広島バスセンター 広島バス株式会社 広島電鉄株式会社 中国ジェイアールバス株式会社 広島交通株式会社 芸陽バス株式会社
広島空港	広島駅新幹線口	広島バス株式会社 広島電鉄株式会社 中国ジェイアールバス株式会社 広島交通株式会社 芸陽バス株式会社
（略）	（略）	（略）
岡山空港	倉敷駅北口	中鉄バス株式会社 下津井電鉄株式会社
（略）	（略）	（略）
岩国錦帯橋空港	広島バスセンター	株式会社広島バスセンター いわくにバス株式会社
岩国錦帯橋空港	錦帯橋	いわくにバス株式会社
（略）	（略）	（略）

倉敷駅前	ＪＲ児島駅	下津井電鉄株式会社
岡山駅	後楽園前　新岡山港	岡山電気軌道株式会社
（略）	（略）	（略）
高松空港	県民ホール・県立ミュージアム	ことでんバス株式会社
（略）	（略）	（略）
那覇空港	北谷ゲートウェイ	有限会社カリー観光
（略）	（略）	（略）
石垣空港	石垣港離島ターミナル	有限会社カリー観光

ロ　次の表の上欄に掲げる運行系統に係る区間

運行系統	公共交通事業者等
（略）	（略）
盛岡都心循環バス	岩手県交通株式会社
（略）	（略）
河口湖周遊線　西湖周遊線　本栖湖周遊線　ＹＡＭＡＮＡＫＡＫＯ　ＮＯ　ＫＡＢＡ　ふじっ湖号	富士急バス株式会社
（略）	（略）
Ｃ－１５　Ｃ－２４　Ｃ－２８	ＪＲバス中国株式会社

三　法第二条第一項第五号に掲げる一般旅客定期航路事業及び対外旅客定期航路事業を営む者並びにそれ以外の者で同条第二項第四号に掲げる輸送施設を設置し、又は管理するもの　次に掲げる区間

イ　次の表の起点の欄に掲げる旅客船ターミナルと終点の欄に掲げる旅客船ターミナルとを結ぶ区間

起点	終点	公共交通事業者等
（略）	（略）	（略）
横須賀港	猿島	株式会社トライアングル

倉敷駅前	ＪＲ児島駅	下津井電鉄株式会社
（略）	（略）	（略）
高松空港	フェリー乗り場	ことでんバス株式会社
（略）	（略）	（略）
那覇空港	ダブルツリーｂｙヒルトン沖縄北谷	有限会社カリー観光
（略）	（略）	（略）
新石垣空港	石垣港離島ターミナル	有限会社カリー観光

ロ　次の表の上欄に掲げる運行系統に係る区間

運行系統	公共交通事業者等
（略）	（略）
盛岡都心循環バス	岩手県交通株式会社
仙台お散歩号　松島お散歩号	ジェイアールバス東北株式会社
（略）	（略）
河口湖周遊線　西湖周遊線　本栖湖周遊線　ＹＡＭＡＮＡＫＡＫＯ　ＮＯ　ＫＡＢＡ　ふじっ湖号	富士急バス株式会社
西浦病院循環線	名鉄バス株式会社
（略）	（略）
Ｃ－１５　Ｃ－２４　Ｃ－２８	中国ジェイアールバス株式会社

三　法第二条第一項第五号に掲げる一般旅客定期航路事業及び対外旅客定期航路事業を営む者並びにそれ以外の者で同条第二項第四号に掲げる輸送施設を設置し、又は管理するもの　次に掲げる区間

イ　次の表の起点の欄に掲げる旅客船ターミナルと終点の欄に掲げる旅客船ターミナルとを結ぶ区間

起点	終点	公共交通事業者等
（略）	（略）	（略）
横須賀港	猿島	株式会社トライアングル

直江津港旅客船ターミナル	小木港旅客船ターミナル	佐渡汽船株式会社 新潟県
新潟港万代島旅客船ターミナル	両津港旅客船ターミナル	佐渡汽船株式会社 新潟県
（略）	（略）	（略）
佐世保港	宇久平漁港	九州商船株式会社 佐世保市
（略）	（略）	（略）
鹿児島港	桜島港	鹿児島市 鹿児島県
（略）	（略）	（略）

ロ　（略）

四　法第二条第一項第六号に掲げる本邦航空運送事業者及びそれ以外の者で同条第二項第五号に掲げる航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理するもの　次に掲げる区間

イ　次の表の上欄に掲げる空港・飛行場を相互に結び、下欄に掲げる公共交通事業者等が運航を行う区間（上欄に掲げる空港・飛行場におけるロに掲げる航空旅客ターミナルを含む。）

空港・飛行場	公共交通事業者等
成田国際　東京国際　中部国際　関西国際　大阪国際　新千歳　旭川　釧路　帯広　函館　仙台　秋田　広島　山口宇部　高松　松山　高知　福岡　北九州　長崎　熊本　大分　宮崎　鹿児島　那覇　女満別　青森　南紀白浜　隠岐　出雲　岡山　奄美　久米島　宮古　石垣　三沢　小松　徳島	日本航空株式会社
成田国際　東京国際　中部国際　関西国際　大阪国際　新千歳　旭川　稚内　釧路　函館　仙台　秋田　広島　山口宇部　高松　松山　高知　福岡　長崎　熊本　大分　宮崎　鹿児島　那覇　中標津　大館能代　庄内　八丈島　富山　能登　静岡　神戸　鳥取　石見　岡山　佐賀　宮古　石垣　小松　美保（米子）　岩国　徳島	全日本空輸株式会社
東京国際　中部国際　関西国際　福岡　那覇　岡山　久米島　宮古　石垣　小松	日本トランスオーシャン航空株式会社
（略）	（略）
中部国際　大阪国際　新千歳　仙台　新潟　広島　松山　福岡　大分　鹿児島　福島	アイベックスエアラインズ株式会社

新潟港万代島旅客ターミナル	両津港南埠頭旅客待合所	佐渡汽船株式会社 新潟県
（略）	（略）	（略）
佐世保港	宇久平漁港	九州商船株式会社
（略）	（略）	（略）
鹿児島港	桜島港	鹿児島市
（略）	（略）	（略）

ロ　（略）

四　法第二条第一項第六号に掲げる本邦航空運送事業者及びそれ以外の者で同条第二項第五号に掲げる航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理するもの　次に掲げる区間

イ　次の表の上欄に掲げる空港・飛行場を相互に結び、下欄に掲げる公共交通事業者等が運航を行う区間（上欄に掲げる空港・飛行場におけるロに掲げる航空旅客ターミナルを含む。）

空港・飛行場	公共交通事業者等
成田国際　東京国際　中部国際　関西国際　大阪国際　新千歳　旭川　釧路　帯広　函館　仙台　秋田　広島　山口宇部　高松　松山　高知　福岡　北九州　長崎　熊本　大分　宮崎　鹿児島　那覇　女満別　青森　南紀白浜　隠岐　出雲　岡山　奄美　久米島　宮古　新石垣　三沢　小松　徳島	日本航空株式会社
成田国際　東京国際　中部国際　関西国際　大阪国際　新千歳　旭川　稚内　釧路　函館　仙台　秋田　広島　山口宇部　高松　松山　高知　福岡　長崎　熊本　大分　宮崎　鹿児島　那覇　中標津　大館能代　庄内　八丈島　富山　能登　静岡　神戸　鳥取　石見　岡山　佐賀　宮古　新石垣　小松　美保（米子）　岩国　徳島	全日本空輸株式会社
東京国際　中部国際　関西国際　福岡　那覇　岡山　久米島　宮古　新石垣　小松	日本トランスオーシャン航空株式会社
（略）	（略）
中部国際　大阪国際　新千歳　仙台　新潟　広島　福岡　大分　鹿児島　福島	アイベックスエアラインズ株式会社

成田国際　東京国際　中部国際　関西国際　大阪国際　新千歳　旭川　稚内　釧路　函館　仙台　秋田　新潟　広島　山口宇部　高松　松山　高知　福岡　長崎　熊本　大分　宮崎　鹿児島　那覇　利尻　中標津　紋別　女満別　青森　大館能代　庄内　福島　八丈島　富山　能登　静岡　神戸　鳥取　石見　岡山　佐賀　対馬　福江　宮古　石垣　小松　美保（米子）　岩国　徳島	ＡＮＡウイングス株式会社
東京国際　中部国際　福岡　長崎　熊本　大分　宮崎　鹿児島　那覇　神戸　石垣	株式会社ソラシドエア
東京国際　中部国際　関西国際　仙台　山口宇部　福岡　北九州	株式会社スターフライヤー
中部国際　新千歳　仙台　山形　新潟　高知　福岡　熊本　鹿児島　青森　花巻　松本　静岡　神戸　出雲　札幌（丘珠）　名古屋（小牧）	株式会社フジドリームエアラインズ
成田国際　中部国際　関西国際　新千歳　釧路　仙台　福岡　長崎　宮崎　鹿児島　那覇　女満別　奄美　石垣	ピーチ・アビエーション株式会社
成田国際　中部国際　関西国際　新千歳　旭川　高松　松山　高知　福岡　長崎　熊本　大分　宮崎　鹿児島　那覇	ジェットスター・ジャパン株式会社
（略）	（略）

ロ　次の表の上欄に掲げる航空旅客ターミナル

空港・飛行場	公共交通事業者等
（略）	（略）
佐賀	九州佐賀国際空港ビル株式会社
（略）	（略）
石垣	石垣空港ターミナル株式会社
（略）	（略）

成田国際　東京国際　中部国際　関西国際　大阪国際　新千歳　旭川　稚内　釧路　函館　仙台　秋田　新潟　広島　山口宇部　高松　松山　高知　福岡　長崎　熊本　大分　宮崎　鹿児島　那覇　利尻　中標津　紋別　女満別　青森　大館能代　庄内　福島　八丈島　富山　能登　静岡　神戸　鳥取　石見　岡山　佐賀　対馬　福江　宮古　新石垣　小松　美保（米子）　岩国　徳島	ＡＮＡウイングス株式会社
東京国際　中部国際　福岡　長崎　熊本　大分　宮崎　鹿児島　那覇　神戸　新石垣	株式会社ソラシドエア
東京国際　中部国際　関西国際　山口宇部　福岡　北九州	株式会社スターフライヤー
中部国際　新千歳　山形　新潟　高知　福岡　熊本　鹿児島　青森　花巻　松本　静岡　神戸　出雲　札幌（丘珠）　名古屋（小牧）	株式会社フジドリームエアラインズ
成田国際　中部国際　関西国際　新千歳　釧路　仙台　福岡　長崎　宮崎　鹿児島　那覇　女満別　奄美　新石垣	ピーチ・アビエーション株式会社
成田国際　中部国際　関西国際　新千歳　旭川　高松　松山　高知　福岡　長崎　熊本　大分　宮崎　鹿児島　那覇　下地島	ジェットスター・ジャパン株式会社
（略）	（略）

ロ　次の表の上欄に掲げる航空旅客ターミナル

空港・飛行場	公共交通事業者等
（略）	（略）
佐賀	佐賀ターミナルビル株式会社
（略）	（略）
新石垣	石垣空港ターミナル株式会社
（略）	（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○防衛省告示第百一号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十六条第二項の規定により、自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例に関する告示（平成十一年防衛庁告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場に着陸する航空機（国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一㈣キ(a)ただし書に規定するもの及び一㈣キ(b)に掲げるものを除く。）の着陸料の額は、昭和五十年防衛庁告示第百五十五号第一の規定にかかわらず、使用料告示一㈠の規定により得た金額に、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める割合を乗じた金額とする。ただし、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量（以下「重量」という。）が五十トン以下のものに限る。）についての着陸料の額は、令和二年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、使用料告示一㈠ア若しくはイ又は一㈡エの規定により計算して得た金額に五分の四（重量が二十トン以下の航空機にあっては十分の七）を乗じた金額とする。また、次の第六号及び第七号に掲げる航空機（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた優れた取組が行われているものとして国土交通省により指定された空港（以下「指定空港」という。）に着陸するものに限る。）の着陸料の額について、当該各号に定める割合を乗じた金額以下で国土交通省により定められた金額がある場合にあっては、当該航空機の着陸料の額は、次の各号の規定にかかわらず、当該金額とする。	航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場に着陸する航空機（国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一㈣キ(a)ただし書に規定するもの及び一㈣キ(b)に掲げるものを除く。）の着陸料の額は、昭和五十年防衛庁告示第百五十五号第一の規定にかかわらず、使用料告示一㈠の規定により得た金額に、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める割合を乗じた金額とする。ただし、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量（以下「重量」という。）が五十トン以下のものに限る。）についての着陸料の額は、令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、使用料告示一㈠ア若しくはイ又は一㈡エの規定により計算して得た金額に五分の四（重量が二十トン以下の航空機にあっては十分の七）を乗じた金額とする。また、次の第六号及び第七号に掲げる航空機（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた優れた取組が行われているものとして国土交通省により指定された空港（以下「指定空港」という。）に着陸するものに限る。）の着陸料の額について、当該各号に定める割合を乗じた金額以下で国土交通省により定められた金額がある場合にあっては、当該航空機の着陸料の額は、次の各号の規定にかかわらず、当該金額とする。
一　令和二年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもの（次号から第七号までに掲げるものを除く。）　十分の七（ただし、国内航空に従事するものにあっては、四分の一）	一　令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもの（次号から第七号までに掲げるものを除く。）　十分の七（ただし、国内航空に従事するものにあっては、四分の一）
二　令和二年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、東京国際空港、大阪国際空港、新千歳空港又は福岡空港を使用空港とする路線に係るもので国内航空に従事するもの　二分の一	二　令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、東京国際空港、大阪国際空港、新千歳空港又は福岡空港を使用空港とする路線に係るもので国内航空に従事するもの　二分の一
三　令和二年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、成田国際空港、中部国際空港又は関西国際空港を使用空港とする路線に係るもので国内航空に従事するもの　三分の一	三　令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、成田国際空港、中部国際空港又は関西国際空港を使用空港とする路線に係るもので国内航空に従事するもの　三分の一
四　［略］	四　［同上］
五　令和二年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であって、旅客の運送を行うものをいう。以下同じ。）であるもの（第七号に掲げるものを除く。）　二分の一	五　令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であって、旅客の運送を行うものをいう。以下同じ。）であるもの（第七号に掲げるものを除く。）　二分の一
六・七　［略］	六・七　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○東北地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月一日

東北地方整備局長　西村　拓

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
新庄市大字福田字八幡原一九九番五から同県最上郡戸沢村大字古口字真柄三〇〇〇番五まで	前	Ａ　九・七五～一一・七〇	一二・一七四	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		Ｂ　二〇・〇〇～一九一・〇〇	一一・〇九六	
	後	Ｂ　二〇・〇〇～一九一・〇〇	一一・〇九六	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
大月市駒橋二丁目字仲山一七一九番一から同市大月町花咲字宮ノ西二三一番六まで	前	Ａ　七・二〇～三三・二一	三・一〇三	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		Ｂ　一四・一八～一〇四・五四	二・九九七	
	後	Ｂ　一四・一八～一〇四・五四	二・九九七	
大月市大月町駒橋字宮原一一三三番一から同市大月一丁目字宮原一一四三番一まで	前	三七・一八～七二・二〇	〇・〇三四	
	後	三九・一五～七四・五七	〇・〇三四	
大月市駒橋二丁目字仲下四二二番三から同市大月町花咲字大曽根九三三番二まで	前	一四・一八～一〇四・五四	三・〇六一	
	後	一四・九四～一〇五・八〇	三・〇六一	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	大月市駒橋二丁目字仲下四二二番三から同市大月町花咲字大曽根九三三番二まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月一日

○関東地方整備局告示第百四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百三十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
大月市大月二丁目字坂瀬六九八番一地先から同市駒橋一丁目字大原九一一番一まで	前	八・一三～九八・三四	一・四一一	
	後	〇・〇〇～〇・〇〇	〇・〇〇〇	
大月市大月二丁目字関屋六六二番四から同市駒橋二丁目字仲下四四二番一まで	前	〇・〇〇～〇・〇〇	〇・〇〇〇	
	後	二一・〇九～七四・五七	一・五一四	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
石川県鳳珠郡穴水町字此木壱一〇〇番一から同県羽咋郡志賀町徳田子一〇一七番六まで	前	一一・六五～四三四・〇〇	二五・八五二	
	後	一一・六五～四三四・〇〇	二五・八五二	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百七十号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
石川県鳳珠郡穴水町字此木壱一〇〇番一から同県羽咋郡志賀町徳田子一〇一七番六まで	一〇・五〇～七〇・六五	二五・八五二

四　指定する期日　令和八年四月一日

○北陸地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十号	石川県鳳珠郡穴水町字此木壱一〇〇番一から同県羽咋郡志賀町徳田子一〇一七番六まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月一日

○中部地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岡崎市本宿町字城屋敷九番三から同市本宿町字城屋敷一二番一まで	前	三一・九三～三九・八八メートル
	後	〇〇・〇四〇キロメートル
	前	三一・九三～三八・五四メートル
	後	〇〇・〇四〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	岡崎市本宿町字城屋敷九番三から同市本宿町字城屋敷一二番一まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月一日

○中部地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
塩尻市大字奈良井字三ノ段八三七番二二六から同市大字木曽平沢字錦沢一四五一番一七六まで	前	一二・四四～三八・四〇メートル
	後	一五・九二～五二・〇四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
静岡県駿東郡清水町伏見字泉頭七一番七から同町伏見字泉頭七一番九	前	二六・五五～三〇・三五メートル
	後	二六・五五～三六・四五キロメートル
静岡県駿東郡清水町八幡字中瀬一八二番一から同町八幡字東原一七八番一	前	二二・六六～五二・一一メートル
	後	二二・六六～四一・一七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
米原市顔戸字塚町一三一七番一から彦根市佐和山町字通り道一五〇番一まで	前	B　九・七八～六九・三一メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　七・六四五キロメートル B　八・〇一〇キロメートル	
	前	B　九・四四～五四・九七メートル	
	後	A　一・六六二キロメートル B　一二・五〇～七一・七六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
米原市岩脇字西浦七九番一から同市米原一一四一番まで	前	一一・五三～四九・八〇メートル
	後	一・三四四キロメートル
米原市西円寺字丸山五三三番一から同市中多良字建仁寺六三六番二まで	後	九・七八～一三三・七一メートル
	前	四・七一八メートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十七号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　二十六号
三　道路の区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長
堺市堺区鉄砲町一番二五地先から同市堺区竜神橋町二丁二一番一まで	七・六二メートル	二・二六二キロメートル

四　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十八号

令和八年四月二日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
堺市堺区鉄砲町一番二五地先から同市堺区竜神橋町二丁二一番一まで（堺市堺区鉄砲町一番二五地先から同市堺区竜神橋町二丁二一番一まで）	一般国道二十六号	電柱

図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百六十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大津市北小松字鵜川一〇四番二から同市北小松字大門一〇一〇番まで	前	A 七・〇〇～二六・一四メートル	二・二八二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 二一・五〇～八四・一〇	二・二八二	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○中国地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県東伯郡北栄町国坂字西大野一五二五番九二から同町田井字灘浜四八四番七まで	前	八四・八〇～一七三・三〇メートル	〇・二二五キロメートル	
	後	七八・九〇～一六七・九〇	〇・二二五	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号及び四百三十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
廿日市市宮島口一丁目九〇九一番一から同市宮島口一丁目二五八八番六まで	前	一二・四九～一三・一五メートル	〇・一〇六キロメートル
	後	一三・一五～二二・三二	〇・一〇六

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号及び四百三十三号	廿日市市宮島口一丁目九〇九一番一から同市宮島口一丁目九〇九四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月一日

○四国地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県幡多郡黒潮町拳ノ川字丸松二一六六番一から同町佐賀字記念地二二四〇番一まで	前	A 九・五〇～七二・五〇メートル	七・六一四キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C・D 一二・二〇～二八三・四〇	六・二八五	
		A 九・五〇～七二・五〇	七・六一四	
		B・C・D 一二・二〇～二八三・四〇	六・二八五	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十四号

次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日　四国地方整備局長　奥田　晃久

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
高知市高須新町三丁目一〇三番一から同市本町五丁目一四四番地先まで（高知市高須新町三丁目一〇三番一から同市本町五丁目一四四番地先まで）	一般国道三十二号及び三十三号	電柱

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第三十五号

次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日　四国地方整備局長　奥田　晃久

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
高松市中新町二番一〇から同市林町字坊城一五二三番一まで（高松市中新町二番一〇から同市林町字坊城一五二三番一まで）	一般国道十一号	電柱

図面縦覧場所　四国地方整備局及び香川河川国道事務所

○九州地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鹿屋市白水町一九八五番三から垂水市新城字濱迫四三八六番一まで	前	ＢＡ　八・七二～一五・〇〇	六九・五〇（メートル）　七・一四一（キロメートル）	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ｂ　一五・〇〇～一二七・〇〇	七・五二〇	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○北海道開発局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日　北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号及び二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
紋別市沼の上一七八番から同市小向七九番三まで	前	ＢＡ・Ｃ・Ｄ　九・五〇～一一・二五	一二四・三〇（メートル）　一・四〇五（キロメートル）	上記Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＥは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＣ・Ｄ・Ｅ　一一・二五～一四九・八六	七・八九六	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

官庁報告

官庁事項

人事院公示第15号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成21年人事院公示第８号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年４月１日　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　（略）	1　（略）
2　委任する権限及び所掌事務	2　委任する権限及び所掌事務
一　（略）	一　（略）
二　人事院規則８―12に規定する次に掲げる事項	二　人事院規則８―12に規定する次に掲げる事項
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
(5)　第９条第４項の規定に基づき、人事院が定めることとされている内部部局又はこれに準ずる組織について定めること、特定機関における採用に支障があると認めること及び人事院が指定することとされている採用候補者名簿を指定すること。	(5)　第９条第４項の規定に基づき、人事院が定めることとされている内部部局又はこれに準ずる組織について定めること。
(6)～(32)　（略）	(6)～(32)　（略）
二の二・三　（略）	二の二・三　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）

2　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第16号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年４月１日　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一～十九　（略）	一～十九　（略）
二十　人事院規則９―123（本府省業務調整手当）に規定する次に掲げる事項	二十　人事院規則９―123（本府省業務調整手当）に規定する次に掲げる事項
⑴　第２条第27号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職について定めること。	⑴　第２条第26号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職について定めること。
⑵～⑺　（略）	⑵～⑺　（略）
二十一～二十四　（略）	二十一～二十四　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第17号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年４月１日　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一～十一の二　（略）	一～十一の二　（略）
十二　人事院規則９―54（住居手当）に規定する次に掲げる事項	十二　人事院規則９―54（住居手当）に規定する次に掲げる事項
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　第４条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている住宅について定めること。	⑶　第４条の規定に基づき、人事院が定めることとされている住宅について定めること。
⑷～⑼　（略）	⑷～⑼　（略）
十三～二十四　（略）	十三～二十四　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

令和八年四月一日

中国四国産業保安監督部長　金子　健

一　名称　大同ガス産業株式会社

二　住所　香川県高松市伏石町七百八番地一

三　指定する地域　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

四　指定の区分　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定

五　保安検査を行う事業所の名称及び所在地　大同ガス産業株式会社　香川県高松市伏石町七百八番地一

六　指定年月日　令和八年四月一日

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第１項第１号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第20号）第19条第２項第３号の規定により委任された同法第74条の２第１項第１号の規定に基づき、公示する。

令和８年４月１日

九州産業保安監督部長　樫福　錠治

１．名称　株式会社ＢＦＧエンジニアリング

２．住所　福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目５番１号

３．指定する地域　九州全県

４．指定する区分　液化石油ガス保安規則第78条第４項において準用する同規則第77条第２項及び第４項から第７項までに規定する特定施設の保安検査

５．指定年月日　令和８年４月１日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月一日　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　海上保安大学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名

（変更前）筒井　直樹

（変更後）澤井　幸保

三　変更年月日　令和八年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月一日　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　海上保安大学校

二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名

（変更前）筒井　直樹

（変更後）澤井　幸保

三　変更年月日　令和八年四月一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月一日　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　海上保安大学校

二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名

（変更前）筒井　直樹

（変更後）澤井　幸保

三　変更年月日　令和八年四月一日

北陸地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和８年４月１日　北陸地方整備局長　高松　諭

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道470号	石川県鳳珠郡穴水町此木壱100番１から石川県七尾市高田町井36番１まで

２　指定する期日　令和８年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和８年４月１日　北陸地方整備局長　高松　諭

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道470号	石川県鳳珠郡穴水町此木壱100番１から石川県七尾市高田町井36番１まで

２　指定する期日　令和８年４月１日

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日　中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類	一般国道一号
(二) 路線名	
(三) 占用を制限する区域	岡崎市本宿町地内
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和八年四月一日
(七) 図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

中国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日　中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類	一般国道二号
(二) 路線名	
(三) 占用を制限する区域	廿日市市宮島口一丁目九〇八六番１地内 東広島市西条町寺家字板橋１〇〇二四番六から同市八本松南八丁目二三番二五まで 東広島市西条町御薗宇字竹之鼻１〇八三番二から同市西条町御薗宇字道照一四四六番一まで 廿日市市大野字鳴川八七七七番五から同市大野字下灘八四一一番１まで
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和八年四月一日
(七) 図面縦覧場所	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日　中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十一号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
広島県安芸郡坂町小屋浦一丁目九二五三番二五から同町小屋浦一丁目九二五三番一二まで	
広島県安芸郡坂町平成ケ浜一丁目三二一七番二地内	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月一日
(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十四号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
広島市中区基町一番一三から同市中区基町一番一〇まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月一日
(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百八十五号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
竹原市福田町字元浜二一〇番五から同市福田町字浜田一八八番七まで 東広島市安芸津町小松原字新開五九八番一から同市安芸津町小松原字宮之首一〇五九番二まで	
竹原市吉名町字森谷二四二四番一から同市吉名町字岩坪二四一一番三まで 呉市仁方町字戸浜三八番一から同市仁方町字戸浜四〇番三まで 東広島市安芸津町小松原字井手之鼻二四八番二から同市安芸津町小松原字小浜三二一番六まで 竹原市忠海床浦二丁目四一七四番一から同市忠海中町一丁目四三九九番三まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月一日
(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

労　働

最低賃金の廃止決定に関する公示

奈良労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第17条の規定に基づき、奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金（昭和62年奈良労働基準局最低賃金公示第９号）を令和８年３月31日限り廃止する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年４月１日

奈良労働局長　石崎　琢也

国家試験

令和８年度司法書士試験に関する公告

司法書士法（昭和25年法律第197号）第６条第１項の規定に基づき、令和８年度における司法書士試験を次のとおり行う。

令和８年４月１日　法務大臣　平口　洋

1　受験資格
年齢、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。

2　試験期日
筆記試験　令和８年７月５日（日曜日）
口述試験　令和８年10月13日（火曜日）

3　試験の内容
(1)　憲法、民法、商法（会社法その他の商法分野に関する法令を含む。）及び刑法に関する知識
(2)　不動産登記及び商業（法人）登記に関する知識（登記申請書の作成に関するものを含む。）
(3)　供託並びに民事訴訟、民事執行及び民事保全に関する知識
(4)　その他司法書士法第３条第１項第１号から第５号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

4　試験の時間割等
(1)　指定時刻
司法書士法施行規則（昭和53年法務省令第55号）第６条第１項の時刻（以下「指定時刻」という。）として、午前の部については午前９時15分、午後の部については午後０時45分を指定する。
受験者は、指定時刻までに試験場内の試験室に出頭せず、又は係員の承認を受けないで試験室から退室したときは、その試験を受けることができない。
(2)　筆記試験
ア　時間割は、次のとおりである。

試験の内容	時間	
前記３の(1)	午前の部の指定時刻	午前９時30分から午前11時30分までの２時間
	午後の部の指定時刻	午前の部の指定時刻は午前９時15分 午後の部の指定時刻は午後０時45分

午後の部	午後１時00分から午後４時00分までの３時間	前記３の⑵から⑷まで

イ　午前の部の試験（前記３⑴）及び午後の部の試験のうち前記３⑶及び⑷については多肢択一式により、午後の部の試験のうち前記３⑵については多肢択一式及び記述式により、それぞれ実施する。

なお、午前の部の試験の多肢択一式問題、午後の部の試験の多肢択一式問題又は午後の部の試験の記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とする。

⑶　口述試験

筆記試験に合格した者につき、前記３⑵及び⑷に掲げる事項について行う。

⑷　筆記試験免除申請者

令和７年度の司法書士試験の筆記試験合格者については、今回の司法書士試験の筆記試験を免除する。

⑸　法令等の適用日

筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、令和８年４月１日（水曜日）現在において施行されているもの（同日が施行日とされているものを含む。）とする。

5　試験場所

⑴　筆記試験

受験申請書類を提出した法務局又は地方法務局（横浜、さいたま、千葉、静岡、京都、神戸及び那覇に限る。）が指定する場所

⑵　口述試験

法務局及びその管内の地方法務局（横浜、さいたま、千葉、静岡、京都、神戸及び那覇に限る。）における筆記試験の合格者については、その法務局が指定する場所

筆記試験免除申請者については、受験申請書類を提出した法務局が指定する場所

6　受験申請受付期間

令和８年５月７日（木曜日）から同年５月18日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前９時00分から正午まで及び午後１時00分から午後５時00分まで。

なお、受験申請書類を郵送によって提出する場合には、書留郵便によるものとし、令和８年５月18日（月曜日）までの消印があることを要する。

7　受験申請書類の提出先

法務局民事行政部総務課又は地方法務局（横浜、さいたま、千葉、静岡、京都、神戸及び那覇に限る。）総務課

筆記試験免除申請者については、法務局民事行政部総務課

8　受験手数料

8,000円の額に相当する収入印紙を受験申請書に貼って納付すること。

9　受験申請書等の用紙の交付

受験申請書その他の受験の申請に必要な書類の用紙は、令和８年４月１日（水曜日）から同年５月18日（月曜日）までの期間（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）に、全国の法務局及び地方法務局の総務課において交付する。

なお、郵送によって受験申請書等の用紙を請求する場合には、返送用として、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（180円）を貼った角形２号の郵便封筒を同封すること。

10　筆記試験の結果の発表

令和８年８月12日（水曜日）の午後４時に、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）において、筆記試験問題、多肢択一式問題の正解及び基準点等を掲載する。

筆記試験合格者については、令和８年10月１日（木曜日）の午後４時に、筆記試験を実施した法務局又は地方法務局に掲示して行うほか、筆記試験合格者に対して筆記試験合格通知書を発送して行う。また、同日の午後４時に、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）にも筆記試験合格者の受験番号を掲載する。

11　最終合格者の発表

令和８年11月５日（木曜日）の午後４時に、筆記試験を実施した法務局又は地方法務局に掲示して行うほか、同日の午後４時に、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）にも最終合格者の受験番号を掲載する。また、令和８年11月27日（金曜日）の官報において、最終合格者の受験番号及び氏名を公告する。

なお、最終合格者本人には、司法書士試験合格証書を交付する。

おって、今回の筆記試験に合格した者については、その申請によって次回（令和９年度）の司法書士試験の筆記試験が免除される。

令和８年度検察官特別考試の施行

令和８年度検察官特別考試の施行について、次のとおり公告する。

令和８年４月１日

検察官・公証人特別任用等審査会長
和田　雅樹

1　筆記試験

⑴　期日　令和８年７月６日（月）から同月８日（水）まで

⑵　場所　東京高等検察庁（東京都千代田区霞が関１－１－１）

2　口述試験

⑴　期日　令和８年10月１日（木）及び同月２日（金）

⑵　場所　法務省（東京都千代田区霞が関１－１－１）

3　出願期間　令和８年５月７日（木）から同月21日（木）まで

4　受験手続　試験を受けようとする者（令和９年４月１日現在で副検事在職３年以上の者）は、所轄検事長を経由して受験願書を検察官・公証人特別任用等審査会宛て提出しなければならない。

令和８年一級建築基準適合判定資格者検定の施行について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条の規定に基づき、令和８年一級建築基準適合判定資格者検定を次のとおり施行する。

令和８年４月１日　　国土交通大臣　金子　恭之

1　受検資格　一級建築士試験に合格した者

2　検定期日

検定日	時間	区分	内容
８月28日（金）	午前10時から午後４時	考査	一級建築士の設計に係る建築物が建築基準法第６条第１項の建築基準関係規定への適合を判定するために必要な知識

3　検定地　検定地は、受検者の受検申込時における住所地の都道府県により次表のとおりとする。

住所地の都道府県名	検定地
北海道	札幌市
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	仙台市
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	さいたま市
新潟、富山、石川	新潟市
岐阜、静岡、愛知、三重	名古屋市
福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	大阪市
鳥取、島根、岡山、広島、山口	広島市
徳島、香川、愛媛、高知	高松市
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市

4　受検申込手続
⑴　受検申込受付期間　令和８年５月20日（水）～令和８年５月29日（金）
⑵　受検申込受付場所　住所地又は勤務地の都道府県建築主務課又は同課の指定する場所
⑶　受検申込方法　受検の申込みは、国土交通省令で定める受検申込書を上記⑵の場所に郵送等により提出すること。受検申込受付期間の最終日までの消印のあるものに限り有効とし、封筒の表に「令和８年一級建築基準適合判定資格者検定受検申込書在中」と朱書し、書留郵便とすること。
5　合格者の発表　令和８年12月14日（月）（予定）
6　その他
⑴　解答に当たり適用すべき法令等については、令和８年１月１日現在において施行されているものとする。
⑵　天災等緊急時における検定情報については、国土交通省のホームページ上で公開するので、適宜確認を行うこと。

令和８年二級建築基準適合判定資格者検定の施行について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条の規定に基づき、令和８年二級建築基準適合判定資格者検定を次のとおり施行する。

令和８年４月１日　　国土交通大臣　金子　恭之

1　受検資格　一級建築士又は二級建築士試験に合格した者
2　検定期日

検定日	時間	区分	内容
11月13日（金）	午前10時から午後４時35分	考査	二級建築士の設計に係る建築物が建築基準法第６条第１項の建築基準関係規定への適合を判定するために必要な知識

3　検定地　検定地は、受検者の受検申込時における住所地の都道府県により次表のとおりとする。

住所地の都道府県名	検定地
北海道	札幌市
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	仙台市
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	さいたま市
新潟、富山、石川	新潟市
岐阜、静岡、愛知、三重	名古屋市
福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	大阪市
鳥取、島根、岡山、広島、山口	広島市
徳島、香川、愛媛、高知	高松市
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市

4　受検申込手続
⑴　受検申込受付期間　令和８年７月８日（水）～令和８年７月17日（金）
⑵　受検申込受付場所　住所地又は勤務地の都道府県建築主務課又は同課の指定する場所
⑶　受検申込方法　受検の申込みは、国土交通省令で定める受検申込書を上記⑵の場所に郵送等により提出すること。受検申込受付期間の最終日までの消印のあるものに限り有効とし、封筒の表に「令和８年二級建築基準適合判定資格者検定受検申込書在中」と朱書し、書留郵便とすること。
5　合格者の発表　令和９年３月15日（月）（予定）
6　その他
⑴　解答に当たり適用すべき法令等については、令和８年１月１日現在において施行されているものとする。
⑵　天災等緊急時における検定情報については、国土交通省のホームページ上で公開するので、適宜確認を行うこと。

令和８年度における臭気判定士試験及び嗅覚（きゅう）検査の実施について

令和８年度における悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第13条第１項に規定する臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験（以下「臭気判定士試験」という。）及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査（以下「嗅覚検査」という。）の実施について、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第18条第１項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

なお、臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施に関する事務は、悪臭防止法第13条第２項に規定する指定機関を指定する省令（平成13年環境省令第19号）の規定に基づき、公益社団法人におい・かおり環境協会が行う。

令和８年４月１日　　環境大臣　石原　宏高

1　令和８年度臭気判定士試験
⑴　試験を行う期日　令和８年11月29日（日曜日）
⑵　試験を行う場所　北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県及び沖縄県
⑶　受験申請書の提出期限及び提出先　受験申請書は、令和８年７月21日（火曜日）から令和８年９月25日（金曜日）までに、公益社団法人におい・かおり環境協会（郵便番号160―0008　東京都新宿区四谷三栄町６番６号四谷MSビル４階　電話番号03（6233）9011）に提出すること。

2　令和８年度嗅覚検査
⑴　検査を行う期日　令和８年４月１日（水曜日）から令和９年３月31日（水曜日）までの間で、受検申請者が希望する日を勘案して公益社団法人におい・かおり環境協会が指定する日
⑵　検査を行う場所　北海道、宮城県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び鹿児島県
⑶　受検申請書の提出期限及び提出先　受検申請書は、公益社団法人におい・かおり環境協会に対し、検査を行う期日までに提出すること。
3　その他
⑴　臭気判定士試験及び嗅覚検査受験申請書等の入手方法、受験申請手続等に関する問合せは、公益社団法人におい・かおり環境協会に対して行うこと。
⑵　臭気判定士試験及び嗅覚検査を行う場所については、天災等緊急時その他の事情により変更することがあるため、公益社団法人におい・かおり環境協会のウェブサイト（https://orea.or.jp）に掲載するので、適宜確認を行うこと。